

日本研究

第50集

平成26年9月

三橋 正◎古記録文化の形成と展開——平安貴族の日記に見る具注曆記・別記の書き分けと統合——
笹生美貴子◎明石一族を取り巻く「夢」——“夢実現の共同体”の視座から——

小野健吉◎『江戸図屏風』から読み解く寛永期の江戸の庭園

横山輝樹◎徳川吉宗の小金原鹿狩——勢子運用の観点から——

久世夏奈子◎外務省記録にみる「唐宋元明名画展覧会」（一九二八年）

北浦寛之◎映画のなかのテレビ・メディア——昭和三十年代の映像産業の攻防を通して——

二村淳子◎〈研究ノート〉フランス領インドシナにおける『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』
——ファミ・クインの書評とその解題——

小林茂子◎〈研究ノート〉開戦前後におけるマニラ日本人学校にみる教育活動の変容

——発行された副読本と児童文集を手がかりに——

安井真奈美◎〈研究資料〉ワイキキでの同郷会記念写真——山口県沖家室島のハワイ移民関連資料——

日本研究第50集

装丁
岡村元夫

日本研究
第50集
目次

古記録文化の形成と展開

——平安貴族の日記に見る具注曆記・別記の書き分けと統合——

三橋 正

11

明石一族を取り巻く「夢」

——夢実現の共同体の視座から——

笹生 美貴子

41

『江戸凶屏風』から読み解く寛永期の江戸の庭園

小野 健吉

61

徳川吉宗の小金原鹿狩

——勢子運用の観点から——

横山 輝樹

83

外務省記録にみる「唐宋元明名画展覧会」（一九二八年）

久世 夏奈子

143

映画のなかのテレビ・メディア

——昭和三十年代の映像産業の攻防を通して——

北浦 寛之

191

〈研究ノート〉

フランス領インドシナにおける『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』

——ファム・クインの書評とその解題——

二村 淳子

209

開戦前後におけるマニラ日本人学校にみる教育活動の変容

——発行された副読本と児童文集を手がかりに——

小林 茂子

235

〈研究資料〉

ワイキキでの同郷会記念写真

——山口県沖家室島のハワイ移民関連資料——

安井 真奈美

259

論文要旨

6

英文要旨

iv

英文目次

iii

『日本研究』投稿要項

ii

古記録文化の形成と展開

—平安貴族の日記に見る具注暦記・別記の書き分けと統合—

三橋 正

個人が日記を付ける習慣と過去の日記を保存・利用する「古記録文化」は、官人の職務として発生したものが天皇や上級貴族にも受け入れられ、撰関政治を推進した藤原忠平（八八〇～九四九）によって文化として確立され、子孫に伝承され、貴族社会に定着していった。その日記の付け方は、『九条殿遺誠』にあるように、具注暦に書き込むだけでなく、特別な行事については別記にも記すというものであり、忠平も実践していたことが『貞信公記抄』の異例日付表記などから確認できる。息師輔（九〇八～九六〇）も、具注暦記（現存する『九曆抄』と部類形式の別記（現存する『九条殿記』）と書き分けていたことは、具注暦記にはない別記の記事（逸文）が儀式書に引用され、別記に具注暦記（暦記）の記載を注記した部分があることなどから明らかである。従来の研究では、部類は後から編纂されると考えて原『九曆』を想定し、そこから省略本としての『九曆抄』と年中行事書編纂のための『九条殿記』が作られたとしていたが、先入観に基づく学説は見直されるべきである。平親信（九四六～一〇一七）の『親信卿記』についても、原『親信卿記』を想定して自身の六位蔵人時代の日記について一度部類化してから再統合したとの学説があったが、そうではなく、並行して付けていた具注暦記と部類形式の別記を統合したものであった。藤原行成（九七二～一〇二七）の『権記』では、具注暦記のほかに儀式の次第などを記す別記と宣命などを記す目録が並行して付けられていたが、一条天皇の崩御を契機として統合版を作成したようで、その寛弘八年（一〇一一）までの記事がまとめられた。現存する日記（古記録）の写本は統合版が多く、部類形式の別記については研究者に認知されていなかった。本稿により、（日記帳のような）具注暦とは別に（ルーブリーフ・ノートのような）別紙を使って別記を書くという習慣が十世紀前半（忠平の時代）に形成され、十世紀末に両者の統合版を作成して後世に残すという作業が加わるという「古記録文化」の展開が明らかになった。

【日記（古記録）、藤原忠平、『貞信公記』、藤原師輔、『九曆』、『九条殿遺誠』、平親信、『親信卿記』、藤原行成、『権記』、具注暦、別記、撰関期】

明石一族を取り巻く「夢」

—夢実現の共同体の視座から—

笹生美貴子

『源氏物語』「須磨」「明石」巻では、源氏・明石一族の運命を切り拓いてゆく複数の夢が描かれる。とりわけ、源氏と明石入道・源氏と朱雀帝といった重なり合う二つの「夢」が軸となり物語を展開させている。

だが、それらは必ずしも当事者間で夢内容を共有していたわけではない。「夢の共有／非共有の構造」という特異な傾向が見られることは注目される。最も注目される例として、明石入道は、「明石」巻において明石の浦から源氏のもとへ来訪した経緯について見た夢を源氏に話すが、明石御方出生の際に見た一族栄達の夢については、その現実がほぼ確実視（東宮第一皇子（曾孫）の誕生）されるまで源氏にも肉親にも語らなかつたことが挙げられる。明石一族は、得た「夢」を一族で共有し語り伝えてゆくことでさらなる飛躍の道を進めることができたのであるが、そこにおいて、「夢の共有／非共有の構造」が描かれる意味を明らかにした。

本稿では、論を展開するにあたり、平安貴族社会において、見た夢を共有する現象が起こっていることについて着目しつつ、それを明石一族や源氏らの運命に深く影響を及ぼすこととなる複数の「夢」に当てはめることで見えてくる世界について考察を試みた。

平安貴族社会において「夢」がどのように意識されていたかについて知る手がかりとして、当時の公務・儀式などの身辺の出来事を子々孫々にわたる知的共有財産として残した漢文日記に注目し、主に『源氏物語』と執筆時期の近い『御堂閔白記』「権記」「小右記」に見られる藤原道長に関する「夢」の記事を中心に提示しつつ検討した。

光源氏のモデルの一人として挙げられる藤原道長を取り巻く「夢」のあり方に焦点をあてることにより、『源氏物語』『明石物語』における幸いの論理がより鮮明に見えてくることを論じた。

【夢、夢実現の共同体、夢語り共同体、明石一族、『源氏物語』、『御堂関白記』、『権記』、『小右記』、藤原道長】

『江戸図屏風』から読み解く寛永期の江戸の庭園

小野健吉

景観年代が寛永十年（一六三三）末～十一年初頭と考えられる『江戸図屏風』（国立歴史民俗博物館所蔵）には、三邸の大名屋敷（水戸中納言下屋敷・加賀肥前守下屋敷・森美作守下屋敷）と二邸の旗本屋敷（向井将監下屋敷・米津内蔵助下屋敷）で見事な池泉庭園が描かれているほか、駿河大納言上屋敷や御花島など、当時の江戸の庭園のありようを考える上で重要な図像も見られる。本稿では、これらを関連資料等とともに読み解き、寛永期の江戸の庭園について以下の結論を得た。

將軍の御成などを念頭に置いて造営された有力大名下屋敷の広大な池泉庭園では、滝・池・護岸石組・州浜といった水をめぐる各種デザインが大きな見せ場であった。そのため、水源の確保が極めて重要な課題であり、各大名屋敷では、湧水のほか上水道や小河川・都市水路などからの導水に大きな努力を払ったと見られる。一方、隅田川沿いの旗本屋敷では潮汐の影響を受ける隅田川から直接導水する「潮入り」の手法が発明され、これがその後海沿岸沿いの大名屋敷の庭園でも採用されることとなったと考えられる。また、庭園を眺める視点場として二階建て数寄屋楼閣が重要な役割を果たしていたことも注目される。さらに、池泉庭園を備えない上屋敷などでは市中にあつて山居をイメージさせる、都市文化の極みともいべき茶室と露地が設えられていたことが駿河大納言上屋敷の様子から窺える。庭園管理という観点では、例えば樹木を剪定整枝して仕立てる技術がすでにしっかりと定着していたことが植物の描き方に示される。加えて、御花島からは、花卉を中心とする園芸文化が、いわば江戸の主人たる將軍の先導のもと、文字通り豊かに花開いていたことがわかる。以上のように、慶長八年（一六〇三）の開府からおおよそ三十年を経た江戸では、庭園をめぐる文化は多様で多面的なありようを見せていたのである。

【寛永、江戸、江戸図屏風、庭園、大名庭園、後楽園、潮入り、御成、徳川家光、

花卉園芸

徳川吉宗の小金原鹿狩

—— 勢子運用の観点から ——

横山輝樹

本論は江戸幕府八代將軍徳川吉宗による幕臣への武芸奨励について、特に、享保十年・十一年（一七二五・一七二六）に実施された小金原鹿狩についてその実態の解明と歴史的意義を明らかにしようとするものである。情弱化していく幕臣を鍛え上げるため、吉宗が武芸を奨励したということはつとに知られるところであるが、その実態解明についてはいまだ不十分なままである。本論は武芸奨励の一環であり、吉宗による武芸奨励の中でも最大規模を誇る小金原鹿狩について分析を進めることにより、先行研究の不備を補おうとするものである。古来より狩猟とは軍事訓練の意味合いを有しているが、とりわけ本論で取り扱う鹿狩は鹿や猪といった大型獣を多人数で狩るという性格上、軍事的色彩の極めて濃い狩猟である。小金原鹿狩においては鹿や猪を一定の場所に追いつめるために（さらには仕留めるために）多数の勢子が動員された。その主役となったのは、旗本で構成された五番方と総称される軍事部隊であった。五番方は幕軍の中でも最も格の高い部隊であり、幕軍の中枢を担う立場にあった。このような部隊に属する旗本が軍事訓練としての鹿狩において活躍するということは、情弱化する一方であった状況下にあつて、相応の役割を果たしたと考える。五番方は手に槍を携え、ある時は騎乗し、ある時は自らの足で駆け、獲物を追いつめていったのである。しかしながら、鹿狩は一朝一夕でできるものではない。度重なる狩猟の経験こそが鹿狩を可能ならしめるのであるが、問題は吉宗が將軍に就任した享保元年（一七一六）、幕府にあつては久しく狩猟が実施されていないという点にあつた。吉宗は狩猟に対して言わばゼロからの出発を余儀なくされたといつてよい。このような悪条件の中、吉宗はいかにして小金原鹿狩を実現したのか。試行錯誤の繰り返される勢子運用、次第に逞しく成長する五番方の面々、これらを史料に基づいて追跡し、小金原鹿狩の実態解明に結び付けようと考ええる。

【徳川吉宗、武芸奨励、狩猟、鹿狩、小金原鹿狩、勢子、騎馬勢子、歩行勢子、

外務省記録にみる「唐宋元明名画展覧会」（一九二八年）

久世夏奈子

本論では、一九二八年十一月から十二月に日本で開催された「唐宋元明名画展覧会」について、いわゆる「外務省記録」を中心に用いて考察する。

「唐宋元明名画展覧会」は「日華聯合絵画展覧会」の主催団体であった東方絵画協会と、同展覧会へ「対支文化事業」より助成費を支出していた外務省関係者との間で発案され、事実上東方絵画協会によって実施された。当初は第五回日華聯合絵画展と前後して開催予定であったが、中国側会員間の内紛により同展が延期されたために単独で開催された。

中国人に対する賛助・出品交渉は、中国大陸において国民革命軍による（第二次）北伐の開始からその完成（北京政府の消滅）を経て、（南京）国民政府が新体制を確立するまでと同時期に行われた。特に北伐開始直後に日中の軍隊が衝突し（済南事件）、その解決交渉が十月月に及んだだけでなく中国では対日不買運動が盛んとなったが、中国人収蔵家と国民政府首脳が出品と賛助に同意して開催が実現した。

展覧会への出品点数は、中国人三百点強、日本人三百点弱、合計六百点超である。中国人出品者は旧北京政府の閣僚経験者、画家、実業家が多数を占める一方、日本人出品者は実業家が半数近くを占め、古寺・旧大名家・公家、勲功華族も含まれた。伝称作者の時代では明代が最も多く四割以上、宋代・元代を合わせて九割近くに上り、清代・五代・唐代が若干含まれた。その内容は当時の日中における収蔵内容の差異だけでなく、日本における新旧収蔵家の交替をも反映した。

結論として、「唐宋元明」展は第一に近代日本における中国絵画受容の論点より見れば、戦前における新来の中国絵画紹介の集大成であり、日本人の中国絵画観の修正を決定づけた。第二に近代日中関係史における文化外交の論点より見れば、近代以降の複雑な背景と多彩な陣容からなる日中双方の官民の利害に十分に一致し、日本の対支文化事業の明白な成功事例であった。

【唐宋元明名画展覧会、外務省記録、対支文化事業、東方絵画協会、日華聯

映画のなかのテレビ・メディア

—昭和三十年代の映像産業の攻防を通して—

北浦寛之

近年の邦画作品、『ALWAYS 三丁目の夕日』は山崎貴監督により、二〇〇五年のその第一作目から二〇〇七年『ALWAYS 続・三丁目の夕日』、二〇一二年『ALWAYS 三丁目の夕日⁶⁴』とあわせて全三作製作、公開されているが、そのどれもが、邦画年間興行収入のベスト・テンに入り、三十億円以上を稼ぐヒット作である。全作通じて昭和三十年代（一九五五年～六四年）の東京の下町の様子が、ノスタルジックに再現されており、特に近所の者が集まってテレビを一緒に見ては、大騒ぎしている様子が、当時を知る多くの人たちの共感を呼んだと指摘されている。ただ、テレビを囲んで展開されるこうした賑やかな光景は、当時の日本映画界では、違った景色として映っていたはずである。

すなわち、『ALWAYS』三部作が描いた昭和三十年代は、日本映画界にとつて繁栄から衰退へと向かう転換期にあたる。そして、その転落の要因となったのが、テレビの普及であった。一九五〇年代は映画観客が年々急増し、日本映画の黄金期と呼ばれていた。だが、一九五八年に十一億人を超える動員数を記録するも、この年を境にして減少へと転じ、その後も大衆の映画離れが拡大していく。一方のテレビはというと、一九五九年、皇太子のご成婚パレードの影響もあって、国民のテレビ購買意欲は増大し、五八年に二百万ほどだったテレビ受信契約数が倍以上の四百万超にまで急伸する。以後、着実にテレビは国民の間に浸透していき、それに対して映画の観客数は減少していくことから、テレビは映画の脅威と見なされたのである。

本論文は、そうした当時の映画とテレビの緊張関係の中で、映画製作者たちが『ALWAYS』で見られたようなテレビをめぐる場面とどう対峙したのかを探るものである。昭和三十年代の映画作品を中心に、そこで、テレビないしはテレビ業界など、総体としてテレビ・メディアがどのように表象されていたのかを分析し、いまなお大衆娯楽の中核を担う映画とテレビの攻防の

歴史を、本質的な映像の次元から整理していく。

【映画、テレビ、一九六〇年代、一九五〇年代、『ALWAYS 三丁目の夕日』、映画会社、テレビ局、メディア】

〈研究ノート〉

フランス領インドシナにおける『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』

——ファム・クインの書評とその解題——

二村淳子

本研究ノートは、フランス語日刊紙『東法月報 (France-Indochine)』上で、岡倉覚三の英文三部作（『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』）を賞賛し、その思想に同意を示したファム・クイン (Pham Quynh / 范瓊、一八九二—一九四六) の書評の日本語訳と解題である。

岡倉の英文三部作は、フランスにおいて、英語原稿とは異なるコンテクストで翻訳・出版され、受容された。興味深いことは、そのフランス語版が、出版側の意図を超え、フランス知識層だけではなく、旧インドシナ、なかでも、ベトナムの新学知識人たちによって熱心に読まれていたことである。

扱うのは、ファム・クインが仏語で書いた、『東洋の理想』（一九三一年）と『茶の礼賛』（一九二九年）と名付けられた二つの記事である。これらは、岡倉同様に東西両洋の文化に深く精通したベトナム知識人ファム・クインによってフランス語で書かれたものであり、フランス語を経由した日越文化交流の興味深い一資料だといえよう。

評者のファム・クインは、ベトナムの近代文化の創生に一生を捧げた思想家・言語学者・政治家であり、阮朝大南国バオダイ帝 (Bao Dai, 1918-1997) の右腕として活躍した経歴を持つ。

この二つの批評から、クインらベトナム知識人が、岡倉の文化論の本質を見極め、岡倉と同種の視点を共有しようとした様子が伝わってくる。

なお、本研究ノートの構成は以下の通りである。

一——『東洋の理想』（ファム・クインによる『東洋の理想』と『日本の

覚醒』の書評）の日本語訳

一——二 右（『東洋の理想』）の解題

二——一 「茶の礼賛」（ファム・クインによる『茶の本』の書評）の日本語訳

二——二 右（『茶の礼賛』）の解題

【補遺】 本研究ノートに登場する人物の略歴

ファム・クイン著「東洋の理想」原文

ファム・クイン著「茶の礼賛」原文

【岡倉天心、ファム・クイン、ジェニー・セリュイス・ブラッドリー、オーギュスト・ジェラルド、櫻澤如一、ベトナム近代絵画、ガブリエル・ムレ、フランス極東学院、開智進徳会、茶道】

〈研究ノート〉

開戦前後におけるマニラ日本人学校にみる教育活動の変容

——発行された副読本と児童文集を手がかりに——

小林茂子

本稿は、開戦前後すなわち、日米開戦をはさんだ一九三〇年代後半から一九四〇年代初頭におけるマニラ日本人学校の教育活動の内容を検討する。マニラ日本人学校は、戦前期フィリピンの日本人学校十八校のうち（在外指定を受けたのは十六校、いちばん早い一九一七年に設立され、また、南洋における日本人学校の中で最も現地理解教育に力を入れた学校といわれている）。このマニラ日本人学校では開戦をはさんで、日本軍の占領後、軍政下に至る過程においてどのような変容が見られたか。現存する資料「フィリピン読本」（一九三八年四月）、「比律賓小学歴史」（一九四〇年三月）、「比律賓小学地理」（一九四〇年五月）、「とくべつ児童文集」（一九四二年八月）を手がかりに同校の教育活動を明らかにすることが本稿の目的である。

この四点の出版物はみな、「発行所 在外指定マニラ日本人小学校」「代表者 河野辰二」となっており、これらの出版物はどんな内容で、またどのような意図で編纂されたのかを、時代背景を吟味しつつ辿ることで、同校の教育活動の変容を探ることができるのではないかと思われる。すなわち、「フィ

リッピン読本』からは、一九三〇年代後半にマニラ日本小学校が現地理解に基づく教育活動を行っていたことを具体的に知ることができる。その後外国人学校への統制が徐々に強まる中、一九四〇年に入っても現地尊重の姿勢を保とうとする努力をしつつ、『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』が発行されている。しかし開戦後、一九四二年一月三日から軍政が始まると、同校は軍政府に協力的な中心校としての役割を担わざるを得なかった。『とくべつ児童文集』には、「学校ごよみ」が掲載されており、同校の開戦後の教育活動が記録されている。また児童の作文からはその時の心情を窺うことができる。

戦前期の占領地における日本人学校は日米開戦後、軍政府の統制のもと教育活動の大幅な変容を余儀なくされ、最後は戦局悪化とともに閉鎖へとつながっていった。戦争へと進む歴史的動きを追いつつ、在外日本人学校の辿った経緯を、マニラ日本小学校の事例をもとに現存する資料の分析とその背景を通して具体的に考察を進める。

【開戦前後のフィリピン、マニラ日本人学校、在外指定学校、現地理解教育、英語教育、外国人学校、河野辰二（第三代マニラ日本小学校校長）、副読本、翻訳教科書、児童文集】

〈研究資料〉

ワイキキでの同郷会記念写真

——山口県沖家室島のハワイ移民関連資料——

安井眞奈美

本稿は、筆者が二〇一三年九月に、山口県大島郡周防大島町沖家室島にて譲り受けた一九三〇年代の三枚の古写真を、ハワイ移民関連資料として紹介し、その歴史的な位置付けを行うことを目的としている。

沖家室島からは、近代に数多くの人々が、朝鮮半島や台湾、ハワイへ出稼ぎに向った。特にハワイへの移民の中には、漁業関係の仕事で成功し、財を成したものが少なくはない。彼ら沖家室島出身者たちは、オアフ島ホノルル、ハワイ島ヒロにて、ハワイ沖家室会という同郷会を結成し、協力し合って生活していた。また沖家室島では、沖家室惺々会が機関誌『かむろ』を

一九一四年に刊行し、一九四〇年までの二十七年間、沖家室島の情報や沖家室島出身の海外在住者の近況を取り上げ、情報を発信し続けた。

本稿で紹介する古写真三枚のうち、一九三〇年に撮影された写真1は、沖家室島出身のハワイ在住者たちが、ワイキキでピクニックをした際の記念写真である。なお本稿の分析により、一九二八年に撮影された同類の写真は、昭和天皇即位大札記念の記念品としてハワイから沖家室島へ送られたことも明らかとなった。次に写真2は、「ホノルル日本人料理人組合員 大谷松次郎氏 厄払祝宴」と題された料理人たちの写真である。写真3は説明書きはないものの、写真2と同日に撮影されたと考えられることから、ハワイで漁業関連の仕事により大成功を取った沖家室島出身の大谷松次郎が、一九三一年、四十二歳の厄年に際して、千人以上の客を招待して盛大に行った祝宴の記念写真と推定できる。

これらの古写真は、近代におけるハワイ移民の生活、同郷者との協力と親睦、故郷とのつながりを具体的に示す貴重な写真である。また本稿の分析により、故郷・沖家室島へのハワイでの記念写真の寄贈が明らかとなったことから、これらの写真はハワイ在住者の故郷観を示す資料としても位置付けられるだろう。

最後に本稿では、貴重な歴史遺産である古写真を、地域で保存活用する方法についても検討した。今後も引き続き沖家室の人々と連携しながら、地域の歴史遺産の展示と活用について具体的な方法を模索していきたい。

【ハワイ移民、故郷、同郷会、古写真、地域の歴史遺産、山口県周防大島町沖家室島、『かむろ』、資料のデジタル保存】

古記録文化の形成と展開

——平安貴族の日記に見る具注曆記・別記の書き分けと統合——

三橋 正

はじめに

平安時代中期は、政治史では摂関期、文化史ではいわゆる「国風文化」の時代とされる。天皇との外戚関係を維持した藤原北家による政治体制は、天皇の後妃となる女性の地位と教養を高め、仮名による文学や和様の芸術を展開させた。この見方は誤りではないが、一面しか捉えていないことも事実である。政治・社会・文化のいずれを見ても、女性や仮名が中心に位置していたわけではなく、あくまで天皇を支える太政官機構が政務・儀式を取り仕切り、男性の貴族による漢文を用いた行政・書類管理と中国を指向した文化的営為が確たる基盤として存在していた。むしろ、その基盤がしっかりしていたからこそ、周縁で和様化を進めることができたのである。

ところが、その漢文を中心とする社会のあり方を、文化として総合的に把握しようという試みは少ない。これまで文化研究の対象としては漢詩や願文など比較的に中国の漢文（純漢文）に近い文学作品が取り上げられてきたが、量的には官僚の実務的な漢文が圧倒的であった。奈良時代以来の律令格式制定や修史事業が礎となり、平安時代前期に政務・儀礼の実践と並行して公的儀式書（『内裏式』『内裏儀式』『儀式』など）が編纂され、その実践を徹底していく中で、天皇を含む政権（朝廷）の責任者が義務的な意識を持って日記を付けるようになった。日記には儀式の作法や業務の細かなやりとりまでも記されたので、ここに日本の言葉のすべてを漢文で表現することが可能になったといえるほど、文化的な影響は大きかった。

平安時代中期（摂関期）以降、先例（前例）を重視する傾向が強くなる中で、公的・私的な日記（古記録）が膨大に残されることに

なったが、私日記でも「公」的な意味を持っていたため、「家」を超えて借用・活用されて多くの写本が製作された。日記の活用は部類や儀式書を生み出し、他の階層にも広がって神社・寺院の諸資料の作成に発展するなど、日本社会全体の知の体系を形作った。すなわち、日記を付ける習慣と過去の日記を伝承・利用する「古記録文化」は日本の文化の根底となったのであり、その歴史的意義が解明されなければならない。

ところが、これまでの研究では個々の日記の分析や「家」という単位での捉え方が中心で、社会全体の理念としての「古記録文化」を歴史的に位置付けようとする試みは少なく、日記を付ける習慣を身に付けるまでの過程が明らかになっていなかったと思われる。そこで本稿では、まとまって残されている最も古い私日記である藤原忠平の『貞信公記』を中心に十世紀の日記の存在形態を再検証し、「古記録文化」が確立されていく過程と、その後の展開を考察する。特に、日記の付け方についての復元を試みる。その際、従来の研究に見られたような、日記はまず具注暦に書かれるものとの先入観にとらわれず、その具注暦記と並行して書かれていた別記の存在にも焦点をあてる。

また、部類記の成立を論じる場合でも、原日記を想定して、そこから編纂されるものという認識が一般的であるが、これについても別記との関係から見直していく。そのために自筆本が伝わらない日

記の書写形態に注目し、これまでは「広本」と「略本」の違いとしてしか認識されていなかった諸写本を、具注暦記と別記、そして両者を統合した作業の結果という観点から見直す。これによって、日記の原形を見えにくくしていた先入観が取り除かれ、現存する『貞信公記抄』『九曆抄』などの日記名に付けられた「抄」を「省略」と同義とする見解や、『親信卿記』『権記』などの不可解な存在形態への疑問を解決する糸口を提供することになる。²⁾

日記（古記録）史料が歴史研究に不可欠であることは言うまでもないが、その中身を読むだけでは不十分で、各日記の構成を見極め、それらの成立（毎日の日記の付け方）と伝来過程での変容を明らかにし、社会的な位置付けや情報発信の方向性を理解しなければならぬ。そのためにも、「古記録文化」の確立・展開という視点からの検証が必要なのである。

一 私日記の淵源——公日記から私日記へ

奈良時代以前の日記として、『日本書紀』に引用される「伊吉博徳言」（白雉五年二月条）、「難波吉士男人書」（齐明天皇五年七月戊寅条）などの在唐日記、『積日本紀』（卷十五）に「安斗智徳等日記」「調連淡海・安斗宿禰智徳日記」とある壬申の乱の記録、『正倉院文書』天平十八年二月・三月の具注暦への書き入れなどがあるとされ

るが、いずれも日次記ではなく断片的なもので、日記を習慣的に付けて活用するという「古記録文化」の形成には程遠かったことがわかる。また、平安時代前期の円仁『入唐求法巡礼行記』や円珍『行歴抄』は報告書としての性格が強く、国家事業としての遣外使節（遣唐使・遣新羅使・遣渤海使）が業務記録として付けていた日記の系譜に位置付けられる。³⁾

それに対して、貴族社会で展開する私日記の源流は、宮廷や官衙で職務として記録されていた公日記にあるとされている。『内記日記』は、「職員令」（中務省）に「造詔勅、凡御所記録事、」という規定に基づき天皇の動静を記したとされる。しかし、公日記が本格化するのは平安時代に入ってからで、太政官の外記が職務として記録した『外記日記』の規定が弘仁六年（八一五）正月廿三日の宣旨（『類聚符宣抄』第六・外記職掌）で定められ、同時代に設置された蔵人所でも、六位蔵人が当番を組んで『殿上日記』を記すようになった。他に『近衛陣日記』『檢非違使序日記』などが知られる。⁴⁾このような各官衙での公日記の盛行は、弘仁年間（八一〇～八二四）以降に格式や儀式書の編纂が本格化したことと無関係ではない。

いずれも逸文しか残らないが、特に注目しておきたいのは『外記日記』である。『外記日記』は史書の編纂に用いられたことでも知られるが、その逸文に「大祓別記」「年々行幸日記」「釈奠日記」「定考別日記」などと明記されていることから、それぞれの儀式に

ついて別記が存在していたとされている。⁵⁾『真信公記抄』における『外記日記』の参照の仕方を見ても、天慶八年（九四五）七月一日条に「延喜年中祈雨外記日記」とあるほか、釈奠（承平二年八月八日条に外記矢田部公望との釈奠に関するやりとりで「是日記文也、」とある）・伊勢斎王群行（天慶元年九月十五日条に「自余事外史記之、」とある）・追儼（西宮記）前田家本・巻七「外記政」所引の承平五年十二月廿九日条逸文に「尋見外記々説、」とある）・相撲（西宮記）前田家大永鈔本・恒例第二「相撲式」所引の同六年七月廿八日条逸文に「是外記日記也、」とある」という、儀式に関連する先例を検証する際に限られていた。⁶⁾詳細は不明だが、『外記日記』は部類的に記録・保存・活用されていたと想像されるのであり、その形態が私日記へ与えた影響を考慮しなければならないだろう。

宮廷や官衙で定着した日記を付ける習慣が次第に個人のレベルへと移行したことは容易に想像され、その転換点に『宇多天皇御記』が位置付けられる。六国史の最後である『日本三代実録』にある光孝天皇の歴史で官撰国史は終わり、その次の天皇から日記が遺されているのである。もちろん以前にも私日記が存在しなかったわけではないが、宇多天皇（八六七～九三二）は臣籍に降下してから即位した初めての天皇で、元服後に侍従（王侍従と称される）となつて陽成天皇に仕え、元慶八年（八八四）には源朝臣を賜わっていた。その宇多天皇が即位（『扶桑略記』仁和三年十一月十七日条所引逸文）

や直後の阿衡事件（『政事要略』三十・年中行事「阿衡事」所引逸文）について詳しい日記を残していることは、⁷ 官人として仕えていた時代に体得した日記を付ける習慣が、天皇になっても継承されて『御記（宸記）』を生んだことを示唆している。

けれども、『宇多天皇御記』の記事は諸書に引用された逸文しかなく、記載形式を復元できない。内容を見ても回想録的な「三宝帰依」（『扶桑略記』寛平元年正月条所引逸文）、「愛猫」（『河海抄』若菜下所引、同年十二月六日条逸文）などの記事が多く、儀式を記した賀茂臨時祭関係の記事でもその傾向が認められる（『大鏡』裏書など所引、同年十月廿四日、十一月十二日・十九日・廿一日条逸文⁸）。日記としての形態を復元することはできず、毎日の習慣として記していたのかも不明である。

とはいえ、宇多天皇が日記を付けていたことの歴史的意義は重大で、子の醍醐天皇、孫の村上天皇にも受け継がれ、それらは『三代御記』と総称されるようになった。この頃から摂関政治を主導した藤原氏ら公卿の日記も多くなるが、その基盤には、職務として公日記を付ける習慣があったことに加え、天皇の御記が範とされた可能性が考えられる。

二 『九条殿遺誠』——日記の付け方

日記の付け方については、藤原師輔（九〇八〜九六〇）の『九条殿遺誠』に記されている。よく知られた史料であるが、その内容は十分に斟酌されていなかったと思われる。本書は内題の具名を『遺誠并日中行事』としているように⁹、「遺誠」と「日中行事」が統合されているが、内容と形式から、冒頭に「日中行事」の記事があり、¹⁰ 次いで「凡」で始まる七つの条文からなる「遺誠」へと続いていることがわかる。この中で日記の付け方に関する記述として、まず「日中行事」の最初に、

先起称^{（字）}「属星名号」七遍、（微音、其七星、食銀者子年、巨門者丑亥年、禄存者庚戌年、文曲者卯酉年、廉貞者辰申年、武曲者巳未年、破軍者午年、）次取^レ鏡見^レ面、次見^{（子）}「曆知」「日吉凶」、次取^レ「楊枝」「向西洗^レ手」、次誦^レ「仏名」及可^レ念^下尋常所^二尊重^一「神社」、次記^二昨日事^一、（夢多日、日中可記之、）

とあり、「遺誠」第一条（最初の条文）の末に、¹¹

次見^レ「曆書」可^レ知「日之吉凶」、年中行事略注^二「付件曆」、毎日視^レ之、次先知^二「其事」兼以用意、又昨日公事若私不^レ得^{（也）}「心事等」、為^レ備^二「忽忘」、又聊可^レ注^二「付件曆」、但其中要枢公事、及君父所在事等、

別以記之可備後鑒、

とある。

「日中行事」の引用部分は、「次服粥、」という朝食に至るまでの日課を規定するものだが、朝起きてから属星（北斗七星の中の生まれ年の十二支に対応する星）の名号を七遍唱え、鏡を見て、具注暦を開いてその日の吉凶を知り、口を滌いで西に向かって手を洗い、仏の名を誦して崇敬する神社に祈念し、その次に昨日の出来事を（多く書く時はその日のうちに）日記に書けと命じている。この後にも続けて禁忌が書き連ねられ、さらに言動を慎むこと、粗食に努めることなどを挙げ、それらを実践することで長寿が保たれるとする。

「遺誠」の条文では、毎日の禁忌が細かく書かれた具注暦に、あらかじめ年中行事を注記して自らの予定（スケジュール）を管理するだけでなく、そこに昨日の公事や心得ざること（または特別なこと）を備忘のために記せと命じている。本条ではこの前（省略部分）に、少年期と青年期（元服後）の勉学の大切さを述べた後、早く本尊を定め、手を洗って宝号を唱える習慣を身に付け、その人の能力に応じて（できるだけ）真言を誦すように諭し、父藤原忠平（真信公）から聞いた「延長八年（九三〇）六月廿六日の清涼殿への落雷で、心の中で三宝（仏教）を信仰していた自分（忠平）は助かったが、仏教を敬まっていなかった藤原清貴・平希世が命を落とした」

という事例を挙げて「不信の輩」の早死と「帰真の力」の除災効果を説き、さらに「信心貞潔智行の僧」とできるだけ多く語ることが現世のみならず後生（来世）のためにも重要だとしている。つまり、禁忌を守り信仰を篤くして長寿と来世の安穩を目指すという宗教的な行為と連続したところで、日記を付けるという行為が位置付けられている。私的な日記を付けるという習慣は、朝儀を行うという政治・社会的な活動のみならず、生活・信仰と一体化して形成されていたのであり、まさに「文化」として定着した様相を知ることができる。

しかし、貴族が日記を付ける目的は生活・信仰のためではなく、朝儀をまつとうすることにあつた。それは「遺誠」第一条の傍線部分に「特に重要な公事（儀式）と天皇や父親が参加した事柄については、別に書いて後日の亀鑑（手本）にせよ」としていることから明らかである。そして、この「別以記之」という「別記」の書き方に、「古記録文化」の形成と意義を解明する鍵が隠されていると思われる。

これまでの研究では、「日中行事」「遺誠」の両方に共通して「毎日、具注暦を見て日の吉凶を知り、日記を記せ」とあることから、日記は具注暦に書くものというこのみが強調され、「別記」の書き方や保存方法など形態に関する考証はほとんどされてこなかった。それには、撰関期唯一の自筆本が残る藤原道長の日記『御堂関白

「記」が、具注曆記しかないことも影響したと考えられる。けれども、「遺誠」で日記の付け方に関して、具注曆に記すだけでなく、重要な行事については「別記」を作れと試めていることは、師輔自身もそれを実践していたという証であり、その形式や具注曆記との関係が解明されなければならない。そして、師輔は父忠平の教えを重んじており、しかも『貞信公記抄』天慶八年（九四五）四月十六日条に「延喜八年私日記授^{（貞信公記）}大納言、為令書取一両有要事、」とあるように、忠平の命によりその日記『貞信公記』を書き写していることから、日記の付け方を忠平から受け継いだと見られる。

『貞信公記』は、ある程度まとまった形で残されている最古の私日記であり、そこから「古記録文化」の形成を窺い知るための情報が得られると思われる。

三 『貞信公記』——藤原忠平による日記記載方法の確立

藤原忠平（八八〇～九四九）の日記は『貞信公記抄』（大日本古記録）として伝わっている。忠平は天皇とのミウチ的権力集団と太政官機構をつなぐ藤原氏の摂関政治を安定的に運営してその儀礼を集大成し、晩年には小野宮流の祖となる実頼と九条流の祖となる師輔という二人の息子をも廟堂の中樞に据えて継承させたのであり、「古記録文化」についても確立者として位置付けることができる。

それは先述したように師輔にも「有要事」を書き取らせていること、『貞信公記抄』が実頼の手によって書写されていることなどからも明らかである。ただし、『貞信公記抄』が今日一般的な「抄録（抜粋）」という意味での「抄出」であったかは慎重に検討し直す必要がある¹⁵。

『貞信公記抄』を通覧すると、忠平が参議・中納言・大納言・右大臣であった延喜年間（九〇一～九三三）の記事は極めて簡略で目錄的であり、左大臣であった延長年間（九三三～九三一）の記事は精粗が混じり合い、摂政・関白・太政大臣であった天曆年間（九四七～九五七）以降に詳しさを増す。その理由はこれまで「抄出者の『貞信公記』に対する関心の在り方」とされてきた¹⁶。確かに現存する『貞信公記抄』には「私記」として抄出者である実頼がコメントを書き入れており、巻による書写方法の違いを見ることはできる。しかし、実頼は父忠平の日記に絶対の信頼と敬意を持って接したはずであり、記事に大きな改変・省略を加えたとは考え難いのではないだろうか。むしろ、現存の『貞信公記抄』は基本的に原形を忠実に書写し、改変を加えたところに「私記」として注記したと見て、そこから忠平の日記記載方法を探るべきであろう。

まず『貞信公記抄』と逸文の記載方法の相違である。両者が残されている条文は延喜八年（九〇八）四月廿日・同年六月廿八日・同九年正月十一日の三条であり、『貞信公記抄』（九条家本）では「参

警固「有読奏」「南庭除目」という首書標目のような記し方であるのに、『北山抄』に収められた逸文では、それぞれ賀茂祭警固における左大臣藤原時平の言動、郡司読奏の儀式、除目における左大臣藤原時平の作法が記されている。前者を後者の抄出と見るにはあまりに簡略すぎるのであり、これこそ具注暦記と別記の書き分けであつたと見なすべきであろう。

それは、『貞信公記抄』天慶三年(九四〇)六月十八日条に「左中弁公卿令縁^(藤原仲平)兵事、左丞相許不等伝告、随^(定)其議定、可^(定)給^(定)官符^(定)仰了、其一、可^(定)令^(定)山陽道使追^(小野好忠)捕純友暴悪士卒^(藤原)事也、自余在^(藤原)別、」とあり、同八年十一月廿六日条に「以^(定)予可^(定)為^(定)戸主事、仰在^(藤原)別、忠仁公之例也、」とあり、天曆二年(九四八)三月卅日条に「中使公輔朝臣有^(藤原)伝^(定)勅語、其旨在^(定)別記、」とあることから窺える。これらは天皇の詞(勅語)に関することで、後述する『権記』の目録との関係も考察しなければならないが、同様に他の重要な儀礼などに関する別記が存在したことは十分に想像される。

つまり、『九条殿遺誠』で厳命されている具注暦記と別記の書き分けは、忠平自身によって実践されており、『貞信公記抄』は基本的に具注暦記の記載を写したものであつたと考えられる。さらにその形跡を辿っていききたい。

現存する九条家本『貞信公記抄』は十巻であるが、もとは二十巻であつたと判明している。そのうち最初の巻一(延喜七・八・九十

年)・巻二(同十一・十二・十三・十四年)・巻三(同十八・十九・二十年)・巻四(延長二・三年)は、月ごとにしか改行せず、複数の日の極めて簡略な記事が一行内に書き込まれている。また延喜七年には「五月無^(定)事、」として忠平の記載がなかったという注記もある。一日の記事が数行にわたるものもあるが、儀式の詳細を伝えるものは稀で(延喜七年八月一日条の句など)、例外的なことを記す場合が多い。逆に重要な儀式については標目のような記し方で済まされており、それらに関する記事が別記にあつたことを示しているようである。なお、巻五以降に書写方針が変わって一日条ごとに改行されているが、それは巻四から一日条の記載が長くなっていることを受けての変更と考えられる。また、巻四に朱書で首書標目(首付)があるが、それは建保四年(一一二六)に加えられたものである。

特異なのは巻七(天慶二年・三年記)で、巻頭に「目録」があることである。その項目は二年が「大饗^(不)七日節会」「射礼」「射遣」「園韓神祭、無^(定)上卿可^(定)行事」「将門事、不^(定)録」「覽^(定)円堂会舞童」「賀茂祭、斎王依^(定)雨不^(定)渡^(定)河、」「出羽賊乱」「神今食、依^(定)方忌^(定)不^(定)幸」「繁時叙位事」「祈雨事種可^(定)被^(定)行^(定)」「於^(定)法性寺^(定)行^(定)法事」「御書始」「新嘗祭、依^(定)納言以上不^(定)参^(定)無^(定)行^(定)幸」「臨時祭、宣命参議奏事」「陰陽寮依^(定)准^(定)三宮^(定)進^(定)新曆^(定)事」「従^(定)内給^(定)誦経卷数・度者等」の十八、三年が「穢間伊勢使立」「奉幣諸社、依^(定)御斎会間^(定)不^(定)奉^(定)伊勢」「兵部手結、公卿不^(定)参^(定)」「賭射停止事」「奉^(定)幣伊勢、参

議為_レ使_レ「中宮親王元服」「天台座主贈位」「四月旬、依_レ厨家不_レ饗於_レ待從所_レ取_レ見參」の八しかなく（三年七月から十二月の後半は本文もない）、そのほとんどが年中行事・臨時の儀式に関することである。いずれも本文に記載があるが、目録に取り上げられない重要事項も多く、目録としては中途半端な印象を受ける。特に「将門事、不_レ録」という項目は、三月三日条の「源経基告_レ言武蔵事、」に対応すると考えられるが、なぜ「不_レ録」とあるか不明である。他の巻にないので目録の製作者を特定することもできないが、記主の忠平か抄出者の実頼が別記との関係を示した可能性がある。

『貞信公記抄』は具注曆記（具注曆に記されていた記事）を書写したもので、記述がまったくない月にはその旨を注記してあることから、記載があったものを省略したとは考えられない。それに対して、例えば節会や大饗のような当時重要視されていた儀礼が簡略で標目的な記事しかないことは、それらが別記にまとめられていたことを窺わせる。ただし、『貞信公記抄』に別記の記事を書き加えたこともあったようで、その痕跡が錯簡や異例日付表記となって表われている。

錯簡が見られるのは、巻九の天慶九年（九四六）十一月の条で、

十一月六日、癸巳、可_レ行_二大嘗会_一之状宣命使奉_レ遣_二伊勢、
大将行_レ之、大神宮依_二正殿傾_一、造_二借殿_一暫可_レ奉_レ遷事、付_二

此使、

十八日、大嘗祭畢還_二御本宮_一、更可_レ幸_二豊楽院_一、而近代例、從_二大嘗宮、便幸_二豊楽院_一、為_二之何_一、叙位議承平例丑日行也、可_レ依_二彼例_一歟、卯日供_二奉神饌_一采女前例須_二叙位_一、仍彼此望申、其申一人最子可_二奉仕_一、今一人桜井男子・河内有子、若競申、而男子陪膳方多、有子年方勝也、以_レ誰可_レ令_二奉仕_一乎、又伊勢大神宮正殿度々使申_二不_レ開之由_一、仍造_二借殿_一奉_レ遷、可_レ直_二正殿_一之状宣命使奉_レ遣了、而告_二斎王薨由_一使惟時王申云、開_二正殿_一了云々、為_二之如何_一、

十四日、叙位議、大納言執筆、大臣昨今物忌、不_二参入_一也、

十五日、位記入眼請印、

十六日、大嘗祭、

十七日、晩頭中使公輔来云、忌部奉_二劍鏡_一事、至_二承平_一三代日記不見、何因所_レ停乎、

という、四月廿日に受禪した村上天皇の大嘗祭関係の記事である。

この時、忠平は六十七歳で関白・太政大臣という名譽的な地位にあり、実務の統括者として指示する立場というより、やや傍觀的な立場に立っていたことを考慮しなければならない。問題となるのは十四日条の前に置かれている十八日条であるが、これについて大日本古記録は「十八日」として八日条の可能性を示すとともに、別に

「底本ハ此處改行セルモ、或ハ八ハ七ノ誤ニテ、前行ニ続き、六日條ノ中ナランカ」という傍注を付けて十七日のことについて書いた六日条の記事とも解釈している。記事の内容は、辰日（十七日甲辰）に天皇が主基殿での儀を終えて豊樂殿に移動する際に（『儀式』四の記載通りに）本宮に一度戻るべきかということで、これを十七日に尋ねられたことを十八日に記したと見ることもできる。

しかし、続けてそれ以前の神饌供奉を奉仕する采女への叙位や伊勢大神宮正殿の造替を検討する記事があることは不可解である。何より、十七日条の中使（天皇からの使）として来た橘公輔から尋ねられた忌部が神璽の鏡剣を奉るべきか否かという記事とは違い、誰とのやりとりなのか明記されていない。また、十六日（癸卯）条は「大嘗祭、」とあるだけで、詳しい記事が別記または裏書にあった可能性があることから、それに付随して記されていた一連の問題点が混入したと見ることができないのではないだろうか。いずれにしても、抄出者（または書写人）を混乱させるほどの記事があったのである。異例日付表記は卷十の天曆元年（九四七）正月十四日条で、

十四日、空中有^レ声如^レ雷鳴、或人云、天智天皇山陵鳴也、又云、非^二山陵鳴、

十四日、今日内論義、僧依^レ御物忌^レ不^レ召^二御前、於^二南殿西行、

として、同じ日付が二つあり、空中怪異のことと御齋会内論義のことが記されている。これは、天皇の仏事に関する別記が存在し、そこからの記事が加えられたことを意味している。

仏事については、「天慶十年（天曆元年）」冒頭に「^{（中略）}殿御修善・祈禱等不^レ記、依^レ在^二別記、」とあり、天慶九年正月十日条に「有^二御修善事、而依^レ別記不^レ記、後々不^レ可^レ記、」とあることから、忠平の個人的な修善・祈禱についての別記があったことは明らかである。さらに同年三月十五日条の「内裏御修始、以^{（注）}延昌律師^{（注）}為^二阿闍梨、」という記事に判読不明の細字註があり、大日本古記録（存疑箇所部分写真^④部分）は「藤原実頼私記カ」とするが、別記にあったことの注記と考えることもできる。そうだとすれば天皇の仏事についても別記があったと判断され、天曆元年正月十四日条の二つ目の記事は、具注暦記を書写する際に別記にあった内論義の記事を加えたと理解できる。

『貞信公記』については判断材料が乏しく、想像を重ねることになったが、もしこのような解釈が成り立つならば、『貞信公記抄』は原具注暦記の忠平の記載を書写したもので、それとは別にその具注暦記と並行して書かれた別記の記事が諸儀式書に引用されたことになる。具注暦記と別記の関係を明確に提示することはできないが、少なくとも別記の形態が部類形式であったことは指摘できる。

また、実頼は書写するにあたって、部分的には別記から書き入れ

たり、省略を加えることもあったが、改編には原則的に「私記」を付して明示しており、その範囲は極めて限定されていたと想像される。そうだとすれば、『貞信公記抄』の記載が年代を追って詳しくなっていくのは、基本的には忠平が日記を付けることに慣れて具注暦記への記載を詳しくしていったことを反映していると考えられる。『貞信公記抄』第一巻（内題は「貞信公御記抄」）の冒頭にある年記「延喜七年」に割注で、

私記、昌泰三年正月任^二参議、二月停任、是依^{（宇多）}法皇命^一讓^{（兼原）}清経朝臣^二云々、延喜八年正月十三日又任^二参議、

と実頼が記しているように、忠平は昌泰三年（九〇〇）二十一歳で参議となるも、宇多法皇の命によりその地位を叔父清経に譲り、自らは右大弁となって太政官の事務に携わった。参議に還任したのは、兄時平が没する直前（前年）の延喜八年（九〇八）であることは、兄弟間の対立があったことを予想させる。その後、兄仲平を越えて権中納言に昇進し、大納言を経て、同十三年に右大臣源光が薨去したことで、右大臣となって廟堂の首班となるが、延長二年（九二四）まで十年近く右大臣に据え置かれたことは、醍醐天皇との関係も良好でなかったことの表れである¹⁹。このような複雑な昇進を辿った忠平の日記が、議政官に復帰する前年から残され、その冒頭に実頼が

忠平の年譜的な注記を付けていることは重要である。延喜七年が『貞信公記』の起筆であるかは不明だが、少なくとも実頼が書写する段階では、これが始まりと認識されていたことを意味するからである。そして、先に考察したように、同年五月の記載がなく、また延長年間までの記載が極めて簡略だったことは、具注暦に記される日記の原初形態を示し、それ以降に記載を多くしていったと見ることができ、その間に、具注暦記と別記の書き分け方法が模索された可能性も十分に考えられる。

具注暦記と別記の書き分けの創始については慎重に検討されるべきであるが、そのような筆記形態を含め、忠平の『貞信公記』が以後の歴史に与えた大きさは計り知れない。彼が生涯にわたって日記を付け続けたことで、日記を付けるという行為は役所の仕事ではなく、生活・信仰と一体になり、それを子孫に書写させたことで、私日記も公的な意味を持って活用されることになったからである。以後の日記とは異なり、『貞信公記』に先行する私日記の引用・指摘が一切認められないことが、何よりも歴史の転換を象徴している。すなわち、忠平は、貴族が日常の行為として日記を付け、それを社会的に保存・活用するという「古記録文化」を形成させた最大の功績者であった。

四 『清慎公記』と『延喜天曆御記抄』

——部類形式の日記とその活用

藤原忠平によって形成された「古記録文化」は、それ以降、いかなる展開をするのであろうか。子息たちの日記を中心に、それらの存在形態に留意しながら検証していきたい。

忠平の長男である実頼（九〇〇～九七〇）の日記『清慎公記（水心記）』は逸文しかなく、その原形に辿り着くのは難しい。その中で、実頼の孫（三男齊敏の息）で養子でもある実資の『小右記』に引かれた次の二つの記事は極めて重要である。

『小右記』長和四年（二〇一五）四月十三日条に、

左衛門督（藤原）教通、家焼亡者、大納公（藤原）任同宿、「中略」大納言云、一物不二取出、「中略」昨日故殿御日記季御読経卷依二大納言御消息一奉レ送二云、問二案内、不二取出、太口惜々々、又年中行事菓子二帖・韵抄二帖同以焼亡、至二葉子等一不二敢惜、只故殿御記嘆思々々、

とあり、藤原公任（実頼の次男忠頼の息）が住んでいた藤原教通邸の焼亡により、前日に貸していた『清慎公記』の「季御読経卷」が

失われたという。また、寛仁四年（二〇二〇）八月十八日条に、

関白使（藤原）頼通「大工頭（藤原）輔尹」被レ令（命）云、「中略」唯鹿嶋等例未レ能二尋得一許也、有二故小野宮例文（藤原）実頼」歟、可二写送者、令（彼）申云、被（彼）時文書者故（藤原）忠三条殿悉焼亡、見二御日記一無二其事一、件御日記大納言為（藤原）公任合（令）部類切寄、如レ此之間漏（失）□歟、

とあり、公任が『清慎公記』の部類を作る際に切り刻んで散逸させた実資が語っている。これまでは特に後者の記事が重視され、『清慎公記』も後人によって部類が編纂されたと見なされてきた。²⁰ところが前者の記事を読めば、実資が公任に貸していたのは「季御読経卷」であり、また『同』寛弘二年（二〇〇五）八月十四日条にも「天曆九年正月御八講故殿御記」とあり、公任が作成する以前に部類形式の『清慎公記』があったことは明らかである。実資は晩年に至るまで事あるごとに『清慎公記』を参照しているが、その内容の詳しさと検索の正確さを考え合わせると、部類形式の『清慎公記』を所持していたと思われる。それを編纂（類聚）された部類記とする従来の見解を完全に否定することはできないが、公任以前に部類形式に編纂された経緯を明らかにすることもできない。むしろ、実頼自身が具注暦記と並行して付けていた部類形式の別記だったという可能性を考えるべきであろう。²¹

同時代の部類形式の日記として、『延喜天曆御記抄』がある。『醍醐天皇御記』と『村上天皇御記』を類聚したもので、現存するのは仏事関係の記事を集めた一巻であるが、逸文などからもとは五十巻で、第一巻から第十五巻が「年中行事」、他が「臨時」であったとされている⁽²²⁾。その初見は『後二条師通記』寛治七年（二〇九三）二月八日条に「送⁽²³⁾消息於⁽²⁴⁾民部卿許、二代御記抄第二⁽²⁵⁾帳⁽²⁶⁾十卷所⁽²⁷⁾示送⁽²⁸⁾也、」とある記事で、二代の天皇の『御記』をまとめたのは院政期に下る可能性がある。けれども、『宇多天皇御記』で試みられなかった類聚という作業が『醍醐天皇御記』から見られることは、ちようど忠平の時代、またはその子息たちの時代に日記に対する意識が変化し、『御記』も「古記録文化」の中に組み込まれたことを象徴している。

残念ながらこの二代の『御記』については、その形態を復元できず、具注暦記の他に別記があったという証拠も得られない。しかし『醍醐天皇御記』については、かなり早い段階で部類形式のものが存在していたことがわかる。『権記』長徳四年（九九八）三月廿八日条に、

仰云、今日可有御論義例也、而神祇官齋院火災、非常之事也、如⁽²⁹⁾此之間為⁽³⁰⁾之如何、抑可⁽³¹⁾檢⁽³²⁾御記、即依⁽³³⁾仰給⁽³⁴⁾御厨子鑑、開⁽³⁵⁾御厨子、見⁽³⁶⁾延喜御記抄、或年注⁽³⁷⁾論義、或年不⁽³⁸⁾注⁽³⁹⁾其由、

依多卷数、不見本御記、只見部類抄也。 村上御記、諒闇時并康保四年無⁽⁴⁰⁾御論義、諒闇不⁽⁴¹⁾可⁽⁴²⁾准⁽⁴³⁾的、四年是有⁽⁴⁴⁾凶事、又不⁽⁴⁵⁾可⁽⁴⁶⁾為⁽⁴⁷⁾例、即奏⁽⁴⁸⁾事由、

とあり、神祇官齋院に火災があったことで御読経の御前での論義を中止すべきか否かについて先例を調べるために、一条天皇の仰によつて鍵を給わつて御厨子所の『延喜御記抄（醍醐天皇御記）』と『村上御記』を見て報告したことを記している。注目されるのは『延喜御記抄』について割注に「卷数が多いので、本御記を見ずに、ただ部類抄だけ見た」とあることで、これにより『醍醐天皇御記』には「本御記」（自筆本か）と「部類抄」の二種類あったことがわかる。行成は、その両方を見なければいけないと認識しながら、まず「部類抄」だけを参照して報告したのである。「抄」が編纂・抄出・書写のいずれを意味するか不明だが、村上天皇の親撰で忠平の五男（四男とも）師尹が注を付けたとされる『清凉記』に「延喜七年九月十一日御記抄」が引用されていることから、『醍醐天皇御記』の「部類抄」は村上天皇ないしはその命によつて編纂されたと考えられる⁽⁴⁹⁾。

それに対して『村上天皇御記』について、行成は何のコメントも加えていない。『権記』寛弘元年（一〇〇四）三月二日条に「参内、令⁽⁵⁰⁾御覽村上御記抄土代、」とあるように、「村上御記抄」の土代（草稿）を行成が作成して一条天皇の御覧に供しているから、先の

先例調査の際にはなかつたはずである。もちろん行成が『村上天皇御記』すべてを見たことも否定できないが、非常に短時間で調べていることから、部類形式の別記（自筆本）があり、それを参照したと考えることもできる。先述したように、同時代の『外記日記』も部類形式で書かれて保存・活用されていた。忠平の影響を受けたであろうし、村上天皇自身が『御記』を部類形式で残す必要性を感じていたのだとすれば、自らの日記に部類形式の別記を付ける方法も採用していたことは十分に考えられる。

『清慎公記』と『村上天皇御記』については確実な史料がなく想像の範囲であるが、時代状況を考慮すれば、具注暦記と並行して部類形式の別記を付け、そのうちの後者の方がより多く活用されていた可能性は否定できないであろう。特に『清慎公記』については、実頼が父の『貞信公記』を書写していること、さらに弟師輔の『九曆』にも同様の形態が認められることから、その可能性が高い。次に『九曆』について少し詳しく検証したい。

五 『九曆』

―具注暦記としての『九曆抄』と別記としての『九条殿記』

忠平の次男である師輔の日記『九曆』（大日本古記録）については、『九曆抄』という日記と『九条殿記』という部類形式のものがあ

り、両者の関係について多くの先行研究がある²³。諸説に違いはあるものの、その日記名が「九条殿御暦記」「九条暦記」に由来していることから、具注暦にすべて記載していた「原九曆」があったという先人観にとらわれ、そこから抄出した『九曆抄』と「別記」が作られ、後者の集成として「部類」ないしは「年中行事」を整理する途中の未定稿本が『九条殿記』であるとする見解が支配的である。ところが、『九条殿遺誠』で具注暦記と別記を書くように子孫に対して誠めているのであるから、師輔自身がそれを実践していたと考えるのが妥当であり、そうだとすれば自ずと違った結論が見えてくる。つまり、先の『貞信公記抄』と同様に『九曆抄』が師輔の具注暦記を写したものであり、『九条殿記』は別記の実例を伝えていることになる。

『九条殿記』にはともに九条家旧蔵の天理本（天理図書館蔵本）²⁴、『九条殿御記』²⁵と書陵部本（宮内庁書陵部蔵本）²⁶、『九条殿記』とがあり、天理本は、

第一卷…中宮大饗（本文欠）・東宮大饗・大臣大饗

第二卷…五月節・駒牽・菊花宴・殿上菊合

第三卷…奏成選短冊事・擬階奏事・灌仏（巻頭目録にない）・

奏御曆事・御体御卜・大祓事・荷前事

書陵部本は、

第一卷：飛駟事・開闔事・飛駟式

第二卷：中宮遷御・前後追復本号

という構成になっており、少なくとも十九項目あったことが窺える。そして天理本には第一卷に「九条殿御記部類 年中行事二」という外題、第三卷に「九条殿御記年中行事」という外題と「年中行事」という墨書題の横に「此外題云、九条殿別記有レ之、是師輔公乎、」という九条兼孝（一五五三～一六三六）による書き入れがあり、書陵部本の第一卷には、表紙外題に「九条殿記」、表紙見返しに「臨時」とある。近世の書き入れではあるが「別記」と呼ばれ、「年中行事」と「臨時」に分かれていたことがわかる。

これらの成立時期は不明で、「原九曆」からの編集とする見解を覆すほどの確証はないが、記事内容や引用された書物や先例は師輔の時代に存在したもののばかりで、ほぼ全文が師輔によるものと見て大過ない。しかも天理本第二卷の途中に「私記」と書かれていることは、その記載に師輔自身が責任を持っていたことを示していると思われる。

さらに注目されるのは、『九曆抄』との関係である。『九条殿記』天理本第一卷の「大臣家大饗」に「曆云」（天慶元年・同四年・天曆

七年の正月四日条）と「曆記」（天曆七年正月四日・五日条）として三箇所ずつ、いずれも割書または傍書で補足的な注記がある。これらの年の『九曆抄』がなく比較できないが、師輔が具注曆に記していた内容を指すと見てよいと思われる。また、問題とされてきた天理本第二卷の「五月節」の天慶七年（九四四）三月七日期に「此記可三重書二入年中行事、」との傍書があり、同条と五月五日条の間に「以上可三改書、」「（可カ）二入二年行事、」の二行が挿入されている。両方も本文でないことから、これも具注曆記に記されていた字句で、別記の「年中行事」に改めて書くという注記であった可能性が指摘できる。あるいは後半の五月五日条は「二」としてあったのを「年中行事」に入れ、前半は書き直すべきと注記したのかもしれない。いずれにせよ、この年の「五月節」の記述は一万字を超える長大なもので、自らの具注曆記や諸史料を参考にしながら時間をかけてまとめたと考えられる。これだけの長文は、具注曆の裏書に書くとしても一巻（半年分）の半分以上を必要としたはずで、実用性にも欠ける。具注曆記ではなく別記として普通の紙に記されたことは疑いなくであろう。²⁷

『九曆抄』は七年分しか現存しないが、具注曆記の筆記形態を窺うことができる。記載の特色として『真信公記抄』と同様に目録的な記事と普通の日記風な記事との混在を指摘できる。天曆二年（九四八）正月五日条は比較的長く書かれた右大臣師輔自身の大饗

記事である。『九条殿記』天理本第一巻の「大臣家大饗」の同記事と比較すると、『九条殿記』の方が若干詳しい程度ではあるが、前半部分に編年の順番の乱れが認められる。同じく師輔の大饗記事である同三年正月十二日条に至っては、『九条殿記』の方に省略が認められる。これは当該記事のような特に重要な儀式については具注暦記（『九曆抄』）と別記（『九条殿記』）の両方に書くという意識が働いていたことを示している。

師輔が年中行事について別記を付けていたことは、『九曆』逸文（『西宮記』巻四・七月十六七日相撲召仰の勘物所引）天曆十年八月十八日条の相撲記事や『九曆断簡』同四年八月十日条の积算記事に「具由在別記」とあることから明らかである。また、『九条殿御記』第二巻にある「天慶元年九月七日信濃駒牽日記」「天曆五年十月五日菊花宴記」や第三巻にある「天曆元年荷前雑事」という書き方は『外記日記』と共通し、別記の書き方を伝えていると考えられる。そして、陽明文庫に古写本がある『九曆記 貞信公教命』は、父忠平の儀式に関する言葉をまとめたものであるが、これも具注暦記とは別に父の言動をまとめて書いた別記と見れば、まさに『九条殿遺誠』にある「君父所在事等」を別に記して「後鑿」に備えることを師輔が自ら実践していた証といえる。

このように『九曆抄』と『九条殿記』などが具注暦記と部類形式の別記との関係にあったとするならば、『九曆抄』には標目的な

「〇〇事」という記事が多く、それに対応する別記と見られる記事が『九条殿記』や儀式書に引用された逸文にあることも、師輔の日記の付け方として説明できる。例えば『九曆抄』天徳四年（九六〇）正月十一日条の「左大臣家大饗事」と翌十二日条の「家大饗事、有儀」について『九条殿記』に詳しい記事があり、十四日条については『九曆抄』の「御齋会了参_三八省_一」の七字を除いた同文が『九条殿記』にある。特に『九曆抄』で単に「〇〇事」とあって「儀」「有儀」「有子細_一」などと注記されているものは、師輔自身が部類形式の別記を作っていたことを示したと考えるのが妥当で、これを頼りに別記（『九条殿記』）の全体像を復元できると思われる。²⁵

師輔は天徳四年五月二日に出家（臨終出家）して四日に薨じているが、『九曆抄』は同年四月三日条、『九条殿記』は同年正月十一日・十二日・十四日の大饗記事まであり、自分で日記をまとめたおすことはできなかったと考えられる。それだけに『九曆抄』では、最後に「_一」日後出家、_{名、法}という後人の書き込みが認められるものの、大体において具注暦記の記載を写し取り、『九条殿記』についても検討の余地はあるが、「未定稿」の部類記ではなく、師輔の別記をそのまま書写したと見なすべきであろう。

『九曆抄』については『貞信公記抄』と同じく「抄」とあることが疑問視されるかもしれないが、「抄」には「写し取る」という意味もあるし、『貞信公記抄』の書写方法が特別な記事にのみ干支・

暦注を記しているように、記主の記載がある部分と必要な暦注のみを抜粋したという意味であったかもしれない。または日記に名称を付ける時になって、簡略な記述であることから「抄出」と見なされたと考えられる。

『眞信公記抄』『九曆抄』とも抜粋という意味での「抄出」であり、『九条殿記』が部類形式であるがゆえに後世の編纂であるという先入観を棄て、具注暦記と別記との書き分けを総合的に検証し直す必要がある。

六 『親信卿記』——具注暦記と別記を統合する試み

先に平安貴族が日記を付けて保存・活用した「古記録文化」の形成には、公日記の存在が大きかったことを指摘した。特に天皇に直接奉仕する蔵人が付けていた『殿上日記』との関係が注目されるが、残念ながら逸文しか残されていないので、その存在形態を分析することはできない。藤原忠平に蔵人の経験はなく、実頼も醍醐天皇の延長四年（九二六）二月廿五日から翌々年正月七日までの約二年間に蔵人、同八年八月廿五日から朱雀天皇の承平元年（九三二）三月十二日までの約半年間に蔵人頭を勤めただけであるから、私日記を中心とした「古記録文化」の確立に与えた『殿上日記』の影響力を過大評価してはいけない。しかし、師輔は実頼の跡を継いで同年閏

五月十一日から同五年二月廿四日まで蔵人頭を勤めており、その間の承平二年正月四日の忠平大饗記事から『九条殿記』（別記）の記載があることは、その職掌との関係を窺わせる。

そして、実頼の小野宮流では養子（実孫、三男斉敏の二男）実資・師輔の九条流では曾孫（伊尹の孫、義孝の長男）行成が出て、ともに長期間にわたり蔵人頭を勤め、その時代から充実した記述を書き続けて、それぞれ『小右記』『権記』を残したことは特筆に値する。それらの記載は同時代における藤原道長（師輔の孫、兼家の四男または五男）の『御堂関白記』とは比較にならないほど多く、具注暦へ書き込むだけでは足りなかったはずである。日々の記録をどのようにしていたのか、また自らの日記をどのような方法で保存・活用していたのかを検証するためにも、蔵人の日記という視点から「古記録文化」の展開を考察しなければならない。そこで注目されるのが、『親信卿記』である。

平親信（九四六～一〇一七）の日記『親信卿記』は、天禄三年（九七二）三月から天延二年（九七四）十二月までの三年間分（四巻）しか残されていない³¹。これは親信が天禄三年正月廿六日に円融天皇の六位蔵人となり天延三年正月七日にその旁により従五位下に叙されて退くまでの期間に限られるもので、同じく六位蔵人を一条天皇のもとで勤めた子息の重義・行義らのために、散位であったと思われる永祚元年（九八九）から正暦二年（九九二）に抄出・編集され、

「家記」として子孫に相承されたと考えられている³³⁾。

その存在形態は特異で、同じ日の二カ条以上の記事（日付の記事と「同日」の記事）を合わせた条文が合計二十三例（二十八箇条）あり、しかも通常省略されている干支が後の記事に加えられている場合があること、同一内容の記事が日付にかまわず合載されたり連続されたりしていたと見なされる例が三箇所あり、誤入（七箇所）・重複（六箇所）も見られること、追記や関連する儀式次第の文が挿入されていることなどから、「日次記」（原『親信卿記』）から部類記が作成され、それから再び「日次記」の形に復元（還元）されたとの結論が導き出されている。しかし、統一して記載していた「日次記」を部類化し、もう一度「日次記」に戻したという想定には無理があり、先に考察した『九曆』の『九曆抄』と『九条殿記』との関係と同様に、具注曆記と部類形式の別記を並行して付けていたものを、蔵人在任期間の必要記事に限り統合させたと解釈するのが妥当であろう。

『親信卿記』の中で「別記」と記載されているのは、天禄三年十月十日条の二つ目の記事「同日」条の割注に「着御錫紵、其子細在別記」とあるものが唯一であるが、その別記は同日条の一つ目の記事「十日、有故太政大臣并源兼子薨奏事」という式次第や倚廬の図を書いた部分に相当すると考えられる（61頁②³³⁾。『親信卿記』には他にも死亡や薨奏・錫紵・葬送に関する記事があり、

それらの「凶事」を「別記」として具注曆記と別に普通の紙に書いていたことは十分に想像できる。

つまり、親信は蔵人として奉仕しながら、先例や式文（蔵人式など）を参照して必要記事を項目別に「別記」としてまとめたものであり、具注曆記と複数の「別記」に別々に書かれていたものを子息のために統一（合体）させて現在の『親信卿記』の形態にしたのである。その際、必ずしも具注曆記の記事が優先されるわけではなく、より詳しい「別記」の記事を先にしたり、正確に具注曆記に組み込めなかった部分があったはずで、他の条文の異例日付表記などの不備もこの見解に基づいて十分説明できる。これまで『親信卿記』に「別記」があつて復元時に優先されていたという指摘がなされてきたが、あくまで「一旦部類に分けられた記事」を「同じ日にかけて復元した操作の跡」と見なされてきた。しかし、親信が並行して具注曆記と部類形式の別記を付けていたとすれば、自身による日記の編集は二回ではなく一回ということになる。

『親信卿記』には各条文に項目名を注記した首書標目（首付）が付されており、これについては伝来過程を考慮した検証が必要である。唯一の古写本である陽明文庫本のうち、第一巻と第四巻は親信から数えて五代目となる信範（範国の曾孫）の写本で、第一巻（天禄三年）の奥書に、父知信のもとに伝来した折紙上下に書かれていた正本が保安元年（一一二〇）に焼失したため、実親（範国の弟行親

の曾孫)のもとに伝来した行親の書写本を、長承二年(一一三三)に忠実に書写したとある。

ここから折紙という簡便な形式に書かれた「正本」が親信による部類記で、孫の行親の時までに本記の復元がなされて現在の形になったとの推測がなされてきた。けれども、行親は折紙の形式を巻子に改めただけで内容に変更を加えなかったとすれば、現『親信卿記』は親信自身が一回だけの編集をした形式を伝えるもので、それに首書標目を書き入れられたことになる。その首書標目は、同一行事について異なる項目名が付けられ(天禄三年九月十三日条「例整」と天延二年九月十一日条「八省行幸」〔25①②〕、藤原伊尹薨去記事の天禄三年十一月二日条「行免物詔書」が天延二年に誤って重出した方で「免物事」〔61-1⑤⑧〕)、本文内容を正確に伝えていない(天禄三年六月十一日条〔19①〕)などの例が散見され、さらに朱線を引いて「此事又有下如何、」(天禄三年十月六日「同日」条〔61-2②〕)と頭書するなど、親信による編集の意図を理解していない注記が施されているところもあり、後世(おそらく院政期)に書き入れられたことがわかる。首書については、諸本の書き入れを検証し、『小右記』『左経記』の例ともあわせて日記(古記録)の利用という視点から捉え直す必要があるだろう。³⁴⁾

以上、平親信も具注曆記と部類形式の別記を並行して付け、さらに自身で年代を限って統合したものを作り、それが現存する『親信

卿記』であることを指摘した。さらに緻密な考証の上で編集方針や編集以前の形態を復元する作業(特に別記における部類項目の推定)が必要であるが、生前に複雑に書き分けられていた自身の日記を編年形式に編集し直す作業が行われたことは強調しておかなければならない。これが具注曆記と別記の全記事を統合したのか、それとも抄本(略本)なのかも問題として残る。ただ、高麗船の到来について、天禄三年十月七日条に「件二箇船、州各殊、年号不同、有公家定、彼日記・雑書等在別」とあり、天延二年閏十月卅日条に「高麗貨物使雅章還参事、在解文」とあることなどは(68①②)、ここに収録されなかった何らかの記事の存在を想像させる。これについては『権記』の「目録」とあわせて考えるべきであろう。

七 『権記』

——具注曆記・別記・目録・裏書の書き分けと統合

『権記』については、最古本である鎌倉時代書写の宮内庁書陵部蔵伏見宮本『行成卿記』二十二卷(増補史料大成本と史料纂集本の底本、以下、現『権記』とする)があり、藤原行成(九七二〜一〇二七)が二十歳で左兵衛権佐であった正暦二年(九九二)から四十歳で権中納言であった寛弘八年(一〇一一)までの記事がまとめられている。行成は長徳元年(九九五)八月廿九日から長保三年(一〇〇二)八月廿五日まで一条天皇の藏人頭であり、それより前の日記は断片

的で、通年の記事が残るのは長徳四年からである。また、寛弘八年は天皇崩御の年であり、一条天皇朝の記録として絶対的な価値がある。長和元年（一〇二二）以降の記事もあるが、いずれも諸書に引用された逸文である。ちなみに極官で日記名の由来にもなった権大納言となったのは、四十九歳の寛仁四年（一〇二〇）である。

現『権記』（伏見宮本）のうち、標紙題簽に「略記」とある第一・三・四・五巻（長徳年間まで）と、もつと少ない記事からなる第十三巻以降の寛弘年間までは「略本」であること、さらに寛弘四年九月九日条の「参内、菊宴也、」という短い記事の別記が『重陽菊花宴記』（宮内庁書陵部蔵伏見宮本）の記事と考えられ、また、同七年七月十四日条に見える「別記」が『西宮記』（前田家卷子本・巻四、前田家大永鈔本・恒例第二）に引かれた同月十三・十四日条に相当するように、別記の記載が省略されている条文がある一方で、異例日付表記が認められる同六年五月一日条や同七年六月四日条では長文でも「別記」「別紙」の内容が引載されているという複雑な関係を描き、それらを中世における伝来過程の問題にも求めるべきとする見解がある。⁽³⁵⁾ 日記（古記録）の伝来過程における変質は重要であるが、それ以上に、具注暦記と部類形式の別記の両方を残す筆記形態が一般的であったことを勘案した上で、記主行成による記載方法と保存・活用方法が検証されなければならない。

諸本の調査をしていない段階での仮説ではあるが、現『権記』は

巻によって程度の差があり、具注暦記の原形を伝える巻が含まれるものの、基本的には具注暦記を基本としながら部分的に別記を挿入したもので、儀式書・部類記などに引用された記事（逸文）はもともと部類形式であった別記の文章を伝えていると考えられる。

まず、具注暦記と別記の関係から見ていく。最も留意すべき点は、行成が別記の他に目録を付けていたことである。それは『権記』長保二年（一〇〇〇）八月四日条に「詣^(藤原光)右府、下^(藤原光)草昧勘文等、子細在^(藤原道長)目録并別記、」とあることから明らかで、寛弘三年七月三日条では南所申文について「参内、左大臣^(藤原道長)給^(藤原)大和守頼親所^(藤原)申文、子細在^(藤原道長)目録、」とあり、諸道勘文を読むことについて「其後余披^(藤原)文、对^(藤原)御前^(藤原)端^(藤原)笏読申、先読^(藤原)記^(藤原)伝^(藤原)□□、次第在^(藤原)別記、」とあることから、両者が区別されていたことがわかる。すなわち、目録には文書（宣旨・奏文・申文・定文・勘文、勅命・仰詞や議事内容を含む）に関することが記されており、先述の『貞信公記抄』で見られた「勅語」を記した別記の系統とも、藏人が作成していた奏書目録（天皇に奏上されてくる案件とその決裁を記録・保存した目録）に倣ったものとも考えられる。⁽³⁶⁾

他方、別記は儀式に関する次第が中心であった。⁽³⁷⁾ 単に「在^(藤原)別、」などと記される記事は内容に留意して判断する必要があるが、寛弘四年十月廿八日条に「参内、弓場始也、記在^(藤原)次第中、」とある「次第」とは別記を指すと見られる。また、具注暦記にあったと考えら

れる「裏書」には儀式の供奉者や勘引した書物の内容など簡単な書き足しや補足的な備忘と見なされるものがあるほか、夢など自身のプライベートに関することが多く、別記・目録との書き分けの跡が窺える。³⁹⁾

『権記』の別記も『九曆』の『九条殿記』のようなものであったと想像されるが、残念ながらそのような写本は残されていない。けれども、現存する『権記』にも同一日付が二つある異例日付表記があり、具注曆記に別記を書き入れた痕跡を指摘できる。それらは、長徳四年（九九八）九月廿六日条（季御読経発願の具注曆記と別記）、寛弘六年五月一日条（上野勅旨駒牽の具注曆と別記で、二つ目の記事には「別記也、」と注記されている）、同八年十二月廿七日条（荷前の具注曆記と別記）などである。

そして、左大臣藤原道長の大饗を記した同五年正月廿五日条に「此日子細注^二付大饗日記之末^一、」とあることは「大饗」という項目のもとで別記を付けていたことを意味しており、やはり部類形式であったことがわかる。なお、大饗記事については、正暦四年（九九三）正月の条に「廿三日、壬子、参^二摂政殿^一、大饗也、無^二音^一、依^二主忌月也^一、」^{（入脱）}「廿四日、癸丑、参^二左府^一、大饗也、」^{（藤原時徳）}「廿六日、乙卯、参^二左府^一、大饗也、」^{（右の源重信）}「廿八日、丁巳、参^二内府^一、大饗也、」^{（藤原道憲）}とありながら、別記からと思われる詳細な次第が記されているのは廿八日条のみである。また長徳四年十月廿日条のように日付のみの

ものもあることから、日付が抜けている場合も書写段階の省略とは言い切れず、もとより記載がなかった可能性がある。これらの巻を「略記」とするのは、単に抄出したというのではなく、具注曆記と別記との統合の際に何らかの取捨選択がなされたことを示しているのかもしれない。

増補史料大成本の「権記補遺」では寛仁元年（一〇一七）八月の条を『立坊部類記』から復元しているが、それはもとから「臨時」の一項目に部類された「立坊」の別記の記載であったと考えられる。また「別記」との注記がなくとも儀式次第を細かく記している記事は別記からの挿入であった可能性があり、それらを検証することで、部類形式の別記にどのような項目があったかある程度復元できる。

なかでも重要なのは、『親信卿記』と同様に死亡や薨奏・錫紵・葬送に関する「凶事」をまとめた巻があったことである。それは『権記』寛弘五年五月廿六日条に「薨奏、御錫紵等供^レ之云々、記在^レ別、二宮御葬送此夜也、」^{（鏡子内親王）}とあり、同六年八月十四日条に「参内、申剋故中務卿親王薨奏、子細注^レ別、」とあり、同七年十一月十日条に「参内、行^二薨奏等事^一、子細在^二別記^一、」とあることから明らかである。また、現存する『権記』の最終年次にあたる寛弘八年の巻には、途中に「寛弘八年六月十三日、乙卯、」と年月日を示す条があり、これ以降にも「六月廿八日」「寛弘八年七月八日、己卯」「寛弘八年七月廿日、辛卯」「寛弘八年八月二日、癸卯」「寛弘八年

八月廿七日、戊辰」「寛弘八年九月十五日、乙酉」「寛弘八年十月十六日、乙卯」などとあることから、一条天皇に関する讓位・出家・崩御・葬送などについては死亡を扱った巻の別記がかなりの部分を占めていると考えられる。

ところが、長い儀式次第が書かれている記事すべてが別記というわけではない。寛弘四年二月廿八日・廿九日条の道長による春日詣の記事は「裏書」に書かれていたと注記されており、重要な行事で長文を要したにもかかわらず別記に項目が立てられていなかった。対照的に同年の同じ春日社に関することでも春日祭使(近衛府使)の出立儀については、十一月八日条に「参(兼道長)左府(兼道長)、参内、又詣祭使(兼道長)、別記」とあるように別記の項目があった。ここから、定例化されている儀式については部類化された項目ごとの別記の紙に書き、そこに含まれない新しい儀式は裏書に書くという使い分けの情況が窺える。

では、「目録」はどのような形式だったのだろうか。確証があるわけではないが、あえて現『権記』の記載から探し出すと、長徳四年七月十三日条に（具注暦記の記載と考えられる三十五文字ほどの記事に続いて）「〇〇事」という項目立てをした十の記事あり、そのうちの八条に詳しい内容が記されている。そこに文書や宣旨の内容を書き入れることがあったとすれば、具注暦記とは別の普通の紙に書いた「目録」であり、目次と文書の用例集を兼ね備えた別巻が形

成されていたことになる。先に『親信卿記』でも高麗船の到来に関する日記（報告書）・雑書・解文などを書き残した可能性を指摘したが、それも「目録」的な形であったとすれば、藏人経験者によって前代に見られなかった「古記録文化」の進展がなされたことになる。そして「目録」が単なる目次ではなく日次記的な体裁をとっていったとすれば、中世に見られる具注暦記と並行して普通の紙に付けられた「日次記」の源流と見なすこともできる。「目録」については、日記の書写形態に与えた影響という視点からも検討すべきであろう。

八 統合版の作成者——『権記』長保二年正月廿八日条の分析

現『親信卿記』『権記』の存在形態は、具注暦記と別記の統合作業を裏付けるものである。そして、『親信卿記』のように年次が限られたり、『権記』のように巻ごとに精粗があることは、この統合作業が必ずしも記主の死後というわけではなく、あるいは子孫（娘婿を含む）のためという必要に応じて、あるいは閑職にあるとか人生の節目があったというような機会を利用してなされていたことを意味している。撰関期の日記については、『権記』のように現存のもの以上に記事があったことが逸文の存在から明らかであるものが多く、その起筆・擱筆を探る手がかりとされてきた。けれども、

「古記録文化」の実態を探るためには、自らの日記を統合する作業を経ている可能性を考慮し、その時期と意義を問う必要がある。

平親信は一条天皇朝に蔵人となった息子のために、自らの蔵人在任期間の日記をまとめて統合版を作成した。それが現『親信卿記』である。では、藤原行成は何時、統合版を作成したのであろうか。もちろん、長期にわたって筆録していたから、その機会が複数回あったことも考えられるが、最も重視すべきは、現『権記』（伏見宮本）が一条天皇が崩御した寛弘八年（一〇一一）で終わっていることではないだろうか。

行成は、一条天皇によって蔵人頭に拔擢されて参議・権中納言へと昇進させてもらった。よって、特別な想いで天皇崩御までの日記（記録）をまとめたことは十分考えられる。それ以降も日記を付けていたとはいえ、統合作業をする機会（あるいは意欲）に恵まれず、万寿四年（一〇二七）十二月四日（藤原道長と同日）に急死してしまつたとすれば、統合作業を経なかつた諸巻はまとめられずに散逸したと想像される。その代表例が、先述した寛仁元年（一〇一七）八月の条がある「立坊」の別記である。

同様に「立后」の別記があつたとすれば、これまでに指摘されている藤原彰子立后に関する現『権記』（伏見宮本）と複数の部類記に引かれた逸文との間で、文字の異同があることについての疑問も解けるのではないだろうか。^①ここですべてを比較検証することはでき

ないが、顕著な特色を示す長保二年（一〇〇〇）正月廿八日条を取り上げて検討したい。

『権記』長保二年正月廿八日条は、彰子立后について宣命を下す日時を勘申させる「立后兼宣旨」が出された、いわば一条天皇から正式にゴースインが出た日の記事で、その事実とともに、蔵人頭であった行成が藤原道長の意を受け、前年十二月一日の昌子内親王崩御以来（「此事去冬之末、太后崩給以来」、一条天皇を説得してきた苦勞を述懐していることに大きな特色がある。その文章は五百字程度であるが、『冊命皇后式』所収逸文と現『権記』の該当部分との間に二十箇所以上の文章・文字の異同がある。^②

最もわかりやすい箇所は、『冊命皇后式』所収逸文では述懐に入る直前「然而申（東三条院）自（東三条院）院被（東三条院）伝仰（東三条院）可有（東三条院）便宜（東三条院）之由」と「上諾（一条天皇）之、」の間にある割注「先々伝（東三条院）事之人或有（東三条院）失、百之輩如（東三条院）此、大事々定之後、無（東三条院）相談（東三条院）之事、未（東三条院）定之旨、若有（東三条院）依違（東三条院）之時、非（東三条院）唯（東三条院）当时喧華（東三条院）、如（東三条院）招（東三条院）後代誹謗、仍為（東三条院）救（東三条院）其難（東三条院）所申也、」が、現『権記』にはないことである（「大」七二五頁十・十一行／「纂」一七九頁八行）。先日の出来事として、兼宣旨を出すことを道長に伝えるよう一条天皇から命じられた際に、行成が東三条院藤原詮子（一条天皇の母、道長の姉）からの方がよいと述べたことについて、「後代の誹謗」を受けないためとの想いから言つたと書き加えた部分である。単なる割注の省略であり、後者を書写段階での失却によると見ることもでき

る。けれども、先の考察のように、『冊命皇后式』所収逸文が部類形式の別記からの文で、現『権記』は、彰子立后の記載に続けて結政に関する記事もあることから、統合版であった可能性が高い。そうだとすれば、前者から後者への書写がなされた時に省略されたとも考えられる。

異同は一字程度のもが多く、例えば「也」の有無について、前者にあつて後者にない場合と、逆に後者にあつて前者にない場合があり〔大〕七二六頁二三行／『纂』一七九頁十三行、また「停」と「止」〔大〕七二六頁四行／『纂』同頁十四行、「依_レ為_レ長者」と「依_レ氏長者」と〔大〕同頁六行／『纂』同頁十五行・一八〇頁一行、「独勤_二行其祀事_一」と「独勤_二其祭_一」〔大〕同頁六行／『纂』同頁一行、「解」と「詳」〔大〕同頁八行／『纂』同頁二行、「所_二知食_一也」と「所_二察也_一」〔大〕同頁八行／『纂』同頁二三行^⑧という用語選択の相違もあり、単純に文字の多少・異同から前後関係を判断できない。しかし、何よりも特徴的なことは、他の日記の書写では見られない文章そのものの改変で、その内容の検討から書き換えの跡を見ることができると思われる。

この記事で行成が最も強調していることは、「我朝神国也、以_二神事_一可_レ為_レ先」という神国思想と神事優先の原則を旗印として、今の藤原氏の皇后である東三条院・皇后（藤原遵子）・中宮（藤原定子）が皆出家して氏祭の奉仕を怠っているから、二后並立になるけれど

も）もう一人彰子を立后して氏祭を掌らせるのがよいと主張して、一条天皇を説得した点である。そして、この前後に文章の書き換えがなされている。その中には『冊命皇后式』所収逸文にはない「如_二戸禄素飡之臣_一」が現『権記』にはあるということもあるが（『纂』一七九頁十行）、総じて『冊命皇后式』所収逸文の方が長く、「徒費_二公物_一、無_レ勤_二神事_一、論_二之朝政_一」の部分では現『権記』では「無_レ勤_二神事_一」がなく〔大〕七二五頁十四行／『纂』同頁十一行、「是漢哀乱代之例、其后皆被_二貶廢_一、退_二居別宮_一、事之不吉、具所_二觀摹_一、如_レ此可_レ避、抑初立之儀」は「是漢哀乱代之例也、初立之_二議_一」〔大〕七二六頁一二行／『纂』同頁十二行、「令_レ掌_二氏祭_一、神明若享_二於_レ議答_一歟」は「令_レ掌_二氏祭_一可_レ宜歟、又」〔大〕同頁四・五行／『纂』同頁十四・十五行）、「小臣以_二藤氏末葉_一、為_二氏院別当_一、預知_二諸氏祭之事_一、具知_二給其案内_一所_レ申也」は「小臣以_二藤氏末葉_一、為_二思_二氏祭_一所_レ申也」〔大〕同頁七行／『纂』一八〇頁一二行）となつている。

これらは単なる誤写・省略・置換などではなく、内容的に『冊命皇后式』所収逸文より現『権記』の方が天皇に直言した内容の厳しさが軽減されており、極めて感情（主観）を込めた結果としてなされた改変のように思われる。そのような大胆な書き換えを行いたいのは、記主である行成において外には考えられないのではないだろうか。そして、その書き換えが、先に指摘した一条天皇の崩御を契

機としてなされた統合版の作成によるものとすれば、改変の意図も理解できる。すなわち、行成は一条天皇を追慕しながら、特に想い入れのある記事について別記から統合版（現『権記』）へと書き写すにあたり、その表現を和らげたと考えられるのである。

具注暦記と別記（および目録）を並行して付ける忠平以来の習慣を維持しながら、自らの手で責任のある統合版を作成しようという姿勢が平親信と藤原行成という藏人経験者二人に見られることは、「古記録文化」が一条天皇朝で新たな段階に展開したことを物語っている。ただ、親信は三年分、行成は寛弘八年（一〇一一）までという限られたもので、統合版を完成させたとは言い難い。特に行成の場合、『院号定部類記』に『権記』万寿三年（一〇二六）正月十九日条の逸文があることから、おそらく翌年十二月四日の急死直前まで日記を付けていたと思われるが、まとまった年の巻はなく、儀式書・部類記などに引用された条文（逸文）が伝わるだけである。これは、一条天皇の崩御に匹敵するような契機がなくて自身による統合版は作られなかったが、部類形式の別記は残り、それが活用され続けたことを意味するのではないだろうか。そして『冊命皇后式』に引かれた条文も別記からのものであったとすれば、寛弘八年以前の記事についても別記があり、そこからの引用がなされたと考えられる。

日記（古記録）を毎日付けるだけでなく、それらを社会全体で保

存・活用するという「古記録文化」の実態を解明するためには、個々の日記の存在形態を分析するだけでなく、儀式書や部類記の編纂や日記の引用方法との関連を解明しなければならないが、それについては今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、まず藤原忠平とその子息たちによる日記の存在形態を復元し、いずれも具注暦記と部類形式の別記を並行して付けるという、『九条殿遺誡』の内容と矛盾しない記載方法を実践していたことを明らかにした。特に『九歴』は両方の原形に近いものを現在に伝えており、そこから別記については「年中行事」と「臨時」（あるいはさらに項目ごと）に分けて記録・保存し、具注暦記の方にも「儀」があるという注記を施し、相互を参照させる指示が付されていた。このような実態が浮かび上がってきたことで、大量の日記（古記録）が書かれ、残され、活用される「古記録文化」の成立期における精神に肉薄できたと考える。

従来の研究では、『九歴抄』と『九条殿記』という明確な相違がありながら、原『九歴』を想定した先入観により、両者が具注暦記と別記の関係にあると認識できなかったわけであるが、その先入観が生まれた理由も撰関期の日記（古記録）の存在形態にあったと考

日記名 (すべて写本)	本稿の見解	従来の見解 (概略)
		〈日記の付け方〉 原日記 ……日次記の他に別記の存在を認めながら詳細は未解明
『貞信公記抄』『九暦抄』 『九条殿記』	〈日記の付け方〉 具注暦記 (部分的に別記の記載が混入) 部類形式の別記 (「年中行事」「臨時」に類別) ……並行して同時に付ける	抄出本 年中行事・儀式書編纂のための草稿
『親信卿記』	↓ (3カ年分) 統合版	↓ 再統合版 (3カ年分)
『権記』	↓ (寛弘8年まで、一部は具注暦記のみ)	↓ 原日記の広本 (一部は略本)

図 日記の形態に関する見解の比較

えられる。それが、『親信卿記』
 『権記』に見られる統合作業である。藏人経験者によって自身の日記が年月日順に編纂され、後世に伝わったことで、それこそが日記(古記録)の基本と認識されるようになったのである。その認識を決定的にしたのが、やはり藏人頭を経験した藤原実資の『小右記』である。その検証については別稿に委ねるが、現存する『小右記』は、実資自らの責任で養子たちに作らせた統合版と結論付けられる。⁴⁵⁾

「古記録文化」の確立は、現存する統合版の『小右記』が成立する撰関期の後期(後一条天皇朝)までを視野に入れて論じるべきであるが、形成は、生活・信仰と一体化した形で日記を付ける風習が定着したという意味

からも、撰関期中期に相当する藤原忠平とその子息たちの時代に位置付けられる。また、統合作業の形跡が『親信卿記』『権記』という二つの日記に認められることから、「古記録文化」は一条天皇朝に一つの方向性をもって展開し、やがて統合版の『小右記』の出現によって確立するという経緯も見えてきたと思われる。⁴⁶⁾

その形式を現代の日本の文化と比較して説明するとすれば、十一月(一日の御曆奏)に配られるカレンダー形式の日記帳(行空きの具注暦)に加え、ルーズリーフ・ノート(別紙)を使って特定の儀式に関する記述をまとめていたことになる。しかも、そのルーズリーフ・ノートは一冊ではなく、少なくとも「年中行事」と「臨時」の二つがあり、それぞれのノートには、間仕切り(見出し)が付けられていたことも想像される。また、バインダーもなく紙継ぎが不十分であったことから、錯簡も起こったのであろう。このルーズリーフ・ノート(別記)は項目が定まっただけで、それに基づいて(先例などを)検索するのは非常に便利であり、儀式書・部類記の作成に活用された可能性も高い。けれども、日記帳との照合に手間がかかったであろうし、新たな価値観に基づく検索が必要になるとかえって融通が利かないことがわかったのではないだろうか。そこで、保存・参照用として日記帳と統合した完全編年化(年月日順)の統合版を作る試みがなされたと考えられる。別稿では、それが統合版の『小右記』の出現によって完成の域に達したことの歴史的意義を、

未統合版のまま残された『左経記』と比較して論じたい。

註

- (1) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』(養徳社、一九五一年)の部類記の総説において、記録は大別して日記と別記と部類記の三種に分かれ、日記は日記、別記は「九条殿遺誠」にいう「概要の公事」等の詳記、部類記は日記・別記その他の書から「抜要省繁」(『台記』康治元年十二月卅日条)いて類別編集したものとされ、この解釈が以下の論考に踏襲されている。土田直鎮『奈良平安時代史研究』(吉川弘文館、一九九二年)第四部「古代史料論 記録」(初出は一九七六年)。橋本義彦『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)第四部「部類記について」(初出は一九七〇年)。山中裕「古記録と日記」(同編『古記録と日記』上(思文閣出版、一九九三年)所収)、同「古記録と部類記——九暦・小右記を中心として」(『明月記研究』三、一九九八年)、所収「日記の部類記」(山中裕編『古記録と日記』下(思文閣出版、一九九三年)所収)。
- (2) 具注暦に記された日記を「暦記」とせずに「具注暦記」とするのは、「小右記」で藤原実資が自らの日記を指して用いる「暦記」が「別記」を含めている可能性があるからである。拙稿「小右記」と『左経記』の記載方法と保存形態——古記録文化の確立」(倉本一宏編『日記・古記録の世界』(思文閣出版、二〇一四年)所収)参照。
- (3) 森公章「成尋と参天台五臺山記の研究」(吉川弘文館、二〇一三年)第三部第一章「遣外使節と求法・巡礼僧の日記」(初出は二〇一一年)。
- (4) 和田英松「国史国文之研究」(雄山閣、一九二六年)第一八「日記に就いて」(初出は一九一三年)、玉井幸助『日記文学概説』(目黒書店、一九四五年、後、国書刊行会より一九八二年に再版)。斎木一馬「古記録の研究」上

- (5) 斎木一馬著作集1、吉川弘文館、一九八九年)「日本古記録学の提唱 附日記研究の主要論文目録」(初出は一九四七年)、「日記とその遺品」(初出は一九七九年)、同「古記録学概論」(吉川弘文館、一九九〇年)、木本好信『平安朝日記と逸文の研究——日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界』(桜楓社、一九八七年)、西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)第三編第三章「冊命皇后式」所引の「内裏式」と近衛陣日記」(初出は一九九二年)。

- (6) 橋本義彦前掲註(1)書第四部「外記日記と殿上日記」(初出は一九六五年)、木本好信前掲註(4)書第一章「外記日記」について」(初出は一九八六年)。

- (7) 『西宮記』前田家大永鈔本・恒例第二「相撲召仰」所引「貞信公記」承平三年七月廿四日条逸文に、相撲抜出の作法について「式部記」が引用されていることも注目される。

- (8) 所功編『三代御記逸文集成』(国書刊行会、一九八二年)。なお、「政事要略」所引の阿衡事件に関する「宇多天皇御記」(仁和四年十一月三日条について、これまで六月条の誤りと見なされることが多かったが、本条は十一月三日の日記として書き付けた回想(後悔の念)を含む記事とする、古藤真平「政事要略」阿衡事所引の「宇多天皇御記」——その基礎的考察」(『日本研究』四十四、二〇一一年)の新見解が妥当だと考える。

- (9) 拙著『平安時代の信仰と宗教儀礼』(続群書類従完成会、二〇〇〇年)第一篇第一章第一節三「天皇の神祇信仰と「臨時祭」——賀茂・石清水・平野臨時祭の成立」(初出は一九八六年)。

- (10) 「遣次可レ張(座右)」という割注があり、おそらく「日中行事」について「僅かの間でも座右で広げて見るように」としたのである。『九条殿遺誠』の引用は群書類従本により、尊経閣文庫本(日本思想大系『古代政治社会思想』所収)との校異を()で傍書した。

- (11) 「日中行事」は「先」で始まり「次」「次」という形で毎日すべき事柄が

- 列記され、最後に「詩云、戟々慄々日慎一日、如臨深淵、如履薄氷、長久之謀能保『天年、』」で結ばれる。
- (11) 引用部分は「凡成長頗知『物情』之時、朝読『書伝』、次挙『手跡』、其後許『諸遊戯』』という文で始まる「遺誠」第一条の最後にあたる。
- (12) 具注暦に日記的な記載を書き込む実例として『正倉院文書』（正集八・続修十四）の「天平十八年具注暦」（『大日本古文書』二所収）があるが、これを以て奈良時代以来の公日記がすべて具注暦に書かれていたと見ることは慎重を期さなければならない。『殿上日記』の付け方について、「侍中群要（四・日記体）に「日下_{各書}支干_{書しえ}」とあり、日付の下または右に干支を書くこととされていることから、具注暦に書き込むものではなかったことがわかる。具注暦に日記を付ける習慣の普及・普遍化については、生活・信仰と一体になって形成された私日記の影響が強かったとも考えられ、具注暦に空白行が現れる時期と合わせて検討されるべきであろう。
- (13) 山中裕『平安時代の古記録と貴族文化』（思文閣出版、一九八八年）第一篇第一章「藤原師輔の時代」（初出は一九七八年）。
- (14) 竹内理三『貴族政治の展開』（竹内理三著作集5、角川書店、一九九九年）第一章第四節「口伝と教命——公卿学系譜（秘事口伝成立以前）」（初出は一九四〇年）、黒板伸夫『撰関時代史論集』（吉川弘文館、一九八〇年）第二部「藤原忠平政権に対する一考察」（初出は一九六九年）。
- (15) 「抄」には単に「書き写す（謄写）」という意味もある。また、『貞信公記抄』という日記名が何時付けられたのかも不明であるが、『後二条師通記』寛治四年十二月八日条に「貞信公御記十卷暫下給由所申也」、「披見処巻数十二卷、加『目録二卷』、小野宮抄とある。ただし、この割注に「小野宮抄出」とあるのは目録二巻をも指しており、その作成を「抄出」と表記しているとも考えられ、成立や形態について再検討が必要である。
- (16) 山本信吉『貞信公御記抄・九条殿御記』解題（天理図書館善本叢書、天理大学出版部、八木書店発売、一九八〇年）、桃裕行『古記録の研究（上）』（桃裕行著作集4、思文閣出版、一九八八年）第二部「西宮記に引用された貞信公記抄について」（初出は一九七七年）、大日本古記録『貞信公記』解題（東京大学史料編纂所編、岩波書店、一九五六年）。
- (17) 山本信吉前掲註（16）解題。
- (18) 『貞信公記抄』天暦元年二月十七日条には「有『如』此之事、不『記』私記、」とあり、内容不明であるが省略された記事があった。なお、忠平の仏事に関する別記については、この年から付けられたのか、また、別記と重複するので具注暦記の記載を省略したのか、それとも別記からの引用を省略したのか、実頼の「私記」を慎重に検討する必要がある。
- (19) 村井康彦『藤原時平と忠平』（『歴史教育』十四六、一九六六年）、黒板伸夫前掲註（14）論文。森田悌『平安時代政治史研究』（吉川弘文館、一九七八年）第二章第四章「撰関政治成立期の考察」（初出は一九七六年）、同「解体期律令政治社会史の研究」（国書刊行会、一九八二年）第一部第三章「藤原忠平政権の動向」（初出は一九七八年）。
- (20) 桃裕行前掲註（16）書第三部「『北山抄』と『清慎公記』」（初出は一九七四年）。『清慎公記』は「北山抄」に「私記」として引用され、それと「小右記」「洞院家廿巻部類」の記事から「叙位除目」「仏事」「違勅違式定事」「外記政」などの部が存在し、「中右記」に記された「私記六巻」（永久二年三月廿九日条）、「類聚記六巻」（元永二年七月廿五日条）、「部類記六巻」（同年八月廿二日条）にあたるとする。しかし、公任が「北山抄」の製作と緊密な関係のもとに「清慎公記」を切り貼りして部類記に仕立てたとの見解をとっている。
- (21) 『清慎公記』は中世に失われてしまいが、『通憲入道蔵書目録』に「清慎公記 一卷 安和」とあるのは安和年間（九六八〜九七〇）の具注暦記を指すと考えられる。
- (22) 和田英松『皇室御撰解題』（『列聖全集』別巻、列聖全集編纂会、一九一七年）、同『皇室御撰之研究』（明治書院、一九三三年）、所功編『三

代御記逸文集成』（国書刊行会、一九八二年）Ⅵ「延喜天曆御記抄」の基礎的考察」（初出は一九八二年）。

(23) 『清涼記』については、『江次第鈔』（巻第一・発題）に「村上天皇自製」

清涼記十巻」とあり、藤原忠通の『法性寺殿記』天永二年（一一一一）

三月一日条に「清涼記者、天曆^{（村上天皇）}聖主令作始給之書也、以小一条大将

濟時^{（藤原伊予）}遣小一条大臣許、彼大臣感之加注文云々」とある。そして『撰

集秘記』所引「清涼記」の傍注に「延喜七年九月十一日御記抄云」とある

ことから、「延喜御記抄」も天曆年間（九四七～九五七）初年に廻り得ると

いう。所功前掲註（22）論文、同「平安朝儀式書成立史の研究」（国書刊行

会、一九八五年）第四篇第三章「清涼記」の復原」（初出は一九八四年）。

(24) 山中裕前掲註（13）書第一篇第四章「九曆」と「九条年中行事」（初出

は一九五七年）、同前掲註（1）「古記録と部類記——九曆・小右記を中心

として」。栗木睦「九曆抄」「九条殿記部類」成立考——編者藤原行成説の

提唱」（『古文書研究』五十四、二〇〇一年）。山中裕の諸論文では「九曆殿記」

を「九曆別記」と言い換えていることもあるように「別記」としながらも、「九

条年中行事」の完成を一つの目標として作られた部類記の一部であるとし

ている。栗木睦論文では、「九条殿御記」を「九条殿記部類」と言い換え、

山中裕の研究に見られる解釈の変更をまとめた上で「九条年中行事」作成

のためという見解を否定しているが、部類記であるとの見方は変更せず、

その編者を藤原行成としている。根拠として院政期の藤原宗忠の例を提示

するが、それを撰関期にあてはめることには問題があり、従来から問題に

されていた伊尹を「伊々」「伊」と避字している点も成立時に限らず書写段

階でも起こり得ることであり、より緻密に「九曆抄」との関係を考えるべ

きである。

(25) 大日本古記録「九曆」解題（東京大学史料編纂所編、岩波書店、

一九五八年）。山本信吉前掲註（16）解題。

(26) 橋本義彦前掲註（1）書第四部「九条殿記の逸文」（初出は一九七〇年）、

平林盛得「九条殿記（資料紹介）」（『書陵部紀要』二十九、一九七八年）、三
輪仁美「宮内庁書陵部所蔵『九条殿記』第二巻の検討」（『古文書研究』
七十六、二〇一三年）。

(27) 「九条殿御記」第三巻「灌仏」承平六年四月八日条に「具由記「年中行事」、

とあるが、「灌仏」という項目は巻頭の目次になく、本条は前の「擬階奏」

同月七日条に続けて（具注曆記ないしは「九曆記^{（貞信公教命）}」から）誤って

挿入され、この「年中行事」も「九条年中行事」ではなく別記の「年中行事」

と見なされる。

(28) 「中右記」元永二年（一一一九）八月廿二日条に「九条殿部類^{十四}」とある。

かかる視点による「九曆」の別記の復元は、山中裕前掲註（24）論文で試

みられている他の逸文や「九曆記^{（貞信公教命）}」「九条年中行事」の記載と詳細

な比較をするだけでなく、「権記」「小右記」などの別記の項目立てを検証

して、撰関期における「知の体系」の中に位置付けることで可能となるで

あろう。

(29) 山下克明「平安時代の宗教文化と陰陽道」（岩田書院、一九九六年）第二

部第三章「眞信公記」と曆」（初出は一九八四年）。

(30) 「九曆」の逸文として最も古い延長八年八月十七日条（『仁和寺記録』

「十八・真俗雜聞集」所収）は回想録的なものであり、その次に古いのは藏

人頭になった直後の承平元年閏五月廿七・廿九日条の臨時御読経記事（『西

宮記』（前田家大永鈔本・恒例二・内膳司供忌火御飯、恒例三・季御読経）、

『同』（前田家本・巻四・裏書）所収）である。

(31) 最古写本の陽明文庫本は、四巻揃いで『平記』の一部として書写されて

いる。陽明叢書一七記録文書篇第六輯「平記・大府記・永昌記・愚昧記」（思

文閣出版、一九八八年）所収。以外の写本は「天祿三年記」「天延元年記」「天

延元年・同二年記」「天延二年記」の四種に分けられている。渡辺直彦「日

本古代官位制度の基礎的研究 増訂版」（吉川弘文館、一九七八年）第五篇

第五章第三節「藏人方行事」と「親信卿記」（初出は一九七八年）。山本信吉

- 『撰關政治史論考』（吉川弘文館、二〇〇三年）第五部第二章「親信卿記」の研究」（初出は一九六九年）、松蘭齋「日記の家——中世國家の記録組織」（吉川弘文館、一九九七年）第一部第四章「藤原宗忠の家記形成」（初出は一九八九年）、柴田博子「親信卿記」と平親信」（佐藤宗諱先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記』の研究」（思文閣出版、二〇〇五年）所収）。
- (32) 山本信吉前掲註(31)論文。柴田博子前掲註(31)論文でも「現存の『親信卿記』がいくつかの部類記事からの復原本である」とする山本信吉説が補強されている。なお、『親信卿記』の条文については、便宜のために『親信卿記』の研究」の番号を()で示す。
- (33) 本条（天祿三年十月十六日条）の日付に頭書して「此事又有」下如何、とあるのは、後述するように首書標目を書き入れた段階で別記の次に具注・暦記の記載を付けたことがわからなくなっていたことを意味する。
- (34) 『小右記』『左経記』など撰関期の諸日記に付けられた首書標目についての考察は、拙稿前掲註(2)論文参照。
- (35) 倉本一宏「藤原行成「権記」全現代語訳」下（講談社学術文庫、二〇一二年）「おわりに」。
- (36) 高田義人「御目録」「奏書目録」について——平安時代における天皇決裁の記録」（『国史学』一五八、一九九五年）、同「宣旨目録と奏書目録——平安時代の文書伝達と「目録」型記録」（『書陵部紀要』四十八、一九九七年）。「権記」長徳三年七月廿六日条、長保元年十一月十四日・十二月十八日条、同二年七月廿八日・八月十九日・廿四日・廿九日・九月十三日・廿三日・十二月廿九日条、同三年正月十九日・三月四日条、寛弘元年五月七日条、同四年二月九日・十月廿九日条、同七年八月十一日条、同八年三月十一日条など参照。なお、寛弘五年十一月十三日条に「延喜御記抄目録」を道長に返却したという記事があり、これとの関連が問われる。
- (37) 『権記』寛弘元年四月廿七日条の南所申文に「次第具在」別記、とあるほか、同三年八月十一日条の定考、同四年十一月八日条の春日祭使、同五年正月廿五日条の左大臣藤原道長大饗、同七年十一月十日条の為平親王薨奏、同年十二月十日条の御体御下などの記述が「別記」によると注記されている。
- (38) 『権記』寛弘元年四月廿八日条の「定旨在」別、は目録を指し、同年八月十一日条に「子細在」別、同五年五月廿六日条に「記在」別、同六年八月十四日条に「子細注」別、とあるのは別記を指すか。別記に「凶事」の項目があったことは後述する。
- (39) 「裏書」と記されたものに、長保五年四月廿一日条（道長賀茂詣の競馬）、寛弘二年七月十日条（道長、施米文を奏す。史料纂集本『権記』三の口絵）、九月廿九日条（夢）、同三年二月三日条（地震奏に関する諸書からの注記）、同四年二月廿八・廿九日条（道長春日詣）、同六年三月四日条（任官の人々）、同八年七月九日条（一条天皇葬送行障持者）、十月十六日条（内記不足）、十一月九日条（夢）などがある。寛弘七年正月十六日条・同八年十月十六日条などに頭書・頭注があり、これについても検討を要する。また、同七年六月四日条は、先日（三月廿日）東宮居貞親王に続紙を献上した際に雑事を仰せつけられたという短い文に続けて、「別紙云、」として「寛弘七年六月四日」という日付に始まる詳しい記事を載せている（史料纂集本『権記』三の口絵）。
- (40) 尾上陽介「民経記」と暦記・日次記」（五味文彦編『日記に中世を読む』（吉川弘文館、一九九八年）所収）、同「中世の日記の世界」（日本史リブレット30、山川出版社、二〇〇三年）、同「民経記」（藤原経光）——「稽古」に精進する若き実務官僚」（元木泰雄・松蘭齋編『日記で読む日本中世史』（ミネルヴァ書房、二〇一一年）所収）。
- (41) 『冊命皇后式』（京都御所東山御文庫記録乙二十八所収）と『立后雑事抄』（柳原家記録十一所収）に『権記』の彰子立后関係記事がある。「大日本史料」第二篇之三では長保二年二月二十五日条に収録した『権記』の記事について『冊命皇后式』所収逸文を用いて補正し、倉本一宏「藤原行成「権記」

全現代語訳』上（講談社学術文庫、二〇一一年）では現代語訳に反映して

になる。

いる。拙稿「拱関期の立后関係記事——『小右記』を中心とする古記録部類作成へ向けて」（『明星大学研究紀要——人文学部——日本文化学』二十、二〇一二年）では【事例3】に「彰子立后関係記事を史料纂集本に基づいて書き下し文にし、主な異同箇所を指摘した。」

(42) 以下に指摘する異同箇所については、『冊命皇后式』を用いて補正した『大日本史料』第二篇之三と伏見宮本を底本とした史料纂集本『権記』一の頁・行を（「大」○頁〇行／『纂』○頁〇行）で示す。

(43) 『冊命皇后式』には「所_レ知食_レ也、」の後に割注で「以上註也、」とある。

(44) 木本好信『平安朝官人と記録の研究——日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界』（おうふう、二〇〇〇年）第二章七「院号定部類記——上東門院彰子の出家と道長」（初出は一九八一年）。

(45) 拙稿前掲註（2）論文。

(46) なお、先に『権記』の記載を検討して『村上天皇御記』について部類形式の別記があった可能性と藤原行成の「土代」の作成（寛弘元年三月二日条）を指摘したが、目録の記事とも推測される『権記』長徳四年七月十三日条に「延喜・天曆御記欠卷甚多、必尋_レ在所_レ可_レ被_レ書写_レ事、」とあり、長保二年七月十三日条に「下_レ給応和元年秋冬御記、仰云、還宮間雜事抄出可_レ進、」とあることから、一条天皇の命によることは明らかである。そして、寛弘七年閏二月八日条に「参内、康保三年秋御記書出献_レ之、」とある『村上天皇御記』康保三年秋分に始まり、同月十六日に「康保三年夏御記」、廿六日に「康保三年冬御記」、三月一日に「康保二年春御記」、二日に「同年夏御記」、五月廿五日に「天曆八年御記二卷・康保二年冬一卷」、六月五日に「天曆八年冬卷」、十九日に「村上御記天曆四年夏卷」と年次別の『御記』が書写・奏覧されており、これが具注暦記と部類形式の別記の統合版であったとも考えられる。そうだとすれば、日記の統合版の作成は一条天皇の意向に沿ったもので、「古記録文化」の展開が決定的だったということ

明石一族を取り巻く「夢」

『夢実現の共同体』の視座から――

笹生美貴子

はじめに

『御堂関白記』『権記』『小右記』など漢文日記には、多くの「夢」の記事が存在する。漢文日記は、公的立場にいる男性が政務や行事に関する日々の出来事を中心に漢文体――表現の制約を伴う文体――で記録してゆく性質のものである。その様子は『九条右丞相遺誠』^①に「先づ起きて属星の名字を称すること七遍……「割書省略」……次に鏡を取りて面を見、暦を見て日の吉凶を知る。次に楊枝を取りて西に向ひ手を洗へ。次に仏名を誦して尋常に尊するところの神社を念ずべし。次に昨日のことを記せ」とあるように、身のまわり起こった出来事を起床後比較的早い段階で書きとどめているところからも窺い知ることができる。すなわち、漢文日記は仮名日記

や物語とは異なり記述内容に忘備録的要素が強く認められるため、当時の貴族生活を知る上で最も有効な資料といえるのである。そのような性質を持つ漢文日記において、現のことではないもの――夢での出来事――が記される点は注目される。

ところで、当時の貴族社会では、「夢」を希求し、周囲に語り、あるいは見た「夢」が噂として周囲に漏洩し、共有されていくという特異な現象が起こっていた。そのことは漢文日記においても確認できる。中世に至ると『夢語り共同体』^②（大願成就という共通目標に向かって吉夢を希求し、相互に交歓し合い、さらに念力を高めてゆくという精神的共同体）という概念が確立されていくのだが、その先駆けとも考えられる現象である。『夢語り共同体』^③は、菅原昭英^④が鎌倉期に想定したものであり、後に横井清^⑤により室町時代にも存続すると言及されている。倉本一宏^⑥は、両者の意見を継承した上で、

『権記』等に見られる「夢」の記述を検討しつつ、その原初形態を平安期に見出す。

倉本の指摘する、平安期に見られる『夢語り共同体』の原初形態の精神は、物語のジャンルにも反映されている。とりわけ、『源氏物語』の明石一族を取り巻く物語（以下、「明石物語」と記す）に顕現する複数の「夢」（例えば、「若菜上」巻にて、明石入道の見た一族榮達に関する吉夢が、遺書ともいえる手紙を介して明石尼君・明石御方・明石姫君へと伝わり、残された一族に共有され一族の榮達そして榮華が果たされてゆく様子など）において、反映されているのではないかと考える。『夢語り共同体』の精神は、簡潔にまとめると「吉夢を希求」し、かつ「吉夢の実現をはかる」ものであるのだが、物語においては、後者の「吉夢の実現をはかる」ことに焦点があてられており、いわば『夢実現の共同体』という意識を色濃く形成させている特徴が見られる。ともあれ、『夢語り共同体』の原初形態の精神が、物語というジャンルにおいて反映されている可能性を探ることは有効であろう。

本稿では、『源氏物語』と執筆時期の近い漢文日記『御堂関白記』『権記』『小右記』に見られる「夢」に注目しつつ、当時の道長政権を取り巻く「夢」の実態——『夢語り共同体』の原初形態の精神——を検討する。その上で、『源氏物語』『明石物語』での『夢実現の共同体』意識の実態について明らかにしていく。

一 平安貴族社会における「夢」の共有意識

（一）藤原道長を取り巻く「夢」を基軸として

漢文日記は、主に当時の公務・儀式といった身辺の出来事や孫々にわたる知的共有財産として残すためのものであった。⁵この分野に記される「夢」は、とりわけ周囲の者たちとの共有志向が強く感じられ、貴族社会を巧みに生き抜く一手段として機能している傾向が窺える。その実態は、当時の権力者であり光源氏のモデルの一人ともいわれる藤原道長を取り巻く複数の「夢」にも見出すことができる。そもそも、『源氏物語』は「道長時代の文化的ありようを物語的にさらに拡大し理想化した」⁶世界という見方もある。以下、道長政権下における「夢」を媒介とした共同体意識の実態を検証してゆく。

藤原道長は、権力を得て以来、物の怪や怨霊を極端に怖れるようになったといわれる。⁷このような、理論的に解明できないものへの「怖れ」の意識は、道長が「夢」を警戒するところにも如実に表れている。

イ 通夜雨降。暁方有二度夢想。終日雨下。於申時初家請印。

知章朝臣申行文三枚。

明救・頼命、丑時。

八月、寅時。

「夜を通じて雨降る。曉方に二度の夢想有り。終日雨降る。申の時家の請印を初む。知章朝臣文三枚を申し行ふ。明救・頼命、丑の時。八月、寅の時。」

〔御堂関白記〕長和二年〔二〇一三〕二月廿六日条

口 早旦、出河原解除。近江守來語次云、去月廿六日夜、左府見可被重愼之夢。寤詣佛前、被致祈請。夜中、重示八月重厄之由……。

「早旦、河原に出でて解除す。近江守來る次に語りて云はく、「去る月の廿六日の夜、左府重ねて愼まるべきの夢を見る。夢寤めて佛前に詣で、祈請致さる。夜中、重ねて八月重厄の由を示す……。」

〔小右記〕長和二年〔二〇一三〕三月一日条

右に挙げた道長の日記「イ」には、道長が二度の不吉な「夢」を見たことが記されている。この「夢」の後、道長は「従今夜、以明救僧都、令修善。是依夢想也。宿堂」「今夜より、明救僧都を以て、修善せしむ。是れ夢想に依るなり。堂に宿す」（長和二年〔二〇一三〕三月三日条）・「明救僧都修善結願、夜來宿堂」「明救僧都、修善結願するに、夜來て堂に宿す」（長和二年〔二〇一三〕三月十日条）とあるよ

うに、明救という僧都に修善を依頼し、三月六日条には「康尚給金廿四兩。等身佛三鉢料」「康尚、金廿四兩を給ふ。等身佛三鉢の料なり」と、仏師康尚に二十四兩支払い等身仏三体を製作するよう依頼している。さらに、この関連記事は藤原実資の日記『小右記』「口」にも記載されている。その六日後にも「左相府彼夢想後、迄來八月精進。毎夜於念誦堂突額云、」「左相府、彼の夢想の後、來る八月迄精進す。毎夜念誦堂にて額を突く云云」（長和二年〔二〇一三〕三月七日条）と、廿六日の「夢」において予言された「八月重厄」を払うため、道長が精進生活をしている様子が記されている。不吉な「夢」を得た後にとつた道長の行動の数々を眺めてみると、物の怪や怨霊と同様に「夢」に対しても恐れを抱いている様子が確認できる。加えて、道長の「夢」に対する「怖れ」の意識が、藤原知章という道長の家司を介して実資の知るところとなり、『小右記』に道長の「夢」内容までがつぶさに記されるに至る点にも注目したい。ここにおいて道長―知章（家司）―実資という、「夢」を伝達・共有する回路のあることも併せて指摘しておく。

また、『小右記』寛仁二年（二〇一八）正月廿四日条に「早旦、宰相來云、昨日、終日候太相府、被密談云、我爲右將軍見吉夢……」「早旦、宰相來りて云はく、「昨日、終日太相府候ふに、密談せられて云はく、「我、右將軍の爲に吉夢を見る……。」」と、道長が実資に関する吉夢を見て、それを資平經由で実資に伝えたことが記されている。

道長と実資の間に知章・資平が介入するのは、双方の身分差や疎遠(8)さが関係していよう。ここで注目したいのは、知章を介して道長が、

ここでの「夢」に「怖れ」の意識を抱いているさまを知り自分の日記にまで記す実資の行為と、資平を介しても実資へ「夢」を伝えようとしている道長の態度である。すなわち、人を介せざるを得ない相手と、あえて「夢」を把握したり共有したりしようとするところには、当時の夢観——「夢」を共有することによるある種の連携意識——が示されていると見て差し支えなからう。無論、この連携意識の醸成には、「吉夢の希求」と「悪夢への恐れ」が大きく関わってもいる。だからこそ、「夢」を契機とした連携意識が確認できるのである。

ところで、『御堂関白記』は「夢」の詳細を記さない特徴がある。⁽⁹⁾当該日記では、「夢」の記事が十七例⁽¹⁰⁾あるのだが、そのうち十例が「夢」を口実に外出を取りやめる（延期含）ものであった。

ハ 天晴。有諸社奉幣事。而依夢想不宜不參

〔天晴る。諸社奉幣の事有り。而るに夢想宜しからざるに依りて參らず〕
（長保元年〔九九九〕二月廿日条）

ニ 仁和寺故大僧正法事也。仍送僧前、依夢想不宜不他行

〔仁和寺故大僧正の法事なり。僧前送るに仍りて、夢想宜しか

らざるに依りて他行せず〕（長保元年〔九九九〕六月三日条）

ホ 依有慎所不參御齋會。人夢想耳。仰修理職、命御齋會講師

真 房中雜物等送

〔慎む所有るにより御齋會に參らず。人の夢想のみ。修理職に仰せ、御齋會講師真の房中に雜物等を送らしむ〕
（寛弘元年〔一〇〇四〕正月八日条）

ヘ 巳時以前、雨降。午後、天晴。従前僧正許、以圓觀消息。

只今參間、一條橋下覆車、面所、有損所。及未到、奇思不
少。依夢想不閑、不能參。自明日參可聞事、

〔巳の時以前、雨降る。午後、天晴る。前の僧正の許より、圓觀を以て消息す。只今參る間、一條橋の下に車を覆し、面所所損ずる所有り。未だ到らざるに及び、奇しく思ふこと少なからず。夢想閑かならざるに依りて、參ること能はず。自ら明日參りて事を聞ゆべし〕
（寛弘元年〔一〇〇四〕六月五日条）

ト 右衛門督示云、中宮參大原野給事如何、或者夢想有告云、

…〔中略〕…仍延引

〔右衛門督示して云はく、中宮大原野に参り給ふ事は如何、或る者夢想に告げ有り云云…仍りて延引す〕

〔寛弘元年〔二〇〇四〕八月廿二日条〕

チ 天晴。欲參内間、人夢想不宜者、不參

〔天晴る。内に参らんと欲する間、人の夢想宜しからず、てへれば、参らず〕
〔寛弘元年〔二〇〇四〕十月六日条〕

リ 帥許示送。今日可奏一品宮御慶由、昨日間。而今夜夢想不宜。物忌内又有此事。早參給可被奏

〔帥の許に示し送る。今日一品宮の御慶を奏すべきの由、昨日聞く。而るに今夜の夢想宜しからず。物忌の内に又此の事有り。早く参り給ひて奏せらるべし〕
〔寛弘四年〔二〇〇七〕正月廿三日条〕

ヌ 雨降。欲陣定、雨下内、人依不夢想閑、不參

〔雨降る。陣定をせんとするに、雨下がる内、人の夢想閑かならざるに依りて、参らず〕〔寛弘六年〔二〇〇九〕九月五日条〕

ル 依有人夢想、籠居物忌

〔人の夢想有るに依りて、物忌に籠居す〕
〔寛弘八年〔二〇一一〕十一月七日条〕

ヲ 依夢想無他行。從院被仰御心地惱

〔夢想に依りて他行無し。院より御心地悩ましと仰せらる〕

〔長和五年〔二〇一六〕八月廿七日条〕

このような傾向は『御堂関白記』に限らず、『小右記』永観三年（九八五）六月十五日条にも「依夢想告不参内……」「夢」に依りて参内せぬことを告ぐ……と見られること等から、当時の貴族社会において普遍的な出来事として認識されていた。だが、『御堂関白記』の「夢」の半数以上が外出を取りやめる口実となっていることは注目に値する。その中でも「ホ」「ト」「チ」「ヌ」「ル」の波線部にあるように、自身（道長）等に関係する不吉な「夢」を第三者から告げられたことにより、危険回避のため外出を取りやめるといった特異なパターンのあることに注目したい。ここでの「人」表現に關しては誰を指すのか諸説がある。加藤静子・中嶋朋恵は、「近親者か或いは乳母子のようなごく身近な召し使いでもあろうか」としており、『御堂関白記全注釈』寛弘六年（二〇〇九）九月五日条の頭注では、「妻の倫子ではなからうか」としている。また、「ト」の「或者」は、右衛門督藤原齐信が道長に進言した際に示された人物であり、身近な者と解釈することもできよう。いずれにせよ、道長にとって信頼関係の厚い者との「夢」を介した連携意識のあることが当該記事から読み取れる。¹²⁾

このような「夢」を媒介とした連携意識が窺える記事は、『御堂関白記』以外の漢文日記中にも散見する。それは、例えば『小右記』に記載されている小一条院の女房が見た道長の子どもの死に関する「夢」にも見ることができるとある。「……或云、前日、院女房夢。入道殿男子・女子可死者、尚待相合夢想。其後、關白以下有恐懼云、而有此恠如何云、」……或る云はく、前日、院の女房夢む。入道殿の男子・女子死ぬべくは、尚侍の夢想に相ひ合はず。其の後、關白以下恐懼有り云云、此の恠有るは如何云云」(『小右記』萬壽二年(一〇二五)十月廿日条)とあるように、小一条院の女房の見た「夢」

は、関白道頼以下の者たちの知るところとなつてゐる。この「夢」は、道長の娘であり小一条院の妃でもあつた寛子の死(『小右記』萬壽二年(一〇二五)七月九日条)が背景にあると考えられる。夢主が小一条院の女房であることから、寛子の死という衝撃的な出来事により道長の子どもの死という「夢」を見ることとなつたのであろう。また、同年八月には東宮敦良の妃となつた嬉子が親仁親王を出産後死去している(『小右記』萬壽二年(一〇二五)八月五日条)。嬉子の死は、出産直前に赤班瘡にかかつたことが原因と考えられるのだが(『小右記』萬壽二年(一〇二五)七月廿九日条)、ともかく萬壽二年という年は、道長の権力を脅かす凶事が相次いで起こつており、道長自身もかなりの心的打撃を受けていたことが窺える。その様子は、『昨夜、尚侍可蘇生、是禪門夢想』(『昨夜、尚侍蘇生すべし。是れ禪門

の夢想なり」(『小右記』萬壽二年(一〇二五)八月九日条)と、嬉子の蘇生を「夢」にまで見る道長の様子が実資の日記に記載されていることから伝はつてくる。

ともあれ、当該記事からは、道長の政権基盤の翳りをいち早く察知した周辺貴族たちが、小一条院の女房の見た道長に関する不吉な「夢」情報を巧みに利用しながら、道長の行く末をあれこれと噂する特異な観念が浮き彫りとなつてくる。ここでの「夢」からは、周囲の貴族たちによる道長に対する「夢」を介した暴力的行為すら読み取れてくる。

ところで、「夢」の共有による信頼関係の構築は君臣関係の「夢」にも顕著である。例えば一条天皇の見た「夢」(『御堂関白記』寛弘元年(一〇〇四)七月十一日条)では、一条天皇が酒を飲む「夢」を見たとき述べた際、道長は「雨下るか」と夢解きをしたところ、天皇の機嫌が良くなつたと記されている。道長の夢解きは、一条天皇が「夢」を得る前日に早のため雨乞いの儀式を行つていたことを踏まえた上でのことであつた。¹⁴ 貴族社会で生き抜くためには、「円満な君臣関係」を築くことが何よりも重要なことであり、その一手段として「夢」が用いられているのである。そこからは、当時の貴族たちが「夢」「現」双方の世界において常に周囲の動向に気を配り、自身の取るべき行動を決めてゆく「共同体」の中で生きていた実態が確認できるのである。

(二) 文学作品に見られる「夢」の共有意識

このような「夢」の共有意識は、文学作品においても描かれている。¹⁵ 例えば、人を介して「夢」の真意を解明することを目的とする「夢合わせ」。『風土記』（逸文〔撰津の国〕「夢野 刀我野」において「詐り相せて曰はく」（四二八頁）・「刀我野に立てる真牡鹿も夢相のまにまに」（四二八頁）とあるような、「夢」を（妻の嫉妬により）意図的に悪く合わせられることによって凶夢に転じてしまうパターンの存在は注目に値する。¹⁶ そこには、「夢」を他者と共有する感覚が描かれつつも、『枕草子』（二五八段「うれしきもの」）に、「いかならむと思ふ夢を見て、おそろしと胸つぶるるに、ことにもあらず合はせなしたる、いとうれし」（三八七頁）とあるような、「夢」の真意に恐れをなす当時の人々の感覚意識が示されている。加えて、『日本書紀』（巻第五「崇神天皇」）での「倭迹速神浅茅原目 妙姫・穂積臣が遠祖大水口宿禰・伊勢麻積君」（二七三頁）は、ともに同じ「夢」を見ただけでなく、それを天皇に奏上している。そこから、「夢」を複数の人物で共有することによってもたらされるものを獲得しようとする感覚意識の萌芽が窺える。

そして、このような感覚意識は、物語のジャンルに至って、主に政権から一度弾き出された者たちが返り咲いてゆく際の原動力の一つとして描かれる特色を創り出しているように考えられる。『源氏物語』では、「違ひ目」（若菜上④二二八）により都を離れた明石一

族と、身の潔白を証明するために須磨退居をした源氏を中心に「夢」の共有意識が描かれる。源氏の須磨退居は、遡る「若紫」巻において「違ひ目」（①二二三）と予言されていたことは見逃せない。すなわち、『源氏物語』において「夢」を共有する意識の発動している者たちは、共通する「違ひ目」に遭いながらも、そこから「夢」を軸として王権への足がかりを築き上げ、栄達そして栄華を極めてゆこうとする特徴を有しているのである。源氏と明石一族は、「夢」を共有しようとする特異な一面も見られるのだが、その点については後に述べる。

『源氏物語』と同じく男性主人公であり王権に深く関わる物語である『狭衣物語』に至っては、明石一族とは異なり、一族を中心とした複数の「夢」を殊更に語り伝え共有し合う方法がとられていることに気付かされる。¹⁷ 堀河の大臣は、「夢」に賀茂明神が現れたこと（巻④二〇七）について、すぐさま北の方に語り、北の方は「院の御前はかりには、この御夢を語りまうさせたまひにけり」（巻④二二三）、「ありし御夢のことなど、上ぞくわしう語りたまひける」（巻④二二八）と、子として位置付け可能な狭衣大将に語るののである。ここでの「夢」は、狭衣の出家をやめさせるよう暗示するものと、後に狭衣が帝位に就くことを暗示するといった二つの告げが示されているのだが、堀河の大臣が「夢」の真意に気付いていない点は注目に値する。¹⁸ 『狭衣物語』では、「夢」の真意追究よりも、主に一族

間で「夢」を共有する意識に重きが置かれている傾向にある。すなわち、『狭衣物語』では、真意はわからないままでありつつも、「夢」を一族で共有することにより、最後には狭衣が帝位に就くことで一族が栄華を果たす、という物語に特異な「夢実現の共同体」意識を見事に描き出しているのである。

さらに、俗信等を人々に語り、伝え共有することを主眼とする説話文学や宗教において、夢観はより深化されたかたちで表現される。『宇治拾遺物語』「卷第十三（五 夢買ふ人の事）」での「夢を人に聞かすまじきなりと言ひ伝へける」や、宰相局が友人から「夢」を買い取ったことにより、後に宇治殿の思われ人となったことが語られる『沙石集』「七十」では、「夢」にまつわる伝承を人々の間で共有し、一つの思想を創り上げてゆく様子が見て取れる。だがその一方で、説話文学には教訓面も付加されており、深い思慮もなく吉夢を語ってしまうと、奪い取られてしまう危険性のあることも同時に伝えてある。夢主が誰に語るかによって、その後の成り行きも変わるのだとしている点は注目される。

概して、文学作品中の「夢実現の共同体」は、夢主の行動次第（誰に語るのか）で、その結末がいかようにもなる危うい記号として機能していることが読み取れる。

（三）一族繁栄の行方——子出生の「夢」

身近な人に関する「夢」を第三者が見る現象は、物語の分野においても採用されている。それは主に子出生の「夢」に顕著である。『うつほ物語』「俊蔭」巻では、俊蔭の娘の男児出産の際に、奉仕している姫が子出生の「夢」を見、『源氏物語』では明石入道・源氏・柏木という、母側ではなく父側が子出生の「夢」を見ている。物語では、母の抱く懊悩や父による功罪の意識を克明に描き出す契機として子出生の「夢」が機能しているようである¹⁹。そして、その精神のもととなったものとしては、漢文日記に記される父や第三者に顕現した子出生の「夢」と深い関わりがあると考える。

ワ 又有立願事、乞女兒祈願也、具載願書。丑時許、歸房之後、有可給子之夢想。不能具注

「又立願の事有りて、女兒を乞ふ祈願なり、具に願書に載す。丑時許、房に歸るの後、子を給はるべき夢想有る。具に注す能はず」

（『小右記』正暦元年〔九九〇〕九月八日条）

カ 此夜、夢に陣邊。諸僧宿徳多參入。申中宮御懷妊之慶。自問男女、答男也云々。又、夢後涼殿南屏顛倒

「此夜、夢に陣の邊りに在り。諸僧の宿徳多く參入す。中宮御懷妊の慶びを申す。自ら男女を問ふに、「男なり」と答ふ云々。又、

後涼殿の南の屏の顛倒するを夢む」

〔権記〕寛弘五年（一〇〇八）三月十九日条

「ワ」は、父である実資の見た子出生の「夢」である。実資は「女兒之大願」「女兒の大願」（正暦元年（九九〇）九月五日条）・「殊祈申女兒願」「殊に女兒の願を祈り申す」（正暦元年（九九〇）九月七日条）と、この頃頻繁に女兒を儲ける大願を立てていた。また、波線部にあるように「夢」内容を記さない態度がとられている。これは、「夢」を口外すると成就しないとされる当時の夢観が反映されているところであり、夢主である実資が、得た「夢」に対して細心の注意を払う様子が窺える。²⁰

「カ」は、中宮彰子懐妊に関する「夢」である。傍線部にあるように、ここでは第三者である行成が二度「夢」を見ている。行成は、一条天皇と道長の両方から信任を得ており、定子所生の敦康親王別当を務めたり、一条天皇が死の直前に至って讓位について行成に相談をするなど、その間柄は親密であった。だが、宮廷の安定のためには、一条天皇と道長の関係強化が必要となってくる。そのため、行成は中宮彰子所生の敦成親王を即位させるよう説得をする様子（『権記』寛弘八年（一〇一一）五月廿七日条）が日記中に描かれている。行成は敦康親王を讓位させたいとする一条天皇に対し、文徳天皇の先例を挙げてその思いを諦めさせる。このように、行成は一条

天皇・道長両者の信任を得ながらも苦しい立場に立たされていたことがわかる。その最中で、行成は中宮彰子懐妊の「夢」を見たのであった。また、後に見た「夢」として記されている、後涼殿の南屏が顛倒した様子は、まさに行成の心的苦悩の現れであろう。²¹ 彰子の男児誕生は、一条天皇と道長との間を強化する役割を果たし、宮廷の安定につながるものではあるが、その一方で、後に讓位をめぐつて一条天皇の推す定子所生の敦康親王と拮抗する人物となることが目に見えている。そのため、行成は複雑な心境であったといえる。それは、「夢」の中で生まれてくる御子が男児か女児かを気にかけ、その返答が男児を示していたことから明らかである。

また、行成は室女（妻）の見た「夢」を記してもいる。『権記』長保四年（九三三）二月九日条に「今夜、室女夢與余共見明月」「今夜、室女夢に余とともに明月を見る」とあり、月に関する「夢」は、とりわけ子出生に関わる。『源氏物語』では、明石入道が娘明石御方の生まれる際に「月日の光」（若菜上④一一三）と、子出生を暗示させるような「夢」を見たことが描かれていた。この頃、行成の妻は懐妊しており、同年十月十四日に女兒を出産している（二日後の十六日条に「母子之命、一日忽没」「母子の命、一日にして忽没す」と、母子ともに絶命）。妻が夫とともに月を眺める「夢」を見た出来事をあえて日記中に書きとどめた行成の真意は、「夢」に見えた「明月」を懐妊暗示の吉夢と結び付けたいがゆえであるととも、夫である

自分もその「夢」を知っているという共有意識を記すことで、一族繁栄の兆しを表現したかったのだと考えられる。

以上に挙げた記事からもわかるように、貴族社会では子の誕生と勢力争いとが密接に関わっており、入内をさせるための女子そして政治を引き継ぐ男子の存在が家の存続には必要不可欠であった。家の進退を左右するといっても過言でない御産という出来事は、貴族社会を生き抜く者たちにとって大願を立てる等して渴望するものであり、時には妬みにつながるものでもあった。その様子は『源氏物語』にも見られ、葵上が無事出産したことを妬む物の怪の様子(葵②四十二)そして葵上の御産による死は、まさに当時の歴史的背景を踏まえてのものであった。²⁸⁾

このような、実資や行成といった道長政権下に置かれている貴族たちの様々な心境が反映されている傾向にある漢文日記での「夢」は、母ではなく父あるいは第三者が子出生の「夢」を見るところという物語独特の傾向が形成される初期段階の作品である『源氏物語』の「夢」へ影響を及ぼしているといっても過言ではなからう。

二 明石一族を取り巻く複数の「夢」

(一) 夢実現の共同体意識

前節までの、漢文日記における「夢」のあり方を踏まえた上で、

源氏と明石一族を取り巻く「夢」について考察を試みる。明石入道は、孫明石女御の男児出産を確認した後、娘明石御方へ宛てた手紙にて自身の得た「夢」²⁹⁾一族栄達の吉夢³⁰⁾を打ち明ける。だが、この時点では明石女御が国母になっておらず、明石一族の祈願が達成されてはいない。入道が、祈願成就後に願ほごきをするよう言い残す(若菜上④一一四)ところからは、当該「夢」が明石入道一人のものではなく、一族で継承・共有して叶えてゆくのだとする態度が見て取れる。その後、明石御方は娘明石女御に入道の手紙の存在を知らせ、「疎き人にはな漏らさせたまひそ」(若菜上④一二三)と固く注意を促す。親から子そして孫へと語り継がれる「夢」は、明石一族にとっての意志の継承なのである。

すなわち明石一族は、一族の長明石入道の得た「夢」を共有して語り伝えてゆく方針をとったことで、栄達から栄華へと昇華してゆく足がかりを新たに構築したのである。³¹⁾この、明石一族による「夢」の共有に焦点をあてると、中世において流行する³²⁾夢語り共同体³³⁾の概念が物語に底流していることが導き出せてくる。そのような視点から「明石物語」全体を見据えることにより、王権へと競り上がってゆく明石一族の志向がより鮮明となるのである。

ところで、一条天皇と道長に見られた「夢」の共有によりもたらされる「円満な君臣関係」ともいえるやりとりは、明石入道の源氏に対する「夢」のやりとりに近似するものがある。実際、明石入道

は道長と同様に、相手と「夢」を共有する方法をとったことで互いの距離を縮めることに成功しているのだ。

そして、源氏の須磨退居時に描かれる複数の「夢」は個々のものではなく、複数の人物の「夢」に同一のもの、ものが現れるといった特徴が見られる。明石入道と源氏の「夢」には、同じ異形の者がしきりに現れ、源氏と朱雀帝の「夢」には、故桐壺院が現れた。なぜ、あたかも夢主同士が「夢」を共有するような描写となっているのか。源氏と明石入道・源氏と朱雀帝の「夢」は、それぞれ同じような夢構造（以下、同種の夢と記す）となっている。複数の人々が同じ「夢」を見ると、前掲『日本書紀』の三人同夢のように、見た「夢」を語り共有する現象が起こる傾向にある。

だが、『源氏物語』では『狭衣物語』の様子と異なり、必ずしも周囲の者と「夢」を語り合い共有しているわけではない。明石入道は、「明石」巻にて明石の浦から源氏を迎えにきた経緯について、得た「夢」の内容を源氏に語るが、源氏は得た「夢」（故桐壺院の「夢」）を語らず沈黙する。そればかりか、「若紫」巻での「夢」も最後まで明石入道には語らない。この「夢」は、夢解きの者により源氏の「違ひ目」（若紫①二三三）すなわち須磨退居を予言されてもおり、明石入道の父大臣の「違ひ目」（若菜上④二二八）²⁷ 都からの追放と連動していた。したがって「若紫」巻での「夢」も明石入道と共有すべき「夢」として位置付けられる。

一方で、明石入道も一族栄達の「夢」については、その実現がほぼ確実視（東宮第一皇子の誕生）されるまで源氏にも肉親にも明かさなかった。朱雀帝と源氏の「夢」に至っては、語り合って共有するという現象にさえ至っていない。

『源氏物語』では、「夢」をあえて共有しない手法をとることによ

（二）源氏と明石入道の「夢」——「夢」の共有／非共有

『源氏物語』では、夢主の得た「夢」について、関係者や周囲の者たちと共有するか否かを書き分ける「夢」の共有／非共有の構造という方法で描き出すことにより、物語を展開させる方法を創り出しているようである。それは、「明石物語」に顕著である。²⁸ とりわけ、源氏の須磨退居から政権復帰の描かれる「須磨」「明石」巻において複数の「夢」が描かれているのだが、夢主たちに着目すると、救う者と救われる者（明石入道と源氏・故桐壺院と源氏）といった対構造をなしており、かつ、同一のもの（明石入道と源氏は異形のもの・朱雀院と源氏は故桐壺院）が「夢」に現れるといった特異な構造をも有している。このような同種の夢は、語り合い共有することを前提として描かれるケースが多いのだが、²⁹ 「明石物語」では、語り合って共有する場面が描かれない——「夢」の非共有——傾向が見られる。

まず、明石入道と光源氏のケースについて述べる。明石入道は、明石の浦から須磨にいる源氏のもとへ来訪した経緯について、良清を介して自らの得た「夢」の話をする。その際に、明石入道が「ここにも、もし知ろしめすことやはべりつらんとてなむ」（明石②二三二）と、源氏側に尋ねているところに注目したい。それに対して源氏は、「夢」に「父帝の御教へ」（明石②二三三）があつたことを想起して、自らも「夢」を見ていたと思うに至る。ここでの源氏と明石入道の語りは、当時の貴族社会に見られるような「夢」の共有意識——源氏との間に信頼関係を築きたい願望——が働いていたようにも捉えられるところである。だが、明石入道が源氏を尋ねた経緯について良清を通じて「夢」を打ち明けたのに対し、源氏は故桐壺院の「夢」を打ち明けることはなかった。つまり、ここでは明石入道から源氏への「夢語り」はあるものの、源氏から明石入道への「夢語り」はないのである。両者には、受領階級と貴族階級という身分差の壁があり、双方を取り次ぐ者として良清がいた点は、先述の実資と道長との関係と比定できる。しかし源氏は、内心、明石入道の明石の浦への移動の申し入れを受け入れたいとしつつも、良清に見た「夢」を語ろうとしない。それは、後々の世間での非難を気にしているため（明石②二三三）とも考えられるが、それだけの理由ではなからう。

源氏は、明石入道が娘の結婚に対して高い理想を持っていること

を知ってもいた（若紫①二〇三―二〇四）。とすると、「夢」を理由に源氏に近づいてくるしたたかな明石入道像が浮かび上がってくる。またさらに、源氏は入道の「夢」と自身の「夢」とが、あたかも呼応関係にあるような状態から、かつての「若紫」巻での夢占いで示された「違ひ目」という予言をも思い合わせたのではないか。すなわち、「違ひ目」が契機となつて出会う女君——「若紫」巻で「海竜王の后になるべきいつきむすめ」（二〇四頁）と人々から揶揄されていた女君——により運命が切り拓かれる可能性を源氏は予感し、それを受け入れかねている態度を示す手段として、明石入道へ自身の「夢」を語らない措置をとつたと考えてみたのである。先述のように、源氏と明石入道には、「違ひ目」という、政権から弾き出される事態が共通して見られた。その二者の「夢」が共鳴し合おうとしているのである。また、故桐壺院が源氏の「夢」に現れ救いの手を差し伸べる所と明石入道が源氏に娘の存在を打ち明けるところに共通して「住吉の神」（明石②三二九・三四五）が関わっているのも見逃せない。故桐壺院に至っては、源氏と明石一族とを一つにし、源氏の政権復帰と明石一族の栄達の二つを實現させようとする意図が窺えもする。そこからは、源氏と明石入道双方の「夢」の語り合いが成立しないところを、「住吉の神」そして故桐壺院が補完しているとの仕組みが見えてくるように考えられる。

源氏は、繰り返し述べるように、故桐壺院出現の「夢」も、「若

「紫」巻での「夢」も、最後まで明石入道へ語ることはなかった。なぜ、源氏は最後まで明石入道と「夢」を語り合いすべてを共有しようとしなかったのか。それは、源氏が、明石腹より生まれた姫君を、宿曜師の予言にある「御子三人」（濔標②二八五）に示される「后」として認識することを拒んでいたことと、紫上への配慮ゆえではないかと考えられる。源氏は、「濔標」巻において明石姫君出生後も子が産まれる可能性を視野に入れているし、二度目の住吉参詣では「女御殿、対の上は、一つに奉りたり」（若菜上④一七〇）と、紫上への厚遇がいわれる。とりわけ後者では、源氏にとって紫上がどれほど重要な存在であるかがわかる。そもそも源氏は、明石御方のいる岡辺の宿へ初めて赴く際、「思ふどち見まほしき入江の月影にも、まづ恋しき人の御事を思ひ出で聞こへたまふ」（明石②）と、「恋しき人」すなわち紫上のことを想うのである。また、源氏は明石御方と結ばれたことについて、すぐに手紙にて紫上へ打ち明けるのだが、そこには「あやしうものはかなき夢をこそ見はべりしか」と書かれており、源氏が紫上を気遣うかたちで遠まわしに打ち明けていることがわかる。さらに源氏は、「忍びの旅寝もしたまはず」、「やんごとなき方（＝紫上）のおぼつかなくて年月を過ぐしたまふが、ただならず思ひおこせたまふらむが、いと心苦しければ、独り臥しがちにて過ぐしたまふ」と、紫上のことをひどく気にかけるゆえに、明石御方のところから足が遠のいてしまう様子があえて事細かに描

かれるのである。さらに「濔標」巻では、明石御方に対する紫上の嫉妬が描かれてもいる。その後、明石御方の娘は、源氏の提案により、養女として紫上に育てられることで、ようやく子の数に含まれるに至ったのだった。

以上のことから、源氏が明石入道に対して、「夢」の共有を拒否する態度をとっている背景からは、明石腹の女兒を予言の子として認知することをためらい、新たな子への願望へとスライドさせていること、そして最愛の女性である紫上への配慮の意識が大きく作用していることが汲み取れてくるのである。

一方で、明石入道は遠く「若菜上」巻に至って、ようやく娘明石御方出生の際に見た「夢」＝一族栄達の吉夢を打ち明ける。先述のように、この時点では明石女御が国母になっておらず、明石一族の祈願が達成されてはいないのだが、「今ぞ見し世の夢がたりする」（若菜上④一一五）とあるように、夢語りは入道による「自覚的な行動の結果」でありタイミングを俟していなかった。明石入道の夢語りは、口頭ではなく手紙を媒介として、明石尼君・明石御方・明石女御そして源氏へと伝わることとなった。ここでの明石入道の遺書ともいえる手紙が、一族栄達の吉夢を次世代へと語り伝える役割を担っていることは見逃せない。つまり、明石入道が一族栄達の根幹をなす「夢」に、子孫へ語り伝える要素（手紙＝遺書）を付加させたことで、明石一族の「夢」は、ようやく本格的に夢実現

の共同体の力を発動させるに至ったのだった。そして、明石入道・尼君・御方の築き上げた栄達から、明石姫君・若君などといった次世代における栄華へと続く道を切り拓いてゆく新たな力を獲得したのであった。明石入道は吉夢の恩恵を受けずに、山へ入りこの世を去るが、夢内容に「小さき舟に乗りて、西の方をさして漕ぎゆくとなむ見はべし」(若菜下④一一五)とあるように、ただこの世を去るのではなく、西方浄土へと赴くことが示されていることは注目される。この部分には、往生伝をはじめとした説話の類との関連が読み取れるように考えられる。³¹⁾ すなわち、ここでは潜在的道心を持つ者への仏による瑞祥形式がとられており、それが物語に融合する形で表されているのである。³²⁾

また、源氏は、明石御方への不意の来訪により明石入道の手紙の存在を知るに至る。入道が源氏に「夢」の一部を語らなかつた意味とは、源氏の側が明石一族との「夢」の共有を拒否する可能性を視野に入れ、殊更に慎重になっていたゆえではないか。そこには、身分差のある明石一族が源氏に「一族栄達の吉夢」を打ち明けたところで、源氏の積極的な協力が得られるか、という大きな問題が横たわっていたのである。先述のように、源氏は宿曜師により「御三人、帝、后かならず並びて生まれたまふべし。中の劣りは太政大臣にて位を極むべし」(濡標②二八五)とあるように、生まれてくる子どもは三人と予言されていた。明石御方の子である明石姫君は、冷

泉帝・夕霧に次ぐ三番目の子どもとして位置付けられるはずである。だが源氏は、「思ふさまにかしづきたまふべき人も出でものしたまはば」(濡標②二九九)、「末の君たち、思ふさまにかしづき出だして見む」(絵合②三九二〜三九三)とあるように、第三子である明石姫君の誕生後も、子どもが生まれる可能性を視野に入れて見ている点は見逃せない。すなわち源氏は、明石姫君誕生の後も紫上をはじめとした他の女君との子女を希求しており、源氏にとって明石姫君は「第四子と交換可能な、いわば都合のよい子ども」でもあったのである。³³⁾

「一族栄達の吉夢」を得て、長年にわたる住吉の神への祈願そして西方浄土といった思念の世界に生きた明石入道。その一方で、一族の長入道の意志を実現させるべく、幾多の困難の待ち受ける貴族社会(現実世界)へと飛び込み、運命を切り拓いていったのが明石御方と明石尼君であった。³⁴⁾ だが、明石入道は、一族栄達の根幹ともいえる明石御方出生の際に見た「夢語り」を源氏にしないという重大な決断をしていたことが、以上の考察により確認できるのである。

三 源氏と朱雀帝の「夢」

——共通する故桐壺院出現の意味

源氏と朱雀帝の「夢」では、兄弟間において故桐壺院が現れる。

桐壺院は源氏の夢中に現れ、救いの手を差し伸べるとともに、「内

裏に奏すべきこと」(明石②三二九)があると言いつつ立ち去り、朱雀帝の夢中に怒りの形相で現れたのだった(明石②二五二)。朱雀帝はその後、自身の眼病や要人である太政大臣の死、そして弘徽殿太後の病など「次々におのづから騒がしきこと」(明石②二五二)が起こったため、それを回避するために「いみじき御つつしみども」

(明石②二六二)をしている。その様子は、先に挙げた「御堂閔白記」など漢文日記の実態と同様である。だが、源氏と朱雀帝の「夢」は、当事者たちの語りによって共有されているわけではない。また、二人の仲介役は、家臣の者ではなく故桐壺院であった。ここでは仲介役が故桐壺院であることこそが重要なのである。

故桐壺院は、生前、第二皇子である源氏に皇位継承を切望していたが果たせなかった背景がある。第一皇子(後の朱雀帝)を春宮に立てた後、第二皇子(源氏)を臣籍に降下したのだったが、藤壺腹であり源氏と瓜二つの新皇子(後の冷泉帝)にその果たせなかった思いを託し、讓位後に、朱雀帝即位とともに新皇子を春宮に立て、その後見役を源氏とした。この、朱雀帝―冷泉帝への皇位継承こそが故桐壺院にとつての目的なのであった。だからこそ故桐壺院は、源氏の「夢」には救いの手を差し伸べる様子で現れ、朱雀帝の「夢」には怒りの形相で現れ「聞こえさせたまふことも多かり。源氏の御事なりけんかし」(明石②二五一)と、主に源氏を須磨へ追いやつたことに対する怒りを告げているのである。³⁵⁾

以上のことから、源氏と朱雀帝を取り巻く「夢」は、故桐壺院による新しい「権力核」(冷泉帝)の実現という強い意志によるものであったことが導き出せてくる。³⁶⁾ それにより、源氏は准太上天皇という異例の地位を得て、潜在的な王朝の継承を実現するに至るのだった。

また、源氏と朱雀帝間の「夢」は、明石入道と源氏間の「夢」と連動していた。冷泉帝という新しい「権力核」の実現により確立された源氏の栄華は、明石一族の栄達そして栄華に組み込まれ、「夢」の実現をより確実なものとしたのである。

ともあれ、明石一族の栄達そして栄華は、故桐壺院出現の「夢」によりもたらされた源氏の異例の栄華に加え、「夢語り」という特殊な夢の共有意識を付加させることで、長い年月を経て成し遂げられてゆく性質のものなのである。

おわりに

以上、中世社会の特色の一つとしてある「夢語り共同体」の原初形態の精神が、物語というジャンルにおいて反映されている可能性について、「明石物語」に焦点をあて探ってきた。「吉夢を希求」し、かつ「吉夢の実現をはかる」「夢語り共同体」の精神は、「明石物語」をはじめとした物語のジャンルでは、後者の「吉夢の実現をは

かる」ことに焦点があてられ形成されており、いわば「夢実現の共同体」という意識を色濃く形成させている特徴が見られた。

また、源氏と明石一族を取り巻く「夢」では、「夢実現の共同体」意識を底流させながらも、そこに「夢」の共有／非共有の構造という特異な方法が用いられてもいた。源氏と明石入道のケースでは、紫上への配慮や、明石腹の娘を第四子としたい源氏の思惑や、一族栄達の吉夢を何としても実現させたいとする明石入道の思惑ゆえであり、源氏と朱雀帝のケースでは、二者の仲介役として故桐壺院を登場させることにより、故桐壺院による新しい「権力核」（冷泉帝）の実現という強い意志を物語中に効果的に描き出したいゆえであつたと考える。

さらに、「明石物語」は、手紙（＝遺書）により「夢」を一族で共有し、子孫へ語り伝えてゆくことで栄達から栄華へとさらなる飛躍の道を辿ることができた。その正反対に位置する物語が「宇治物語」である。源氏と明石一族間での「夢」を媒介とした共同体の形成により、一族繁栄から弾かれた人物「八の宮がいることを忘れてはならない。八の宮は、正編ではその存在が明記されず、遠く「宇治物語」の始発部分に突如描かれる（橋姫⑤一一七）。源氏の政権復帰により没落した八の宮について語られる「宇治物語」では、もはや一族を栄華に導くような「夢」の力は描かれず、残された人々が「遺言」内容に束縛・翻弄されながら生きゆくさまが描き出されて

いるのだった。³⁹⁾

つまり、一族の長明石入道の得た「一族栄達の吉夢」という未来への眼差しを重視することによって、一族を團結させ栄達として栄華の極みにまで昇りつめたのが「明石物語」ならば、そうした「夢」の力を喪失し、一族の長である八の宮の残した言葉「遺言」に縛られ翻弄された世界が「宇治物語」といえる。

「明石物語」に特異な「夢実現の共同体」意識を根底に敷いた上での「夢」の描かれ方は、『源氏物語』のどの一族にもたらされてはいないのである。

* 「源氏物語」「風土記」「枕草子」「日本書紀」引用テキストは、『新編日本古典文学全集』に依った。

* 「狭衣物語」「沙石集」引用テキストは、『日本古典文学大系』に依った。

* 「権記」引用テキストは、寛弘七年の刊行分までは『史料纂集』を、その他は『増補史料大成』に依った。

* 「御堂関白記」「小右記」引用テキストは、『大日本古記録』に依った。

* 本文引用の際、一部常用漢字に改めた箇所・私に改めた箇所がある。

注

(1) 『古代政治社会思想』（日本思想大系8）岩波書店、一九七九年。

(2) 菅原昭英「夢を信じた世界——九条兼実とその周囲」『季刊日本学』五号、

- 一九八四年十月。
- (3) 横井清「夢」『岩波講座日本通史9 中世3』岩波書店、一九九四年十月。中世の「夢語り共同体」については、酒井紀美『夢語り・夢解きの中世』朝日新聞社、二〇〇一年、酒井紀美「夢から探る中世」角川書店、二〇〇五年がある。
- (4) 倉本一宏『平安貴族の夢分析』吉川弘文館、二〇〇八年。その他、主な先行研究は以下の通りである。西郷信綱『古代人と夢』平凡社、一九七二年、森田兼吉『権記の夢』『小右記』の夢——女流日記文学の夢への序説』『梅光女学院大学 日本文学研究』第二十二巻、一九八六年十一月、上野勝之「夢の諸相——平安時代を中心として」『日本文化環境論講座紀要』第三巻、二〇〇一年三月、河東仁「日本の夢信仰——宗教学から見た日本精神史」玉川大学出版部、二〇〇二年、荒木浩「書物の成立と夢——平安期往生伝の周辺」『経世の信仰・呪術』竹林社、二〇一二年五月、上野勝之『夢とモノケの精神史——平安貴族の信仰世界』京都大学学術出版会、二〇一三年。
- (5) 大津透「道長と宮廷社会」(日本の歴史6) 講談社、二〇〇一年。
- (6) 池田尚隆「公卿日記と道長文化圏」『源氏物語講座』第四巻、勉誠社、一九九二年七月。
- (7) 藤本勝義「源氏物語の〈物の怪〉——文学と記録の狭間」笠間書院、一九九四年。
- (8) 『小右記』には、「大不忠人也」「大いに不忠の人なり」(長和四年(一〇一五年)四月十三日条)など、道長を非難する言葉が散見する(服部一隆「嫡子立后に関する藤原道長の論理」『日本歴史』二〇〇六年四月に詳しい)。また、山中裕(『藤原道長』吉川弘文堂、二〇〇八年)は、道長と実資について「もともと九条家と小野宮家の対抗意識があり、表面上はともかく、根底には深いわだかまりがあった」と指摘する。
- (9) 清水好子「藤原道長」『中古文学』創刊号、一九六七年三月。加藤静子・中嶋朋恵(『御堂関白日記注釈ノート』(三))『国文学 言語と文芸』第九十四号、一九八三年七月)は、『御堂関白記』の「夢想」を、「直接道長に関わらない夢想」「道長自身の見た夢」「道長のための夢」の三種類に分類する。
- (10) 『御堂御記抄第五種』寛弘九年(一〇一二)五月一日条の「夢」の記事は長和元年(一〇一二)五月一日条の記事と同じであるため、数に含めない。よって、全十七例となる。
- (11) 加藤静子・中嶋朋恵(注9に同じ)。
- (12) 倉本(注4に同じ)は、「夢を言い訳にしてサボる」という道長を認知してくれる道長周囲の「共同体」を想定すべきなのではないかと指摘する。
- (13) 繁田信一(『殴り合う貴族たち——平安朝裏源氏物語』柏書房、二〇〇五年)は、暴力を不適切に行使する貴公子たちの実態に注目し、『源氏物語』は理想化された王朝貴族の姿が描かれていると指摘する。それは平安期に見られる「夢語り共同体」の原初形態の精神についても同様であり、道長に関する不吉な「夢」情報を周囲の貴族たちが共有することにより、道長の政権失脚の可能性をささやき合うような実態が確認できる。しかし、「明石物語」には見られない。
- (14) 倉本(注4に同じ)は、道長の夢解きに対し「民を思う一条の心情と、道長との円満な君臣関係がうかがえる」と言及しており、首肯できる。
- (15) 古典文学作品の「夢」に関する主立った文献として、西郷信綱(注4に同じ)、江口孝夫「夢についての研究」(風間書房、一九八七年)、河東仁(注4に同じ)等がある。
- (16) 当内容は、『日本書紀』「新編日本古典文学全集」(巻第十一 仁徳天皇三十七年)にも見られるが、雌鹿が「夢」を偽り合わせた様子は描かれていない。だが、夢合わせは悪い合わせ方をしてはいけないとする観点は同様に描かれている。
- (17) 拙稿「物語の夢——平安後期物語の夢に込められた『源氏物語』批評の意識」『記憶の創生 物語一九七二—二〇一二』翰林書房、二〇二二年三月。
- (18) 鈴木泰恵(『夜の寝覚』の夢と予言——平安後期物語における夢信仰の

揺らぎから」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチュール』第二巻
第三号、二〇〇八年三月)は、『狭衣物語』に夢信仰や神への信仰の微妙な
揺らぎを読み取る。

(19) 拙稿「源氏物語」を中心とした仮名文学における夢主の設定——子出生
に関する「夢」を見る者達」『語文』第二二〇輯、二〇〇四年十二月。

(20) 実質は、とりわけ暗示性の強い「夢」内容を記さない傾向にある。翌日
に見た「夢」の記事にも「不具記」「具に記さず」とある。無論そこには、
悪夢をめぐる問題——悪夢が実現しないよう、あえて記さなかったという
観点——も無視できないだろう。事実、悪夢の内容が実際に記されたもの
は、吉夢に比べて僅少である。この点については、今後の課題としたい。

(21) 黒板伸夫『人物叢書 藤原行成』吉川弘文館、一九九四年、関口力『撰
関時代文化史研究』思文閣出版、二〇〇七年に詳しい。

(22) ここでの「夢」について河北騰(『歴史物語の世界』風間書房、一九九二
年)は「後涼殿、即ち女御たちの局のある所であり、その南側の扉の転倒
とは、女御から滞りなく、すらすらと御産がなされることを、象徴的に示
している所だと思う」と言及する。だが、行成の心的苦悩に着目して当「夢」
を解釈する方法も有効であると考ええる。事実、一条天皇と道長との間に挟
まれたゆえの心的苦悩により見る「夢」は度々記されている。例えば、長
保元年(九九〇)八月十九日条の「夢」(「去夜夢可辭藏人頭之趣……」)「去
ぬる夜に、藏人頭を辭すべきの趣を夢む……」は、行成が藏人頭の職を辞
める内容であったが、これは前日(長保元年(九九〇)八月十八日条)に
道長にごく近い大江匡衡の語った定子批判が関係しているよう。また、この
十日ほど前に中宮定子(は御産のため生昌邸へと移った(『日本紀略』〔新訂
増補國史大系十一〕長保元年(九九〇)八月九日条、「枕草子」第六段)「大
進生昌が家に」にも詳しい)。そこには、周囲の貴族たちが道長に憚って定
子に邸を提供しなかった背景がある。すなわち、当「夢」においても定子
を重ねる。一条天皇と道長との不和によりもたらされる行成の心的苦悩が

窺える。

(23) 坂本和子(「御産記事にみられるものけ」『国文学解釈と鑑賞』第四十
巻第五号、一九七五年四月)は、「御産に顕われる物の怪は、病床に顕われ
た物の怪以上に、前代の御霊神とは遠い存在となった平安中期の物の怪の
姿を認めさせる」と指摘する。

(24) 以後の物語においても、『狭衣物語』にて、狭衣大将が飛鳥井女君の懐妊
を「夢」に見るなど、父側が子出生の「夢」を見る傾向にあることが確認
できる。

(25) 拙稿「源氏物語「明石一族」の意志——『古今和歌集』一〇〇三番歌引
用を起点として」『中古文学』第八十二号、二〇〇八年十二月。

(26) 『狭衣物語』も類似する構想を有している。飛鳥井女君物語では、「夢」
を語らない(語れなかった)ことにより展開するのに対し、源氏の宮物語
では、「夢」を語り合い共有することにより展開する内容となっている。拙
稿(注17に同じ)を参照されたい。

(27) 拙稿(注17に同じ)において、『日本書紀』(巻第五「崇神天皇」)・「御堂
関白記」(長和元年(二〇二二)五月一日条)などに見られる複数同夢の用
例を提示しつつ考察をしている。

(28) そこには、阿部好臣(「明石物語の位置——桐壺との関わりにおいて」『語
文』第四十一輯、一九七六年七月)の指摘するように、藤壺物語から明石
物語への意志の継承という伏線をも併せて読み取る必要がある。源氏と
明石を取り巻く夢々は、祖先である故阿大納言による共通する意志——
一族栄達——が基底となつて生成されているのである。また、坂本昇「源氏
物語構想論」明治書院、一九八一年、日向一雅「源氏物語の主題——「家」
の遺志と宿世の物語の構造」桜楓社、一九八三年にも詳しい。

(29) 当該箇所については諸説あるが、近年の主な論として高田祐彦(「作中人
物連関の方法——紫の上と女君たち」『国文学解釈と鑑賞』別冊「人物造型
からみた「源氏物語」」一九九八年五月)は、予言と齟齬する意識のあり方

を許容して「物語の可能性が広げられている」と捉えるべきと言及する。また、今井上（光源氏論——滯標卷「思ふ様にかしづき給ふべき人」をめぐって）『人物で読む源氏物語 光源氏Ⅰ』勉誠出版、二〇〇五年六月）では、第四子の可能性を否定する見解が出されている。

(30) 大川かおり「明石入道の夢——語らないことの意味」『平安朝文学研究』復刊第八号、一九九九年十一月。

(31) 藤井貞和（第九章・赤い糸と家を織る糸 第二節・夢に読む——家を織る糸『源氏物語論』岩波書店、二〇〇〇年三月）は、西方浄土を（夢）に予見する往生伝での説話の類との関連を指摘しつつも、結論としては「夢の予言にしたがって髪をおろしたのであって、道心のうながしによるそれではない」とされる。

(32) 拙稿（注19に同じ）。夢実現の共同体の主催者である明石入道は、吉夢成就を目前に姿を消してしまふ。

(33) 拙稿（注25に同じ）。

(34) 拙稿（注25に同じ）。吉夢の成就には、明石尼君の言行も重要である。明石尼君に焦点をあてた近年の論として竹内正彦（『源氏物語発生史論——明石一族物語の地平』新典社、二〇〇七年）がある。

(35) 一方で、父親としての桐壺院の姿をそこに読み取る必要もあろう。『源氏物語』での父霊は、故常陸宮や故八の宮のケースもあるように、子どもたちの身を案じて出現する傾向にある（葛綿正一（Ⅰ）主題論 昼寝をめぐって——視線の問題）『源氏物語のエクリチュール——記号と歴史』笠間書院、二〇〇六年、拙稿「夢」が見られない大君——宇治十帖の〈父〉〈娘〉を導くもの」『日本文学』第五十七巻第九号、二〇〇八年九月）。よって、父霊の働きにより息子たちを和解させて源氏を政権復帰させるという意味をも当該「夢」に併せて読み取る解釈も有効と考える。

(36) 日向一雅（Ⅰ）漢籍・仏典の注釈世界から／第四章 按察使大納言の遺言と明石入道の「夢」——明石一門の始発と終結（『源氏物語 東アジア

文化の受容から創造へ』笠間書院、二〇一二年）。なお、倉本一宏（『源氏物語』に見える摂関家政治像）『日本風俗史学会誌』二十五巻、一九八六年十二月）は、摂関期における「権力核」の政治意志発動の様相がどのようになっているかについて、当該場面を中心に言及されている。とりわけ、国母の政治権力に注目し、「次代の国母・藤壺中宮の意志」が源氏の召還にあったことにも触れられているところが示唆的である。

(37) 源氏は、「夢」に現れた故桐壺院の「かかるついでに内裏に奏すべきことあるによりなむ急ぎ上りぬる」（明石②）との発言から、この後、朱雀帝も父の「夢」を見ることをうすうす感じているはずである。また、朱雀院の「夢」にて故桐壺院は、様々な訓戒を述べており、草子地に「源氏の御事なりけんかし」（明石②二五二）ともある。そこからは、朱雀院の「夢」においても、源氏の時同様、故桐壺院が源氏の「夢」へ現れたことを仄めかす発言があったとの可能性も充分考えられよう。

(38) 三谷邦明（『物語文学の方法Ⅱ』有精堂出版、一九八九年）は、源氏の栄華が「若菜下」巻の明石一族の運命に支えられていたことが明らかとなる点について触れている。

(39) 長谷川政春「宇治十帖の世界——八宮の遺言の呪縛性」『國學院雑誌』第七十一巻第十号、一九七〇年十月、神田龍身『源氏物語Ⅱ 性の迷宮へ』講談社、二〇〇一年。

付記

本稿は、平成二十六年年度（二〇一三）国際日本文化研究センター共同研究「夢と表象——その統括と展望」（代表・荒木浩）による研究成果の一部である。

『江戸図屏風』から読み解く寛永期の江戸の庭園

小野健吉

一 はじめに

江戸時代の江戸の景観を描いて屏風仕立てとした作品は少ない。そうした中で国立歴史民俗博物館（以下、「歴博」と略称）が所蔵する『江戸図屏風』（以下、「屏風」という）は、昭和四十年（一九六五）にその存在が確認され、昭和五十六年（一九八一）に設立間もない歴博の所蔵に帰することとなった。歴博のウェブサイトで、「江戸時代初期の江戸市街地および近郊の景観を画題として、その中に江戸幕府第三代將軍徳川家光の事蹟を描き込んだ、六曲一雙の屏風。成立期江戸の景観を描いた数少ない史料のひとつであるが、絵画の製作年代にはいくつかの説がある」と説明され、画面寸法は片隻一六二・五×三六六・〇センチメートルとある。^①この説明に

あるように、この屏風は都市・江戸の成立期の景観を精細に描いた稀有の絵画史料であり、美術史・建築史・服飾史・船舶史など関連する諸研究分野の視点から解釈され、その成果が蓄積されてきた。こうした研究のあり方について、黒田日出男は一定の評価を下しつつも、「それら「諸分野が蓄積してきた基礎的な研究成果」を相互に関連づけながら、絵画史料として分析・総合する方向に進んでこなかった」と批判する。^②「絵画史料学」の観点でこの屏風を読み解いた黒田は、制作年代を「寛永十一年〔一六三四〕〜十二年六月」、制作意図と用途については、「寛永九年に「宿老並」となった松平伊豆守信綱が將軍・家光の御成に備えて「家光の御代始め」を題材とする調度として制作させたもので、寛永十四年十月十六日の御成りにおいて信綱邸で飾られた、とする考えを提示した。^③黒田のこの試案については、各研究分野の研究者から必ずしも賛同の立場の表明

があるわけではない一方、いまのところ明確な根拠の上に立って異を唱える論考もない。景観年代については、黒田に先行して研究を進めた内藤昌や水藤真も黒田と同様に寛永十年末～十一年初頭ないし前半と考えており、本稿でも景観年代についてはこの時期とした上で、論を進めることとする。

本稿が考察の対象とするのは、表題の通り「庭園」である。屏風に描かれた庭園については、これまで黒田や白幡洋三郎、飛田範夫によって言及されたことがある。黒田は、園池や築山で構成される作り込まれた池泉庭園は大名等の下屋敷に造営されており、下屋敷が接遇の空間としての役割を担っていたことなどを指摘している⁵⁾。また、白幡は加賀肥前守下屋敷を事例として取り上げ、文献資料との対比も行いながら、屏風に描かれた図像が一定の写実性・客観性を持つものであると推定している⁶⁾。一方、飛田は、隅田川沿いに造営された上級旗本の庭園に注目し、これらが隅田川の水を水門から園池に直接取り入れる「潮入り」の構造を持っていたことを指摘している⁷⁾。いずれも重要な指摘である。本稿は、これらを踏まえつつ、より多くの観点で屏風に描かれた庭園を読み解き、そのことよって、徳川幕藩体制の基盤たる江戸城下町としての体裁が整った寛永期における江戸の庭園のありようを明らかにしようとするものである。

二 大名屋敷の池泉庭園

池泉庭園が描かれる大名屋敷は、水戸中納言下屋敷、加賀肥前守下屋敷、森美作守下屋敷の三邸。黒田が指摘するように、この時点においては押紙にある通りいずれも下屋敷である。大名が復数の屋敷を持つことが通例になった明暦の大火（明暦三年・一六五七）以前のこの時期とはいえ、下屋敷を持つ大名は相当数にのぼったはずであり、池泉庭園が描かれた三邸という数は少ないと言つてよいだろう。黒田は、家光の御代始という屏風の性格から、家光が実際に訪れたことのある庭園が描かれているのではないかとの推論を示している¹⁰⁾。水戸中納言下屋敷、加賀肥前守下屋敷に家光の御成があったことは記録に残る一方、森美作守下屋敷については、臨時の訪問などがなかったとは言えないが、御成としての記録は残されていない¹¹⁾。いずれにせよ、この三邸だけに庭園が描かれている理由は定かではないものの、当時これらの庭園が名園として世評が高かったであろうことは想像に難くない。以下、各庭園について、描かれた図像を中心に読み解いていこう。

(一) 水戸中納言下屋敷

水戸中納言は、徳川家康の十一男で水戸藩主の徳川頼房（一六〇三



図1 「水戸中納言下屋鋪」（国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から）

（一六六）である。文政十年（一八二八）に刊行された水戸藩の編年資料『水戸紀年』によれば、寛永六年（一六二九）閏二月一日、頼房は兄にあたる将軍・秀忠から七万六六八九歩の邸地を与えられて屋敷を造営、同年九月二十八日に竣功したとされる¹²⁾。また、寛文元年（一七三六）に刊行された『後楽記事』によれば、頼房は徳大寺左兵衛に作庭を命じ、伊豆の「御石山」から奇岩大石を取り寄せ、井の頭から水を引いたという¹³⁾。この下屋敷は明暦の大火後に上屋敷となり、庭園部分はその後幾多の改修を経ながら、小石川後楽園として現在も良好な状態で残されている。以下、屏風の右隻第六扇の右上部に描かれ、「水戸中納言下屋鋪」の押紙があるこの邸宅の庭園（図1）を仔細に見ていきたい。

まず、庭園の中心をなす池に関連する形態・意匠に注目してみよう。池に水を注ぐのは、画面の上部左側に描かれた落差のある滝である。滔々と落下する水の前には紅葉したカエデの枝が差し掛かる。滝壺の水分石の周辺で大きく広がった池の両端から出島が張り出し、そこに二組の橋脚で支えられた木造の反り橋が架かる。橋の左手のたもとには立石を含む石組が見える。橋の右手の出島の付け根の入江では、高い位置から池に向かって石が立て並べられ、それに続く水面には岩島が据えられる。金雲で限られた池の右方からは砂州が延び、その先端付近には石組が組まれ、枝振りのよいマツが植わる。砂州の付け根の手前の池水面には数石からなる石組が見える。池畔



図2 現在の小石川後楽園・大泉水（筆者撮影）

の建物として注目されるのは、池の手前の二階建ての数寄屋楼閣である。寄棟の屋根を持つ二階は四面とも腰壁を回したうえ開口部には明かり障子をはめており、庭園の眺望を楽しむ施設であることが窺える。

意匠を凝らしたこの庭園については、『後楽記事』に「大猷公「徳川家光」色々御物数寄有て出来たる御園」とあり、その築造にあたって家光の意向が働いたことが知られている。であればこそ、江戸の上水道である神田上水を池水として取り込むことが許されて十分な水が確保され、大きな園池の造営が可能となったのである。ところで、描かれた諸要素の中で特に注目したいのは、池の中央の砂州である。現在の小石川後楽園の大泉水（池）には、もちろんこのような砂州は存在しないが（図2）、徳川光圀による整備後の姿を描いたと見られる『水戸様小石川御屋敷御庭之図』（明治大学博物館所蔵）には砂州が描かれている（図3）。中島からまっすぐに延び、マツが列植された姿は天橋立をモデルにしたものとも考えられ、初期の後楽園の要をなす庭景の一つであったに違いない。頼房による当初の作庭で造られ、光圀による整備後も姿をとどめたこの砂州は、何時その姿を消したのか。それを示す記録は確認されていないが、元禄十六年（一七〇三）十一月に江戸を襲った元禄大地震（推定マグニチュード八・一）によって崩壊した可能性を指摘しておきたい。いま一つ触れておきたいのは、砂州の先端の見事な形に仕立てられ



図3 『水戸様小石川御屋敷敷御庭之図』（明治大学博物館所蔵）

たマツである。屏風の景観年代が寛永十一年とすれば、頼房が邸地を賜り造園を開始してから数年を経ただけであり、このような姿に仕立てることが可能だったのかという疑問も生じる。もちろん屏風に描かれたマツは庭園としての記号であり、実景ではないとも考えられるが、必ずしもそうとは言いい切れない。京都では、すでに室町時代に名木級の庭木の移植が足利義政の命令でしばしば行われていたことが記録に残り、安土桃山時代になると豊臣秀吉の縄張り¹⁵で知られる醍醐寺三宝院の庭園でもウメの名木などの移植が行われている。この時代の江戸においても、すでに庭木を移植し、剪定整枝で樹形を作る技術が定着していたと見るのが妥当であろう。

なお、後楽園への家光の御成は、記録の残るものだけでも、寛永十一年（一六三四）三月二十八日¹⁶をはじめとして数度にわたる。

（二）加賀肥前守下屋敷

加賀肥前守は加賀藩第二代藩主・前田利常（一五九四～一六五八）である。利常が幕府から本郷台地に邸地を賜った時期は正確にはわからないが、『越登賀三州志来因概覧』では元和二～三年（一六一六～一七）頃とする¹⁷。寛永三年（一六二六）前後には徳川三代將軍家光御成の内命を受け、殿舎の建築と庭園の築造に着手¹⁸。三年の歳月をかけて念入りに仕上げ、寛永六年四月二十六日の御成を迎えた¹⁹。高台に立地しながらも窪地に湧水があったことから、これを利用し

て池を造り、回遊式庭園が築造されたのである。加賀藩下屋敷は天和三年（一六八三）以降には上屋敷となるが、明治維新後に文部省の用地となり、その後、東京大学本郷キャンパスの敷地となる。大学の敷地として開発される中、園池部分は埋め立てられずに残され、夏目漱石の小説『三四郎』にちなんで現在は「三四郎池」と呼ばれている（図4）。以下、屏風の右隻第五扇の中央部右寄り上部に描かれ、「加賀肥前守下屋舗」の押紙があるこの邸宅の庭園（図5）を詳しく見ていきたい。

まず、池の形態とその周辺の地形。汀線が複雑に出入りする池の一角を見ると、斜面が周囲に立ち上がる地形の様相が描かれており、池が敷地の地盤から一段下がったところにあつたことが読み取れる。池に水を注ぐのは段をなして水が落ちる滝（画面右上）で、滝の周辺は多数の石が組まれて築山を形成し、滝壺には水分石が見える。滝から池を隔てた対岸（画面中央やや右上）で出島をなすのは、見ようによっては竜の頭部にも見える、文字通りの怪石である。池には中島と岩島が配され、手前の広く平坦な出島の岸辺は、緩い勾配で立ち上がる州浜の造りである。また、画面中央やや左下の池の狭まった箇所には一枚ものの切石橋が架かる。植栽では、州浜護岸の出島の手入れされたマツなどとともに、画面左下の五弁の白い花を付けた広葉樹が目を引く。樹種の特定は難しいが、花の大きさが強調されているものの、寛永期に流行したツバキの一品種とも見える。



図4 東京大学「三四郎池」(筆者撮影)

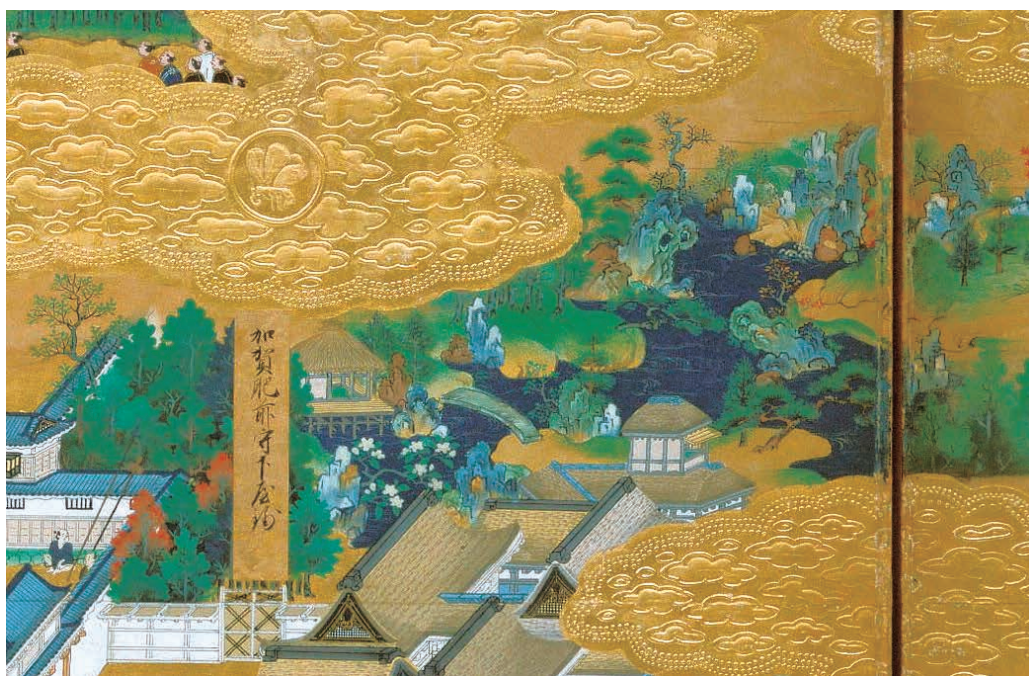


図5 「加賀肥前守下屋舗」(国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から)

池に関連する建物としては、切石橋のすぐ左脇の池に乗り出すように建てられた茅葺の四阿（池亭）と出島の手前の二階建ての数寄屋楼閣がある。楼閣の二階は寄棟椽皮葺の屋根を持ち、庭園側のみ開口していることから、庭園の眺望を楽しむための建物であることが明確にわかる。

地形を活かした立体的な造形、際立つ怪石、色彩豊かな石を用いて随所に組まれた石組、池に乗り出す池亭など、この庭園は水戸中納言下屋敷にも劣らず凝った意匠を見せる。家光の御成に備え、前田利常が家光に対する接待の場として万全の設えを企図したためであろう。御三家の一つで將軍家と親密な関係にあった水戸徳川家と違い、外様の大藩であった加賀前田家にとっては、御成の舞台としての庭園はひときわ目を驚かすものであることが求められたのであろう。画面では滝から滔々と水が流れ落ちる様が表現されるが、これが実景であるとすれば、その水源はどこであったのか。池底に推定される湧水を用いることはできなかったはずなので、あらゆる手段を尽くして水源を確保し水路等で水を引いてきたと考えるほかない。

なお、寛永六年に続き寛永十七年にも加賀藩下屋敷への家光の御成があったが、この時も御成に備えて庭園の大改修が行われている。

(三) 森美作守下屋敷

森美作守は初代津山藩主・森忠政（一五七〇～一六三四）である。寛永十九～二十年頃の状況を記載したと考えられる『寛永江戸全図』を見ると、「森内記」すなわち忠政の跡を継いだ長継の下屋敷として、海沿いの方形の敷地が示されている（図6）。この敷地は現在のJ R浜松町駅北西方にあたり、増上寺から見ると東方になる。屏風に描かれた「森美作守下屋敷」が海に臨む立地でないことは明白で、また、増上寺の左手すなわち概ね南方に描かれていることから、『寛永江戸全図』に示された「森内記」邸とは異なる屋敷と見られる。ただし、その場所は定かでない。ここでは場所の詮索には深入りせず、左隻第五扇中央部左寄りに「森美作守下屋敷」の押紙のある邸宅の庭園を見てみよう（図7）。

庭園は、池と築山で構成される池泉庭園である。池は画面手前の建物群側からの出島と対岸からの出島でくびれた位置に切石の反り橋を架け、橋のたもとや護岸の要所に立石を中心とした石組を配している。池の護岸は画面左上の部分で水辺に草を植えた草付きふうの表現がなされているが、建物群側の出島や画面右手の出島などは州浜である。この庭で特筆すべきは、池よりもむしろ築山であろう。画面右上に描かれた築山は高さがあり、しかもその山腹は急傾斜である。築山に植えられているのは、まっすぐ伸びる幹の形状からするとスギやマキといった針葉樹のように見える。池泉庭園の造営に



図6 『寛永江戸全図』の「森内記下屋敷」(矢印)
(['寛永江戸全図』之潮 2007 から。原版は白杵市立白杵図書館所蔵)



図7 「森美作守下屋敷」(国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から)

あたっては、池を掘った土で築山を築くのが一般的である。敷地内での掘削土と盛土の収支をなるだけ合わせるのが合理的だからである。だとすれば、このような高い築山に対応する池は容積が大きいことになる。描かれた池はそれほど広さを感じさせるものではないことを考えると、深さがあるということになる。池には滝が見られない。池の水源として湧水を求め、池を深く掘った可能性も考えられよう。また、植栽では、築山側の出島で枝振りよく仕立てられたマツ、築山の裾と画面左の池岸の満開のツツジが目を引く。庭園内の建物としては、縁を設けた茅葺の四阿が池に向かって建てられているだけで、他の二つの大名庭園や後述する旗本屋敷の庭園に設えられたような二階建ての数寄屋楼閣は見られない。

御三家の一つである水戸徳川家や外様とはいえ全大名の中で最大の石高を誇る大藩の加賀前田家と違い、国持ち大名ではあるものの十八万石ほどの外様大名である森家の下屋敷の庭園が描かれたのはなぜか。秀忠や家光の御成の記録も残っていない。当時、この庭園が世評に高かったとすれば、高い築山と池の組み合わせによるものであろうか。あるいは屏風の発注者(黒田説によれば松平伊豆守信綱)がこの庭園を熟知していたことによるのかもしれない。いずれにせよ、これらも想像の域を出るものではない。

三 上級旗本屋敷の池泉庭園

大名屋敷の池泉庭園が三邸で描かれているだけであるのに対し、大身とはいえ旗本の屋敷の庭園が二邸で描かれているのは、注目値する。このうち、船手奉行であった向井将監は屏風の主題の一つとも言える「向井将監武者舟懸御目候所」(左隻第五扇下部)に関わる人物であり、その屋敷が描かれ、「向井将監」の押紙が付けられるのは理解しやすい。一方で、押紙はないものの、他の地図資料から米津内蔵助(田盛)の下屋敷と確認できる邸宅で庭園が描かれているのは、あるいはその庭園が特色のあるものとして知られていたからかもしれない。以下、二邸の庭園について、描かれた図像を読み解いていこう。なお、先述したように、この二邸の庭園については、飛田が「初期の潮入り庭園」としての位置付けを行っている。

(一) 船手奉行・向井将監下屋敷

押紙にある「向井将監」は、船手奉行を務めた大身の旗本・向井忠勝(一五八二〜一六四二)である。秀忠と家光の信任厚かった忠勝は造船の名手としても知られており、家光の御座船である安宅丸(寛永九年着工、同十一年完成)の建造を指揮した。江戸の八丁堀靈巖島に拝領した邸地は船手奉行という役職にふさわしく隅田川に面



図8 「向井将監」下屋敷（国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から）

しており、屋敷前への船の接岸が可能な場所であった。なお、現在は、その跡地は完全に市街化されており、往時の面影を残すのは隅田川とそこに注ぐ亀島川（日本橋川の分流）の水面のみである。それでは、左隻第三扇右下隅に描かれた邸宅の庭園を見ていくことにしよう（図8）。

まず目を引くのは、敷地のほぼ中央に位置する二階建ての数寄屋楼閣である。二階は屋根が萱葺き宝形で、側面には明かり障子を巡らせており、庭園や邸外の眺望を楽しむための建物であることは言うまでもない。この楼閣の左手が庭園となるが、中心となるのは、屋敷を貫通しているように見える水路である。この水路は隅田川に合流する直前の亀島川から取り込まれている。すなわち、東京湾につながる隅田川下流の水位の変動がそのまま反映されるものであったと考えられ、飛田が指摘するように「潮入り」の池となっていたわけである。数寄屋楼閣から見た水路（池）の対岸は、一部を石積み護岸とするものの、岸边に立石も用いながら築山に連なる様相はまぎれもなく池泉庭園の景色である。また、水路の数寄屋楼閣側の岸に目を向けると、築山を設け、植栽を施し、さらに石組を配しており、数寄屋楼閣の一階から直接歩み入ることのできる造作となっている。なお、画面下に邸内へと導かれる水路が見えるが、建物や植栽地に突き当たる配置からすると、これは邸内に小舟を乗り付けるための舟入であったと見られる。



図9 米津内蔵助下屋敷（国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から）

この庭園を家光が何らかのかたちで実見する機会があったかどうかは、定かでない。しかし、船手奉行という極めて特殊な職責を担った向井将監の屋敷にふさわしい立地と空間構成、「潮入り」の池は、世評に高かったと考えてしかるべきであろう。

（二）米津内蔵助下屋敷

屏風に押紙はないが、この屋敷は『武州豊島郡江戸庄図』や『寛永江戸全図』で米津内蔵助下屋敷と確認できる²⁴。米津内蔵助は、米津田盛（一六一六～一六八四）。初代江戸北町奉行を務めた五千石の出身旗本・米津田政の嫡男で、父の死により寛永二年（一六二五）に家督を相続。寛文六年（一六六六）には、大阪定番を任せられ河内国で一万石を加増され、一万五千石の大名となった。この邸地が米津家のものとなった時期や経緯は明らかではないが、田盛の生年等を考えると田政の時代に拝領した可能性が大きい。なお、現在、その跡地は完全に市街化されており、往時の面影を残すのは隅田川とそこに注ぐ神田川の水面のみである。それでは、右隻第六扇下部中央付近に描かれた邸宅の庭園を見ていくことにしよう（図9）。

屋敷は画面下の隅田川側に突出部のある変則的な平面形状を持つ。これは庭園に水を取り込むための設えと考えられ、屋敷には途中で二度直角に曲がる直線状の水路で水が導かれる。この水路が画面左側の建物群と右側の庭園を分け、両側は一枚ものの切石の反り橋で

つながれるが、右側の庭園の中心をなす池の水源はこの水路と考え、間違ひなかるう。左側の建物群のうち水路に最も近い場所に建つのが二階建ての数寄屋楼閣である。寄棟屋根を持つ二階は隅田川側と庭園側が開口しており、それらの眺望を楽しむ建物であったことを示している。園池は、左手の水路側の一部が水路と同様の直線的な石積みであるのを除き、出島と入江の曲線が連続する複雑な平面を持つ。そのうち水路に架かる反り橋を渡った先付近が最も幅が狭くなっており、そこに石橋を架ける。岸辺の三方所に配された石組は、立石を中心として池に向かう形勢を見せ、石組先端の池中には岩島を置いてその勢いを示す。植栽では、石橋を迎える出島に植えられたマツが手の込んだ仕立てでひとときわ目を引く。また、画面右手の石組に絡むように植わるのはカエデであろうか。画面右上で木立をなすのは、主にスギやヒノキといった針葉樹のように見える。米津内蔵助下屋敷が庭園を含めて詳細に描き込まれたのは、旗本屋敷を代表する邸宅であることに加え、向井将監下屋敷と同様に「潮入り」という珍しい庭園を備えていたことがその理由であったとも考えられよう。

四 その他の注目すべき庭園

前述した三つの大名屋敷の池泉庭園、二つの旗本屋敷の池泉庭園

のほかに、庭園の観点で注目すべき屋敷等を以下に取り上げておきたい。庭園自体は描かれていないものの庭園の存在が考えられる駿河大納言上屋敷と内藤左馬助下屋敷、そして将軍が花を楽しむために設けたと見られる御花島である。

(一) 駿河大納言上屋敷

駿河大納言は、秀忠の実子、すなわち家光の実弟である徳川忠長(一六〇六―一三三三)。その出自にふさわしく、寛永元年(一六二四)七月には駿河国と遠江国の一部(掛川藩領)を加増され、駿遠甲の計五十五万石を領有して家光に迫る権力を有した。寛永三年には権大納言に任ぜられている。ところが、寛永八年五月に不行跡を理由として家光から甲府への蟄居を命ぜられ、翌寛永九年の秀忠死後、改易となり領国すべてを没収。寛永十年十二月六日、幕命により上州高崎の大進寺において自刃している。その後、寛永十一年二月にはこの忠長の上屋敷の建物は解体されて上野忍ヶ岡に移築されるなどするのである。すなわち、内藤と水藤が指摘するように、この屋敷が描かれていることが屏風の景観年代の下限を寛永十一年とする一つの有力な根拠なのである。それはさておき、左隻第一扇上部右寄りに描かれ、「駿河大納言殿」の押紙のある邸宅を庭園の観点で見えていくことにしよう(図10)。

屋敷の配置としては、画面下部に御成門と勅使門および殿舎群を



図 11 「内藤左馬助」(国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から)

記録に残る²⁶⁾。武家の儀式として中世以来の伝統を持つ御成であるが、秀忠の御成でとりわけ重視され、御成規式の中に大きく組み込まれたのが茶事である。そのような茶事の場として、茶室と露地は必須の施設であった。一般に下屋敷のように広大な面積を持つわけではない上屋敷では、大規模な池泉庭園を営むことは難しいが、露地と茶室を設けることは十分に可能である。茶事を重んじる秀忠の御成を多く迎えた忠長邸であつてみれば、茶室と露地を備えるのは当然ともいえる。そして、屏風に描かれた茅葺の茶室こそ秀忠あるいは家光の御成の際に用いられたもの、と考えて差し支えないのではないだろうか。

(二) 内藤左馬助下屋敷

内藤左馬助は陸奥磐城藩主・内藤政長(二五六八〜一六三四)。家光の覚えめでたかった譜代の大名である。左隻第三扇上部左寄りに描かれた屋敷を見ていこう(図11)。

「内藤左馬助」の押紙のある屋敷は、江戸城外堀の一角をなした「溜池」の池尻に近い池畔に立地する。門を入ったところに展開する建物群のいちばん奥、池に面する位置に二階建ての数寄屋楼閣が描かれる。むくりの付いた寄棟屋根を持つ二階は、おそらく溜池側にも開口されているのだろうが、その反対側にあたる手前も明かり障子をはめた開口が見られ、溜池側だけで



図 12 「御花島」（国立歴史民俗博物館所蔵『江戸図屏風』から）

なく建物群左手の木立や敷地外の市街地も眺める対象とした造作であったことがわかる。この木立は、駿河大納言上屋敷のありようから考えると、山里ふうの露地の一角をなしていた可能性も小さくない。

この屋敷には、寛永三年（一六二六）五月、同六年六月十日、同八年六月一日の三度、徳川家光の御成があり、このうち後の二度の御成では、家光が溜池で水泳を行ったことが記録されている^②。加賀藩下屋敷への御成に際し、藩主・前田利常が建物や庭園の造作に心を砕いたことに鑑みれば、徳川譜代の内藤政長とはいえ、いわば屋外でのレクリエーションに訪れる家光のために庭園もそれなりに整えたと考えるのが当然である。例えば、溜池を園池に見立てた池泉庭園ふうの意匠が施されていたことも考えられよう。ちなみに、溜池は、いまは地名を残すのみでその水面は完全に失われてしまっている。

（三）御花島

屏風で押紙に「御」の文字が使われるのは、

將軍の事跡に直接関わる場所である。したがって、「御花畠」とは、秀忠や家光が訪れて花を愛でた施設と考えてよい。左隻第一扇上部中央付近に描かれた御花畠は、屏風に描かれた題材の中でも異色であるため、これまで園芸史の観点で取り上げられることがあったが、庭園の観点であらためて見ていきたい(図12)。

敷地を囲う漆喰塗の土塀は、屋根が通常の瓦葺ではなく椋皮葺で、この点でもここが通常の住宅ではないことが窺える。画面右手の穴門から入ると、直交する園路で四つに分かれた植栽区画が敷地一面に広がる。絵画のこととて誇張表現という面も差し引く必要はあろうが、実際にもこれに近い敷地構成であったと考えてよいだろう。

画面で右側の門に近い二つの区画は、草花の区画である。右下の区画にはユリ、ナデシコ、ススキが見え、右上の区画にはアジサイ、キク、ナデシコなどが見える。一方、画面の左手の二つの区画は草花の区画よりも面積が大きく取られており、両方とも複数のツバキが植えられている。下の区画では、花卉の色が白、赤、桃色の三本が横一直線上に植わり、その右下に花卉が青色のもの、左上には赤いものが配される。また、上の区画では、花卉が褐色、桃色、赤色の三本が三角形をなすように植わりその左上には黄色い花をつけた木(ツバキ?)が植わる。二つのツバキ区画の林床には、スマイレが見える。また、敷地の左上隅には田舎家風の茅葺の四阿が建つ。室内には床が張られ、しかも畳敷きと見えることから、この四阿は御

花畠を鑑賞するための施設、すなわち、まさに秀忠や家光が訪れた際には陣取った建物であったと考えてよいだろう。傍らに植わる高木はヤマモモであろうか。

將軍がいわば私的な時間を楽しむ庭園の一つである御花畠。そこでの主役がツバキであったことを示す屏風の図像は、園芸の愛好者でツバキにとりわけ深い愛着を持っていた秀忠がこの御花畠を設け、それを家光が受け継いだことを示しているように思われる。なお、ユリ、キク、アジサイ、ツバキなど本来同時に咲くはずのない植物が同じ画面に描かれるのは、平安時代以来の日本の絵画の伝統に則った技法である。

五 寛永期の江戸の庭園の特色

屏風に描かれた大名屋敷や旗本屋敷の庭園を読み解いてきた。その内容についていま一度考察を加えながら取りまとめ、江戸城下町としての体裁が整った寛永期の江戸の庭園のありようについて屏風から得られた結論とし、併せて寛永期の江戸の庭園のおおよその歴史的位置付けについて触れておきたい。

広大な面積を持つ有力大名の下屋敷では、池を穿ち築山を置く見事な池泉庭園が造営された。その機能は、加賀肥前守下屋敷造営の経緯などからすると、当主の楽しみよりもむしろ將軍の御成などへ



図 13 三溪園・聴秋閣（筆者撮影）

の対応が第一義的に考えられたものと見てよいだろう。また、形態的には水をめぐる各種デザイン、すなわち滝や池、護岸の石組や州浜などが大きな見せ場であり、水源の確保が極めて重要な課題であった。地下水脈上に立地し湧水を利用できる敷地では、加賀肥前守下屋敷のようにそれを利用している。そのような立地でなければ、池泉の水を上水道や小河川・都市水路などからの導水に頼ることとなる。水戸中納言下屋敷は将軍家との親密な関係を基盤に上水道の利用を認められているが、これはむしろ例外的であり、池泉庭園造営にあたっては、各大名は水源の確保に大きな努力を払ったと考えられる。こうした中、隅田川や海に面する敷地の邸宅では、水門を設けて、隅田川や海から直接導水する「潮入り」の手法が導入された。屏風では、隅田川畔のいずれも旗本である向井将監と米津内蔵助の下屋敷で潮入り庭園が見られる。そのどちらが先行したのかは定かではないが、飛田が指摘するように、これらが潮入り庭園の先駆的事例であることは確かであろう。そして、これらの成功を受け、その後に小田原藩主大久保家の楽寿園（現・旧芝離宮庭園）などの大名屋敷の庭園で採用されたものと考えられる。

庭園を眺める視点場としてその重要性を指摘しておきたいのは、二階建て数寄屋楼閣である。本論で取り上げたものうち、水戸中納言下屋敷、加賀肥前守下屋敷、そして向井将監下屋敷と米津内蔵助下屋敷では、二階側面に広く開口部を取った数寄屋楼閣が庭園に

接して描かれており、これらが庭園の景物として眺められる対象であるとともに、³¹⁾庭園を眺める視点場として重要な役割を果たしていたことは疑いない。遡れば南北朝時代の夢窓疎石による西芳寺瑠璃殿を原型として、室町時代の足利義満の北山殿舍利殿（金閣）、義

政の東山殿観音殿（銀閣）で庭園に導入され定着した楼閣建築は、寛永期の江戸の武家庭園では、数寄屋の要素を強く加味しながら、必須とも言つてよい要素となつていたのである。溜池畔にあった内藤左馬助下屋敷は、屏風には庭園は見えないものの、数寄屋楼閣が描かれており、庭園の存在が暗示される。以上に挙げたもののほかに、屏風には数寄屋楼閣を八棟見ることができ、³²⁾これらの邸宅には概ね何らかの形式の庭園が設えられていたと見ることができ、³³⁾これも洛中洛外図に始まりこの屏風などに連なる都市図は俯瞰図であり、俯瞰景は景観を理解し享受するのに最も適した視点として評価されていたわけで、俯瞰景を楽しむ視点場として楼閣は強く求められる施設だったのである。ちなみに、当時の数寄屋楼閣の遺構としては、もと佐久間将監（実勝）邸にあったものと伝える建物が横浜の三溪園に移築され、「聴秋閣」として残っている（図13）。

このほか、駿河大納言上屋敷からは室町時代後期の京都に遡る「市中の山居」が、徳川將軍家の茶の愛好とも相まって、江戸の大名上屋敷にも導入されていたこと、また、御花畠の存在から將軍家

がツバキをはじめとする園芸趣味の盛行に主導的役割を果たしていたことが窺え、江戸時代の初頭にあたる寛永期の江戸の庭園を巡る状況の一面を示している。

慶長八年（一六〇三）の開府からおおよそ三十年、屏風の景観年代と考えられる寛永十一年頃の江戸。大名や旗本の下屋敷では様々な手法により水源を確保しながら見事な池泉庭園が造営され、そうした池泉庭園を備えない上屋敷などでは市中にあって山居をイメージさせる、都市文化の極みともいふべき茶室と露地が設えられていた。そうした庭園では、庭園を維持管理する技術、例えば樹木を剪定整枝して仕立てる技術も確実に定着していた。さらに、花卉を中心とする園芸文化が、いわば江戸の主人たる將軍の先導のもと、文字通り豊かに花開いていたのである。以上のように、この時点ですでに多様な多面的な様相を見せていた江戸の庭園であるが、最後に、そのおおよその歴史的位置付けを行っておきたい。

まず、室町時代後期から京都でその萌芽を見、江戸時代初頭の桂山荘（桂離宮）において確立された³⁴⁾とされる回遊式の池泉庭園の様式がほぼ同時並行的に江戸のみならず諸国の城下町にも多く造営され、注目に値する。その後、この様式の庭園が大名家による独自性も加えた大名庭園³⁵⁾として江戸のみならず諸国の城下町にも多く造営され、各地の庭園文化や造園技術の普及・発展に大きな役割を果たしたことの意義も極めて大きい。また、室町時代後期に町衆の所産として

京都で成立した「市中の山居」が、安土桃山時代に豊臣秀吉に仕えた千利休が侘茶を大成し、江戸時代に入って利休の弟子である古田織部が將軍秀忠の茶道師範となったことなどに伴って武家に浸透し、江戸の大名上屋敷の中にもこうした設えがなされたことは興味深い。さらに、將軍の先導により江戸時代初頭から盛行した花卉園芸文化が江戸時代を通じて庶民にも広がり、極めて高度な発展を見せたこともまた、見逃してはならない点であろう。

註

- (1) https://www.rekihaku.ac.jp/education_research/gallery/webgallery/edozu/index.html
二〇一四年八月十三日アクセス。
- (2) 黒田日出男「補論・駿河大納言邸門前の猿曳」『王の肖像』筑摩書房、二〇〇九、一五一～一六五頁（初出は、同名書・同題で平凡社、一九九三）。
- (3) 黒田日出男「將軍の御代と祭り」『王の肖像』筑摩書房、二〇〇九、七三～一四二頁（初出は、同名書・同題で平凡社、一九九三）。
- (4) 内藤昌「第一章・江戸図屏風の景観」『江戸の都市と建築（江戸図屏風別巻）』毎日新聞社、一九七二、一三九～一五〇頁。水藤真「江戸図屏風製作の周辺——その作者・製作年代・製作の意図などの模索」『国立歴史民俗博物館研究報告』第三十一集、国立歴史民俗博物館、一九九一、二七～四三頁。黒田日出男・註3に同じ。
- (5) 註2に同じ。
- (6) 白幡洋三郎『大名庭園』講談社、一九九七、八七～九二頁。
- (7) 飛田範夫『江戸の庭園』京都大学学術出版会、二〇〇九、一四七～一五一頁。
- (8) 屏風絵において、各部の名称などを示すために貼られる書き込み。水藤によれば、江戸図屏風では一〇一の押紙が見られ、その内訳は、船名二十三例、屋敷名十九例、情景の説明十二例、地名九例、橋名八例などである（水藤真・註4に同じ）。
- (9) 「武州豊嶋郡江戸庄図」において、複数の屋敷（上屋敷と下屋敷等）を所持する大名は五十家、旗本は十五家である（近松鴻二「武州豊嶋郡江戸庄図」の基礎研究）『東京都江戸東京博物館研究報告』第二号、一九九七、一九九～二二三頁。ただし、同図は下屋敷の存在が想定される江戸の周縁部は描かれておらず、その数は前記をかなり上回るものと考えられる。
- (10) 註2に同じ。
- (11) 佐藤豊三「將軍家の「御成」について（七）」『金鯢叢書 第八集』財団法人徳川黎明会、一九八一、五六五～六二六頁。
- (12) 茨城県史編さん近世史第1部会編『茨城県史料近世政治編I』一九七〇、四四四頁。
- (13) 「後楽園築造」『東京市史稿遊園篇第二』東京市役所編、一九二九、二二八～二四九頁。
- (14) 註13に同じ。
- (15) 例えば『蔭涼軒日録』長享二年（一四八八）二月二十一日条「今日仙洞御庭之松東府江引之」、「義演准后日記」慶長三年（一五九八）五月九日条「成身院庭梅、門跡ノ泉水蓬菜鳴へ渡之了」など。
- (16) 『徳川実紀』大猷院殿御実紀卷二十四「同日条、「直に水戸黄門頼房卿の邸にわたらせたまふ」。
- (17) 「本郷邸」日置謙編『加能郷土辞彙』金沢文化協会、一九四二、七六二～七六三頁。
- (18) 註17に同じ。

- (19) 『徳川実紀』「大猷院殿御実紀卷十三」同日条、「加賀中納言利常卿が上野の別墅にならせ給ふ」。
- (20) 成瀬晃司「庭園・池」『図説江戸考古学研究事典』柏書房、二〇〇一、二二七～二二九頁。
- (21) 明治十年（一八七七）～二十一年に工部大学校および帝国大学工科大学で建築学を講じ、本郷キャンパス整備計画にも携わった英国人建築家ジョサイア・コンドルが日本庭園に対して深い関心を持っていたことが園池保存の一因と考えられる（中島譲・中井祐・内藤廣「東京大学本郷キャンパス育徳園の変遷とその要因」『景観・デザイン研究講演集 No.6』二〇一〇、一一六～一一九頁）。
- (22) 森下徹「第三節・育徳園」『東京大学本郷構内の遺跡 山上会館・御殿下記念館地点／第3分冊 考察編』東京大学埋蔵文化財調査室、一九九〇、四七～四八頁。
- (23) 『寛永江戸全図』は二〇〇六年に大分県臼杵市で発見された詳細な江戸図で、旧稲葉家資料として臼杵市立臼杵図書館蔵。記載事項は、寛永十九年十一月から同二十年九月の時期と推定されている。之潮から二〇〇七年に高精細カラー印刷版が刊行された。
- (24) 『武州豊島郡江戸庄図』には「米津内蔵介下やしき」、「寛永江戸全図」には「米津内蔵助下屋敷」とある。
- (25) 内藤昌・註4に同じ。水藤真・註4に同じ。
- (26) 註11に同じ。
- (27) 註11に同じ。
- (28) 水藤真・註4に同じ。
- (29) 青木宏一郎『江戸の園芸——自然と行楽文化』筑摩書房、一九九八、一八～一九頁。
- (30) 徳川秀忠の園芸好きを示す逸話として、『徳川実紀』「台徳院御実記附録卷五」に、「花卉を殊に愛玩し給ひしゆへ、各国より種々の珍品ども奉りけ

る内に、廣鳥しほりといふ花卉に斑の入たる椿を、接木にして献りしものあり。……」等の記述がある。

- (31) 数寄屋楼閣は、外観においても、例えば屋根を見ると、寄棟・宝形など、それぞれに趣向を凝らしていることが窺える。

- (32) 右隻第三扇に一棟、左隻第二扇に二棟、同第三扇に二棟、同第四扇に二棟、同第五扇に一棟。ほかに、左隻第四扇に道沿いの望楼、同第三扇に江戸城西の丸内の楼閣が見える。

- (33) 『鹿苑日録』寛永元年（一六二四）七月十八日条に「庭中築山鑿池、池中有船、有橋、有亭、亭上見四面山、天下之絶景也」とあり、回遊式の池泉庭園が整っていたことがわかる。

- (34) 大名庭園では弓場、馬場、鴨場などの武芸と関連する一角を設けることが多く、また大名にとって嗣子誕生が切実な問題であったことから子孫繁栄を願う陰陽石（男性器と女性器を象徴する庭石）を置くこともあった。

謝辞

本稿は、共同研究員として参加した平成二十四～二十五年度の日文研共同研究「日本庭園のあの世とこの世」で行った発表をもとに取りまとめたものである。共同研究を主宰された白幡洋三郎教授（現・名誉教授）ならびに共同研究に参加されたメンバーには、研究会の場などで数々のご指摘をいただいた。また、本稿作成にあたり、学習院女子大学の岩淵令治教授からは江戸時代史について各種のご教示をいただいた。さらに、国立歴史民俗博物館と明治大学博物館には、所蔵資料の図版を掲載することを御許可いただいた。いずれも、記して感謝申し上げる。

徳川吉宗の小金原鹿狩

——勢子運用の観点から——

横山輝樹

はじめに

本論は江戸幕府八代將軍徳川吉宗（在職一七一六～一七四五）による幕臣への武芸奨励について、特に、小金原鹿狩^{こがねはらしがり}についてその実態の解明と歴史的意義を明らかにしようとするものである。

享保元年（一七二六）八月十三日、朝廷から征夷大將軍の宣下を受け、その後三十年の間、將軍として幕政に臨むこととなった吉宗は、後世「享保改革」と称される幕政改革に乗り出す。判決の基準となる『公事方御定書』の編纂に代表される司法改革、能力主義に基づく足高制の導入や勘定所の整備といった官僚機構の整備、首都圏の再編、町火消の設置や風紀の取り締まりといった市政改革、上米制や新田開発、倭約令、米価調整、貨幣改鑄などの財政再建策、

さらには、国内産業の充実をもくろんだ薬種の調査・栽培、海外の実学導入のための漢訳洋書の輸入緩和に至るまで、その改革は広範なものであった。こうした種々の施策を推進すると同時に、吉宗は当時安逸に流れていた幕臣の気風を引き締めるため、武芸を奨励した。本論で取り上げる小金原鹿狩も、そうした武芸奨励の一環として位置付けられる。

吉宗の年代記である『有徳院殿御実紀』¹（江戸幕府の公式史書である『徳川実紀』の一部）の附録、『有徳院殿御実紀附録』²には吉宗の言動が記録されている。同書には「御家人太平になれて。武芸に³をこたらむ事をなげかせ給ひ。ひたすら講武の事を沙汰せられける」とある。吉宗は戦乱のない江戸時代中期にあって、武芸を奨励⁴することで幕臣を鍛え直そうとした。この試みは、古典的名著である『近世国民史』をはじめとして、吉宗に関する伝記や概説書の類

にあっても言及されているところである。これまでの研究でわかっている吉宗の武芸奨励とは、武芸上覧、狩猟の復興、在野および非幕臣の武芸者の登用、弓馬儀礼の研究と復興、大砲開発、海外武芸の研究・上覧、これに加えて、新刀の開発や馬の品種改良など、多方面に及ぶものであり、それらに関する個別研究の蓄積もある⁵⁾。しかしながら、吉宗による武芸奨励の実態解明、特に幕臣に対する武芸奨励を課題に据えて、これを正面から取り扱った研究は極めて少ないと言わざるを得ない。

歴史学の分野にあつては、司法・行政・財政改革に代表される吉宗の「享保改革」を分析の対象とした研究は盛んであるが、武芸奨励については、改革を推進した吉宗の個人像を描く一端として、半ばエピソード的に取り上げられているにすぎない。

他方、武道学の分野では、日本武道の歴史を通史的に述べる際、武道熱の高まった時代として吉宗期が取り上げられている。特に、弓道史にあつては吉宗による歩射儀礼・騎射儀礼の研究と復興についての言及が見られる⁶⁾。こうした武道学における吉宗研究の一定の到達点として位置付けられるのが、今村嘉雄氏の名著『十九世紀に於ける日本体育の研究』である。今村氏は『徳川実紀』の記述を元に、将軍が直々にその参加者の腕前を観閲する武芸上覧と狩猟について、江戸幕府の歴代将軍ごとにその実施回数と提示するという大きな成果を挙げた⁷⁾。また近年では、菊地智之氏が、紀州藩主として

の時期を含む吉宗の武芸奨励を通じて、吉宗の武芸観を探るという意欲的な研究を発表している⁸⁾。

ただし、こうした武道学における吉宗研究は、日本武道の発展を描くという武道学独自の目的によって研究されたものであり、武芸奨励の内実はまだ踏み込むというものではない。また、吉宗期の武芸奨励と吉宗期以前の武芸奨励とを比較していかなる差異が見出せるのかという点については、今村嘉雄氏によって、量的な意味での変化は明らかになつたものの、その量的な変化がいかなる意味を持つものであつたのかというところには論が及んでいない。すなわち、吉宗期以前の武芸奨励と吉宗期の武芸奨励との間に質的な変化が存在したのかという点について、これに言及した研究はほぼ皆無であると言わざるを得ないのである。現状の武道学の成果では、吉宗期とは前時代と比して武芸がより奨励された時代、武芸を好む将軍によって武芸が重んじられた時代という評価にとどまらざるを得ず、それは一面で、吉宗による武芸奨励とは、吉宗が将軍である間に限られた、一過性の奨励であつたという評価に陥る可能性を含んでいるのである。果たして吉宗期の武芸奨励とは、そうした評価にとどまるものであるのか⁹⁾。

このような問題関心の下、本論では、吉宗の武芸奨励の中でも最大の規模を誇る小金原鹿狩について取り上げようとする。小金原鹿狩とは、享保十年（一七二五）三月二十四日、同十一年三月

二十七日、下総国小金原（現千葉県松戸市）において実施された狩猟であり、吉宗による狩猟への取り組みの到達点として位置付けることが可能である。

狩猟とは、元々は食肉を獲得し、衣類や武器、装飾品の材料を確保するための手段であったが、君主（支配者）による狩猟の場合は、自らの権威の誇示、民情の把握、害獣の駆除などを目的として実施された。無論、獲物を求めて山野を駆け巡るわけであるから自ずから身体の鍛錬につながり、多人数を動員して実施される狩猟であればそれは軍事訓練にもなった。特に鹿狩（猪狩とも）は大型の獣を大人数で狩る雄大な狩猟であり、身体鍛錬・軍事訓練の意味合いが他の狩猟に比べて一層強い。よって、戦場に赴く機会のある時代の武士であればともかく、戦の経験を積む手段が皆無である太平の世の武士にあつては、狩猟とは戦の場にあつて要求される組織的な行動を学べる絶好の機会であった。吉宗期とは鳥原の乱から百年後の世界であり、現実の戦を知る武士は死に絶えている。そうした状況下、武士に戦の何たるかを学ばせようとするならば、狩猟において他に手段はなかったのである。

さて、吉宗の狩猟について論じた研究は多々ある。しかしそれらは、狩猟の復興による猟場の整備や周辺地域の禁猟政策、鉄炮管理の問題など、狩猟それ自体の研究というよりは、狩猟に関わつて実施された地域政策を分析の主題とするもの、あるいは狩猟にかかる

儀礼についての研究が中心であつて、¹⁰ 狩猟の有する軍事的・訓練的な性格を主題とした研究は、管見の限りほとんど見当たらない。¹¹

そうした現状の中にあつて、高見澤美紀氏の論文「享保改革期における將軍狩猟と旗本政策——享保一〇年小金原鹿狩の検討から」は、旗本の強化策（ひいては將軍権力の強化）という観点から享保十年（一七二五）の小金原鹿狩をはじめとする狩猟を論じた研究であり、¹² 本論の立場に極めて近いものといえる。しかしながら同論文は享保十年の小金原鹿狩を分析の主たる対象としており、同十年の小金原鹿狩は翌年の「御試」という位置付けであり、同十年の小金原鹿狩こそが本番ということになる。また、二度の小金原鹿狩を比べれば規模の面で大きな違いがあり、さらには、後世に伝わったのは享保十一年式の小金原鹿狩であつた。すなわち吉宗の小金原鹿狩を分析するのであれば、享保十一年の小金原鹿狩を分析対象に加えねば不十分なのである。¹³

こうした先行研究の不足点に基づいて、本論では享保十年の小金原鹿狩、同十一年の小金原鹿狩、いずれをも分析対象とするが、小金原鹿狩に関わるすべての事象を取り扱うことは容易ではない。そこで本論では、享保十年・十一年の小金原鹿狩について、「^{せこ}勢子」の運用、特に將軍御目見（將軍拜謁）^{おめみえ}が許された上級幕臣である旗本による勢子の運用という観点から分析したいと考える。

勢子とは山野に潜む獲物がある一定の場所に追い込む役割を持つ者である（自らが獲物を仕留めることもある）。狩猟においては勢子同士がうまく連携して獲物を追い込むことが要求されるが、前段で述べた軍事訓練としての性格はこの点に負うところが大きい。特に本論で取り上げる小金原鹿狩においては勢子として龐大な人員が投じられており、大規模な軍事訓練ということになる。

吉宗期にあつて勢子を勤めたのは、周辺の村々から集められた百姓に加えて、幕臣の諸部隊であつた。当初は將軍御目見の叶わない御家人で編成された徒組が勢子の中心であり、徒組をはじめとする御家人部隊は歩行勢子、すなわち徒歩で勢子を勤めた。しかし年を経るとともに、騎乗した者が行う勢子、すなわち騎馬勢子が狩猟に動員されるようになる。主に騎馬勢子を勤めたのは五番方の番士であつた。

五番方（書院番・小性組・大番・新番・小十人組）とは騎馬士である旗本で構成され、小十人組を除く他の四番は騎馬部隊であつた。五番方はそれぞれ複数の組を持ち、各組は番頭を筆頭に組頭、その下に数十名の番士（兵員。全員が旗本である）で構成されている。平時にあつては江戸城内の警衛や將軍の護衛、大坂城や二条城といった重要拠点での駐屯などを任務としているが、戦時にあつては幕軍の主力として位置付けられる名譽の役職であつた¹⁴。狩猟において五番方番士が騎馬勢子を勤めるといふことは、騎馬士としての格から

も、戦時において期待される役割からも不可欠のことであつた。小金原鹿狩においては勢子の主役は明らかに五番方の勢子であり、本論で分析対象とする所以はここにある。

さて本論の構成であるが、一では享保二年五月十一日に実施された將軍吉宗にとつて初めての鷹狩について、その際の勢子運用がいかなるものであつたかを中心に論じる。二では狩猟復興後の歩行勢子の複雑化・騎馬勢子の登場とその發展について明らかにする。三では吉宗の狩猟における一つの到達点、すなわち享保十年・十一年の小金原鹿狩について、その実態を分析する。四では享保十一年の小金原以降の動向、特に寛政七年（一七九五）に実施された小金原鹿狩の勢子運用を取り上げ、吉宗の実施した小金原鹿狩が後世にいかん受け継がれたのかを明らかにする¹⁵。

一 鷹狩の復興（享保二年五月十一日の鷹狩）

本論の主題は小金原鹿狩における五番方の勢子運用である。小金原鹿狩のあらましについては『有徳院殿御実紀』をはじめとして様々な古書に記録されており、五番方などによる勢子の活躍も随所で描かれているわけであるが、当初よりそのような勢子運用ができたわけではない。

幾分かの誇張も含まれていると思われるが、『有徳院伝御実紀附

録』には、

近習。外様の輩。年久しくかゝる供奉をもせざりしかば。草鞋はくすべもしらず。腰かゝぐるやうもしどけなし。まして野辺を奔走のさまいとたよはくして。女子婦人のごとく。見ぐるしかりしとなり。其中にし、がりあるべしと仰出されしかば。人々いかなるおそろしきもの出くべきもしらず。とても生て帰るまじと思ひ。つま子などに名残をおしめ。いとまごひの酒くみか¹⁶はして立出けるもありしとぞ。

とある（外様とは外様大名という意味ではなく、小姓や小納戸といった近習＝奥向の衆に対する外の衆、すなわち五番方番士などを意味する）。戦時において幕軍の主力たる五番方番士としてはまことに情けない。しかし実際のところ、吉宗が初めて鹿狩を実施した段階（享保八年の駒場原鹿狩）にはすでに狩猟は何度も繰り返されており、文中にあるような不甲斐なさはそれなりに解消されていたと考えられる。文中の描写を吉宗期の初期（すなわち狩猟が廃絶されて久しい時期）のものであるとするならば、ある程度正確な描写であるかもしれない。

五番方番士のこうしたあり様以上に問題であると考えられるのは、そもそも現役幕臣に勢子経験者がほとんどいないという点である。

享保二年（一七二七）五月十一日に実施された鷹狩は、五代將軍徳川綱吉が廃止して以来、久々の將軍（吉宗）による鷹狩であるが、勢子経験者が現役幕臣に少ないという問題のある中で、どのような鷹狩が実施されたのか。

（二）鷹狩復興に先立つて

幕府にあつて五代將軍徳川綱吉（在職一六八〇～一七〇九）が廃止した狩猟は、吉宗によつて享保二年（一七二七）に再興された。五月十一日、亀戸（現墨田区亀戸）を流れる隅田川のほとりで実施された鷹狩がそれにあたるが、長らく廃絶されていたゆえに、再興するにはそれなりの準備が必要であつた。

正徳六年（一七一六）四月二十九日、七代將軍徳川家継（在職一七一三～一七二六）の危篤に際し、紀州藩主であつた吉宗は江戸城に召され、翌日の家継の死去により徳川將軍家を継ぐこととなつた。朝廷からの將軍宣下（征夷大將軍への任命）は同年（享保元年、六月二十二日に改元）八月十三日であるが、吉宗は將軍就任以前から鷹狩の再興に向けて動き出している。同年七月二十二日、若年寄大久保佐渡守常春に鷹場の再編成や鷹匠の人選を命じたのがその端緒であるが、將軍就任後も着々とその準備を調べていくこととなる。¹⁷ 勢子についても来たるべき鷹狩の実施に向けて調査が始まつた。五月十一日の鷹狩において勢子を勤めた徒組の動向はどうであつた

か。徒組とは將軍拜謁が許されていない御家人で構成された部隊である。戦時には將軍の周りを固める歩卒の親衛隊となり、平時には江戸城の警衛や將軍出行の際の警固を主たる任務としているが、時代を経るとともにその職掌は拡大し、江戸城の御門の修復や江戸城の記録類の編纂など様々な出役（臨時の役）があった¹⁸。狩猟にあっては將軍の警固や先払の他、勢子を勤めることとなる。

享保元年の時点では本丸に十九組が設置されており、各組は徒頭一名、徒組頭二名、徒二十八名で編成されていた。徒組の動向については、『御徒方万年記』という、徒組の業務日記や御用留を基に編纂された編年の記録集が残っており（寛政九年以降に編纂）、吉宗期の鷹狩についても記述がある¹⁹。

五月十一日の勢子に先立って、同年四月二十一日、徒組の勢子の稽古が実施された。さらにそれに先立つ同年二月二十五日、若年寄大久保佐渡守常春から徒組建部甚右衛門広次に指示があった。雲雀を獲物とする鷹狩（雲雀鷹）、鶴（梅首鶴）を獲物とする鷹狩（鶴鷹）、白鳥を獲物とする鷹狩（白鳥鷹）に際しての勢子について、古株の徒でそれを知っているものがあるであろうから、調査してその報告を提出するようにとのことである²⁰。

そこで建部は他の徒頭に対して廻状を出し、それぞれの組内でそういう徒がいるかどうかを調べ、報告するようにと連絡したわけであるが、その結果を受け、大久保常春から三月三日に再度指示が

あった²¹。

雲雀鷹・鶴鷹の勢子を勤めた者はいないが白鳥鷹の勢子の補助をした者がいるということはわかった。（しかし）父親が勢子をした者はいるのである。（あるいは）父の親類で勢子をした者、またはその様子の記録もあるであろう。雲雀鷹・鶴鷹は絶えてから（そこまで）久しいわけではない。嚴有院様（四代將軍徳川家綱、在職一六五一〜一六八〇）の御代にも実施されたのであるから、自分が勢子を勤めていなくても、父やその親類が勢子を勤めた者、その記録もあるはずである。しっかりと調べて報告するように他の徒頭へ通達せよ。およそこのような指示である。常春は「久敷儀にて茂無之候」とは言っているが、やはり断絶の影響は思いのほか大きかったと思われる。

こうした指示を受け徒頭から再度報告があったはずであるが、どのような内容であったかは定かではない。しかし、後述するように、五月十二日の鷹狩の御拳（將軍が鷹で捕らえた獲物）に鶴が含まれており、再調査によって鶴鷹に関する情報が得られたものと推察される。

徒組に対しては右のような調査と同時に、来たるべき鷹狩に備えて勢子の稽古も命じられている。『御徒方万年記』によれば享保二年四月二十一日、同二十二日、五月八日に勢子の稽古が実施されたとあり、そのような勢子稽古の記述は五月十二日の鷹狩以降も度々

散見される。

一方、本論で分析対象としている五番方の動向はどのようなものであったか。五番方の中で五月十二日の狩猟に供奉したのは両番（書院番、小性組、両組は五番方の中でも特に格が高いためこのような呼称がある）と小十人組であり、大番と新番についての記述は見当たらない。

同年五月七日、目付稲葉多宮正房を通じて、大久保常春から両番頭（書院番・小性組の番頭）に対して、吉宗の狩猟の際、両番頭は御成（往路）の際と還御（復路）の際に一人（とその組下の番士も含まれるであろう）御供をするはずであるが、このことを相談しておくようにとの指示が出た。この指示について不明な点があったので両番頭から常春に聞き直したところ、吉宗の鷹狩の際、御供をする両番頭の間で申し合わせ、一人は鷹場への御成に御供をし、一人は現地（隅田川木母寺辺）まで先行して還御の御供をせよとのことであった。²³ このやりとりについては「此以後、御鷹野之節、両番頭_者御成御供、_者還御之御供相勤候」との注釈がついており、鷹狩の御供については往還一名（二組）ずつの分担が定例となったことが窺える。なお、同日の鷹狩においては、当初は小性組頭稲葉下野守正冬（と同組番士）が御成の御供、書院番頭酒井因幡守忠隆（と同組番士）が還御の御供をするはずであったが、正冬の体調不良のため、御成の御供は小性組頭戸田若狭守正峰（と同組番士）がす

ることになった。²³ また、番士の勢子については五月九日に大久保常春から両番頭に出された御供に関する指示の中で、「御先_三御差図可被成候へとも、兼_而相心得可被在之」とあり、現地にて勢子を勤める含みが持たされている。²⁴

（二）鷹狩当日

さて、享保二年五月十一日における鷹狩の様子、特に勢子の様子はどのようなものであったか。『徳川実紀』の作成にあたり、御用部屋日記を土台として作成された幕府の記録である『柳営日記』同日の条には

十一日

卯后刻為御鷹野亀戸角田川辺_江被為 成申下刻 還御

但御代替始_而之 御鷹野初り也、御物数梅首鶏_{十六}、御膳

所木母寺、御供佐渡守

初而御鷹野二付

御供之面々御酒被下之

とあるのみで、詳細はわからない。そこで、国立公文書館所蔵の『享保遠御成之記』、『享保遠御成一件』という二種類の記録から当日の鷹狩について把握を進めようと考ええる。『享保遠御成之記』（内

題「享保遠御成記」は享保二年五月十二日の鷹狩から同七年十二月三日の鷹狩まで、『享保遠御成一件』は同じく同三年八月二日の鷹狩までの記録である(ともに筆者不明)。いずれも『有徳院殿御実紀』には典拠の一つとして挙げられており、信憑性は高いと考えられるが、両書の記載には一つひとつの狩猟についての情報量、内容に若干の差異がある。両書にあつて当日の勢子についてはどのように書かれているか。

『享保遠御成之記』同日の条には以下の通りに記されている。

一、同六半時 出御、両国橋迄御駕籠^二、御上り場^一御船麒麟丸被為 召、御船路豎川通^二、御船中^一鶴御鉄炮^二被為 遊候処、胴中^二中り止ル、亀戸天神橋際新規御上場^一御歩行^二、天神御腰掛^一被為 入、御腰掛^一 出御^二、水神森^一 二拾間程隔御床机建、土手之上^二御先供・小十人組・両番之頭組共、遠勢子之御差図有之、 上意酒井因幡守承之、夫^一、葭沼^二被為、成候、葭沼之勢子 林藤四郎・雀部新六郎組御徒二組^二追立、御拳之鶴五ツ

『享保遠御成一件』同日の条には

一、天神^一 出御、葭沼へ被為 成、水神森^一 二十間程隔土手

上^二御床机居、御先御供^一・両御番^一・小十人組共、遠勢子也、 尤御差図

上意酒井因幡守承之、御前^一 三十間程隔、東之方列座固之 一、御先御供^一、天神門前町屋前通、御鷹匠頭戸田五助・小栗長右衛門、御鳥見与頭海野新五左衛門・関口三左衛門、御鳥見若林平左衛門・戸口庄右衛門・内山源五右衛門、樋口九十郎、御供^一 口文右衛門・佐山善三郎、天神橋^一 五拾間程天神之方^二平伏仕、御目見、夫^一 三右衛門儀^一 何^一同道、 葭沼^一 罷越、場所之差引仕候

一、葭沼之勢子、御徒二組林藤四郎・雀部新六郎、稲葉多宮^一、 上意有之、御勢子相廻可申旨^一、多宮差図仕、勢子御徒二組 葭沼^一、御前御鷹被為 据、勢子二通追候得共、鶴不出、 三勢子目^一 葭刈拔之場^二 鶴一ツ出、鶴^一 一ツ出 御拳捉、夫^一 御拳か鶴四ツ、葭沼中程^一 未之方、勢子徒之者不馴精出 可申旨、林藤四郎^一 上意有之節、早速葭沼^一 入、御徒之者精 出候様^一 也、上意難有可奉存旨、大音^一 為申聞候、一段御 機嫌宜、難有由林藤四郎御直^一 御礼申上候

とある。両書からはこの時の勢子が二種類あったということがわかる。第一に「御先御供」である鷹匠・鳥見役と両番・小十人組による勢子、第二に徒組による勢子。『享保遠御成之記』の記述にあつ

ては第一・第二の勢子の関係がいまいち判然としないので、『享保遠御成一件』の記述からそれを探ろう。

吉宗は天神（亀戸天神）を出て、葭沼に赴いた。水神森から二十間（三十六メートル）ほど隔てた土手に床机を据えた。それから吉宗は鷹匠や鳥見といった「御先御供」（御成先に先行して赴く）と両番・小十人組番士に「遠勢子」をさせた（直接の指示は書院番頭酒井忠隆による）。「遠勢子」の意味が判然としないが、葭沼に鶴が集まるように遠巻きに追い込んでいく勢子という意味であろうか。次いで、葭沼の勢子を徒組（林藤四郎組・雀部新六郎組）が勤めた。吉宗の上意を受けた目付稲葉正房が差図を出し、徒組二組は葭沼の中に入った。この時、吉宗は鷹を放つ体勢をとっている。徒組二組は二度にわたって葭沼の中を追い込んでいったが鶴は出ない。三度目の追い込みの際、葭沼の葭刈場に鶴が一羽出た。吉宗は鷹を放ちその鶴を捕らえた。それから吉宗は鶴四羽を得た。葭沼の真ん中から未の方角（南西）で勢子を勤める徒が不馴れでありもつと励ませるようにと徒頭林藤四郎忠勝へ上意があった。そこで忠勝は葭沼に入り、御徒の者にもつと懸命に勤めよとの上意があった、ありがたく思えと大音声で指示を出した。この様子に吉宗は満足し、忠勝も直ちにお礼を申し述べた。

五月十二日の鷹狩における勢子の活躍は以上の通りである。

（三）勢子の主役

『享保遠御成一件』の記述からわかるのは、当日の勢子の主役は徒組であって、鷹匠や鳥見、両番・小十人組の番士はその補助に回っているということである。事前に葭沼に鶴を追い込んだからこそ葭沼の追い込みが可能になったともいえるが、やはり重要度においては徒組による勢子には劣るといえる。このことは鷹狩の後の褒賞の内訳からも忖度できる。

鷹狩の翌日の十三日、若年寄大久保常春、小納戸桑山内匠頭盛政・松下専助当恒、鷹匠頭戸田五助勝房に褒美が与えられるが、『有徳院殿御実紀』十三日の条から判断すると、これは当日までの鷹狩の準備や当日の鷹狩全体に関わる褒賞であって、勢子に関係したのではない⁵⁵。問題はその三日後、五月十六日の褒賞である。

『柳営日次記』同日の条には「十一日初^前御鷹野被為 成候、御用相勤候者へ御褒美被下旨、於右筆部^{（鼠火）}縁類・躑躅之間・焼火之間、山城守出座、申渡之」との一文に続いて褒賞を与えられた者が列挙されているのであるが、褒賞を与えられたのは目付二名、徒頭四名、船手四名、関東郡代一名、鷹匠頭二名、同組頭一名、鳥見組頭十六名、これに加えて褒賞された徒頭の率いる徒組四組の徒組頭七名に徒九十七名、これに別の徒組の徒十名。以上である。

褒賞が与えられた徒頭とは林藤四郎忠勝、雀部新六郎重賢、菅沼図書正直、金田惣八郎正在である。『御徒方万年記』によればこれ

ら四人の徒頭、およびそれぞれが率いる徒組は当日の鷹狩において勢子を担当している。菅沼正直・金田正在は当日の鷹狩にあつて林忠勝や雀部重賢とは別の場所で勢子をする事になつていた。同じく徒頭の長田三右衛門元鄰（とその配下の組）は当日江戸城大手門から両国橋までの警備を担当していたが、勢子の人員を増やすため、配下の徒十名を勢子を担当する四組に廻していた。また、徒組に対する褒賞の記述には「初^前御鷹野御成之節、勢子勤^付被下之」（『柳営日記』享保二年五月十六日の条）とあり、徒組にあつては勢子を担当した者のみが対象となつてゐることになる。

他方、同じく「勢子」を勤めたはずの書院番や小十人組にあつては褒賞が与えられた形跡はない。無論別の日に改めて褒賞が与えられた可能性も考えられるが、管見の限りその事実もない。当日の両番・小十人組による勢子が稚拙であつたゆえに褒賞されなかつたといふことは考えられない。なぜならば勢子を担当しつつも出番のなかつた菅沼正直や金田正在、およびその配下の徒組が褒賞されてゐるからである。要するに、十二日の鷹狩において両番や小十人組が勤めた勢子と徒組が勤めた勢子とは、元々重要性において差があり、それゆえに褒賞に値する手柄とは見なされなかつたといふことが考えられるのである。

以上が五月十二日に実施された初めての鷹狩における勢子のあらましである。実質的に徒組による勢子のみで始まつた吉宗期の狩猟

であるが、徐々に勢子に参加する役職は増え、さらには組織的な動きも固まつていく。その一定の到達点であるのが享保十年、十一年の小金原鹿狩ということになるが、二では小金原鹿狩に至るまでの勢子の展開について論じる。

二 勢子の展開

享保二年（一七一七）五月十二日に実施された鷹狩にあつては、勢子の主役は徒組であり、両番番士や小十人組番士はその補助としての役割にすぎなかつたことを確認した。しかしこの後に繰り返される狩猟、特に小金原鹿狩にあつては多数の五番方番士が勢子として動員されている。

五月十二日の鷹狩にあつて、両番番士が騎馬勢子を勤めたかどうかは不明であるが、旗本であるとはいへ歩行武者で編成されてゐる小十人組とともに勢子を勤めたのであるから、息を合わせる上でも歩行勢子であつた可能性が高い。騎馬勢子ほどの段階で登場したのか。二では、享保二年五月十二日以降の狩猟について、『享保遠御成一件』や『享保遠御成之記』『柳営日記』などから勢子の記述を抽出し、それを探らうと考える。

また、冒頭でも述べたが、獲物を追い出すのが勢子である以上、勢子が互いに勝手な行動をとることは許されない。勢子各自の連携、

言い換えれば効率的な勢子の運用こそが狩猟成功の鍵となるわけである。小金原鹿狩にあつては高度な勢子の連携が見出せるわけであるが、当然のことながら一朝一夕でそれが可能になるわけではない。享保十年・十一年の小金原鹿狩に至るまでの狩猟にあつて、その経験が積まれたからこそ勢子の効果的な運用が実現したのである。

そこで(一)では騎馬勢子が狩猟の場に登場するまでの動向、特に歩行勢子の運用についてその変化を明らかにする。(二)では騎馬勢子の登場以降、享保十年の鹿狩に至るまでの歩行勢子・騎馬勢子の運用について分析する。(三)では享保八年三月二十二日に駒場野(現東京都目黒区)において実施された鹿狩について論じることにする。

(一) 歩行勢子の複雑化

① 享保三年三月十三日の追鳥狩

享保二年五月十二日の鷹狩から数日後の十八日、吉宗は再び鷹狩に赴く。勢子を勤めたのはやはり徒組(永田弥左衛門組、雀部新六郎組、牧野新六郎組)であり、両番番士や小十人組番士が勢子を勤めたことを窺わせる史料はない。小性組に関わる命令や申し合わせ事項を記載している『御小性組方例書私録』にも、当時の狩猟に関しては御供に関わる申し合わせばかりが記録され、勢子を云々といった文言は見当たらない。よって、吉宗の狩猟復興段階にあつて両番

番士に期待されたのは吉宗の警固などであつて(両番番士の通常業務である)、勢子に関わるものではなかったといえる。

こうした両番の扱いの一方で、小十人組は旗本部隊であるとはいえ、徒組と同じく歩行武者で編成されていたという性質のゆえか、勢子を命じられた時期が両番よりも早い。享保三年(一七一八)三月十三日に実施された追鳥狩にあつて、小十人組は徒組とともに勢子を勤めているのである。なお、『貞丈雜記』に「追鳥狩の事、今將軍家にて行はるゝは雉子の居る野原を馬にてせめぐり六尺斗の竹杖にて馬上より打殺を追鳥狩と云。此名目古代聞えず。追鳥狩は古代のふせ鳥の遣る物歟。古代のふせ鳥は野中に雉子・うづらの居るを馬上にて乗廻し射るを云也」とある通り、追鳥狩とは騎乗して行う狩猟である。

『享保遠御成之記』によると、当日「遠勢子」として広い範囲から獲物を追い込む役割を担ったのは、鷹場にある村々から動員された二千人(『有徳院殿御実紀』では三千人)とあり、相当の規模であるといえるが、幕臣による勢子はどうであつたか。

一、五時過志村延命寺^江被為 入、夫々蓮沼村古川筋御鷹狩、古川^二小鴨式ツ 御拳有之、夫々志村之台御腰掛所^江被為成候、御前を小十人組、其次御徒組、遠勢子^者村々百姓共、御鳥見差引仕、戸田川向^三伊奈半左衛門家来罷出、百姓勢

子ヲ指引仕候、雉子追鳥 御差図有之、段々御腰掛之方^江
追寄候得共、寄兼、所々^二百姓共打殺、或^者手取仕差上申
候〔以下略〕

右によると、当日吉宗は鷹狩をした後で追鳥狩をしたらしい。志村（現東京都板橋区志村）に設置された腰掛所（追鳥狩の際に吉宗がいるところ。休息所でもある）に赴いた。吉宗の「御前」は小十人組、次いで徒組が固め、勢子の命令を待っている（御供をしているはずの両番は勢子を勤めていないようである）。遠くから吉宗のいる腰掛所まで鳥を追い込むのは周辺の村々から動員された百姓二千人（三千人）。これを鳥見役が指揮した。また、戸田川の間こうには関八州の天領（幕府領）を統括する関東郡代伊奈忠達の家来が出て、百姓の勢子を指揮している。雉子を追い立てよとの吉宗の指揮により、段々腰掛所の方に鳥を追い立てていったが、うまくいかない。そこで百姓は所々で雉子を打ち殺し、あるいは生け捕りにして吉宗に献上したとのことである。

勢子運用に若干の混乱はあったものの、『柳営日記』同日の条によれば獲物は雉子が一六四羽とあり、まずまずの成果であったといえようか。吉宗にとつても小十人組や徒組の勢子の勤めぶりは合格点であったようで、『柳営日記』によると追鳥狩のあった二日後の十五日、徒頭八名、小十人頭三名は「追鳥狩初^而勢子被 仰付

所、何も差引宜仕、御慰^二相成候」ということで時服二領を与えられている。ただし、前述の通り、本来の追鳥狩とは騎乗した者によって行われる狩猟であり、同日の追鳥狩が不完全な形であったことは否めない。発展途上段階ということであろう。

②享保三年十月二十七日の鷹狩

書院番による勢子の様子が見出せるのは同年十月二十七日に実施された鷹狩である。同日の鷹狩について、『有徳院殿御実紀』同日の条には「両番の士、小十人等。巻勢子を仰付られ。御みずから騎士歩卒の進退を指揮し給ひ。また鶉をもちり得給ふ」とある。文中の「騎士」とは両番番士、「歩卒」とは小十人組番士を意味していると思われるが、『享保遠御成之記』同日の条でそれを確認してみよう。

一、「前略」小十人組・両番共^二巻勢子并^二扨勢子^二両様^二人分^二ケ被
仰渡、鶉有之、御犬入候所^者巻勢子百人余^二も取巻、御犬
入 御拳有之候、鶉出兼候所^者扨勢子^二、蕎麦畑^二、芝
場^二一押、竹杖^二歩行^二ながら扨申候〔以下略〕

右によれば、当日の鷹狩にあつて勢子を勤めたのは両番・小十人組の番士であり、当日の獲物の様子により二通りの勢子をするよう

に指示があった（おそらくはこれが「御みずから」の指揮の意味であろう）。すなわち、鶉が（とわかって）いて獵犬を使える場合は、勢子は周りを固め（「巻勢子」、そこから鶉を逃がすな）、犬を放つて吉宗が鷹を放つ。鶉が出てこない場合は蕎麦畑であっても芝畑であっても勢子が分け入って鶉を追い出せ。その際は歩きながら竹の杖を払って鶉を追い出せ（「払勢子」）。およそこのような命令が勢子の両番・小十人組の番士に下されたのである。

ここでわかるのは、両番番士も徒歩で勢子を勤めているということ（「竹杖^二歩行なから払申候」、状況による勢子の運用方法の変化が見出せるということ、以上の二点である）。

第一点については、両番番士の乗馬技術が拙劣であったことが原因であろう。同日の鷹狩以前、すでに吉宗は両番番士を対象として馬術上覧を実施し（享保二年十月二十三日）、番士の乗馬技術向上に努めているが、いまだ効果が現れていない段階であった。

享保四己亥年五月廿三日

御支配方御列座、岡部左衛門佐・酒井対馬守^五、石川近江守殿被仰渡候

於吹上一昨日廿一日、兩人組乗馬被、仰付候処、未熟成様子、あやふみ候乗形^三、常々馬取扱不申様^三相見へ候、其内左様^二無之も相見へ候、或^者乗損候歟、落馬等之義^者可有

之事^三付、乗形取繕見分能様^三候との義^三八無之候、兼々弓馬稽古之義被、仰出候処、無心懸故と被、思召候、向後相嗜候様可相心得之旨、兩人^江被仰渡候様、右御番衆招呼可申渡之由、被仰聞候

一、右之趣^三候間、弓馬之義、弥無油断相嗜可被申候、当秋弓馬可致見分候間、其趣可被相心得候、五十以上之面々も弓馬見分之節罷出可被相勤候

五月

右は若年寄石川近江守総茂から書院番頭岡部左衛門佐盛明・小性組番頭酒井対馬守重遠への仰渡の記録である²⁷。享保四年（一七一九）五月二十一日、吉宗は江戸城吹上御庭に赴いた際、岡部・酒井両組番士の馬術を上覧したらしい（『柳営日次記』や『有徳院殿御実紀』では確認できない）。吉宗の見たところ、その乗り様まことに未熟であった。これは弓馬の稽古をせよという前々からの命令を等閑視しているからであろう、今後は組下の番士に馬術を稽古させるよう兩人に伝えておけ。石川総茂（および若年寄）は岡部・酒井兩人を呼び出し、吉宗の意向を伝え、同年の秋、配下の弓馬見分をするように命じているのである。前段で述べた通り、同二年の時点で馬術上覧が実施されているわけであるから、両番番士の一部には優れた乗り手がいたと考えられるものの、両番番士全体としては馬術に未熟

な者が多かったと推測される。よって、同三年十月二十七日の鷹狩で騎馬勢子を編成するのは難しかったということになる。『有徳院殿御実紀』の記述にあつては「騎士」と書かれているが、それは両番番士の身分としての表記であり、当日の勢子にあつて騎馬勢子を勤めたというわけではないのである。

また、第二点については、わずかながら複雑な命令が与えられているということがわかる。状況に応じた勢子の働きが求められているということである。管見の限りではこれまでの狩猟にあつて勢子にそのような命令が出された形跡は見当たらず、おそらくはその場の判断によつて勢子をしていたものと考えられる。これに対して、十月二十七日の鷹狩にあつては幾分かの組織的な運用がここで見られるのである。

③享保四年三月一日の追鳥狩

わずかながら組織的な勢子の運用が見られた享保三年（一七二八）十月二十七日の鷹狩の後、次の変化が見られるのは同四年三月一日の追鳥狩である。この時の勢子は小十人組と徒組が担当した。

鳥を追い詰めよとの吉宗の差図があるとともに法螺貝が鳴り、徒組の勢子が動き出した。その時法螺貝が三度鳴り、小十人組の勢子も動き出した。さらに法螺貝が二度鳴り、徒組・小十人組はその陣形（行列）のまま吉宗の方に獲物を追い詰めていくのである。

また、当日の勢子、すなわち徒組・小十人組はそれぞれの組ごとに「印」（幟か旗のようなものであるか）を立てている²⁸。

法螺貝によつてそれぞれの勢子の動く時機について吉宗が直接指揮を与え、「印」によつて勢子それぞれの把握をする。いずれも勢子の効果的な運用を見越してのものである。着々と歩行勢子が組織的な動きを備えていく様子が窺えるわけであるが、さらに大きな変化が享保六年三月二十五日、同九月二十三日の狩猟に現れる。

④享保六年三月二十五日の鷹狩

享保六年（一七二二）三月二十五日の鷹狩にあつて勢子を勤めたのは徒組三組、および周辺の村々からの百姓数百人、これに鳥見役と伊奈忠達の家来が加わっている。当日の勢子に対しては赤白の「目印」と法螺貝による指揮、あるいは始動時刻の設定が見られる²⁹。

赤白の「目印」であるが、これは徒組の勢子に対する指揮に使用されている。当日の勢子を勤めた徒組（牧野新平組・長田三右衛門組・松波甚兵衛組）に対しては赤白の「目印」が与えられた。右の勢子を勤める組を赤、左の勢子を勤める組を白というように定め、赤白の印が吉宗の御前で振られた際には右の勢子が動き、白目印が御前で振られた際にはそこにとどまる。御前の目印が止まった場合は横に展開する。このような指示が御前からあつた場合には、「了解」の意味を込めて赤でも白でも目印を徒組の方で振りながら

獲物を追い詰めていく。このような指示が三人の徒頭に小納戸の松波当恒から与えられたということであるが、おそらくは吉宗の意向によるものであろう。

また、百姓の勢子（遠勢子であろう）については鳥見役や伊奈忠達の家来が現場の指揮にあたっているが、全体としての指示は御前からの法螺貝によってなされた³⁰⁾。百姓の勢子は二つに分かれていた。橋場の方は百姓勢子が百人、これを鳥見役の三人と伊奈忠達の家来三人が指揮をした。また、白鳥池の方は百姓勢子が三百人、これを鳥見役十人と伊奈忠達の家来五人が指揮をした。前者にあつては吉宗が御狩場に来る前、五ツ（午前八時頃）の鐘を聞いた時点で大川畑まで獲物を追い詰め、元の場所に戻った。後者は合図の法螺貝を聞き次第、勢子が声を上げて獲物を追い詰め、さらに法螺貝が三度鳴った段階で獲物を追わせた。

このように、百姓の勢子に対しても徒組の勢子に対しても運用方法に効率化が図られている。これが三月二十五日の鷹狩に見られる変化である。

⑤ 享保六年九月二十三日の鷹狩

享保六年（一七二一）九月二十三日の鷹狩にあつては、いよいよ騎馬勢子が登場する。これまでに取り上げた通り、狩猟の模様について詳細に記録している『享保遠御成之記』にあつて、初めて騎馬

勢子についての記述が見られるのである（享保六年九月二十三日の条）。享保二年五月十一日の狩猟復興以来、初めての騎馬勢子導入であつたと思われる。

一、御小性衆・御小納戸衆拾八人程乗馬被、仰付、鶉落候所ヲ取巻、御前^{二番}中^三御乗馬、御犬入、夫故七時過、駒場御立場之内、仮御腰掛所^江被為 入、御丸御弁当相廻、御勢子之御番衆、小十人迄、御前^{三番}御酒被下之、此内、御供廻御配出ル〔後略〕

同日の鷹狩にあつては、吉宗の側近である小姓・小納戸が騎馬勢子を勤めた。鶉が降り立ったところに馬を走らせて追い出すという役目である。さらにこの鷹狩にあつては吉宗自身も騎乗し、勢子を指揮している。なお、「御勢子之御番衆、小十人迄」という文言についてであるが、『有徳院殿御実紀』同日の条には「騎歩の勢子をつかふまつりし両番。小十人組の番士」とある。この一文に従えば、両番番士も騎馬勢子を勤めたということになるが、そうであるならば、『享保遠御成之記』にあつても、小姓や小納戸による騎馬勢子の描写とともに両番の騎馬勢子の様子が記されているはずであろう。よつて、この日の騎馬勢子に両番番士が加わっているということは疑わしいのであるが、いずれにしても騎馬勢子の導入があつた同日

の鷹狩は、両番番士による騎馬勢子の導入にとって大きな一歩であったことは間違いない。翌七年三月の追鳥狩には両番番士（および大番番士）による騎馬勢子が実現するのである。

（二）騎馬勢子・歩行勢子の発展

① 享保七年三月十八日の追鳥狩A（勢子の規模）

（一）の⑤で取り上げた通り、享保六年（二七二二）九月二十三日の鷹狩において、小姓・小納戸による騎馬勢子が投入された。同日の鷹狩にあつては両番番士も勢子を勤めているものの、歩行勢子である可能性が高いのであるが、どうやらこの鷹狩以降、両番番士による騎馬勢子も実現に向けて動き出した模様である。

（二）の②において、享保四年段階では両番番士の乗馬技術がいまだ未熟であつたということを指摘した。享保四年五月二十三日、書院番頭岡部盛明・小性組番頭酒井重遠に対してその配下の番士の乗馬技術が未熟である点が指摘され、番士に馬術稽古を促すように指示が出されている。吉宗は番頭にこのような注意をする一方で、同五年二月二十三日、同六年二月十五日、同七年三月九日に五番方番士を対象として馬術上覧を実施し、自ら番士の馬術出精を促した。こうした取り組みにより五番方番士の乗馬技術の向上が実現したのであろう、同七年三月十八日の追鳥狩には五番方番士による騎馬勢子が実現している。

同日に実施された追鳥狩に動員された勢子の規模は、『柳営日記』同日の条に「惣勢子人数五千人程、外二百性勢子四千人計り」とあり、その内訳は「小性組不残、小十人組不残、御徒方不残」とある。また、『有徳院殿御実紀』同日の条には「小姓組。小十人。徒士組々の勢子すべて五千人。農夫の勢子も四千人なり」とある。九千人という膨大な勢子が動員されたということになるが、腑に落ちない。小性組は当時八組で一組につき定員五十名、小十人組は当時十組で一組につき定員二十名、徒組は当時十九組で一組につき定員二十八名。各組は定員通りに揃っているというわけではないが、すべての組が定員一杯に揃っていると仮定しても、小性組番士の総数が四百人、小十人組番士の総数が二百人、徒の数が五三二人。すべてを足しても千人を超える程度である。さらに、『享保遠御成之記』によると勢子を担当した徒組は十組で、一組につき二十五名とある。よって、どれだけ多く見積もっても千人程度なのである。五千人にはほど遠い。仮定にすぎないが、本来は百姓勢子を合わせた総数が五千人で、百姓勢子四千人を除いた約千人というのが小性組番士・小十人組番士・徒で構成された勢子の人数であつたのではないか。それを『柳営日記』の作成者が誤読し、『有徳院殿御実紀』にも影響してしまったということが考えられる。九千人という勢子の数は信じられないが、大人数が勢子に動員されたことだけは間違いないようである。

また、騎馬勢子を勤める者が三十三名いる。騎馬勢子の内訳であるが、『柳宮日次記』同日の条には目付一名、小納戸一名、徒頭二名、書院番組頭一名、小性組組頭一名、書院番番士六名、小性組番士十一名、小十人頭三名、大番番士七名、計三十三名とある。気になるのが大番番士七名であり、同日の追鳥狩まで大番番士が狩猟に関わった事例は見当たらない。勢子の対象とする範囲が広がりつつあるということであろうか。また、前段五千人の勢子に含まれる小性組番士については、騎馬勢子ではなく歩行勢子として追鳥狩に動員されたものと考えられる。

三十三名の騎馬勢子の指揮についてであるが、『御小性組方例書私録』「弓馬并水稽古之事」に「松平内匠頭・酒井日向守騎馬跡_二乗、差引いたし候筈候間、左様可相心得候事」とあり、小性組番頭酒井日向守忠佳と書院番頭松平内匠乗園がその任にあたったということがわかる。

②享保七年三月十八日の追鳥狩B（騎馬勢子の運用）

さて、騎馬勢子三十三名は、十八日の追鳥狩でいかなる働きを見せたのか。追鳥狩の二日前である三月十六日、酒井忠佳宅において、小性組組頭小菅猪右衛門正親（高木伊勢守組）の立ち合いの下、騎馬勢子を勤める小性組番士に対して申し渡しがあった。

申し渡しには勢子に関わる条項が含まれている。その中から二点

を抜粋し、現代語訳を以下に載せておく。

a 雉子が野原に降り立った時は、拍子木を合図に雉子を追い立てて、馬の頭は御前（吉宗のいる方向）に向けておく。再び拍子木が鳴ったら元の場所に返ること。³¹⁾

b 雉子が御立場（吉宗のいる所）から外れ、二町（およそ二百メートル）ほども向こうに降り立ったならば、扇の合図によって、右の方に雉子がいる場合は小納戸松下当恒を先頭にその場所に向かう。この際、騎馬勢子は一列になって乗り出していき、松下当恒が馬を止めたところでいずれも馬を並べ立て、御前の方へ雉子を追い立てよ。左の方に雉子が降り立った場合は小十人頭能勢頼成を先頭にして、同様によよ。

ただし、雉子を追い立てた後は拍子木を合図に一列になつて元の場所に戻ること。また、馬を駆けさせる時、速い馬に乗っている者は前を走っているものを抜かさなように。遅い馬に乗っている者は後ろが混み合わないようによく走らせること。前を走っている者が遅い場合は声をかけて速く走らせるように言うこと。³²⁾

雉子を追い立てる際に生じるであろう状況ごとに、騎馬勢子がど

のような行動をとるべきか細かく定められ、拍子木や扇で指示を受けていることがわかる。また、騎馬勢子全体がまとまって動くように命じられている点も特徴的である。bのような指示が出ているということは、騎馬勢子を勤める番士に相応の乗馬技術が備わっていたと考えられる。享保七年三月十八日の段階で馬術上覧がすでに数回実施されていることも考え合わせると、番士の乗馬技術が向上しつつあるということであろう。『享保遠御成之記』同日の条に「川向浮間之芝地^ニ者騎馬之勢子三拾五人、松下専助頭取^ニ、雉子落込候節、御前之方^ニ騎馬^ニ追乗寄申候」とある通り、当日も騎馬勢子の面々は事前の指示通りの動きを見せているのである。

③ 享保七年三月十八日の追鳥狩C（歩行勢子の運用）

歩行勢子についてはどうであったか。歩行勢子を勤めた小性組番士にどのような指示が出たのかは不明であるが、『柳営日次記』同日の条には小十人組と徒組への指示が記録されている。進退の合図には法螺貝と赤白の魔が使用された。(一)の④で享保六年三月二十五日の鷹狩にあつては赤白の「目印」が使用されたということを取り上げたが、今回の場合は赤白の魔が使用されたらしい。また、合図に対して一同声を上げて押し出すこと、踏みとどまる位置、鳥を追い出す際の発声など、指示は多岐にわたる。³³⁾さらに、当日勢子に出た徒組十組は、箆に紙をはったものを棒にくくりつけ、組ごと

に色分けされた印を伴った(それぞれの組ごとの印の違いについて、いささか不明な点もある³⁴⁾)。

各組に印を立てること、法螺貝(や魔)で進退の指示が出ること、状況ごとに分けられた指示内容、いずれも相当に高度な水準で歩行勢子が運用されていることがわかる。

どうやら小十人組や徒組による歩行勢子の運用については、この時点で一応の完成を迎えたようである。この後の変化としては、拍子木による進退の指示が加わったということ(享保七年四月十一日の鷹狩)、歩行勢子各組が青い采幣を立てるようになったということ(享保七年九月十八日の鷹狩、同日の騎馬勢子は赤い采幣を背中に差した)がある程度である。

④ 騎馬勢子の充実、鹿狩の実施

三月十八日の追鳥狩以降、騎馬勢子が動員された狩猟は度々散見され、騎馬勢子の定着が窺われる。狩猟ごとに動員数に増減はあるものの、例えば享保八年十月三日の鷹狩では、百人以上の騎馬勢子が動員されている(小納戸三名、徒頭六名、小性組番頭三名、同組頭二名、同番士五十名、書院番組頭三名、書院番番士五十名。『柳営日次記』同日の条)。

騎馬勢子を勤めた百人の両番番士は、同年八月十二日に大久保常春から両番頭に出された指示によって選出された。両番各組から

五名ずつ、さらに十名が加わって、騎馬勢子に編成するという方式である。³⁵⁾

享保二年の鷹狩以来、歩行勢子・騎馬勢子ともに充実の方向で展開していく中で、新たな狩猟が実施された。それまでの狩猟が鳥を獲物とするものであったのに対し、鹿や猪といった大型獣を獲物とする鹿狩が享保八年三月二十二日に武蔵国駒場野（現東京都目黒区）で実施されたのである。³⁶⁾ 同日の鹿狩は將軍の鹿狩について種々の史料を集めた『大狩盛典』（嘉永五年編纂、国立公文書館所蔵）に「大猷院殿以来中絶、今日再興」とある通り、家光以来久々の実施ということになる。高見澤氏はその対象とする獲物の種類（鹿や猪といった大型獣）や勢子の運用などといった点から、鹿狩を鷹狩や追鳥狩に比してより「軍事的要素が強い狩猟」としている。³⁷⁾ すなわち、この時期から軍事訓練としての狩猟が本格化したということになる。同日の鹿狩には周辺の村々から数千人の規模で百姓が動員され人足や勢子の役目を勤める一方で、両番番士をはじめとして幕臣も勢子として動員されている。両番番士は『柳営日次記』同日の条に「騎馬勢子両御番分出、立勢子両御番組々より出ル」とある通り、騎馬勢子・歩行勢子（立勢子）のいずれをも勤めたということがわかる。また、騎馬勢子を率いたのは両番の番頭一名ずつ・組頭一名ずつ、歩行勢子（立勢子）を率いたのは小性組与頭一名である。これら勢子の規模については判然としないものの、当日使用された狩

猟用の竹槍の本数について、『大狩盛典』二に、

黄印式拾九本	御鷹野御鳥見
白印三拾本	御小性御小納戸
赤印百拾九本	両御番衆
青印三拾本	小役人衆

とあることから、両番番士は百数十名であったということがわかる。また、右の文中にある通り、両番番士以外にも竹槍が用意されていることから、勢子は両番番士に限らないということもわかるが、本数を比較する限り、同日の鹿狩にあつて勢子の主役は両番番士である。

両番番士の勢子の運用については残念ながら不明であるが、興味深い点は、それが志願制であったという点である。同八年三月十六日に大久保常春は両番頭に対して、鹿狩に扈従したい番士を募るよう指示を出している。³⁸⁾ 「大勢ハ不相成候、三四人罷出可申候」とあるが、前段で確認した通り、両番の勢子は竹槍の本数から百数十人であったことから、各組より三、四人ずつ志願者を募るようにとの意味であろう。また、この際、目付稲葉多宮正房からも騎馬勢子を勤める者に対して竹槍を突き留めるよう、馬が獣に怯えることのないようにとの指示が出ている。すなわち三月二十二日の鹿狩

には、技術的に優れ、大型獣を仕留めようという勇氣に溢れた番士が募られたということになる。心身ともに充実した番士が百数十名揃ったという事実は、享保四年の段階で馬術に未熟な番士が目立つたという事例を鑑みるに、番士全体の水準に長足の進歩が見受けられると同時に、小金原鹿狩の実施に大きな影響を与えたはずである。一の冒頭において、『有徳院殿御実紀附録』に書かれた臆病な番士に関する描写について若干の疑義を挟んだが、これらの事例からは鹿狩実施の段階にあつては『有徳院殿御実紀附録』に書かれたような状況からは脱していたといえる。

三ではいよいよ小金原鹿狩について論じることとなるが、二で明らかにした通り、数々の狩猟を通じて勢子運用は効率の良いものとなつていく。こうした試行錯誤が小金原鹿狩における勢子運用の土台となったことは間違いない。この点を確認した上で、三に移ることにする。

三 享保十年・十一年の小金原鹿狩

三では享保十年・十一年(二七二五・二七二六)に小金原(現千葉県松戸市)において実施された鹿狩について、勢子の運用を中心に論じる。注目したい点は鹿狩において勢子の中心となつたのが書院番・小性組・大番であつたという点である。書院番・小性組・大番

は三番方と総称されるが、三番方は五番方の中でも特に重要な部隊であり、幕軍の中核をなしている。小金原鹿狩における勢子の中心が三番方であつたということは、小金原鹿狩が幕府の軍事組織の中でも特に三番方を鍛えようという意図を有していたということを示している。以下、三番方が勤めた勢子の運用を中心に、他の番組による勢子もあわせて分析していく。

(一) 享保十年三月二十七日の小金原鹿狩

(一)では享保十年(一七二五)三月二十七日、小金原において実施された鹿狩について、前節と同じく勢子の運用面を中心に論じる。

小金原鹿狩の概要、特に鹿狩に際して周辺の村々から動員された百姓の果たした役割、その規模については『松戸市史』^⑧によって明らかにされている。また、勢子運用、特に両番番士をはじめとする面々で編成された騎馬勢子の運用についてはすでに高見沢美紀氏^⑨によってその姿が明らかにされている。本項では両先行研究の成果に基づきながら当日の勢子運用について分析を進めていく。特に、両先行研究の中で中心史料として扱われている『御狩日記』^⑩については、本論でも中心史料として論を進めることとなる。『御狩日記』とは享保十年五月、佐野伊右衛門泰正によってまとめられた記録書である(国立公文書館所蔵)。同人について、『松戸市史』では、『寛政重修諸家譜』に当該人物は見当たらないもの、おそらくは小金

表 1 騎馬勢子の選抜

番組	組名	志願者	番頭による選抜	当日の選抜
書院番	仁木周防守組	9名	2名	1名
	酒井日向守組	19名	8名	1名
	秋元隼人正組	9名	2名	0名
	石川丹後守組	15名	5名	2名
	杉浦出雲守組	10名	1名	1名
	酒井紀伊守組	17名	7名	2名
	内藤越前守組	17名	2名	0名
小性組	戸田若狭守組	7名	4名	1名
	藤堂和泉守組	14名	4名	2名
	近藤淡路守組	9名	3名	0名
	阿部出雲守組	10名	3名	1名
	松平伊勢守組	14名	5名	3名
	金田周防守組	9名	1名	0名
	安藤大和守組	24名	3名	2名
	土屋兵部少輔組	7名	3名	1名

出典：『御狩日記』三より作成した。

原鹿狩の準備を命じられた小納戸佐野伊右衛門であろうと推測している。本論もその推測に従うこととする。

① 鹿狩実施の前段階

享保十年の鹿狩計画が動き出したのは同年二月一日、小金原の地に小納戸松下専助当恒、佐野伊右衛門奉正、土岐八左衛門朝澄、浦上弥五左衛門直方が訪れたことに始まる。四名は吉宗から「御鹿狩御用頭取」に任じられ、その準備として同地によってきたのである。

この時、現地の牧を預かる小金野馬奉行綿貫夏右衛門らが四人より申し渡されたのは、来春小金原で鹿狩を実施するが、今年もその「御試」として鹿狩を実施するということであつた。⁽⁴¹⁾

松下ら四人は現地の役人に種々の指示を与えて鹿狩に向けて準備を進める一方、若年寄大久保常春を通じて「諸役人并二両御番頭」に対して、「諸役人并二両御番之面々、馬上⁽⁴²⁾鹿突留申度輩ハ可申上」、すなわち騎馬勢子の志願者を募るようにとの通達を出した。⁽⁴³⁾ 大久保常春からの通達により、志願者を募ったところ、書院番からは九十六名、小性組からは九十四名の番士が名乗り出た。志願者は番頭・組頭による選抜を経た結果、およそ三分の一程度になった。さらにこれら選抜者は鹿狩当日、現地（小金原）において松下ら小納戸四人によってさらに選別され、騎馬勢子に加わる両番番士の顔ぶれが決まった（「彼地におゐて駆二篇宛并三馬上之鐘之体、頭取四人検分を遂げ、其甲乙を吟味之上、追懸騎馬の人数相定り候」。この内訳は表1の通りである）。

また、二丸書院番・二丸小性組（將軍世嗣である家重附の書院番・小性組。当時家重は二ノ丸に居住していた）からの志願者は人数が少なかつたため、選抜なしで騎馬勢子に加えられている（二之御丸御番ハ元々願の人数少なきゆへ検分迄は甲乙の吟味なく、追懸騎馬を出勤被申候⁽⁴³⁾。このほか、目付や徒頭などの諸役人、小姓や小納戸といった奥向からの志願者が選抜なしで騎馬勢子に加わつた（奥向

表2 追懸騎馬・駙騎馬内訳

役割	役職	人数
追懸騎馬一之手 (16 騎)	小姓	1
	小納戸	8
	二丸小姓	5
	二丸小納戸	1
	膳奉行	1
追懸騎馬二之手 (19 騎)	目付	2
	徒頭	1
	小納戸	1
	小性組番士	10
	二丸小性組番士	5
追懸騎馬三之手 (18 騎)	使番	3
	徒頭	5
	書院番番士	7
	二丸書院番	3
追懸騎馬四之手 (14 騎)	新番頭	1
	新番番士	13
小性組駙騎馬一之手 (30 騎)	小性組番頭	1
	小性組組頭	1
	小性組番士	28
小性組駙騎馬二之手 (30 騎)	小性組番頭	1
	小性組組頭	1
	小性組番士	28
小性組駙騎馬三之手 (30 騎)	小性組番頭	1
	小性組組頭	1
	小性組番士	28
書院番駙騎馬一之手 (33 騎)	書院番番頭	1
	書院番組頭	1
	書院番番士	31
書院番駙騎馬二之手 (31 騎)	書院番番頭	1
	書院番組頭	1
	書院番番士	29
書院番駙騎馬三之手 (30 騎)	書院番番頭	1
	書院番組頭	1
	書院番番士	28

出典：高見澤美紀「享保改革期における將軍狩獵と旗本政策——享保十年小金原鹿狩の検討から」から作成した。

之衆中ハ願_ニ示_ス不及候て出勤_ニ而候、『御狩日記』一(一)。さらに、当初は吉宗の御供をするのみであったはずの新番からの志願者も騎馬勢子になつている(「新御番ハ初メ 御前騎馬出勤之積り_ニ候故、此時之檢分_ニハ罷出_ニ不申候_也」)。『御狩日記』一によるとこれら騎馬勢子は四手に分けられて鹿狩に投入されているが、これら四組の騎馬勢子を率いたのは誰であったか。『御狩日記』二には鹿狩の前に「追懸騎馬頭取」が提出した請書が掲載されているが、その末尾に「右_者追懸騎馬頭取渡邊外記・向井兵庫・石河庄九郎・藤掛伊織請書」とある。おそらくはこの四名が騎馬勢子四手を率いたものと考えられるが、

四名の名前を『御狩日記』四に掲載されている騎馬勢子名簿と対照させると、騎馬勢子二之手に配属された石河庄九郎政朝(徒頭)、騎馬勢子四之手に配属された渡邊外記永倫(新番頭)はともかくとして、向井兵庫政暉(徒頭)・藤掛伊織永直(徒頭)はいずれも騎馬勢子三之手に名前が載っている。『御狩日記』二、『御狩日記』四のいずれかの記述が間違っているであろうが、指摘にとどめておく。また、惜しくも選抜から洩れた両番からの志願者については、すべて別の騎馬勢子部隊として編成され、選抜者を中心に編成された騎馬勢子とは別の役割が与えられている(その働きについては後述)。

これら二種類の騎馬勢子については史料上でも用法が混乱している場合もあるが、本論では前段までで論じた騎馬勢子の部隊を追懸騎馬、追懸騎馬の選から洩れた番士で構成された騎馬勢子の部隊を駈騎馬と呼ぶこととし、騎馬勢子とは両者を総称したものとす。また、追懸騎馬や駈騎馬に対して、一番、二番と数えている史料があるが、通常の組番号との混同を避けるため、一之手、二之手と数えることとする。それぞれの騎馬勢子の構成人員の内訳は表2の通りである。

② 勢子の配置

図1は『大狩盛典』に所収されている絵図『享保小金中野牧御鹿狩御場之図』から作成したものであるが、同絵図の内題は「享保丙午小金中野牧御鹿狩御場之図」である。享保十年の干支は乙巳であり、享保十一年は丙午であるが、絵図に記された勢子の配置を鑑みるに、この図は享保十年の小金原鹿狩を描いたものと判断される。御狩場中央に吉宗の座所である御立場が設けられ(図1の1)、その両側に網が伸びている。御立場右手の網(図1の2)は長さ三百間、一間がおよそ一・八メートルであるから、五四〇メートル。網の先には小性組番士で構成された駈騎馬三手が控えている(図1の3~5)。御立場左手の網(図1の6)は四五〇間、八一〇メートル。網の先には書院番番士で構成された駈騎馬三手が控えている(図1

の7~9)。追懸騎馬は御立場南、二十町(およそ二二〇メートル)を隔てたところに控えている(図1の10)。これに加えて、図1には記載していないが、持筒組一組、鉄炮方二組も御立場周辺に配置されて空砲で鹿を追い出すように命じられ、御徒は竹槍を携えて網の外側で鹿が出るのを待っている。

この周囲を御狩場周辺の村々から動員された百姓が七手に分かれて、立切勢子として包囲している(図1の11~17)。『松戸市史』によれば立切勢子として動員された百姓は約三百箇村から約一万四〇〇人。これに種々の人足として動員された百姓を加えると四八〇箇村からおよそ一万五千人の百姓が動員されたのである。動員された百姓は、鹿狩に備えて同地の牧場(小金牧)から別の牧場(下野牧)への野馬の追い込みや狩場および周辺地域の整備などを勤める一方で、鹿狩の三日前からは狩場に猪や鹿を追い込む役目の追い込み勢子や、狩場から逃げ出そうとする猪鹿を妨げる立切勢子として働いている。百姓勢子は鹿狩の開始とともに包囲網を狭め、あらかじめ定められた地点で立ち切るように指示されており、最終的には図1に示した包囲網を形成することとなる。

また、勢子ではないものの、御立場左には小姓八名、小納戸二名が騎射衆として出番を待っている。御立場前には四本松で囲まれた騎射場が設けられており、その広さは左右に百間(一八〇メートル)、前後に七十間(二二六メートル)。十名の騎射衆は騎射場においてそ

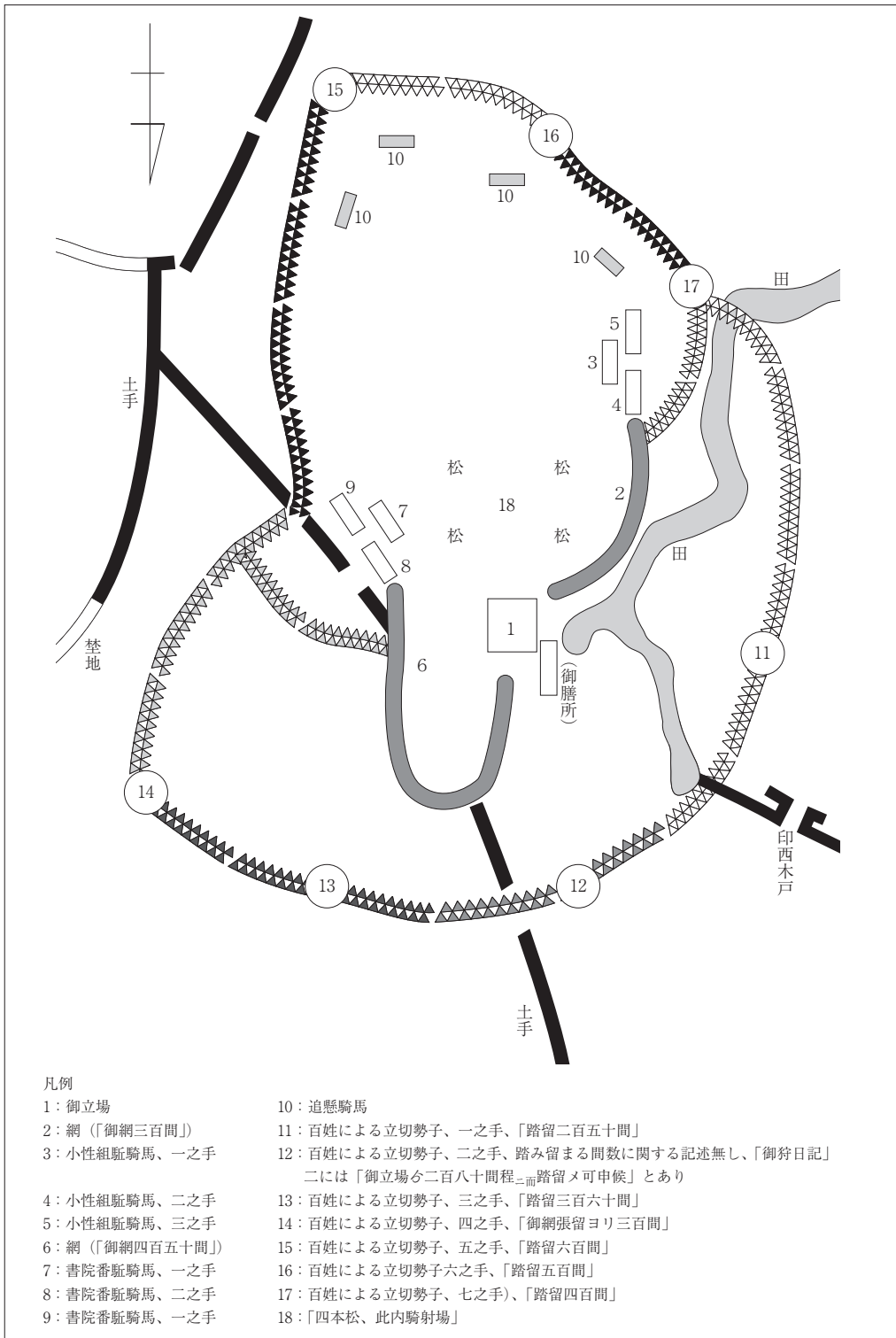


図1 享保10年の小金原鹿狩

出典:『享保小金中野牧御鹿狩御場之図』(『大狩盛典』所収)より作成した。

の腕前を披露することになっている(図1の18)。騎射場を示す松の木は騎馬勢子の運用の基準でもあった。騎射衆十名は三組に分けられ、騎馬勢子によって追い立てられ、騎射場に逃れてきた鹿を交替で射留めている。⁽⁴⁵⁾

このほか、小性組番士一名と小十人組番士十名が「御前歩弓之衆」として吉宗の元にある。⁽⁴⁶⁾ 小性組番士一名とは玉虫八左衛門茂雅という人物であり、吉宗が狩場を移動する際の御供に命じられ、鹿狩中も吉宗の指示により度々鹿を射留めたようであるが、「八左衛門儀、御馬廻^三御供被^レ 仰付、御差図^三度々鹿射留^レ」、小十人組番士十名は御立場に留め置かれたままであったらしい(「御立場下御網之際^三居候得共、所々 御成故鹿射候儀不被^レ 仰付候^レ」)。

③鹿狩の開始、旗本家臣団の排除

三月二十七日辰刻(午前八時頃)、現地に到着した吉宗は御立場西の印西木戸で騎馬勢子の御目見を済ませた後、御立場に入り、そのまま狩場の様子を巡見した後、鹿狩の開始を命じ、小金原に法螺貝が鳴り響いた。法螺貝を聞いた百姓勢子は声を上げつつ前進し、包囲網を狭め、持筒組・鉄炮方は空砲を鳴らして鹿を追い出した。『御狩日記』二によると、七手に分けられた百姓勢子のうち、一之手を除いた他の六手には鉄炮が配置されている。持筒組・鉄炮方同様空砲ではあろうが、鹿を追い詰める際に使用したものと思われる。

こうして追い出された鹿を御立場まで追い詰めていくのは百姓勢子による包囲網の内側にいる追懸騎馬である。⁽⁴⁷⁾ 追懸騎馬の働きについては、鹿狩前に追懸騎馬を率いる頭取四名(前述の渡邊・向井・石河・藤掛)によって出された請書に

一、鹿鍵之儀、猪鹿最初あらし節^者口附百姓^三為持置、諸手網^三追掛可申候、末^三至り、鍵付候儀、可罷成時節、馬上^三鍵取申候得^而、
御立場之方、騎射場松之印迄追詰メ、夫^レ元之場所^三乗戻し可申候
一、勤方之儀^者、最初鍵不持節^者四組之間を鹿もれざるやうに仕り、鍵取候得^而、追留之場所迄^三突留可申候

とある通り(『御狩日記』二)、鹿狩開始からある時点までは鹿を突き留めることよりも四組が連携して鹿を追い詰めることに専念し、時機を見計らって騎射場の松までの間で槍を使うということになっている。

特筆すべきは、右の史料にある「口附百姓」という文言である。右の条文は、追懸騎馬の面々は猪鹿があまり出ていないうちは馬の口を取る口附百姓に自分の槍を持たせ、頃合いを見計らって馬上で槍を扱うという内容である。この点について若干の考察を加えたい。

方の者が勤め、それぞれの供の者は現地の百姓家に留め置かれている（「下々ハ侍共^三□百姓屋^五人置申候筈候」、『御小性組方例書私録』「弓馬并水稽古之事」）。おそらくは騎馬勢子の登場とともに口附をはじめとする馬廻りの問題が取り沙汰されたのであろうが、管見の限り、吉宗期以前に実施された鹿狩にあって家臣団は排除されていない⁴⁸。すなわち、吉宗の狩猟における家臣団排除とは、旧時代との比較においても、軍制との関わりにおいても一つの画期なのである。追鳥狩などに比してより軍事的色彩の強い鹿狩にあってそのような事例が見られるということはある種の軍事改革が実施されたと考えられるのである。

さらに、旗本家臣排除については、後世の幕末軍事改革との関係も視野に入れることも可能であろう。幕末の軍制改革において、五番方をはじめとする従来の軍事組織は解体され、幕臣それぞれが召し抱えている家臣は、幕府によって直接の管理下に置かれ、独立した部隊として編成されることとなった⁴⁹。従来の研究にあっては、これを西洋式の戦術に基づいた軍制改革の結果として捉えている。しかしながら直臣（幕臣）と陪臣（旗本家の家臣）を切り離すという試みはすでに享保期の軍事訓練Ⅱ狩猟にあって実施されているということになるのである。

④ 鹿狩の終局

さて、百姓勢子、持筒組・鉄炮方による空炮、追懸騎馬に次いで駈騎馬も動き出す。鹿が集まり出したのを見計らい、御立場で白布が振られた。これは駈騎馬への合図である。前述の通り駈騎馬は書院番・小性組それぞれ三組で構成され、あらかじめ一之手・二之手・三之手と割り振られている。白布の合図とともにまずは左右一之手の駈騎馬、次に二之手の駈騎馬、さらには三之手の駈騎馬が代わる代わる馬を走らせて鹿を追い込んでいった。勢子による追い込みの中、鹿が「五百三百打群く」て出てきた。これを見た吉宗は駈騎馬左右六手すべてが動くように指示を出した。鹿狩の前に両番頭から提出された請書に

- 一、一番之組合不残乗出シ候者、二番之組合騎馬立可申候、三番之組合、二番之次へ順繰立可申候事、左右共三同断
 - 一、一番之組合乗戻し候節者三番之騎馬相立候場乗戻し可申候
- 右之通二番・三番順繰り可致候事

とある通り（『御狩日記』二二）、当初の予定では一之手から三之手までが順繰りに動くことになっていたが、同条には『御狩日記』作成時に付加されたと思われる注釈があり、「御当日に至りて御定之通一兩度相勤候処、鹿殊之外多く出来り候二付、依 御下知六組共三打

込^三鹿突留申候也」とある。左右六手すべてによる追い込みは状況に応じた臨時の指示であったということである。

このような吉宗からの指示に従い、左右六手は同時に動き、入り乱れて鹿を追い詰め、あるいは突き留めることとなったが、『御狩日記』一に「馬上より鎧付るもあり、多ハおり立て鎧付候」とある通り、駆騎馬を勤めた番士の多くは馬より下りて鹿を突き留めていたようである。吉宗からの臨時の下知を受けて駆騎馬が動く一方で、鹿を追い詰めることに専念していた追懸騎馬も、鹿の疲れを見計らい、口附の百姓から槍を受け取り、鹿を突き留めた。駆騎馬を勤める番士が下馬して槍を使ったのに対して、追懸騎馬の面々は騎乗したまま鹿を突き留めている。「兼^四の 御下知」とある通り、これは吉宗からの事前の指示であった。⁵⁴ 前述の通り、追懸騎馬の志願者は「御鹿狩御用頭取」である小納戸四名によって選抜を受けた。この際選抜の基準となったのは馬術の技量と「馬上之鎧之体」であった（「彼地におゐて駆二篇宛并^五馬上之鎧之体」）。この選抜基準が小納戸四名による独断であるとは考えられない。吉宗の意を受けてのことであろう。すなわち、吉宗は騎馬勢子が騎乗したまま槍を使う、すなわち馬上槍を望んでいたということである。よって、追懸騎馬はともかくとして駆騎馬の多くが下馬して槍を使ったということを鑑みるならば、番士全体としては吉宗の想定する騎馬勢子の水準には達していなかったということになる。こうした若干の問題点はある

ながら、勢子の活躍により鹿は着実に追い詰められていった。吉宗は当初供廻とともに馬上で勢子の指揮をとっていたが、興に乗ったのであろう、自らも槍を取り、鹿を次々と突き留めていったという。⁵⁵ こうして享保十年の鹿狩は終わりを告げた。『有徳院殿御実紀』同日の条によると、同日の鹿狩で得られた獲物は猪が三頭、鹿が八百頭、狼が一頭、雉子が十羽であった。翌年の鹿狩に備えた実験的なものであり（「御試」）、騎馬勢子についても若干の未熟さが見られたとはいえ、吉宗期にあつてはかつてない規模の狩猟であったことは間違いない。

（二）享保十一年三月二十四日の小金原鹿狩

享保十一年（一七二六）三月二十四日、再び小金原で鹿狩が実施された。『松戸市史』によれば同日の鹿狩に動員された百姓勢子は四八三箇村より一万七〇八六⁵⁶人。享保十年の鹿狩を上回る百姓勢子が動員されることになる。大きく異なるのは幕臣によって構成される勢子の配置である。

図2は『大狩盛典』所収の絵図『享保乙巳小金原御場絵図』から作成したものである。図1の元になった『享保小金中野牧御鹿狩御場之図』と同じく、この絵図も干支が間違っている。勢子の配置その他から享保十一年の小金原鹿狩の絵図であると判断できる。

当日の勢子配置はどうであったか。御立場（図2の1）から左手

には四五〇間（八一〇メートル）の網が張り巡らされている（図2の2〜4）。この点は享保十年の小金原鹿狩と同様であるが、その外側には大番・書院番・小性組が歩行勢子として配置されている（図2の5〜7）。享保十年の小金原鹿狩にあつては御立場の右に張られた網がなく、徒組・小十人組・新番が並んでいる（図2の8〜10）。一之手・二之手・三之手の並びは異なっているものの、両番の駈騎馬の位置は享保十年の小金原鹿狩と同様の位置である（図2の11〜16）。駈騎馬六手の先に百人組・持組（持弓組・持筒組）、先手組（先手弓組・先手鉄炮組）といった足軽弓・鉄炮部隊が並んでいる（図2の17）。追懸騎馬は、絵図では両番の駈騎馬の後方に二隊が描かれているが（図2の18）、後述する通り追懸騎馬は五隊であろうと思われるので、絵図の作成段階で追懸騎馬の配置は略されたものと考えられる。また、絵図には描かれていないものの、御立場付近には騎射衆十二名を含んだ吉宗の御供が控えている。享保十年の鹿狩同様、御立場前の松の内で騎射を披露した。煩雑さを避けるため図2では略したが（絵図には描かれている）、幕臣による勢子の周りを百姓勢子が囲んでいる。以下、それぞれの勢子の運用について、『柳営日次記』と『御遊獵細記』（作成者・作成時期不明、国立公文書館所蔵）の記述を中心に論じていく。

①鹿狩の開始

享保十一年三月二十七日巳刻（午前八時頃）に小金原に到着した吉宗は、早速巡見や御目見を済ませ、鹿狩の開始を命じた。合図は三月二十四日に若年寄大久保常春が指示した通り（『柳営日次記』三月二十四日の条）、「玉なし五十目（前）ツ、二放之打、其次五放しつるべ打」、すなわち五十目筒の空炮が二発、さらに空炮五発の釣瓶打ちである。この合図鉄炮を打ったのは御立場にある鉄炮方である。鉄炮方は御立場にあつて合図鉄炮の役割を担うとともに、前述の持弓組・先手弓組に五名ずつ（詳細は不明であるがおそらくは同心であろう）配備され、同組が鉄炮（空炮）を打つ際にその役割を代行した。このほかの与力・同心は勢子を勤めたということであるが（『御持・御先手之弓組之五人宛差加り玉不込鉄炮打セ、残り之者ハ勢子相勤ム』、『御遊獵細記』三三）、どこに配備されたのかは不明である。

三月二十四日の大久保常春の指示によれば、御立場からの「物始」の合図に対し、「惣勢子」は空炮を打ち、声を上げ、「一之踏留」まで進むとある（「此節惣勢子玉なし鉄炮放し、勢子声三番答、一之踏留メ前」）。この「惣勢子」とは何を指すのか判断としないが、『徳院殿御実紀』三月二十七日の条には「兼ての定のごとく。鉄炮方惣手始の相図とて。砲うつこと二たびすれば。これにしたがひ百人持筒先手組にて。毎隊五挺づゝはなち。ときのごゑをあぐ」とあり、御立場からの合図に対して百人組・持筒・先手組が応えたことである。

百人組・持組・先手組を「惣勢子」とするには違和感があるものの、後述する通り、御立場からの「惣始」の合図に対する百人組・持組・先手組の行動に合致していることから、ここでいうところの「惣勢子」については百人組・持組・先手組という意味として捉えておく。

②立切勢子（新番・小十人組・徒組）

享保十年の小金原鹿狩においては御立場右手には三百間（五四〇メートル）の網が張られていたが、同十一年の小金原鹿狩にあつては網は張られず、その代わりとして新番三組、小十人組四組、徒組七組が配備された。諸組は御立場右から若干曲がりつつ横一文字に展開している（図2の8〜10）。寛政七年（一七九五）三月五日の小金原鹿狩にあつてはこれらを立切勢子と称した。よって、本論でも以後この呼称を使用するが、それでは立切勢子とはどういうものであるのか。

（新番頭）
右頭ハ西の木戸^{三番}致 御目見、組頭 組中御成前請取之場^{江罷越}、
組頭・組中共^二歩行立、頭・組頭ハ馬引付置、何も竹柄の鎧を持、
参懸り候鹿突留候事、頭・組頭ハ勝手次第の羽織着し、頭ハ鷹指、一組切の吹貫之通羽織^{三写}、着致申事

右は『柳営日次記』享保十一年三月二十七日の条に記されている当日の新番に対する指示である。新番頭が吉宗に御目見している間に新番組頭・新番番士は担当の場所に移動する。番頭・組頭は騎乗しないものの馬を近くに引き付けておく。番士は歩行立ちである。いずれも竹柄の槍を持ち、「参懸り候鹿」を突き留めることとなっている。すなわち享保十年の騎馬勢子のように、鹿のいる場所に移動して鹿を突き留めるのではなく、あくまで自分たちの担当場所に逃れてきた鹿を突くという姿勢であり、合図による立ち位置の移動、獲物を追い込むための指示は出されていない。文中にある「羽織」については騎馬勢子の項④で説明する。

新番に対するこのような指示は小十人組・徒組にも共通するものであったと思われる。『柳営日次記』同日の条には小十人組について「右同断、但、頭ハ鷹指、馬引付、歩行立^{三番}罷在、組中ハ常の御供の時の羽織着致し候、何も歩行^{三番}、竹柄の鎧持候事」、徒組については「頭ハ鷹指、馬引付、歩立^{三番}罷在、御徒常の役羽織着し、竹鎧持候事」とある。いささか曖昧な文章ではあるものの、いずれも獲物を追うようにとの指示は出されていないということは明らかである。旗本・御家人という格の差によるものであろう、小十人組が使用する槍が竹柄の槍、徒組の使用する槍が竹槍という違いはあるものの、担当の場所における運用に差は見られない。以上の分析により、立切勢子は享保十年の小金原鹿狩における御立場右手の網の

役割を担ったということである。獲物が近づいた際には槍を使うが、横列を崩してまで鹿を追うわけではない。横列を保ったまま「立ち切る」わけである。

なお、絵図には徒組と小十人組との間に「御鷹匠」との記述がある。『柳営日次記』同日の条には小金原鹿狩に赴いた鷹匠頭として小栗長右衛門正等の名前が挙げられている。その配下の同心の働きについては「御鷹匠同心、右新御番と同心、但同心ハ御網の外両脇^二世人、其外御手明之者御立場辺^三罷在候、御鷹匠ハ竹柄の鑓、同心ハ竹杖持候」とあり、役目としては立切勢子であるものの、新番・小十人組・徒組による横列に加わったわけではなく、詳細は不明であるが竹杖を持って御立場左手に張られた網の外の両脇や御立場付近に配置されたようである。同じく吹上御庭を管理する吹上奉行配下の吹上御庭方も鷹匠方の同心同様、御立場左手の網の外の両脇や御立場付近に配置されている。

また、享保十年の小金原鹿狩にあつては新番番士は追懸勢子を勤めているが、十一年の小金原鹿狩にあつては騎馬勢子を勤めていない。そもそも十年の小金原鹿狩において新番は元々吉宗の御供をするという役目であったところ、急遽追懸騎馬として編成されたのである。十年の鹿狩が十一年の鹿狩の「御試」という位置付けであることを鑑みれば、新番番士を騎馬勢子として使うという構想は吉宗の中にはなかったものと思われる。

小十人組については立切勢子を勤めるほか、十年の小金原鹿狩同様、弓御用が命じられ、十七名の小十人組番士がその役にあたり、吉宗の狩場巡見の供行列に加わっている。これら十七名は鹿狩の最中は『柳営日次記』に「右初の間ハ並之立場^二鹿鑓を持罷在、弓被仰付候節、頭一人差添弓相勤候事」とある通り、吉宗からの指示があるまでは他の小十人組番士と同じく立切勢子を勤めたが、吉宗から弓御用を命じられたかどうかは不明である。⁵⁴

③御向勢子（百人組・持組・先手組）

御立場から南に三二〇間（五七六メートル）を隔てた向こうには百人組二組・持組二組（持筒組一組・持弓組一組）・先手組十二組（先手鉄炮組八組・先手弓組四組）が配置されている（図2の17）。これらの組は御家人層で編成され、江戸城内の警衛や將軍の警固などを主な任務としている。戦時においては足軽鉄炮部隊・足軽弓部隊としての役割を担い、特に先手組は先陣を勤めることから、組を率いる先手頭には武勇の旗本が充てられている。

寛政期にあつては、百人組・持組・先手組が勤めた勢子を「御向勢子」と称している。將軍座所である御立場に向かつて正面にあるところからそう呼ばれているのであろう。本論もこの呼称を使うこととする。

御向勢子の役目はどのようなものであったか。『柳営日次記』三

月二十四日の条にある大久保常春からの指示には「一、百人組・御持・御先手持前へ寄候相図白吹貫鉄炮つるべ 右者何届も右同断」とあり、『御遊獵細記』一には「百人組・御持・御先手持所へ寄り候者、相図白吹貫、答鉄炮つるへ打・勢子声、右ハ何れも何篇も同断」とあるが、いささか意味が取りづらい。そこで、『大狩盛典』に所収されている先手組の記録を元に当日の御向勢子の働きを明らかにしよう。

同書によれば、鹿狩の始まる前、御向勢子はあらかじめ定められた「二之印」の地点で立ち並び、「惣始」の合図を待っている。「惣始」の合図が聞こえると、百人組二組、持筒組松田善右衛門組・持弓組小野次郎右衛門組、先手鉄砲組山川安左衛門組・先手弓組逸見源兵衛組・先手鉄砲組佐々木五郎右衛門組の順に発砲する（『柳営日次記』に「一組より五人宛玉不込鉄砲打候事」とある通り、五発ずつの空砲である）。発砲した後、勢子の面々は声を上げ、「式番杭」に詰め寄せる。その後御立場より吹貫（白吹貫）の合図があれば、再び百人組から順に空砲を鳴らし、声を上げて「三之杭」まで詰め寄せて立ち並ぶ。鹿が来た場合には与力・同心が竹杖を使って御立場の方に鹿を追い返す⁽⁵⁵⁾。

御向勢子の動きは右の通りであるが、『御遊獵細記』にある「右ハ何れも何篇も同断」（『柳営日次記』にあつては「右者何届も右同断」）との文言を鑑みれば、前進のみではなく後退、再前進を含んだ指示であつたと考えられる。

なお、戦時にあつては鉄炮部隊・弓部隊として行動する百人組・持組・先手組であるにもかかわらず鉄炮が使用されるのは動く際の合図のみであり（しかも空砲である）、鹿を追うに際しては竹杖を使用するという点は少し腑に落ちないところであるが、御向勢子の周りを追懸騎馬が走っているということを含めれば無用の事故を避けたためであると考えられる。

④追懸騎馬・駟騎馬（書院番・小性組・大番）

新番・小十人組・徒組による立切勢子や百人組・持組・先手組による御向勢子が、享保十一年の小金原鹿狩において初めて設置されたのに対し、享保十年の小金原鹿狩から引き続き設置されているのが追懸騎馬（図2の18）・駟騎馬（図2の11・16）であるが、その運用方法に変化はないようである。度々取り上げられている三月二十四日の大久保常春からの指示を見ると、他の勢子については諸々の言及があるものの、追懸騎馬・駟騎馬については編成上の文言のみであり、その運用方法に関する文言はない。また、『御遊獵細記』にもそのような記述は見当たらない。よって、追懸騎馬・駟騎馬ともに、享保十年の小金原鹿狩と同様の働きを求められたものと考えられる。また、(二)の③で取り上げた口附についてはあるが、前年の小金原鹿狩同様、騎馬勢子の口附を勤めたのは現地の百姓であり、騎馬勢子の面々が召し抱えている家人ではない（騎馬勢子之面々口附、

前日小宮山空之進方の相渡候筈候間、一組切二口附請取、罷連御仁之名御書出可被成候」、『柳営日次記』三月二十四日の条。

三月二十四日の大久保常春の指示に

一、御鹿狩当候勢子之番頭・組中共三、供廻同勢者面々請取之小屋場二始終差置、小屋場の外へ不罷出候様御組之末々迄急度可被仰渡候、尤小屋場前後御徒目付・御小人目付等附置、制させ可申候、左様御心得被成候

とある通り（『柳営日次記』）、騎馬勢子その他、小金原鹿狩に勢子として赴いた旗本の面々が引き連れた家臣は、すべて狩場の外に設けられた「小屋場」に留め置かれ、鹿狩からは排除されている。すでに述べた通り、狩獵（勢子）から旗本家の家臣が排除されるという事例は享保十年の小金原鹿狩以前から見られるものであるが、後述する三番方歩行勢子を含め、様々な勢子が配置された軍事色の強い享保十一年の小金原鹿狩からもこうした傾向が見出せるということには決して軽視すべきものではなからう。

騎馬勢子について、享保十年の小金原鹿狩と異なっている点としては、第一に駈騎馬・追懸騎馬を構成する人員、第二に羽織、第三に新たに設置された三番方歩行勢子との関係、以上の三点が挙げられる。三番方歩行勢子については後述するとして、まず駈騎馬・追

懸騎馬の構成人員を検討してみよう。

享保十年の小金原鹿狩において追懸騎馬・駈騎馬を勤めた顔ぶれがどのようなものであったかは、前掲表1・2の通りである。享保十年の小金原鹿狩にあつては両番番士に対して追懸騎馬の志願者が募られ、二度の選抜を経て、十七名の番士が追懸騎馬として鹿狩に参加し、選抜から洩れた一七二名の番士が駈騎馬として鹿狩に参加した。

これに対して、享保十一年の小金原鹿狩にあつて追懸騎馬を勤めたのは、書院番番士が十名、小性組番士が十五名、二丸書院番番士が二十名、大番番士が三十名、これに「騎馬世話役」（追懸騎馬の指揮をする追懸騎馬頭取と同義であろう）の使番五名が加わっている（『御遊獵細記』二）。ほぼすべてが三番方の番士で占められているということになる。追懸騎馬を勤める三番方番士の合計は七十五名。享保十年の小金原鹿狩における追懸騎馬の総数を上回っている。享保十一年の小金原鹿狩に配置された追懸騎馬が何手に分けられたのか、書院番・小性組・二丸書院番・大番番士がそれぞれどのように割り振られたのかを明らかにする史料は見当たらないものの、「騎馬世話役」の使番一名につき追懸騎馬を一手率いるとすれば、番士十五名程度で構成されている五手の追懸騎馬があつたということになる。図2においては絵図の記載に従って追懸騎馬は二手しか載せていないが、規模において劣る前年の小金原鹿狩における追懸騎馬

が四手であったことを鑑みれば、享保十一年の小金原鹿狩において追懸騎馬が二手であるというのはいささか腑に落ちない。同年の追懸騎馬は五手に分かれていたと考えるのが妥当ではないか。

一方、駈騎馬の方は、組数に変化はないものの（書院番駈騎馬三手、小性組駈騎馬三手）、駈騎馬を勤める書院番番士が八十八名から六十八名に、同じく小性組番士が八十四名から六十一名に減少している。しかしそれは、鹿狩における駈騎馬の重要度が低下したというわけではないと考える。

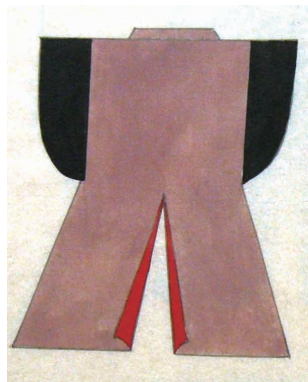
前年の駈騎馬には、追懸騎馬の選抜から洩れた番士が割り振られたことにより、駈騎馬一手の中に書院番各組、小性組各組の番士が混在していたという事実を確認しておく。例えば、前年の小金原鹿狩において、小性組駈騎馬一之手を率いたのは小性組番頭阿部出雲守正興であり、組頭も同人の組の者であるが、一之手に配属された小性組番士二十八名のうち、阿部出雲守組の番士は五名にすぎない。他の二十三名は小性組番士であるとはいえ、他の番頭の組に属する番士であったのである。これに対して、十一年の鹿狩にあつては、書院番駈騎馬一之手（図2の14）が酒井日向守組、小性組駈騎馬一之手（図2の11）が大久保彦兵衛組という次第で、組そのものを駈騎馬の一手とすることになった。違う組の番士を組み合わせて一手を作るよりも息の合った勢子が可能になったのではないか。

さらに、組そのものを駈騎馬の一手とすることは、番士の着する

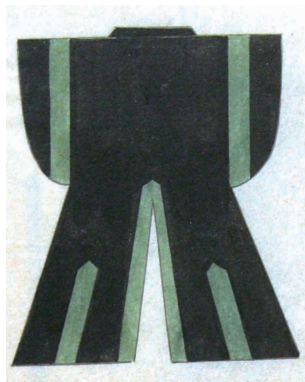
羽織が揃うということの意味している。勢子が羽織を着するようになったのは同年の小金原鹿狩に始まったことではなく、二の（二）で取り上げた享保八年十月三日の鷹狩ですで見られる。無論、享保十年の小金原鹿狩においても同様である。「御狩日記」五には同年の小金原鹿狩において勢子の面々が着した羽織が記録されている。

この際の羽織は伊達羽織、すなわち装飾を施した羽織である。総じて、各組の番士は同じ意匠の羽織を着し、目付や使番、あるいは番頭・組頭などは個々人で異なる意匠の羽織を着している。羽織の着用にはいかなる意味があるのか。この点について明示した史料は管見の限り見当たらないが、「ハレ」の舞台を演出するという目的のほか、勢子について視覚的な把握をするという目的によるものと推測される。しかしながら、享保八年十月三日の鷹狩にせよ、享保十年の小金原鹿狩にせよ、騎馬勢子はいずれも混成部隊であり、一手に属する勢子はそれぞれ異なる意匠の羽織を着していたということになる。これでは得られる効果は少ないであろう。これに対し、享保十一年の小金原鹿狩にあつては、追懸騎馬を除いた他の勢子は通常の組を基準として編成されている。すなわち、意匠を同じくする羽織を着した勢子の集団が随所に形成されるということである。図3は同年の小金原鹿狩において左右の駈騎馬一之手を勤めた書院番酒井日向守組・小性組大久保彦兵衛組の羽織である。番頭・組頭はそれぞれの意匠が施された羽織であるが、その麾下の番士は一律の羽

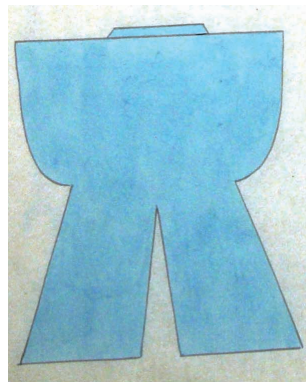
◎書院番酒井日向守組（駢騎馬一之手・左）



番頭・酒井日向守忠住

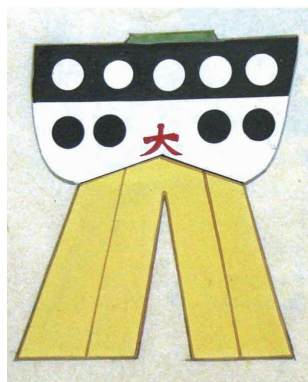


組頭・三宅惣九郎長房

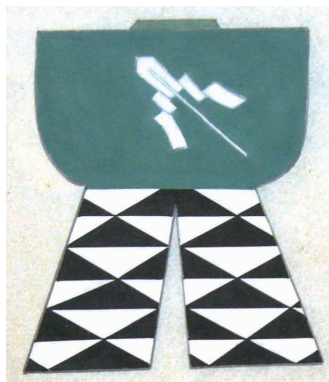


番士 23 名

◎小性組大久保彦兵衛組（駢騎馬一之手・右）



番頭・大久保彦兵衛忠宜



組頭・小幡孫市直昌



番士 18 名

図 3 駢騎馬の伊達羽織

出典：『大狩盛典』五十七より作成した。

注：番士の人数は『御遊猟細記』二による。『柳営日次記』享保 11 年 3 月 27 日条では酒井日向守組番士は 22 名、大久保彦兵衛組番士は 19 名とある。

織を着している。この結果、勢子の視覚的な把握は無論のこと、組内の団結心、あるいは他組に優ろうとする競争心が生まれたのではないか。また、組を率いる番頭にとっては、自組がいかなる働きをしているか、羽織によって一層際立つこととなり、必死にならざるを得ない状況が生じたと考えられる。

ただし、このような観点でいくと、追懸騎馬の場合も本来であれば一組で一手を作るのが理想であったということになるが、馬上槍など、駢騎馬よりも高度な技術が求められる追懸騎馬の性質上、所属番士の大半がその水準を充たしている組がなかったものと思われる。管見の限りであるが、享保十一年の小金原鹿狩において駢騎馬の番士が馬上槍を実現していたと判断できる史料は見当たらなかった。享保十年の小金原鹿狩で見えた問題は、いまだ解決していないということになる。

このような問題はあるものの、享保十年の小金原鹿狩にあつては雑然としていた追懸騎馬・駈騎馬の構成が、すつきりとした形、すなわち三番方（書院番・小性組・大番）の番士を中心とした構成になつたということは明らかである。幕府の軍事機構の中で最も格が高く、主力部隊として位置付けられる書院番・小性組・大番が騎馬勢子の主流となつたということは、軍事演習上、大きな意義があると考えられる。

⑤ 三番方歩行勢子（書院番・小性組・大番）

享保十一年の小金原鹿狩にあつて、三番方の番士は騎馬勢子だけを勤めたわけではない。歩行勢子も勤めているのである。同勢子は三番方の番士による歩行立ちの勢子であるが、他の歩行勢子との混同を防ぐため、三番方歩行勢子と呼ぶことにする。

三番方歩行勢子は、これまでに論じてきた立切勢子や御向勢子と比べてより活動的な役割を担った歩行勢子であるといえる。以下、やや煩雑になるが、『柳営日次記』と『御遊獵細記』から三番方歩行勢子の働きを再現してみよう。

歩行勢子を率いる三番方の番頭は御立場西の印西木戸で吉宗に拝謁を済ませた後、御立場左手、三三〇間（五七六メートル）のところに設けられた屯所に向かう（図2の5〜7）。この時、番士はすでに組頭に引き連れられて屯所に到着しており、歩行立ちで鹿狩の開

始を待っている。勢子の番士はいずれも竹柄の槍を携えている。御立場から法螺貝が鳴り、白魔が円形に振られた時が三番方歩行勢子の始まりである。御立場から白魔が振られるのを見た大番頭森川下総守俊央は太鼓を三拍子で鳴らし、三番方歩行勢子一之手である大番が屯所から出て、屯所の前に張られている網に向かい、網から番頭まで三十間（五十四メートル）の距離で一列に並ぶ（図2の19）。

大番が一列に並ぶと、網が開かれ、鹿が網の外に追い出される。再度網が閉じられるのを合図に下総守の太鼓の音は四拍子になり、調子が早くなる。この音を聞いた大番歩行勢子は網際に詰め寄せて鹿を突き留める。この際、組ごとに列を乱さぬように鹿を突き止めることになっている。追い出された鹿を粗方突き止めたのを見計らい、組ごとに番頭・組頭の指図があり、元の場所に戻る（網の前で一列になった場所であろう）。御立場からの合図で歩行勢子二之手である書院番と交替し、大番は屯所に引き返す（さらなる合図で歩行勢子三之手である小性組と交替し、書院番は屯所に引き返す）。このように、大番・書院番・小性組の順で御立場からの合図に従って何度もこれを繰り返す⁵⁶。享保十年の鹿狩と比して網の張り方が複雑になっているのは（図2の3、4）、このような行程があるためであろう。

三番方歩行勢子の働きはおよそこの通りである。一之手から二之手、三之手と交替しつつ、大番・書院番・小性組それぞれの組が呼吸を合わせて一列に展開し、その横列を保ちながら鹿を突き留める。

相当に高度な勢子運用といえるが、鷹狩や追鳥狩を含め、勢子の経験豊富な両番であればともかく、これまでに狩猟の勢子の経験が少ない大番にこのような動きは可能であったのか。『御遊獵細記』三によると、鹿狩の数日後である四月一日、吉宗は大番頭に対して「此度小金御鹿狩勢子被 仰付、常々御鷹野御供不相勤候所、思召之外勢子之勤方宜被 思召、向後出精可相勤之旨」と褒詞を下している。大番の歩行勢子ぶりが誉められていることから、大番は無事に歩行勢子を勤めたということになる。史料上は確認できないが、おそらくは書院番や小性組の歩行勢子も及第点であったと思われる。

このような三番方歩行勢子の成功の裏には、事前の勢子調練があると考えられる。三番方は鹿狩の二日前である三月二十五日に江戸城田安門内の空き地で勢子の稽古を実施している（『大狩盛典』十三）。三月二十四日に大久保常春から勢子の諸々について指示が出たということを読みれば、その指示内容を踏まえて稽古したということであろう。このような勢子調練の実施がわかる事例は少ないものの、前述の通り、『御徒方万年記』には徒組の調練の記事が散見され、享保九年九月二十四日には田安門内空き地にて騎馬勢子の調練も実施されている。おそらくは三番方歩行勢子の調練も三月二十五日以外にも実施されていたことであろう。

また、騎馬勢子（追懸騎馬・駈騎馬）と三番方歩行勢子はともに三番方番士で編成されているわけであるが、それは勢子の編成上、

あるいは運用上、どのような関係にあったのか。まず、追懸騎馬の選出であるが、三月二十四日の大久保常春の指示には

一、大御番、一組五人宛二十人、駈騎馬可相勤候、右一番之追留迄之駈騎馬相勤、其後頭之手_三附可申候、人数之義ハ頭々_三吟味有之、可致書出候

一、両御番・西丸書院番、一組五人宛罷出、右駈騎馬相勤候間、被得其意可被談候、且又右騎馬之世話、五人之御使番致候間可被得其意候

とある（『柳營日次記』）。文中の「駈騎馬」とは追懸騎馬を指しているが、右によれば大番・両番・西丸書院番から一組につき五名ずつを追懸騎馬とするということであるが、『御遊獵細記』二に記された追懸騎馬の名簿から判断するに、すべての組から五名の番士を追懸騎馬にするということではなく、当日の鹿狩において歩行勢子として参加することになっている組から五名の番士を出すということである（追懸騎馬の選別は組内で実施されたものと推察される）。また、同書の名簿を見るに、駈騎馬を勤めた小性組三組・書院番三組からは追懸騎馬を勤めた番士はいない。

右の文中に「一番之追留迄之駈騎馬相勤、其後頭之手_三附可申候」とあるのはどういうことであろうか。この点については『御遊獵細

『記』二に「駈騎馬并騎馬勢子之面々、相勤仕廻候以後、屯所へ一所成、組一同シ歩行立之勢子勤之」とある通り、追懸騎馬を勤めた番士、および駈騎馬（文中では「騎馬勢子」）を勤めた都合六組は、騎馬による追い込みが終わった後、屯所に戻り、歩行勢子に加わるということの意味している。ただし、いささかの疑義がある。追懸騎馬を出した組の場合、追懸騎馬に割かれる人数は五人に過ぎず、追懸騎馬の指揮をとったのは番頭ではなく、おそらくは「騎馬世話役」の使番である。すなわち、追懸騎馬による追い込みが実施されている最中でも、歩行勢子を勤める上で支障は生じない。しかしながら、番頭自らが指揮をとる駈騎馬の場合、駈騎馬による追い込みが行われている間、駈騎馬を勤めた都合六手（六組）の中で、駈騎馬に加わっていない番士は何をしていたのか。歩行勢子に加わらず、自分の組が駈騎馬を勤め終わるのを屯所で待っていたのか、歩行勢子の指揮をとり、駈騎馬の指揮をとっていない他組の番頭の指揮を仰いだのか。あるいは番頭・組頭の間で役割（駈騎馬の指揮と歩行勢子の指揮）を分担したのか。仮に自組の駈騎馬の面々が屯所に戻るまで歩行勢子に加わらなかつたとすれば、駈騎馬を勤めていない大番はともかく、小性組は三組で、書院番は二組で歩行勢子を勤めることとなる。鹿を網に追い詰めるに際して、人員が不足するのではないか。このような疑問を解決するに足る史料は見当たらないが、多くの三番方番士が騎馬勢子・歩行勢子を勤めたことに注目したい。

他の勢子が果たした役割との比較において、小金原鹿狩の勢子の主役となったのは三番方の番士であり、それは畢竟、三番方を軍事的に強化するということが小金原鹿狩の大きな目的であったということを示しているのである。

「惣始」の合図と同じく、五十目筒の空炮が二発、さらに空炮五発が御立場で発せられ、十一年の鹿狩も終わりを告げた。『有徳院殿御実紀』同日の条によると獲物は猪が十二頭、狼が一頭、鹿が四七〇頭とある。享保十年の鹿狩の方が獲物の数が多いが、それは享保十年の小金原鹿狩によって獲物の数自体が減っていたということであろう。歩行勢子・騎馬勢子の併用、御立場からの合図を駆使した複雑な勢子運用、こうした諸々はそれまでの鷹狩や追鳥狩において試行錯誤されてきたものであり、享保十一年の小金原鹿狩は、吉宗による狩猟の集大成と位置付けられるのである。

四 受け継がれる小金原鹿狩（寛政七年の小金原鹿狩）

（一）吉宗の狩猟、その後

ここまでで、享保二年、吉宗によって鷹狩が再興されてから、享保十一年の小金原鹿狩という壮大な規模の狩猟が実現するまでを論じた。享保十一年の小金原鹿狩に至るまでには勢子運用という点に

において幾多の試行錯誤があったということはこれまでに明らかにした通りであり、そうした意味では享保十一年の小金原鹿狩は吉宗の狩猟の集大成と位置付けるに足る成果であった。

しかし、吉宗の狩猟はこの後も発展していく。特に騎馬勢子の運用についてはこの後も繰り返し指示が出ているのである。例えば享保十一年（一七二六）十月七日、騎馬勢子を勤める番士への申し渡しにあつては、地面に降り立った鶉を騎馬勢子で囲むための指示が出ている（『御小性組方例書私録』「遠御成之部」）。

一、鶉落有之、鼻乗組頭衆被乗出候ハ、名之順之通、段々一
所_ニ乗次、間切レ不申候様可被心得候事、両輪_ニ成候て、輪
切レ不申様被相心得、遅キ馬ハ追候_而輪並揃候節、拍子木
打可申候間、早速馬留候_而、馬之鼻輪之内_江向ケ可被申候、
留候節も馬出入無之様可被心得候

二の（二）で取り上げた享保七年（一七二二）三月十八日の追鳥狩にあつては雉子の逃げた方に速やかに移動し吉宗の方に追い立てるという程度であった指示が、右の指示では鶉を包囲するという次元に至っているのである。また、猪狩について享保十五年二月二十二日に申し渡された指示においては、両番番士による騎馬勢子・歩行勢子に関して細かな指示が見受けられる。注目すべきは馬

上槍に関する指示である（『御小性組方例書私録』「遠御成之部」）。

一、御網之内_江猪出、網_江懸可申候様子_ニ候ハ、鼻乗組頭より
一行_ニ乗出、御書院方ハ乗合、御網懸もれ候猪を引包突留
可申候、

但右之節入乱突留候義_者無用_ニいたし、銘々騎馬之手近_江
寄候所を突留可被申候、此節総騎馬混雑無用様可被申合
候

網の内に猪が出て、網に懸かりそうな様子であれば、小性組の騎馬勢子は組頭を先頭に一列になって馬を駆り、書院番の騎馬勢子は小性組の騎馬勢子の動きに合わせて、網から逃れそうな猪を包み込んで突き留めよとの指示である。ここでは馬上槍が当然の命令として出されている。享保十年・十一年の小金原鹿狩から数年後、馬上槍を習熟した番士が増加したことを想起させる条文である。さらに、騎馬勢子の隊列が乱れないようにすることも指示されている。騎馬勢子の部隊同士の連携と、部隊として統一のとれた動作が求められるというわけである。

享保十年・十一年の小金原鹿狩は巷間よく知られるところではあるが、吉宗の狩猟はその後も改良が加えられていったのであり、それは組織的な軍事行動をこなす番士が増えたということである。こ

とに獣である鹿や猪を槍で仕留めるといふ鹿狩は番士の逞しさを涵養することにもつながったであろう。さらに、番士を統率する番頭や組頭が勢子の指揮にあたったという点は、そうした役職に就いている者に指揮能力を付けさせるということにもつながったのである。

(二) 寛政七年の小金原鹿狩

吉宗の狩猟に対する取り組みは後世に受け継がれたのであろうか。本論でそれを論じ切ることにはできないが、寛政七年（一七九五）三月五日に実施された小金原鹿狩を取り上げて、その解答の一つとしたい。

寛政七年（一七九五）三月五日に実施された小金原鹿狩は、享保十一年以来の小金原鹿狩であるが、本来であればすでに実施されていたはずであった。すなわち、松平定信が老中であった頃の寛政三年七月二十四日にその実施の仰出が出されているのである（『大狩盛典』十二）。高見澤美紀氏は小金原鹿狩を計画した定信の意図について、「享保期への復古・文武奨励・農政への配慮」、さらには「幕臣団の再掌握」をねらったものとしている。⁵⁷ 定信の武芸奨励全般に関しての評価であれば首肯できるところではあるが、そのみでは後述するような勢子運用の変化——より効率的な運用方法が求められたということである——についての説明にはなり得まい。高見澤氏の挙げるもののほかに、軍事訓練としての小金原鹿狩に注目

したということも理由としてあったと思われる。

寛政元年（一七八九）、アイヌ人が蜂起するという事件が起こった（クナシリ・メナシの戦い）。この事件自体は松前藩によって鎮圧されたわけであるが、幕府は事件を重大視した。蜂起の背景に南下の気配を見せていたロシアがいるのではないかと恐れたのである。

それは北方の守りをいかにするかという問題にも及ぶものであり、同年定信は幕臣最上徳内を蝦夷地に派遣してその防備の検討を開始している。また江戸湾の防備も定信をはじめとする幕閣の検討課題であって、寛政五年（一七九三）三月から四月にかけて、定信は自ら相模・伊豆湾岸の巡視に出ている。⁵⁸ 寛政の小金原鹿狩とはこのような状況下で企画されたものであり、そこに軍事訓練としての小金原鹿狩を見出すのは容易であろうと考える。

小金原鹿狩は寛政五年七月、定信が將軍補佐・勝手掛老中から罷免されたことで頓挫するものの、老中松平信明、若年寄立花種周によつて再び計画された。寛政六年五月二十九日の兩名の仰渡によれば「諸事享保十一年の通相心得可申」とあり（『大狩盛典』十二）、享保十一年の小金原鹿狩を範としたものであるということになる。しかし、勢子の規模やその運用を検討した場合、享保十一年の小金原鹿狩とは異なる点がある。第一に挙げられるのは小金原鹿狩に動員された百姓勢子の規模である。享保十年・十一年の小金原鹿狩において立切勢子を勤めた百姓はおよそ一万人。これに対し、寛政七

年の小金原鹿狩にあつては七万人を超えるすさまじい規模の動員がなされているのである。⁸⁹⁾

このような百姓勢子の大幅な増加に比べれば、幕臣による勢子には目立った増加は見られない。しかしながら、その運用方法、特に駈騎馬・三番方歩行勢子については享保期の小金原鹿狩に比して明らかに高度な運用が実現しており、鹿狩の有する軍事訓練としての性格をさらに強めたものとなっている。

さて、図4は同年の小金原鹿狩を描いた絵図『寛政小金御狩場縄張間数絵図』（『大狩盛典』所収）より作成したものである。一見してまずその違いがわかるのは、網、立切勢子、歩行勢子の配置場所が享保十一年の小金原鹿狩と反対になっている点であろう。御立場（図4の1）から右に伸びた網（図4の2）は三七〇間（六六メートル）、享保十一年の小金原鹿狩の網は四五〇間（八一〇メートル）であったから、百メートル以上短くなっている。また、御立場左手には一六九間（約三〇四メートル）の竹矢来が設けられている（図4の3）。これらについてはどのような意味があるのかは不明であるが、享保十一年の配置では何らかの不都合があったのであろうか。一方、駈騎馬の配置はそのままである（図4の4、5）。また、底本とした絵図に描かれていなかったため、図4もそれに従っているが、当然のことながら追懸騎馬は存在する。同年の鹿狩に関する他の絵図から鑑みるに、御立場とは反対側、すなわち御向勢子（図4の

14）の前後左右で馬を駆り、獲物を追い詰めていったと思われる。御立場前には享保の小金原鹿狩同様に、騎射場を示す松が四本植えられている。当日の騎射動を命じられているのは書院番番士四名、小性組番士三名、新番番士一名、大番番士一名、小姓一名、小納戸一名である（『大狩盛典』九十四）。これら十一名の騎射衆は鹿狩の最中に騎射場においてその腕前を披露することとなる。なお、図4に示した幕臣の勢子の周りには百姓勢子の包囲網が敷かれている。

鹿狩の開始は御立場より五十目筒の空砲を一発ずつ二度放ち、次いで五発の釣瓶打である。この点は享保の小金原鹿狩と同様であるが、寛政期にあつてはさらに五十目筒の空砲を二発、これは百姓勢子に対する合図である。この合図は鹿狩中、三度あつたという（『大狩盛典』九十）。合図に従って百姓勢子は包囲網を狭めていったものと考えられる。龐大な百姓勢子を円滑に運用するには、こうした段階を踏んだ指示を出す必要があつたのであろう。

こうして始まった寛政の小金原鹿狩であるが、各所に配置された幕臣の勢子はどのような働きを見せたのか。本論ですべてを網羅することはできないが、享保の小金原鹿狩と比して変化の目立つ駈騎馬・三番方歩行勢子の運用について、以下、検討する。

① 駈騎馬の運用

寛政の小金原鹿狩においては、小性組三組（図4の4）、書院番

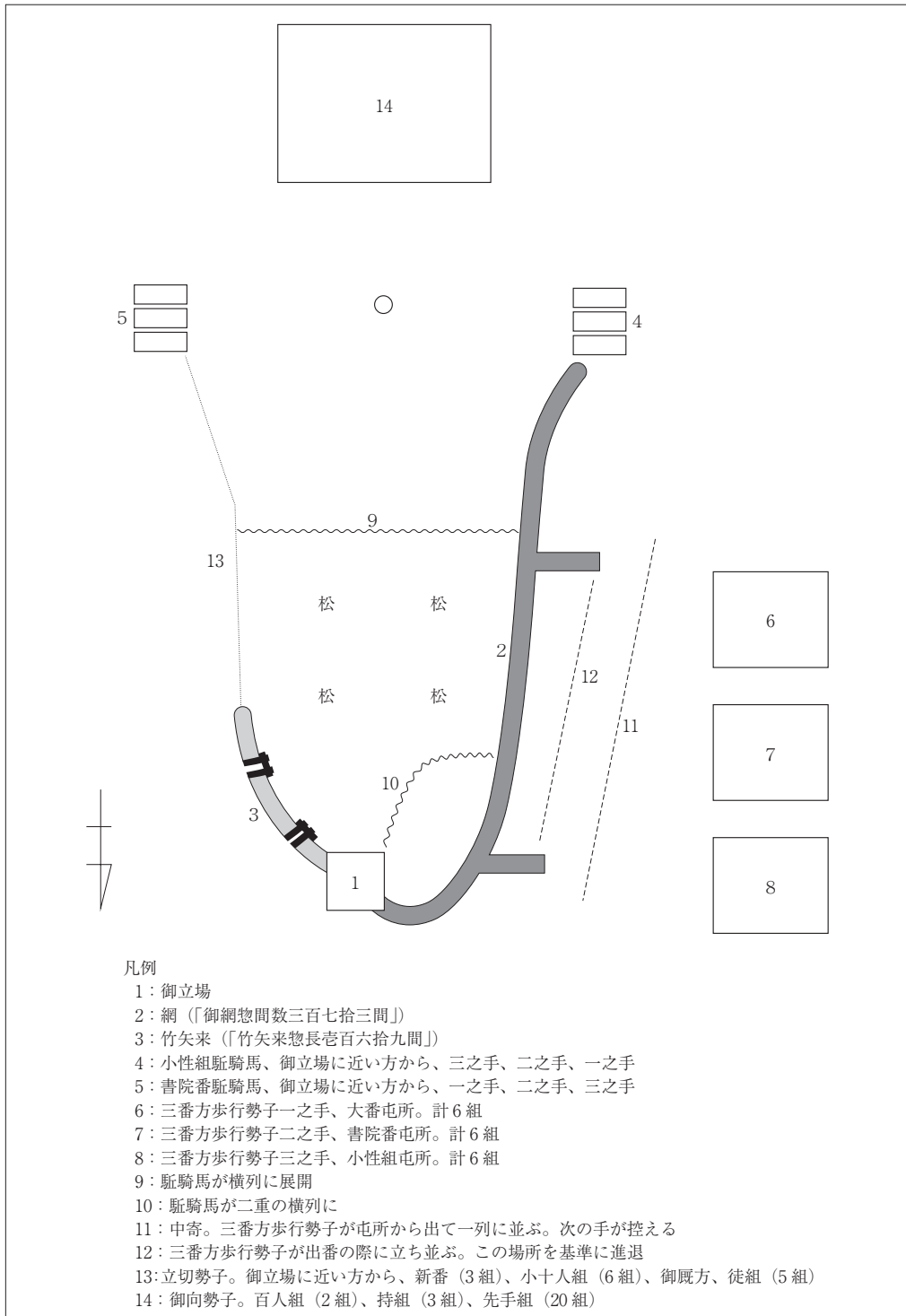


図4 寛政7年の小金原鹿狩

出典：『寛政小金御狩場繩張間数絵図』（『大狩盛典』所収）より作成した。

三組(図4の5)がそれぞれ左右の駈騎馬を担当している。各組からは二十名程度の番士が駈騎馬として鹿狩に参加しているのでおよそ二〇名の番士が駈騎馬を勤めていることになる。規模としては享保の小金原鹿狩と大差ないが(享保の小金原鹿狩における駈騎馬の方が若干名多い)、その運用面には大きな違いがある。寛政七年正月に小納戸頭取より駈騎馬の面々に出された指示によれば、左右六手の連携した勢子運用が見て取れるのである。

鹿が出る様子を判断し、御立場から白布が一字に振られるのが駈騎馬開始の合図である。この合図を受けた駈騎馬は左右一之手から一行に乗り出して、目印の鷹(図4中央の○印)まで進む。三之手の拍子木に従って御立場の方に前進し、騎射場の松から二十間(三十六メートル)のところまで横列に展開する(図4の9)。網の内にいる鹿の様子から判断を下して、番頭の合図(鷹)で小性組駈騎馬・書院番駈騎馬は左右に分かれて元の立場に戻る。御立場で白布が一字に振られるたびにこれを繰り返す。元の場所に引き上げる途中であっても鹿が網に入ってきた際には再び図4の9で横列を形成する。この間、御立場前では騎射が行われているのであるが、御立場で白布が右回りに振られると、それは騎射の終了の合図である。この後は御立場からの合図はないので、(番頭が)鹿が網の内に入るのを見計らい、六組は再び目印の鷹(○印)に集合し、拍子木に従って前進し(再び横列を形成しているものと思われる)、網の狭く

なったところまで鹿を追い、馬を留めることなく六十人ずつ二重の横列を作り、御立場脇の網にまで鹿を追い詰めて乗り留める(図4の10)。さらに前列の六十人から三十人ずつ入れ替わりに鹿を突き留めていく。包囲した鹿をすべて突き留めた後、書院番駈騎馬・小性組駈騎馬、それぞれ三行の縦列を作り、互いに確認し合いながら揃って元の場所に戻る。鹿が再度網に入っていた際には再びこれを繰り返す。元の場所に戻る途中で鹿が入ってきた場合はそこから引き返し包囲する^②。

以上が寛政期における駈騎馬の運用である。横列に展開し、さらには二重の横列に変化して鹿を追い詰めるという運用は、駈騎馬六手に配属されている番士の馬術に相応のものが要求される上、日頃の訓練が必要であることは言うまでもない。享保十年の小金原鹿狩にあつては、鹿が多数網に入ったのを見た吉宗が左右の駈騎馬すべてに対して突撃を命じたところ、『御狩日記』にある通り、入り乱れるという結果になってしまった。このことを鑑みれば、寛政の小金原鹿狩における駈騎馬の水準は相当に高いということになる。

②三番方歩行勢子の運用

三番方歩行勢子については、一之手が大番(図4の6)、二之手が書院番(図4の7)、三之手が小性組(図4の8)という享保の小金原鹿狩の枠組みを踏襲し、基本的な動作も享保十一年の小金原鹿

狩と同様であるが、変化したところもある。享保十一年の小金原鹿狩では、三番方歩行勢子の始動の合図が法螺貝と白魔であるのに対し、寛政の小金原鹿狩にあつては法螺貝のみの合図である。このような差異は些細なものであるが、以下、寛政七年正月に小納戸頭取から三番方に出された指示を元に、三番方歩行勢子の働きを時系列で追ひ、享保の小金原鹿狩との違いを明らかにしてみよう。

歩行勢子開始の合図である御立場からの法螺貝に従つて、大番頭は三ツ拍子の太鼓を打ち、屯所から配下の番士が出払うまで打ち続ける。屯所から出た大番歩行勢子は中寄、絵図によれば網からの距離五十五間（九十九メートル）のところで一文字に並ぶ（図4の11）。御立場で白魔が振られるのに従つて、網から十五間（二十七メートル）のところまで詰め寄せる（図4の12）。この場所には目印として「芝切」が置かれている。網が開かれ、鹿が網の内から追い出されるのは大番（あるいは書院番・小性組）が図4の12に立ち並んだ時であろう。番士は基本的に図4の12を基準として動くことになる。各組の番士はあらかじめ五人ずつの組に分けられており、この五人が立ち並んだところから網までが五人の持場となっている。網の内から鹿が追い出されると、五人は図4の12から進み出て鹿を突き留めるが、それは持場内のこととなっており、他の五人の持場に鹿が逃げた際には鹿が逃げた先を持場とする五人が鹿を突き留める。最初の五人は元の場所（図4の12）に戻り、再度鹿がやってくるのに

備える。他の五人の持場を荒らしてまで鹿を突き留めてはいけない。ただし、状況によっては総掛かりが命じられることもある。大番が図4の12にまで進んだのを見計らい、二之手である書院番がやはり三ツ拍子の太鼓で屯所より出て、中寄（図4の11）のところに立ち並ぶ。御立場からの白魔の合図に従つて大番は屯所に引き取り、図4の12に立つのは二之手である書院番となる。書院番の図4の12への前進に従つて三之手である小性組が中寄（図4の11）に立ち並ぶ⁽⁶⁾。一之手から二之手、三之手と順繰りに前に出るという基本的な運用は享保期の小金原鹿狩にも見られたところであるが、こと鹿を突き留める段においては、両者の間には大きな差があるといえる。一文字に立ち並び、網際まで押し寄せて鹿を突き留めるといふ享保の三番方歩行勢子に比して、寛政の三番方歩行勢子はさらに組織的な動きを指示されているということになる。

以上、不十分ではあるが寛政七年の小金原鹿狩における勢子運用について検討を進めた。寛政の小金原鹿狩にあつては、勢子の編成など、枠組みこそ享保の小金原鹿狩を踏襲しているといえようが、その勢子運用の水準としては明らかに享保の小金原鹿狩を上回るものである。同年の小金原鹿狩は、繰り返しされる異国船の来航など、内外の緊張の高まる中で実施された嘉永二年（一八四九）の小金原鹿狩に、ほぼそのままの形で受け継がれている。すなわち小金原鹿

狩は寛政七年に「完成した」といえようが、このような成果をもたらしたものは何か。直接的には小金原鹿狩の実施前に度々繰り返し返された勢子訓練によるものである。しかし、それだけであるのか。

一において、享保二年の鷹狩復興の際、廃絶前の勢子運用の方法を知っている者を探すことすら困難であったことを取り上げた。吉宗はそのような状況から狩猟を繰り返し試行錯誤を積み重ね、その結果として小金原鹿狩を実現させたのである。小金原鹿狩こそ実施されなかったものの、狩猟自体は家重（九代将軍、在職一七四五～一七六〇）、家治（十代将軍、在職一七六〇～一七八六）も実施していたということ鑑みるならば、寛政の小金原鹿狩とは、吉宗以来の狩猟の経験が受け継がれた末に実現したものといえる。吉宗の狩猟への取り組みとその成果は、後世に受け継がれたのである。

おわりに

以上、徳川吉宗による狩猟、特に小金原鹿狩について、勢子運用の面から分析を進めた。従来の吉宗の狩猟についての評価にあつては、鷹狩の復興と鹿狩の実施という二つの事例を並列するのみであり、勢子を知る幕臣を確保することすら難しかったという当初の段階からいかに発展していったかを抜きにして語られてきた。しかし、本論で明らかにした通り、千人を超える勢子、歩行勢子・騎馬勢子

を組み合わせた高度な勢子運用——それは高度な軍事演習でもある——に至るまでには一つひとつの狩猟の積み重ねが存在したのである。

勢子運用についての試行錯誤は、本論においては度々強調するところであるが、それは吉宗に対する称揚をもくろむのではなない。四で取り上げた通り、寛政（・嘉永）の小金原鹿狩における勢子運用は享保の小金原鹿狩における勢子運用以上に組織化されたものであった。しかしそうした勢子運用は明らかに享保の小金原鹿狩における勢子運用を基礎としたものであり、水準こそ享保の小金原鹿狩の勢子運用を上回っているものの、同種の勢子運用であるといつてよい。そしてそれは一方で、享保の小金原鹿狩、突き詰めれば吉宗の狩猟に対する試行錯誤がなければ実現の難しい勢子運用でもあった。寛政期であれ嘉永期であれ、小金原鹿狩を実施するにあたって、仮に吉宗による成果がなかったとするならば、享保二年五月十一日の鷹狩のごとき水準から取り組みを始めねばならなかったということになる。軍事的色彩の強い鹿狩は、有効な軍事訓練を必要とする時代にこそ、その真価が発揮されるべきものでありながら、その実施には幾多の試行錯誤が求められる。吉宗が狩猟に関する試行錯誤を引き受け、その成果が軍事訓練を必要とする後世の鹿狩の土台となったという点を鑑みるならば、吉宗の狩猟への取り組みは歴史的な意義を有しているのである。

さらに、旗本家臣の排除についても、一考を要するものと考えられる。幕府の軍制にあつては、旗本はそれぞれが召し抱えた家人を伴つて戦地に赴き、ともに戦うことになっている。五番方とは直臣である旗本（および番頭に附属する与力や同心）のみで構成されたものではなく、旗本それぞれに附属する家臣を含めた組織なのである。軍事色の強い小金原鹿狩にあつて、本来であれば、勢子を勤める番士の傍らにはそれぞれ供の者がいて然るべきであるはずが、勢子は幕臣と百姓のみで構成され、旗本家の家臣は勢子に関わりを持たなかつた。軍役に基づく伝統的な軍事体系を超えた姿が出現したといえる。吉宗の意図が何であつたかは不明であるが、少なくとも、このような吉宗時代の新たな試みが後世の幕閣に何らかの示唆を与え、旗本家臣を直臣化しすべての兵員を幕府が直接指揮下に置くという幕末の軍制改革に何らかの影響を与えたということが推察されるのである。

以上で本論を締めくくろうと考えるが、二点、今後の課題を挙げておきたい。

第一に、武芸上覧と狩猟との関係である。本論にあつては、特に騎馬勢子運用の発展には大きな紙面を割いた。本論では、繰り返し返される狩猟での経験がその発展に結びついたとしたが、吉宗期にあつて度々実施された、五番方番士を対象とする弓馬上覧の影響も考える必要がある。すなわち集団的な運用が狩猟によって培われるとす

るならば、個々人の技量は弓馬上覧を通じて高められたと考えられるのである。狩猟と武芸上覧が補完関係にあつたという観点の下、武芸上覧の影響もあわせて進めていきたいと考えている。

第二に、小金原鹿狩の全国的な伝播である。本論においては、享保の小金原鹿狩が後世に受け継がれたということは論じたが、それはあくまで幕府内に限られる。全国の諸藩は、幕府内で実施された小金原鹿狩をどのように捉えたのか。この点については、現状では指摘する以上の材料を持たないが、一点、地方への伝播を考える一助となる史料を提示したい。

国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」で検索したところ、小金原鹿狩に関する史料は全国で所蔵されている模様である。これらは軍事訓練の必要性の増した寛政・嘉永の小金原鹿狩に関わる史料であることが多い。しかしながら、必ずしもそればかりではない。図5は小金原鹿狩の様子を描いた木版画である（「小金原鹿御猪狩全図」、甲賀市水口図書館所蔵）。この木版画がどの小金原鹿狩を描いたものであるのか、それを明示する文言はない。しかしながら、御立場の左手に三番方歩行勢子が描かれているという点からは寛政・嘉永の小金原鹿狩ではないということができ、周囲に記載されている文章に「騎馬世話人、五人ツ、御使番致候」とあることから、使番五人が「騎馬世話人」（騎馬勢子の指揮）を勤めた享保十一年の小金原鹿狩と判断することが可能である。水口図書館にこ



図5 「小金原御猪狩全図」
(甲賀市水口図書館所蔵)

の木版画が所蔵されるに至った経緯は不明であるが、広く衆人に周知させることが可能な木版画に享保十一年の小金原鹿狩が描かれたということは、当時の人々にとって小金原鹿狩が享保の段階から大きな関心を持って受け止められたと考えられるのである。他所の関係史料については今後の調査を進めていく所存である。

注

- (1) 黒板勝美・国史大系編集会編集『徳川実紀』(八)、吉川弘文館、一九七六年。黒板勝美・国史大系編集会編集『徳川実紀』(九)、吉川弘文館、一九七六年。
- (2) 同右、『徳川実紀』(九)。
- (3) 同右、二六七頁。
- (4) 徳富猪一郎『近世日本国民史』(二十一、吉宗時代)、近世日本国民史刊行会、一九五四年、七三〇～七八頁・二九六～三〇四頁。
- (5) 大庭脩『江戸時代の日中秘話』東方書店、一九八〇年、一九〇～一九三頁／同『解題』、大庭脩『享保時代の日中関係資料』(二、朱子三兄弟集)、関西大学出版部、一九九五年、七〇三～七四七頁／同『徳川吉宗と康熙帝——鎖国化での日中交流』大修館書店、一九九九年、二五二～二六〇頁／今村英明『徳川吉宗と洋学(その一、軍事・工学)』——オランダ商館史料を通して『洋学史研究』(十九、二〇〇二年、一〇～四六頁／魚住孝至『一八世紀における武術文化の再編成——社会的背景とその影響』笠谷和比古編集『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、二〇一一年、三六七～三九二頁／郡司健『享保期の異国船対策と長州藩における大砲技術の継承——江戸中期の大砲技術の展開』笠谷和比古編集『一八世紀日本

- の文化状況と国際環境」思文閣出版、二〇一一年、三九三～四一五頁。
- (6) 小山松吉「日本弓道概論」長坂金雄編集『弓道講座』(一)、雄山閣出版、初版一九四一年・復刻一九九四年、四六頁、五〇～五一頁／斎藤直芳「日本弓道史」長坂金雄編集『弓道講座』(二)、雄山閣出版、初版一九四一年・復刻一九九四年、二八七～二八八頁／「騎射の伝統」石岡久雄ほか編集『日本武道大系』(四、弓術)、同朋社出版、一九八二年、四二九～四三四頁／「小笠原流」石岡久雄ほか編集『日本武道大系』(四、弓術)、同朋社出版、一九八二年、五～九頁／入江康平「徳川吉宗の武芸奨励」二木謙一ほか編集『日本史小百科』(武道)、東京堂出版、一九九四年、一一二～一一三頁／石川久夫「近世日本弓術の発展」玉川大学出版部、一九九三年、一五八～一五九頁。
- (7) 今村嘉雄「十九世紀に於ける日本体育の研究」第一書房、一九八九年、二六三～三三三頁。
- (8) 菊本智之「近世中期の為政者の武芸思想に関する一考察——徳川吉宗と武芸の関わりを中心に」『スポーツサイエンス』(一一)、二〇〇六年、三一～四六頁。
- (9) 拙著「惣領番入制度、その成立と意義——吉宗期の武芸奨励と関連して」『日本研究』(四十五)、二〇一二年、五一～一三三頁／同「惣領番入制度と五番方——吉宗期の事例を中心に」『日本研究』(四十六)、二〇一二年、四五～九九頁。
- 筆者はこのような問題関心の下、惣領番入制度そうりょうばんにんせいどについて、右二本の論考を発表した。同制度は享保九年(一七二四)、吉宗によって創始された制度である。同制度は旗本の惣領(跡取り)を、五番方(書院番、小性組、大番新番、小十人組、兵員が旗本で構成された幕府の主力部隊)の番士(兵員)として番入させる(召し出す)というものである。本来、惣領はそれぞれそれぞれの家の当主になった後で番士となる。しかし、同制度を活用すれば当主に当主になる前に番士となることが可能であり、収入・昇進の面で有利であった。
- ただし、同制度を通じて番士となるには、事前に課される武芸の試験(武芸吟味)を勝ち抜く必要があった。旗本家の惣領は同制度の恩恵を獲得するため、武芸に励み、武芸吟味に備えたのである。すなわち、武芸に励むということに制度的な恩恵を保証する武芸奨励であった。しかしながら、同制度による武芸の奨励には限界があった。すなわち、同制度の対象が番入をしていない旗本家の惣領であるがゆえに、番入後の武芸出精を保証するものではないということである。「番士の心得方を、狂歌に作りたる」「番衆狂歌」(作者・作成年代不明)に「御奉公願の内ハ稽古する御番入して止る不届」との一首がある。おそらくは惣領番入制度を通じて番入した者のみならず、当主となつてから番入した者への警句(あるいは皮肉)でもあろうが、いずれにせよ、幕臣に武芸を奨励するには惣領番入制度のみでは不足であるということはよくわかる。番士に対しては別の武芸奨励が必要であり、狩猟もその一つとして数えられよう。
- (10) 村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、一九八五年、七五～七七頁／大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年、一〇〇～一二三頁／根崎光男『將軍の鷹狩』同成社、一九九九年、八二～一一〇頁／同『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、二九二～三四八頁／岡崎寛徳『鷹と將軍——徳川社会の贈答システム』講談社、二〇〇九年、一三六～一五二頁。
- (11) この傾向は武道学においても同様であり、吉宗の狩猟を武芸奨励の一環として捉えた上で、そこにいかなる評価を加えるのかという観点において、管見の限り、それを充たす研究は見当たらない。
- (12) 高見澤美紀「享保改革期における將軍狩猟と旗本政策——享保一〇年小金原鹿狩の検討から」『千葉史学』(三十一)、一九九七年、二五～四二頁。
- (13) また、高見澤氏は享保十年の小金原鹿狩において騎馬勢子として参加した両番番士の昇進について論及し、不参加であった番士よりも昇進の度合いが強いとしているが、後段で述べる通り、享保十年の小金原鹿狩は翌年

の小金原鹿狩のための「御試」であり、そのような位置付けである鹿狩への参加が昇進に結びついたとは考えにくい。昇進と騎馬勢子参加の関係性に言及するのであれば、騎馬勢子参加者の石高や家柄も視野に入れた上で、石高や家柄に左右されない「騎馬勢子参加型昇進モデル」を提唱すべきではないか。

(14) 『国史大事典』内の「しよいんばん 書院番組」、「こしようぐみ 小性組」、「おおばんぐみ 大番組」、「しんばんぐみ 新番組」、「こじゆうにんぐみ 小十人組」の項より。

(15) 享保十一年の小金原鹿狩実施に至るまでの吉宗による狩猟の一覧を別表として末尾に附した。適宜参照されたい。

(16) 前掲(2)、二六九～二七〇頁。

(17) 前掲(1)、享保二年七月二十三日の条。

(18) 南和男「江戸幕府御徒組について」『日本歴史』(二二四)、一九六六年、二五～五〇頁。

(19) 『御徒方万年記』、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』(六十九)、汲古書院、一九八七年。

(20) 同右、享保二年二月二十五日の条
大佐渡守殿被 仰聞候者、雲雀鷹・鶴鷹・白鳥鷹之節勢子勤方之儀、同役中江申達、御徒古者共之内ニ存候者も可有之候間、承合書付仕差出候様^ニ与被仰聞候。

(21) 同右、享保元年三月三日の条

雲雀鷹・鶴鷹之節相勤候者無御座候、白鳥勢子助取相勤候者御座候、右之段書付去ル廿九日佐渡守殿江差出候処、佐渡守殿被仰聞候ハ、組之内雲雀鷹・鶴鷹之節相勤候者無之段御承知被成候、父相勤候^而外ニ罷在、又者隠居なといたし存候者有之候歟、父親類^ナと相勤、又者様子承伝書面いたし置候事可有之候、雲雀鷹・鶴鷹、久敷儀にて^茂無之候
嚴有院殿様 御代に^茂有之候間、其身勤不申候^而も、右之通父・親類相勤、

書面いたし置候^表可有之候間、とくと承合、書出候様、御同役中江申達候様ニと被仰聞候

(22) 『御小性組方例書私録』「遠御成之部」

享保二丁酉年五月七日

一、大久保佐渡守殿御渡候由^ニて、御目付稲葉多宮為見候書付、御書院番頭・御小性組番頭、御成・還御共忝人立、御供仕候筈、此段可申談事

一、右多宮為見候御書付之趣、難心得^ニ付佐渡守殿江相窺候処、左之通被仰渡候

一、御鷹野之節、両番頭之内、御成・還御とも申合、忝人^者 御先隅田川木母字辺迄罷越、還御之御供可仕候、両番頭之内御供仕候得^者、御用弁候間、其辺可申合と被 仰聞候事

此以後、御鷹野之節、両番頭忝人^者
御成御供、忝人^者

還御之御供相勤候、尤御書院方御小性組方代々右之通相勤候事

※『御小性組方例書私録』は七代將軍徳川家継(在職一七一三～一七一六)から十代將軍徳川家治(在職一七六〇～一七八六)の期間における小性組に対する各種法令、あるいは小性組の運営に関わる申し合わせ事項などを内容別・年代別に記録したものである。同書は成立年代・作者ともに不明であるが、成立年代については地の文で家治期を「当御代」と書いていることから、家治期に成立したものと考えられる。また、内容が小性組番頭としての立場からまとめられている点から、作者は家治期に小性組番頭にあつた者と推察される。国立公文書館所蔵。

(23) 同右。

(24) 同右。

同月九日

一、大久保佐渡守殿、兩番頭詰番江被仰聞候者、御鷹野

御成之節、御先懸放シ候所御座候間、御供之立前見合可申候、御徒・

小十人杯と混雜可致候得共、夫共無構相立可申候

御目通遠くも御座候間、何及不及平伏立候而可罷出候、尤 御先^三御

差図可被成候へとも、兼而相心得可被在之、若御鷹杯それ候ハ、

御番衆其外心掛可申候、乍去急度見届候事^二者無之候、委細^三者稻葉民也・

仙波七郎左衛門^三承合可申候旨被 仰候

(25) 前掲(一)、享保二年五月十三日の条

少老大久保佐渡守常春去年より鷹鶴の事つかさどりしが。こたびはじめ
て放鷹の御遊ありしをもて。時服三襲たまはり褒せらる。且この後御鷹
狩には常供奉たるべしと命ぜらる。小納戸にて其事つかさどりし桑山内
匠頭盛政。松下専助当恒金二枚をたまふ。鷹師頭戸田五助勝房にも時服
二。羽織一をたまふ。

(26) 伊勢貞丈『貞丈雜記』今泉定介編集『故実叢書』(二)、吉川弘文館、
一九二八年、四九二頁。

(27) 『教令類纂』二集七十三「武術之部」内閣文庫所藏史籍叢刊(二十二)、
汲古書院、一九八二年。

(28) 『享保遠御成之記』享保四年三月一日の条

一、「前略」御差図有之、御貝吹、御徒組勢子人数寄七参候、其節御貝三
度吹、小十人組人数寄七候、其節御貝二度吹、其行列^三 御前之方江段々
寄七候、小十人組・御徒共々組々江印を立ル、御小人持之、段々勢子
御立場之方江寄七申候「以下略」

(29) 同右、享保六年三月二十五日の条

一、「前略」御徒頭牧野新平・長田三右衛門・松波甚兵衛三組江、赤白之
御目印相渡、右之方之組^者赤、左之方之組^者白と申様ニ相定、赤白之御
目印御前^三振候ハ、右之方勢子追詰可申候、白キ御目印 御前^三振
候ハ、踏留可申候、御前之方御目印振止シ節^者横ニ成候間、御目印振ら

れ候節^者、御答^三白^三も赤^三も御目印振合候^而、勢子追詰可申旨、御徒
頭三人江松下専助被申談候

(30) 同右。

一、橋場之方、百姓勢子百人、御鳥見三人、伊奈半左衛門家来三人、場
所相詰居、御成前五ツ之鐘承候^而、大川畑迄追詰させ、元之所^二引
居候、白鳥池之方^者六町計、先令百姓勢子三百人、御鳥見拾人、伊
奈半左衛門家来五人、白鳥池之向通り迄、相図之御貝之音聞^江次第、
勢子之者声ヲ合、追詰させ可申候、御貝三度相聞^江、右之通ニ追セ申候
「以下略」

(31) 前掲(22)「弓馬并水稽古之事」。

一、馬勢子乗双、雉落候節、拍子木^ニて乗出、雉子追立、馬之頭 御前
之方^江立置拍子木合候ハ、其俣引返し、元之所^江乗双、馬立可申候、
幾度も同前之事、馬立所芝^三つくりの筋有之候間、つくりのすしを
前にして立可申候

(32) 同右。

一、雉子御立場を背き、二町も脇へ落有之候ハ、横扇之相図^ニて、右
之方^者専助鼻馬^ニて乗出し候間、其節^者一行^二段々乗出、専助馬をとめ
候処^ニて、何も馬を立、御前之方^江雉子追立遣申、尤乗切輪乗^二候間、
順々早馬^ニ可致候、尤左り之方^江雉子落候ハ、三十郎・専助之通可
被致候事

但雉子追立候ハ、拍子木^ニて銘々順々段々一行乗、元之立場^江馬
返し申候、且又早馬之節^者、騎馬合見やらせ、早キ馬ハ先乗之馬
を見合、乗越不申候様いたし、遅キ馬^者随分跡より馬つかへ^(マヤ)しや
う、早く乗可申候、尤遅候ハ、跡^二声かけ早く被乗候やう可申事

(33) 『柳營日次記』享保七年三月十八日の条

一、小十人組・御徒方御定書
一、御鷹場^而、貝二声小十人、同三声御徒方、赤庵振候時、押出シ、白

鷹振候時踏留

一、小十人方者御鷹場へ御相図之時、同音に高ク一声かけ鎮押出し、御山御立場片通踏留、尤押候内者声かけ不申、鳥出候近所へ四五人声かけ追懸可申候、一同にハ声かけ不申候事

一、鳥捕、直持参可申候、其組之頭付候ニ不及、人々之姓名紙札ニ書付可申候事

一、御供方押出し候より踏留迄音なく、鳥出候近所へ四五人程声かけ可申候、踏留り候後、押詰候様ニ御差図有之時、一同声高クかけ、鎮押出し詰可申候、雉子随分損シ不申候様ニ捕可申候

〔以下略〕

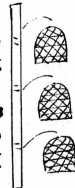
(34) 前掲(28) 享保七年三月十八日の条

壹番之印 白白白 貳番印 赤 三番印 青

四番印 白 五番印 赤 六番印 青 七番印 赤

八番印 白 九番 白赤白 拾番印 赤赤赤

右印



如此之様子ニ籠ヲ紙ニ張ル

(35) 前掲(22)、「弓馬并水稽古之事」。

同八癸卯年八月十二日

一、大久保佐渡守御渡被成候御書付

見出し

兩番頭江

来月中旬、鶉御鷹野有之候付、兩番騎馬勢子入候間、一組より五

人宛、都合九拾五人一帳ニ書立可被 出候、兩番より余慶別紙ニ十人可書出候、且又右之節、兩組頭之内、騎馬勢子可相勤人可被書出候 八月

(36) 前掲(1)、享保八年三月二十二日の条

駒場野に猪狩あり。猪十八頭をかり得たまふ。御みずから猪。兎各一頭をつきとめらる。戸田山城守忠真陪従して猪一頭を得たり。兩番の頭。組頭。及び番士みな騎馬して駆馳す。徒頭四人もこれに同じ。供奉の少老大久保佐渡守常春に。御みづから猪をうち獲られし銃丸をたまふ。

(37) 前掲(12)。

(38) 前掲(22)、「遠御成之部」。

同八癸卯年三月十六日。

一、大久保佐渡守殿口上ニて兩番頭詰番江被仰聞候者、御猪狩之節、番頭中御供望之もの、大勢ハ不相成候、三四人罷出可申候、尤御番差合不申候様ニ可致候、右罷出候姓名并組々今も若キ面々望之分者、勝手次第可罷出候、尤右名寄も可書出旨被仰聞候事

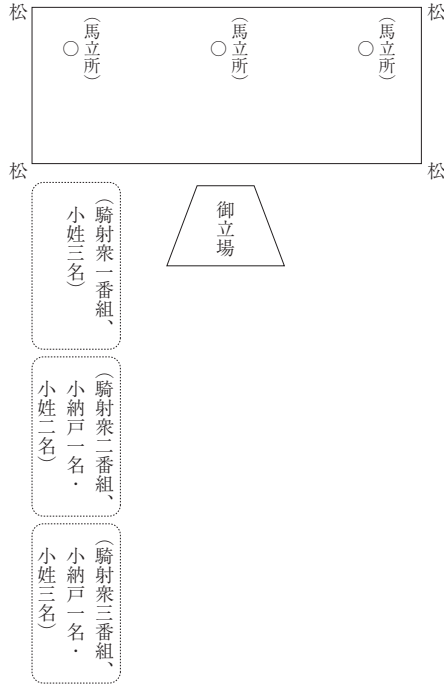
一、騎馬勢子相勤候者、於御場竹鍵并采幣可相渡候間、左様相心得、鍵ニて鹿を突留候様ニとの事ニ候間、右馬も物おち無キを心かけ乗候やうニと、御目付稲葉多宮被申聞候事

(39) 松戸市誌編さん委員会編『松戸市史』(中)、松戸市役所、一九七八年、三二七～三四七頁。

(40) 前掲(12)。

(41) 『御狩日記』(一)。

享保乙巳春の正月の末ツ頃 仰出されたりけるハ、来年春に至りて下総国小金原におて御鹿狩可被遊、且ハ 御試のためなれば、先彼地におて当春 御狩有へき旨被 仰出、依之御小納戸役之内、松下専助・佐野伊右衛門・土岐八左衛門・浦上弥五左衛門、右四人を以御鹿狩御用頭取に被 仰付、諸事頭取より可相定の旨なり



(42) 同右。

諸役人并二兩御番之面々馬上^二鹿突留申度輩ハ可申上之由、頭取四人奉り、大久保佐渡守^{江若年}達し、夫々諸役人并二兩御番頭^江被申渡候^而、各書附差上られ候、其後馬達者^二追懸騎馬可相勤器量に当り候者撰出すべきのよし、頭取四人亦奉りにて、御鹿狩御当日出勤之兩御番の番頭同しく組頭、御本丸并二之、御丸兩御番之内、騎馬健勤願之面々を率ひて^{騎馬}め願大勢有之候内、馬達者^二相見^へ候計、兩御番之番頭^{組頭}中提出候^而、田安広芝^へ可被差出候^而、則彼地におゐて駆二篇宛并二馬上之鐘之体、頭取四人検分を遂げ、其甲乙を吟味之上、追懸騎馬の人数相定り候、^一之御丸御番ハ元合願ハ人数をゆへ検分迄は甲乙の吟味なく、追懸騎馬者出勤被申候、御本丸新御番之内も追懸騎馬出勤之衆ありと云共、新御番ハ初メ御前騎馬出勤之積り候故、此時之検分ハ番出不申候

(43) 同右。

(44) 同右。

(45) 同右(四)。

騎射場之図

(46) 同右。

一、壹番之組合、星付候場^江馬を立、鹿出候ハ、追掛ケ射留可申候、面々請取之場所迄追候ハ、夫々先きへハ不可參候、一へん追通候ハ、直^三馬立所^江立可申、代り之者ハ見合、星付之方へ可被參候、段々一番・二番・三番、順練^二可仕候

(47) 同右(一)。

一、若し壹人計追懸射候時ハ、代り申間敷候、三人とも追懸候ハ、勿論、二人追懸射申候ハ、次之組と入替可申候

(48)

御立場^江貝の声聞へ候を合図として、頭取の面々下知を加へ、列卒の者共或は矢声を立、又ハ御鉄炮の者共其組^くを下知して鉄炮但、玉なしを放ちて、鹿を追出候^{何れも踏留の、列卒分追入たる鹿をハ追懸騎馬を以て先を遮り、後を閉ちて}御立場前^江と追出候

(49)

吉宗期以前、家康・秀忠・家光は各所において度々鹿狩を実施している。史書の類にはそれぞれの鹿狩についての記述が散見されるものの、吉宗期のごとく、勢子の人員・運用方法まで詳細に記録したものは見つけられなかった。この点については今後の課題としたいが、断片的に、勢子に家臣が含まれているということがわかる史料がある。以下、慶長十五年(二六一〇)閏二月の鹿狩(秀忠)と寛永十二年(二六三五)十月八日の鹿狩(家光)を取り上げて、それを検証する。

A 慶長十五年(二六一〇)閏二月の鹿狩

慶長十五年閏二月十日、二代將軍秀忠(在職一六〇五〜一六二三)は三河国田原(現愛知県田原市)において鹿狩を実施するため、駿府を發ち、同十四日に現地に着した。以後、二十四日に現地を出發するまでに断続的に鹿狩を実施している。この鹿狩に動員された勢子については、『台徳院殿御実紀』ほか、種々の史書は三河国・遠江国の諸士およそ二万人と伝えている。さて、同月十七日の鹿狩の最中、刃傷沙汰が勃發した。『台徳院殿

御実紀」(秀忠の年代記) 慶長十五年閏二月十七日の条にはこうある。

永井信濃守尚政が隊下の番士中川八兵衛某。岡部八十郎某と争闘に及ぶ。井伊掃部助直孝左備の隊長なりしが。馬に鞭あて速にはせよ。大竹の杖をふりあげて双方を押分る。其ひまに中川が従者岡部を討しかば。八兵衛某も死を賜ふ。騒動にも狩場の諸士法令を守り。一人も争闘のかたには面をむけし者もなく。隊伍みだれざる事。御所法令のたくひなきさま誠美観なりとて。世以て称賛せりといふ。

事件の概要は右に引用した通りではあるが、例えば「当代記」には岡部・中川が秀忠の近習と書かれているなど、史書により細部に違いがある。ただし、鹿狩の最中に勢子を勤める岡部・中川が喧嘩をし、それが家臣を巻き込んだ刃傷沙汰になったという大筋は共通している。すなわち、吉宗期のごとく、家臣が狩場の外に置かれたとすれば、仮に兩名が喧嘩したとしても家臣がそれを知るのは時間を経ることであり、兩名の喧嘩がそのまま家臣を巻き込んだ刃傷沙汰に発展することはあり得ない。同日の鹿狩において、勢子を勤める幕臣が家臣を引き連れたということが考えられる。

B 寛永十二年(一六三五)十月八日の鹿狩

寛永十二年十月七日、三代將軍家光(在職一六三三～一六五二)は武蔵国板橋(現東京都板橋区)において鹿狩を実施した。勢子は「大猷院殿御実紀」同日の条に「大番士弓鐵炮の輩は勢子の為。昨夜よりまかり」とある通り、大番番士と「弓鐵炮の輩」が勤めた。これに先立ち、同月六日、家光は老中兼小性組番頭の松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋、目付新庄美作守直房・石谷十蔵貞清を現地に派遣した。その目的は、「大猷院殿御実紀」に「勢子立場割渡のため」、「大狩盛典」に「せこ立場応知行高可割渡之旨によつて也」とある通り、勢子を勤める者の知行高に応じて勢子に立つ場所を割り当てるためであった。知行高に応じた割り当てということは、知行高に応じた規模の家臣を狩場まで連れてくるということにほかなるまい。

仮に吉宗期のごとく家臣を狩場から排除したとすれば、知行高がどれだけであろうと、家臣をどれほど引き連れていようと、そのような割り当ては無意味である。また、阿部家の年代記である「公餘録」巻一には同日の鹿狩について、「忠秋公様御家中勢固式百四拾・足輕中間分勢固拾五人」との記述があり、大名家(阿部家は当時三万石)の家臣が鹿狩に動員されていることがわかる。

(49) 高橋典幸ほか『日本軍事史』吉川弘文館、二〇〇六年、二六〇～二八八頁。該当箇所は保谷(熊澤)徹の執筆による。

(50) 前掲(41)、(一)。

左右各三組、一・二・三番之次第を定め、御立場の御招きの白布を振て、合図の有に随て、代々追入候何れも約束の場所にて追留申、然所に鹿の出ること夥敷、候故、諸組入り急る、事なし、五百三百打群へ出きたるに依て、左右の六組入乱れ、打交りて或ハ網へ追入れ、或ハ突留候、但臨時の御下知有に依てとなり、其内、馬上より鏢付るもあり、多ハおり立て鏢付候、追懸騎馬の面々も、初ハ鹿鏢を口附之者に渡し置、一向馬上にてのミ鹿を追候処に、漸く鹿も多く群れ出、四方の列卒に追疲かされ候ゆへ、各鏢を馬上に取て、或ハ突伏、又ハ乗倒候、是又兼面の御下知なり、

(51) 同右。

(52) 同右。

御上茂初より御馬上遊され、御前騎馬教拾騎被 召れ候而、御采幣を打振てかけ引の御下知透間なし此節 御立場に存之候御招、式本共、御鷹匠之者持参仕、御馬乃、其内に 御鎗にて鹿共 御留め被遊候に、何れも只一鏢にて留り候故、御獲夥敷候ひしか共、元分 御突捨に被遊候故、其数ハ不相知候

(53) 前掲(39)、三四七～三五〇頁。

(54) 『御遊獵細記』(三)

弓射ル小十人、十七人

大渡四郎三郎 土屋文右衛門 齋藤半太郎

小林平十郎 美濃部七十郎 建部伊織

関司文助 深沢惣太郎 飯田茂八郎

真方五平二 石井半四郎 井上長三郎

沢四郎左衛門 神尾五郎右衛門 吉田藤蔵

小宮山新八郎

右之分、勢子相勤、弓御用時分ハ弓相勤申候、右勤之間ハ並之立場ニ竹鐘持罷在、弓被 仰付候節、頭老人差添罷有候^前弓相勤候

原因は不明であるが、一名分の脱落がある。

(55) 『大狩盛典』(百三十六)

御当日勤方

一、小金 御立場^江罷越候刻限、夜七ツ時出立、一之印迄立並、御相図

五拾目筒玉なしニツ打、其次五ツ打候を承り、百人組久貝忠右衛門・

舟越五郎右衛門打、御持松田善右衛門・小野次郎右衛門方より打、

其次山川安左衛門・逸見源兵衛段々打、佐々木五郎右衛門組^二而打、

勢子声立、式番杭^江詰申候、夫より御相図吹貫出、又鉄砲百人組よ

り段々打立、五郎右衛門組^二而打仕廻、勢子声^二而三之杭^江詰寄、備立

並申候、夫より鹿参り候得^者、与力・同心竹杖^二而 御立場之方^江追帰

し申候

(56) 『柳營日記』享保十一年三月二十四日の条

一、番頭ハ印西之木戸^二而 御目見、直^二屯所^江罷越、組頭^者組中召連、

御成之屯所^{前次}江相詰、歩行立にて可罷在事、何も竹柄之鎗致持参、御

差図次第御網之際^江一並詰寄セ、一行^二立並、御網内より追出し候

鹿突可申候、其後御相図次第御書院方^者人替り、屯所柄引取可申事

〔中略〕

一、大御番・御書院番・御小性組、替々幾度も御差図次第入替相勤可申

候

『御遊獵細記』(一)

一、歩行立始の相図 白麿

但シ貝吹候已後、此麿をふり候筈、但シ円形ニ振候筈

答、太鼓、組切ニ静ニ打、立場迄一文字に立並、早々打候節ハ網際へ

詰寄、鹿突留可申候、右ハ何篇も同前

『御遊獵細記』(三)

一、屯所^二之内、御成前御番順ニ被並居、御相図次第絵図之通歩行にて御網之外^江相詰、追出候鹿突留可被申候、尤鹿参掛り候ハ、其組切に列を乱し不申、突留可被申候、此以後御小性組働之内、此方へ

御相図次第太鼓可申候間、押出し可被申候、幾篇も右之通可被得其

意候事

〔中略〕

一、御相図之麿相見^江候ハ、森川下総守致差図、御太鼓三拍子打せ可申

候間、最前絵図にて申達候通、屯所^前へ^人人数操出し、御網之外一列^二

立並可申候、右之通立並候上、御網開き鹿追出し候^而、御網しまり

申候、右之御網のしまり申候ヲ相図^二下総守致差図、四拍子ニ御太鼓

はやめ打七候間、御網際へ詰寄セ鹿を突留可被申候、尤此時ハ入乱

候儀も可有之候、擬右之通突候^而、大概済候時分見合、番頭・組頭

切^二可致差図候間、元立候所え人数集まり可申候、但シ纏ハ最前立

置候所ニ其俣差置候事、右之通人数立直り、其後御書院番立並候ハ、

見合候て、小堀備中守以麿可致差図候間、先達^而申達候通絵図一組

〈に立並之順、最前申達候趣に、左ニ書付之通り可被心得候

(57) 高見澤美紀「寛政期における小金御鹿狩と幕臣団」『関東近世史研究』

(四十五)、一九九九年、一〇〇～五五頁。

(58) 前掲(49)、二三三～二三五頁。

(59) 前掲(39)、三五〇～三六〇頁。

(60) 『大狩盛典』(九十)

一、鹿出候様子ニ寄、御立場^而御相図^二白布一文字ニ振候を見請候ハ、

双方^二之手^一の^一行^二乗出し、目印之^一麿^二乗合、三ノ手^一の^一拍子木打合、騎射場四本松より式拾間程手前^二行^三乗留、立切可罷在、御網内鹿の様子を見切、番頭麿を掛、御書院方・御小性組、左右^二乗別れ、立場^一引取、始之通馬立罷在、又白布一文字御相図有之候ハ、何篇も前書同様相心得、尤引候節、鹿入来候ハ、半引返し同断、立切可申候、其後白布御相図右輪^二振候ハ、騎射相済候^一心得、これ^一御相図無之候間、鹿御網^二入様子^一寄、如初目印之^一麿^二乗合、拍子木打直^二拍子木番少し先^一乗、一統乗出し、御網狭く成候所を曲尺^二左右^一の拍子木打合、此所^二不乗留、乍乗^三騎挟^二乗拔、拾六騎ツ、二側^一成、直^二御立場脇網^一乗詰、前之六拾騎^一の三拾騎ツ、入替り、鹿突留可申候、御網^二追詰乗留^一曲尺^一合者、御立場之方先^二乗留可申候、是に随ひ御網之方ハ何^二も格好^一不拘、御網^二乗附、乗留可申事、追留候鹿、皆突留候ハ、御書院番方・御小性組方、三行ツ、^二成、左右^一引別れ、無遅速様双方見合引取、立場^二罷在、又鹿入来様子次第、何篇も右之通進退相働、鹿突留可申候、尤引取候半^二鹿入来候ハ、此所^一乗合、又追詰突留可申候

(61) 同右。

一、始御相図之鉄炮相聞、列卒声立、猪鹿出候様子^二随ひ勢子内^一一盃^二追懸ケ御狩場内^一追込候様可仕候、尤組合限り働追込候計^二無之、鹿之様子次第、^二手余り候様子^一候ハ、式組合^二も三組合^一も落合候^二追込可申候

但、鹿を取巻乗包候儀^一無之事^二、御網内^一追込候計之事^二有之候事

〔中略〕

一、御網内^二鹿多追込候節、駈騎馬乗込、御網内^一立切罷在候共、其立切を洩出候も可有之候間、右様之節、追懸騎馬御網^二居合候^一、駈騎馬を洩候鹿、御網外^二不出候様、獸道之口^一乗切罷在可然候、尤此儀^一

時^二取見計之事^一、強^二規定之儀^一無之候事
〔中略〕

一、追懸騎馬之儀^一始終鹿追込候儀、專^二候得共、品^一寄り御指図可有之候間、鹿鍵之義も用意致百姓為持置可申候

※翻刻史料に付された読点・中黒・傍注などはすべて本論筆者によるものである。また、原則として旧字体は新字体に改めた。

参考文献

笠谷和比古「習俗の法制化」『岩波講座日本通史』(十三)所収、岩波書店、一九九四年／同『徳川吉宗』筑摩書房、一九九五年／大石慎三郎「享保の改革」『日本歴史大系』(三三)、山川出版社、一九八八年／大石学「吉宗と享保の改革」東京堂出版、初版一九九五年・改訂二〇〇一年／同「享保改革と社会変容」『日本の時代史』(十六)、吉川弘文館、二〇〇三年／高整利彦「一八世紀の日本——泰平のなかの転換」『岩波講座日本通史』(十三)、岩波書店、一九九四年／辻達也「享保改革の研究」創文社、一九六三年

付記

本論の投稿後、日文研共同研究会「徳川社会と日本の近代化——一七世紀—一九世紀における日本の文化状況と国際環境」(代表・笠谷和比古)において、吉宗の武芸奨励についての発表を行い、小金原鹿狩をはじめとする吉宗の狩猟も論点の一つとして取り上げた(平成二十六年三月三日)。その際、鷹狩や追鳥狩、鹿狩といった別種の狩猟はそれぞれ分けて考察すべきではないかとの指摘があった。本論にあっても、狩猟の種別ごとの分析はしていない。しかしながら、

本論で論じた通り、鷹狩や追鳥狩が当初は未熟な勢子運用で実施されていたこと、小金原鹿狩がそれまでの種々の狩猟の経験を土台とせねば到底実現不可能なものであったことなどを鑑みれば、種々の狩猟における勢子運用を一連の流れとして論じることの意味はあると考える。ただし、種々の狩猟をそれぞれに論じていくことが、分析の精密さを増す上で必要不可欠であることも論を俟たない。今後の研究に活かしていきたい。

別表 吉宗期の狩猟

No.	元号 年	西暦	月	日	狩猟種別
1	享保 2	1717	5	11	鷹狩
2	享保 2	1717	5	18	鷹狩
3	享保 2	1717	7	26	鷹狩
4	享保 2	1717	10	11	鷹狩
5	享保 2	1717	11	2	狩猟
6	享保 2	1717	11	7	狩猟
7	享保 2	1717	11	13	鷹狩
8	享保 2	1717	11	26	狩猟
9	享保 2	1717	12	4	鷹狩
10	享保 2	1717	12	11	鷹狩
11	享保 2	1717	12	13	狩猟
12	享保 2	1717	12	19	狩猟
13	享保 2	1717	12	27	鷹狩
14	享保 3	1718	1	12	鷹狩
15	享保 3	1718	1	22	鷹狩
16	享保 3	1718	1	27	狩猟
17	享保 3	1718	1	29	鷹狩
18	享保 3	1718	2	7	鷹狩
19	享保 3	1718	2	13	狩猟
20	享保 3	1718	2	19	鷹狩
21	享保 3	1718	2	27	狩猟
22	享保 3	1718	3	2	鷹狩
23	享保 3	1718	3	13	追鳥狩
24	享保 3	1718	4	2	狩猟
25	享保 3	1718	8	2	鷹狩
26	享保 3	1718	8	15	鷹狩
27	享保 3	1718	10	27	追鳥狩
28	享保 3	1718	閏10	15	鷹狩
29	享保 3	1718	閏10	21	鷹狩
30	享保 3	1718	11	4	鷹狩
31	享保 3	1718	11	21	狩猟
32	享保 3	1718	12	5	鷹狩
33	享保 3	1718	12	19	鷹狩
34	享保 4	1719	1	12	鷹狩
35	享保 4	1719	1	25	狩猟
36	享保 4	1719	1	29	鷹狩
37	享保 4	1719	2	2	狩猟
38	享保 4	1719	2	11	鷹狩
39	享保 4	1719	3	1	追鳥狩
40	享保 4	1719	3	28	鷹狩
41	享保 4	1719	4	21	鷹狩
42	享保 4	1719	4	25	鷹狩
43	享保 4	1719	7	19	鷹狩
44	享保 4	1719	7	23	狩猟
45	享保 4	1719	7	26	鷹狩
46	享保 4	1719	9	13	鷹狩
47	享保 4	1719	9	18	狩猟
48	享保 4	1719	9	29	鷹狩
49	享保 4	1719	10	16	狩猟
50	享保 4	1719	10	21	鷹狩
51	享保 4	1719	11	6	狩猟
52	享保 4	1719	11	21	鷹狩
53	享保 4	1719	11	26	狩猟
54	享保 4	1719	11	29	鷹狩
55	享保 4	1719	12	7	狩猟
56	享保 4	1719	12	19	狩猟
57	享保 4	1719	12	23	狩猟
58	享保 5	1720	1	4	鷹狩
59	享保 5	1720	1	12	鷹狩
60	享保 5	1720	1	22	鷹狩
61	享保 5	1720	1	29	鷹狩
62	享保 5	1720	2	13	狩猟
63	享保 5	1720	2	27	鷹狩
64	享保 5	1720	3	27	鷹狩
65	享保 5	1720	4	23	鷹狩
66	享保 5	1720	7	29	鷹狩
67	享保 5	1720	8	11	狩猟
68	享保 5	1720	10	16	鷹狩
69	享保 5	1720	10	19	狩猟
70	享保 5	1720	10	25	鷹狩
71	享保 5	1720	11	6	狩猟
72	享保 5	1720	11	18	鷹狩
73	享保 5	1720	11	26	鷹狩
74	享保 5	1720	12	6	鷹狩
75	享保 5	1720	12	12	鷹狩
76	享保 5	1720	12	23	鷹狩
77	享保 6	1721	1	12	狩猟
78	享保 6	1721	2	3	鷹狩
79	享保 6	1721	2	6	※出遊
80	享保 6	1721	2	13	鷹狩
81	享保 6	1721	2	25	狩猟
82	享保 6	1721	3	1	狩猟
83	享保 6	1721	3	18	鷹狩
84	享保 6	1721	3	25	鷹狩
85	享保 6	1721	4	27	※出遊
86	享保 6	1721	5	3	狩猟
87	享保 6	1721	閏7	19	鷹狩
88	享保 6	1721	9	15	狩猟

No.	元号 年	西暦	月	日	狩猟種別
89	享保 6	1721	9	21	鷹狩
90	享保 6	1721	9	23	鷹狩
91	享保 6	1721	10	29	鷹狩
92	享保 6	1721	11	11	狩猟
93	享保 6	1721	11	16	鷹狩
94	享保 6	1721	11	23	狩猟
95	享保 6	1721	12	3	鷹狩
96	享保 7	1722	1	21	鷹狩
97	享保 7	1722	2	3	狩猟
98	享保 7	1722	2	16	狩猟
99	享保 7	1722	3	18	追鳥狩
100	享保 7	1722	4	11	鷹狩
101	享保 7	1722	8	5	狩猟
102	享保 7	1722	9	11	鷹狩
103	享保 7	1722	9	18	鷹狩
104	享保 7	1722	9	27	狩猟
105	享保 7	1722	9	29	鷹狩
106	享保 7	1722	10	9	鷹狩
107	享保 7	1722	10	12	鷹狩
108	享保 7	1722	10	18	鷹狩
109	享保 7	1722	11	2	鷹狩
110	享保 7	1722	11	19	鷹狩
111	享保 7	1722	11	25	狩猟
112	享保 7	1722	12	3	狩猟
113	享保 8	1723	1	5	狩猟
114	享保 8	1723	2	11	狩猟
115	享保 8	1723	3	5	狩猟
116	享保 8	1723	3	11	鷹狩
117	享保 8	1723	3	22	猪狩(鹿狩)
118	享保 8	1723	4	11	狩猟
119	享保 8	1723	7	18	※出遊
120	享保 8	1723	8	3	鷹狩
121	享保 8	1723	8	13	鷹狩
122	享保 8	1723	9	21	狩猟
123	享保 8	1723	9	27	※出遊
124	享保 8	1723	10	3	鷹狩
125	享保 8	1723	10	11	狩猟
126	享保 8	1723	10	16	狩猟
127	享保 8	1723	10	23	鷹狩
128	享保 8	1723	11	6	狩猟
129	享保 8	1723	11	16	鷹狩
130	享保 8	1723	12	11	鷹狩
131	享保 9	1724	1	12	鷹狩
132	享保 9	1724	1	21	鷹狩

No.	元号 年	西暦	月	日	狩猟種別
133	享保 9	1724	2	13	鷹狩
134	享保 9	1724	4	11	鷹狩
135	享保 9	1724	閏 4	4	鷹狩
136	享保 9	1724	7	15	狩猟
137	享保 9	1724	7	22	鷹狩
138	享保 9	1724	9	18	猪狩(鹿狩)
139	享保 9	1724	10	2	鷹狩
140	享保 9	1724	10	5	鷹狩
141	享保 9	1724	10	7	鷹狩
142	享保 9	1724	10	22	狩猟
143	享保 9	1724	10	27	※出遊
144	享保 9	1724	11	3	※出遊
145	享保 9	1724	11	12	鷹狩
146	享保 9	1724	11	27	※出遊
147	享保 9	1724	12	11	鷹狩
148	享保 9	1724	12	21	※出遊
149	享保 10	1725	1	4	鷹狩
150	享保 10	1725	1	12	狩猟
151	享保 10	1725	1	23	狩猟
152	享保 10	1725	2	6	狩猟
153	享保 10	1725	2	12	狩猟
154	享保 10	1725	3	13	狩猟
155	享保 10	1725	3	27	小金原鹿狩
156	享保 10	1725	4	18	狩猟
157	享保 10	1725	7	23	鷹狩
158	享保 10	1725	8	28	鷹狩
159	享保 10	1725	9	22	鷹狩
160	享保 10	1725	10	6	鷹狩
161	享保 10	1725	10	12	鷹狩
162	享保 10	1725	10	27	鷹狩
163	享保 10	1725	11	9	鷹狩
164	享保 10	1725	11	12	鷹狩
165	享保 10	1725	11	26	鷹狩
166	享保 10	1725	12	12	鷹狩
167	享保 11	1726	1	22	鷹狩
168	享保 11	1726	2	5	狩猟
169	享保 11	1726	3	27	小金原鹿狩

注：『有徳院殿御実紀』、『柳営日次記』から作成した。
 狩猟の種別が不明な場合は「狩猟」とした。
 「出遊」とある場合でも狩猟に転じることがあるので抽出対象とした。
 太字は本論で取り上げた事例である。

外務省記録にみる「唐宋元明名画展覧会」（一九二八年）

久世夏奈子

はじめに

本論では、一九二八年に日本で開催された「唐宋元明名画展覧会」について、いわゆる「外務省記録」を中心に用いてその経緯を明らかにし、内容を分析し、意義を考察する。

一九二八年十一月二十四日より十二月十六日（二部は二十日）まで、東京府美術館および東京帝室博物館において、「唐宋元明名画展覧会」の主催により「支那古名画展覧会」が開催された。この展覧会には日本人と中国人の双方から各三百点前後が出品された。「唐宋元明名画展覧会」の会長は近衛文麿、副会長は清浦奎吾であり、その下に十五名の日本人からなる委員、また百名の日本人と八十七名の中国人からなる賛助員がいた。事務局は東京美術学校文

庫に置かれた。このように表向き明記されていないが、その事実上の主催者は日中の現役画家からなる東方絵画協会であり、その経費は外務省所管の「対支文化事業特別会計」より支出された。当時から展覧会の正式名称よりも主催者の名称が通用し、また翌年刊行された図録も『唐宋元明名画大観』と題されたため、本論でもこの中国古画展を「唐宋元明名画展覧会」（略称「唐宋元明」展）と呼ぶ。本論ではこの展覧会について、第一に近代日本における中国絵画（古画）受容の一事例として、第二に近代の日中関係史における文化外交の一事例として評価することを試みる。

第一の論点より見れば、「唐宋元明」展は近代以前より日本に現存した（古渡の）中国絵画と主に辛亥革命後日本に流入した（新来の）中国絵画に加えて、同時代の中国人収蔵家の所蔵品から構成されたことにより、近代日本における最大規模の中国古画展であった。

先行研究では、近代日本においてそれら古渡の中国絵画が公開されるようになる一方、特に辛亥革命以降、当時の中国人収蔵家の所蔵品が日本で紹介されるようになると同時に、自ら中国で購入する日本人も現れ、新たに中国絵画の収蔵が行われたことが明らかにされてきた。¹ また、東方絵画協会の前身とその団体展である一連の日華聯合絵画展覧会についても、主に近代日中絵画史の観点から論じられてきた。² そこでは外務省記録が用いられつつも同展の経緯と内容の解明が主であり、同省関与の詳細は明らかにされない。

第二の論点より見れば、「唐宋元明」展は外務省「対支文化事業」の一つであっただけでなく、その発案から開催に至る期間（一九二八年二月～十二月）は中国における国民革命軍による北伐の再開から、北京政府の消滅を経て（南京）国民政府における新体制の確立に至るまでとほぼ同時期であった。特にその途上日中間で発生した済南事件は中国各地の対日不買運動を引き起こし、事件の解決交渉は十カ月に及んだ。先行研究では、まず外務省記録を用いて対支文化事業を主にアメリカの対中国文化政策と比較しつつその成立・展開を詳細に跡付けた労作がある。³ そこでは日中関係者間の駆け引きとやがて挫折へと至る過程の解明が主であり、「唐宋元明」展のような比較的小規模な成功事例には言及されない。⁴ 他方、別の手法により同記録を用いた近年の労作は、対支文化事業を第一次世界大戦後の世界情勢に対応した日本の外交方針の変化を受けて、外務省の中で

も特に政治的的局面から独立することを目指したものと位置付ける。⁵ 後述のように、これはまさに「唐宋元明」展（および先行する日華聯合絵画展）に対する外務省の立場と一致する。

以上を踏まえ、本論では「唐宋元明」展について、第一に近代日本において（同時代の中国人画家の協力により）日本人画家によって行われた中国古画展として、その経緯と内容を明らかにし、当時の日本人の中国絵画観へ与えた影響を検討する。第二に、外務省対支文化事業の一つとして、近代中国史にとって重要な局面であると同時に日中関係の微妙な時期に開催に至ったことを重視し、各関係者の思惑の解明を試みる。

外務省記録⁶によれば、同展開催に至る背景と直接の経緯だけでなく、特に中国人の実際の出品点数が『唐宋元明名画大観』掲載点数のほぼ二倍であったことが判明する。ただし同記録には図版も完全な目録もないので、今回本論では『唐宋元明名画大観』と外務省記録とを勘案することにより、少なくとも作品名が特定される出品数を暫定的に六一五点とした（第三章で詳述）。他方、外務省は特に中国における出品交渉と来日中国人の受け入れに関与したので、本論では中国人出品の経緯を中心として、日本人出品に関しては先行研究を踏まえた内容の分析にとどめた。

以下、第一章では「日華聯合絵画展」と外務省対支文化事業との関わり、第二章では「唐宋元明」展自体の開催の経緯と中国にお

る賛助および出品交渉、第三章では日中双方の出品内容、第四章では展覧会評を含む同展の開催前後について論じる。結論として、「唐宋元明」展は第一に戦前日本における新来の中国絵画紹介の集大成であったこと、第二に日本の対支文化事業として明白な成功事例であったことを指摘する。

なお、本論では表・図の表記も含め、原則として新字体を用いる。

第一章 日華聯合絵画展覧会と外務省対支文化事業

第一節 外務省対支文化事業と関与のはじまり

日華聯合絵画展は日中の現役画家による自主的な団体展として始まり、一九二一年にその第一回展が開催されたが、同展が外務省対支文化事業の援助を受けるのは一九二四年の第三回展以降である。そもそも「対支文化事業特別会計法」の公布が一九二三年三月末であった。以下、本論では各回の日華聯合絵画展の内容については先行研究に譲り、主に外務省との関わりに限定して述べる。

対支文化事業は、一九〇一年九月に当時の清朝と日本を含む各国との間で締結された最終議定書、および一九二二年二月と十二月に日中間で締結された山東問題に関する条約と協定による、中国から日本への支払いを財源とした⁷⁾。その資金の使途について、当初はい

わゆる「西原借款」のように経済提携が考えられていたが、最終的には文化提携へと転換された⁸⁾。財源が確保された後、翌一九二三年三月十五日に法案が第四十六帝国議会に提出され、三十日に「対支文化事業特別会計法」（法律第三六号）が公布された。毎年度歳出額の上限は二五〇万円であった（のち三百万円に改正）。

その事務機関としては同年五月五日、外務省に「対支文化事務局」が設置され、当初は同省の亜細亜局長がその局長を兼ねた。翌一九二四年十二月二十日に官制改正され、その亜細亜局の内部に「文化事業部」が設置された⁹⁾。その初代部長は旧事業局の事務官であった岡部長景である。さらに「唐宋元明」展の一年前、一九二七年六月二十二日に再び官制改正され、文化事業部は亜細亜局から独立して外務省内の一部局となった。

当初、対支文化事業の内容としては日本の中国に対する、または中国におけるいわば「単独」事業が想定されていた。その後中国人からの批判を踏まえ、特に日中双方の人員からなる委員会や、図書館および博物館など日中「共同」の事業が模索される。そして一九二四年二月六日、汪榮宝駐日中華民国公使と出淵勝次対支文化事業局長との間で具体的方針に関する協定（汪―出淵協定）が締結された¹⁰⁾。

一九二七年二月の時点で、その具体的事業として①研究所および図書館の設立、②日本人が経営する文化施設に対する補助、③中国

人留学生に対する学費支給、④中国人留学生の予備教育機関の改善、⑤交換講演および視察旅行、⑥対支文化事業の助成、の六つが挙げられている。①は日中双方の委員からなる東方文化事業総委員会が管理した共同事業、②～⑤は日本が当初から想定した事業である。そして最後の⑥は「随時各種ノ文化的施設」を対象としたもので、日華聯合絵画展はそこに含まれた。

さて、外務省記録には一九二三年四月二十六日付で内田康哉より竹内栖鳳、山本春拳、横山大観、下村観山の各人に宛て、第三回日華聯合絵画展への個人的賛同を表明すると同時に各人の協力を希望した私信が残る。内田は当時外務大臣であったが、対支文化事業を示唆する文言はない。動機は不明だが、「小室翠雲、渡辺農畝氏来省依頼ニヨリ発信」という岡部による書き込みがあり、少なくともこの日付までに日華聯合絵画展関係者と外務省との最初の接触があったことが裏付けられる。翌五月末、外務省は在中國公使に対して、関係者より第三回日華聯合絵画展に関する援助の願出があり、その性質上「何等政治的色彩ヲ帯ヒサル」ため適当な援助を与えて有意義に発展させたいと通知した。¹⁴

六月九日、再び発起人の渡辺と荒木十畝の訪問があり、局内では次のように取り決めた。すなわち、①小村「欣一」¹⁵ 参事官を会長とすることに内諾を与えたが、同展が「政府ノ意図ニヨルモノナリトノ誤解」を与えないため、従来通り画家を発起人として賛助員の中

に外務省を代表して小村を加えること、②この計画に対して外務省より「裏面的」に相当援助するが、機密費より支出して将来文化事業中に入れるかどうかは保留にすること、③今回の補助はこれで打ち切り、追加支出はしないこと、④在外公館では無税通関など必要な援助をするが、それ以外の打ち合わせや荷物発送の斡旋等には関与しないこと、である。その後、発起人より開催地への渡航費用の一部補助を申請する御願書が提出された。¹⁶

初年度の対支文化事業では調査研究に重点が置かれ、この時期の外務省は来日中国人の意見を聞くと同時に、官員を中国に派遣しようとしていた。¹⁹ したがってこの日華聯合絵画展への対応にもやや混乱が見られると同時に、暫定的なものとならざるを得なかったと考えられる。しかしながら、この時点ですでに事業に対して、非政治的の立場をとろうと苦心していることに留意したい。文化事業部が事業の実施を各団体・学校などの第三者に任せ、自らはその申請に応じて事業を補助・助成する黒子に徹したことはすでに指摘されている。²⁰ その立場は法律や協定の条文として明記されてはいないが、法律の公布直後から「汪—出淵協定」の締結に至るまで、そしてその後も絶えず中国人からの批判にさらされる中で日本人関係者が体得し、やがて対支文化事業の基本方針となったと考えられる。²¹

第二節 第三回展と芳沢公使の進言

第三回日華聯合絵画展は当初一九二三年秋に予定されていたが、関東大震災により延期された。翌一九二四年四～五月に北京と上海で開催され、日本人一行（荒木・小室・渡辺と彼らの門下と思われる九名）が訪中した。²³

外務省は第三回展について、在中國公使に対し簡易通関だけでなく「展覧会ヲシテ成功ヲ収メシムル様」諸般の便宜を与えることを指示したが、本省と在外公館の対応はあくまで便宜供与の範囲内であった。例えば、本省では満鉄に依頼して人数分の一等待遇乗車券を発行してもらった。北京では、公使館付通訳官を画家一行の専属として派遣した。また公使と書記官は中国人の主催した複数の歓迎会に同席し、さらに公使自身も日中双方の關係者を官邸へ招待した。上海でも、総領事が關係者を官邸へ招待している。この年の四月から十月は対支文化事業に対する中国人の反対運動が盛んに繰り広げられていた時期でもあった。²⁴

したがって日本人一行と中国人關係者との新たな縁は中国側發起人の尽力によるもので（金紹城は彼らを中国人閣僚および次官級の官僚に紹介した）、それは中国側發起人自身もまた北京政府官吏であったことが大きいといえる。渡辺は書簡や報告の中でそのことを再三強調しただけでなく、帰国後金紹城と周肇祥へ礼状を送付するよう

岡部に依頼した。²⁵

とはいえ、在外公館もただ指示に従うだけでなく、それなりの見識があった。特に北京で一行を迎えた当時の在中華民國特命全權公使・芳沢謙吉は、展覧会の終了後その成功を報告して継続を希望した上で、訪中画家の人選について次のように進言した。すなわち、今回小室以外はほとんど四条派で日本の画家の各派を網羅していたとはいえず、中国側に日本画界が単調であると誤信させかねない。次回からは、本省の方で京都の竹内栖鳳、山元春挙、東京の川合玉堂、横山大観のような画家を代表として招致してほしい。また、荒木は人望薄く幹事役としてふさわしくないという。そして、本省の出淵対支文化事業局長宛の紹介状を渡辺に手渡した。²⁶

六月六日、帰国した渡辺は出淵と面会し、今後は画家だけでは手に負えないので外務省の援助を得たく、具体的には一年おきに一万円の経費補助を願いだした。また、先の芳沢公使の助言に触れて日本人画家の結束が十分ではないことを認め、近日中に京都に赴いて竹内・山元両人を説得したいので、局長から二人宛の書面を賜りたいと述べた。それに対し出淵は、この展覧会に「主義上」将来相当の経費を補助することに異存はないが、金額については約束できない。また、未知の画伯に突然書面を送ることは適当ではないので、他の機会にできるだけ尽力しようと回答した。²⁷

その後、渡辺は東京で川合・横山・小堀鞆音、そして京都で竹

内・山元と相談し（横山以外は第三回展の発起人）、その結論として日華聯合絵画展は国内のどの展覧会よりも意義と権威のあるものとしなければならず、また「東洋芸術の精華」を世界に紹介する必要もある。そこで外務省の尽力と補助を得て、「帝展以上」の正々堂々たる展覧会としたいという。²⁸このように、画家たち（少なくとも渡辺）の熱意と野心、そして在外公館の同情と比較するならば、外務本省の対応はあくまで対支文化事業の方針に従って冷静かつ慎重であったといえる。

しかしながら同年十二月、外務省は次の第四回日華聯合絵画展に對して対支文化事業特別会計（助成費）から約一万円を交付することを決裁した。²⁹これは日華聯合絵画展への資金援助に関して現存する限りで最初の決裁であり、第三回展の成果を受けて同展は正式に對支文化事業の助成事業の一つとなったのである。ただしその後の動向によれば、この助成は同展の組織改善を条件にしたと推測される。

第三節 展覧会拡張計画と東方絵画協会の設立

一九二五年五月、渡辺は「展覧会問題」について中国側当事者と交渉するために訪中した。³⁰前年末文化事業部長に就任した岡部は在中國公使館に對し、日華聯合絵画展には帝國美術院と日本美術院の有力者がほとんど参加していて、従来 of 成績を鑑みて「相当ノ援助」をする予定のため、諸般の便宜を与えるよう指示した。³¹

当初、在中國芳沢公使は文化事業には反対者もいるのでその名称を出さない方がよいと渡辺に助言していた。しかしながら、渡辺は沈瑞麟外交部総長邸での宴会で逆に激励され、沈も尽力を約束した。そこで渡辺は改めて芳沢にその旨を報告したところ、芳沢も先方より話が あつたのなら支障ないと了承したのである。³²その後、渡辺は金紹城、周肇祥、および王一亭ら関係者と会合を開いて後の拡張計画案に至る具体的内容を協議しただけでなく、多くの人物と接触して協力を要請した。

当時北京にいた汪駐日中国公使は渡辺が帰国直前に起草した計画の草稿を預かり、その後日本で渡辺・荒木の二人から完成稿を受け取った。同年十一月、汪は中日両文によるその意見書を出淵勝次外務次官（前年十二月より当職）に直接手渡した上で、それは「相当有意義ノ事業」なので「文化事業部ノ資金」で何とか実現できないかと述べた。それに対して出淵は、展覧会は継続可能としたが、「研究室」の方には同意しなかった。というのもそれは東方文化事業総委員会により別途計画であつた北京人文科学研究所の内容と重複しており、その収蔵予定品は仮にその研究所に収めるとしても広汎すぎて費用上困難であるという。³³このように、人文科学研究所の計画が進展したのと引き換えに、日華聯合絵画展はあくまで展覧会のみにとどまることになったと考えられる。ただし、この拡張計画のうち「事務所」に相当するものが新規に設置されるに至った。

翌一九二六年二月二十日、渡辺らの要請を受けて、岡部より「今後更ニ両国美術家ノ提携聯合ヲ深フシ両国文化ノ向上ニ貢献」する方法を講じる協議会の案内が「拡張計画」に連署した十名および従来の発起人の一人山元春拳に送付された。³⁷二十八日、その会合が華族会館で行われ、以下のことが決定した。①展覧会の主催者として単一の団体を組織すること、②会長は中国人とすること（候補として徐世昌が挙げられた）、③展覧会は毎年一回日中交互に行うこと、④日中いずれの政府による補助金でも両国等分に使用すること（文化事業費からは毎年総額二、三万円位補助希望）、⑤日本で開催する場合は中国人の作品を、中国で開催する場合は日本人の作品を展示すること、⑥適当な世話人（事務担当者）を選定すること、⑦日本人賛助員（中国関係実業家）を置いて（作品の購入により）経費の一部を寄付してもらうこと、等が決定された。³⁸

このようにして、日華聯合絵画展の主催者としての団体（名称未定）が設立した。そこでは日中の双方からなる会員が自主的に事業を行うことが重視され、その方針はおそらく東方文化事業総委員会に準じたと考えられる。その後、外務省はあくまで事務方に徹して日華聯合絵画展に関与していくことになる。

第四節 第四回展の開催と第五回展の延期

第四回日華聯合絵画展に対し、外務省はすでに一九二四年十二月

に一旦決裁していたが、最終的に助成費として一万三五〇〇円を支給した。⁴⁰また、それとは別に展覧会打ち合わせのために渡辺が訪中した費用を「講演及視察費」として支給した。⁴¹一九二六年五月、渡辺はまず天津に到着し、予定通り徐世昌に会長の就任を依頼して承諾された。そして従来通り展覧会への支援を要請するだけでなく、これまで絵画を出品していなかった人々にも書の出品を依頼した。⁴²

第四回展は同年六月から七月に東京と大阪で開催され、外務省は両方の開催地において来日中国人の受け入れ、関係者への協力要請、荷物の受け渡しなど、ほとんどすべての事務作業を担当した。第四回展の会長は、（おそらく中国人の会長が間に合わなかったので）日本人の牧野伸顕であった。⁴³開催直前の六月五日にその主催団体の名称が「東方絵画協会」と決定され、⁴⁴会期の前後に日中の発起人によるその会則への調印も済み、⁴⁵実質的に発足した。ところが第四回展のために来日した中国側発起人の一人である金紹城が、帰国後の九月六日に急逝した。⁴⁶その後、東方絵画協会をめぐる状況が一変する。翌一九二七年二月、東方絵画協会北京本部の役員が決定したとの通知があった。それを受けて東京本部でも役員候補が検討された（後述）、また従来の発起人が幹事に就任した。この機会に役員を中国へ派遣することも検討されたが、⁴⁷政情不安のため保留にされた。その間に中国では、故金紹城の息子・金開藩が絵画団体「湖社」を設立し、もう一人の発起人・周肇祥と対立し始めた。九月、芳沢公

使はそれを報告して次回展覧会への影響を懸念した⁽⁵⁸⁾。それに対して外務省は正木直彦にその旨を通知した後、渡辺を現状視察のため中国へ派遣することを決裁した⁽⁵⁹⁾。仲間の一人が死に、他の仲間と遺族とが対立するのはありふれた話であるが、対支文化事業の助成金が絡んでいたために問題が複雑になったようである。両者の対立は東方絵画協会北京本部の組織改編にまで及び、日本から赴いた正木・渡辺ら、中国人関係者、および日本公使館・総領事館による再三の調停にもかかわらず解決しなかった⁽⁶⁰⁾。

翌一九二八年三月、後述のように東方絵画協会東京本部は従来の日華聯合絵画展を延期すると決定した。四月、北京本部に対して貴地会員間に紛糾のある間は事業が遂行できないので助成金を得られず、また展覧会も開催できない旨を通知した⁽⁶¹⁾。

他方、中国では一九二六年七月以降、国民党が蒋介石を国民革命軍総司令として北伐を開始していた（同年十二月、北京では張作霖が安国軍の総司令に就任した⁽⁶²⁾）。翌一九二七年一月には武漢国民政府が成立、三月には国民革命軍の一部による南京事件、四月には蒋介石による反共クーデターを経て、南京国民政府が成立した（六月、北京では張作霖が安国軍の大元帥に就任した）。八月、蒋介石が国民革命軍総司令を辞任して北伐は一時中断された。彼は十一月に日本に滞在して北伐完成への決意を表明し、日本の支援を要請した⁽⁶³⁾。そして翌一九二八年一月七日、国民革命軍総司令に復職した。

このように、第四回日華聯合絵画展の後第五回展までの間に東方絵画協会だけでなく中国情勢もまた急転する中で、「唐宋元明名画展覧会」が浮上することになる。

第二章 開催の経緯と中国における賛助・出品交渉

第一節 開催の経緯

外務省作成の資料に「唐宋元明名画展覧会」が初出するのは、一九二八年三月である。ただし外務省記録に収録された当時の新聞記事によれば、同年二月までに「唐宋元明」展の概要がほぼ決まっていたことがわかる。

まず一九二七年十一月の記事では、前述の金・周両者の調停のため中国滞在中であった渡辺が、その訪中の用務として書道作振会、中日絵画展覧会、名画展覧会を挙げている。中日絵画展覧会とは日華聯合絵画展のこと、来春に北京・上海で開催予定である。また、名画展覧会は「文化事業の方から話があつて東方絵画協会で行ふことになった」もので、「唐宋元明四朝の逸品」を集めて東京の美術館で展覧会を開き、会期は「今の処来年六月」で、「文華殿故宮博物院」の名品について「当局の御尽力を煩」すという⁽⁶⁴⁾。

また一九二八年二月の記事では、東方絵画協会が「今秋」御大典

を記念するため日中の絵画の粹を集めた一大展覧会を東京府美術館で開催することを決定し、汪駐日公使の賛同を得たという。それは「現代支那の絵画はもとより遠く文化さん然たる唐、宋、元、明時代の絵画の粹中の粹」が全中国から、日本では通常の絵画展では絶対に見られない国宝・御物だけでなく民間の隠れた名作が集められる。そして岡部の談話として、「日支の文化を融合促進するのにこれ以上の催しはないと自信」する⁵⁷という。記事掲載の翌日（二月二日）、岡部と渡辺は正木直彦を訪問してその展覧会⁵⁸について協議し、美術館を「帝展直後」に借りることを決定した。

このように、当初は一九二八年春の日華聯合絵画展の後、六月に開催予定であったのが同年秋にずれ込んだことがわかる。いずれにせよ「唐宋元明」展の内容と日程の正式な決定は、一九二八年三月、東方絵画協会の会合でなされた。同月二日に華族会館で行われた会合には外務省文化事業部、東方絵画協会の幹事のうち正木・横山・川合・下村・結城・渡辺のほか、東京帝室博物館の溝口禎次郎、東京美術学校文庫の北浦大介、当時貴族院議員の坂西利八郎⁵⁹が出席した⁶⁰。

まず、正木が東方絵画協会北京本部の内紛とその調停が失敗に終わったことを報告した上で、本年は日華聯合絵画展を中止し、別に「唐宋元明等ノ古名画」を収集して「十月、中旬⁶¹」に東京府美術館で展覧会を行いたい。また、同時期に東京帝室博物館でも帝室御物、

博物館所蔵品、国宝（当時の「国宝」は古社寺の所蔵品のみ）を陳列することになっている。そして、そのための中国出張を坂西と渡辺に依頼したいと述べた。それに対して画家一同は、古画は新画に比べて「美術界ヲ益スルコト多大」と賛同した。また、溝口は博物館では前年も中国絵画展を行ったので、今回は広く民間からも収集したいと述べた。それに対しても、横山が名家の所蔵する未公開の名品を借用して陳列できれば「此上ナシ」と請け合った。

日本の帝室、博物館、古寺、そして民間の所蔵品と、中国人の所蔵品との双方からなる一大中国古画展の計画に関して、少なくとも文化事業部、汪公使、正木、渡辺のほか、坂西と溝口は事前に承認していたと推測されるが、この会合で東方絵画協会の他の幹事の承認を得て正式に成立した。この時坂西は、借入作品鑑査のために専門家の同行を希望した。また、正木は「日本現在支那画目録」の作成に着手することになったが、これは後述する「支那古書画現在目録作成事業」のことと考えられる。

同月二十八日、正木・坂西・渡辺と外務省官員による会合があり、主に以下が決定された。①同展覧会は、表面上は東方絵画協会の事業としなが同協会の関係者が運営すること、②委員会は日本に置くが日中の関係者を賛助員とすること、③会期は十一月二十日頃より約三週間とすること、④この機会に中国にある「支那美術品名作物」の調査を行うこと、である⁶²。

このように、「唐宋元明」展は第一に、当初日華聯合絵画展とほぼ同時期に開催予定であったが、後者が延期されたために単独で行われることになった。東方絵画協会を名義上の主催者としなかったのは、北京本部に対する配慮の結果であった。第二に、その発案には外務省が関与していると考えられるが、対支文化事業の方針により東方絵画協会が実施した。ただし、後述の「支那古書画現在目録作成事業」と同時並行であったことを考えれば、正木を中心とした東方絵画協会幹事と外務省との間で発案されたと見る方が妥当である。第三に、中国の「新画」展以上に「古画」展の方が有益と考えた日本人画家に支持されて実現に至った。それは従来の日華聯合絵画展における中国人出品作の質に対する不満を裏付けると同時に、現代絵画発展のために古画を収集するとした拡張計画を踏まえたものであったといえる。

第二節 政情不安の中で——天津・北京・大連・上海

東方絵画協会で「唐宋元明」展に関する具体的な方針が決定された直後の四月七日、中国では国民革命軍が北伐を再開した。二十二日、外務省は在外公館に対して従来の新画展を延期して古画展を開催する旨を通知した。⁶⁴五月五日には坂西と渡辺に対して中国視察手当支給を決議しており、この時点では二人が渡航可能と考えていたことがわかる。

その間、四月十九日に日本政府は北伐に対する居留民保護を理由に山東出兵を閣議決定していた。五月三日、省都の済南で日本の出兵軍と国民革命軍が衝突した（済南事件）。七日、日本軍は国民革命軍に対して先の衝突に関する時限付きの要求を提出した。それに対する回答が得られなかったため、日本軍は八日に済南城総攻撃を開始し、十一日に占領した。国民政府は部隊の北上継続を決定した。

当然ながら坂西と渡辺の渡航は延期されたが、早くも五月十四日には外務省で正木・坂西・結城・渡辺を含めた会合があり、二十六日に坂西・渡辺・結城が渡航することが決定された。⁶⁵十九日、外務省は結城に対する中国視察手当支給を決議した。⁶⁷また、二十四日には在外公館に対し、中国の政局はいつ鎮静するか見込みがつかないが展覧会の準備にはすぐに着手しなければならぬとして、三人の出航を通知した。⁶⁸二十六日、正木は「兵馬倥傯の際に文事の為に」出張する坂西・結城・渡辺の三人を見送った。⁶⁹一行は三十日に大連、六月三日に天津に到着した。⁷¹

その間、張作霖の軍隊は退却し始め、六月三日に張作霖自身が北京を退去した。四日、周知のように奉天への途上で列車を爆破され、後日張作霖は死去した（公表は同月二十一日）。八日、国民革命軍が北京に入城し、九日、蒋介石は北伐が完成して任務を終えたとして、国民革命軍総司令と国民政府軍事委員会主席を辞任した。それにより、済南事件の解決は現地協定から外交交渉へと移行することにな

る。そして五月中旬以降、特に中国南部を中心に対日不買運動が発生した。⁷²⁾

このように、「唐宋元明」展への賛助・出品交渉は中国の政局が北京から南京へと移行するまさに転換点で、かつ済南事件により日中関係が緊迫する中で開始された。⁷³⁾ 対支文化事業では特に東方文化事業総委員会に支障が生じたが、「唐宋元明」展はあくまで助成事業の一つであって同委員会の直接の管理下にはなかったために、ひとまず継続されたものと考えられる。中国における交渉は五月末から七月、および九月下旬から十一月月上旬の二回行われた（後半は坂西と渡辺の二人だけが担当した）。一行は特に天津・北京・大連・上海を中心にも、都市ごとに賛助・出品者を固めていった。

天津

前述のように一行は六月三日に天津に到着したが、すでに北京間の鉄道は不通であり、そこに二週間滞在した。⁷⁴⁾ 天津は第一回日華聯合絵画展の開催地の一つで、第四回展の交渉の際にも渡辺が訪問している。当時の天津は外国軍の警備と奉天系残留軍の駐在により平静であったといふ。⁷⁵⁾

天津在住の「唐宋元明」展中国人関係者は、最大五十六人確認される。そのうち賛助員は三十九人、出品者は二十六人（宣統帝含む）であった。各人の経歴によれば、そのほとんどは北京政府の閣僚経

験者か、宣統帝（溥儀）とその側近である（表1）。北京に近い天津は、引退した政治家・軍人・官僚・財界人らの溜まり場であったといわれる。⁷⁶⁾

滞在中の一行に最も協力したのは来日予定であった方若で、しばしば打ち合わせに参加した。また、最も関係が長く深いのは第一回日華聯合絵画展以来の徐世昌・陳宝琛・宣統帝であった。その他、袁克定は袁世凱の長子で、曹汝霖と陸宗輿はかつて対日本借款をめぐる五・四運動で失脚した。靳雲鵬・徐世昌・顔惠慶・段祺瑞は前回以前には現役の閣僚で、潘復・沈瑞麟・姚震は直前の軍政府の閣僚であった。梁鴻志は当時（辞表を提出した）東方文化事業総委員会委員であり、その出品内容については大連の項で述べる。

渡辺によれば混乱の巷にあるのでかえって美術問題を論じて一人の反対者もなく、むしろ「清涼剤」として皆賛成し交渉は進捗した。⁷⁸⁾ また、坂西は奉天系直魯軍の総司令であった張宗昌や國務院総理であった潘復の相談に応じて彼らの天津退去に協力する一方、今回の用務は「唐宋元明」展であることを強調した。⁷⁹⁾

他方、宣統帝は第三回日華聯合絵画展直後の一九二四年十一月に政変によって北京を追放された後、天津の日本租界に住んでいた。いわゆる故宮文物はまず北京政府の「清室善後委員会」の管理下に置かれ、その後一九二五年十月以降「故宮博物院」に、さらに北京入城後の国民政府に接收された。⁸⁰⁾ つまり、一九二八年六月の時点で

表1 中国人関係者（天津）

名前	生年	経歴	出品（数）	賛助	来日 （予定 含む）	その他	日華聯合絵画展への関与				
							1	2	3	拡	4
袁克定	1878	袁世凱の長子		●							
王賢賓		不詳		●							
王克敏	1873	前財政部総長		●			●				
王揖唐	1877	前内務部総長（軍人）		●		訪問・宴会					
副寿枢		前日本学生監督	●(5)	●	●						
郭宗熙	1878	京師図書館長等	●(1)	●							
郭則澐	1884	前僑務局総裁	●(3)	●		宴会					●
夏繼泉	1883	山東塩運使		●							
顔惠慶	1877	前國務院総理		●		訪問			●	●	●
曲同豊		前航空署署長（軍人）		●		宴会					
靳雲鵬	1877	前國務院総理（軍人）	●(10)	●		来訪・宴会	●				
嚴修	1860	教育家	●(2)			訪問					
高凌霨	1870	前國務院総理	●(3)						●		
呉光新	1883	前陸軍部総長（軍人）		●		宴会					
朱啓鈴	1872	中国造学社社長	●(4)	●		訪問・宴会					
徐世昌	1855	前大総統	●(3)	●		訪問	●	●	●		●
徐世章	1886	前幣制局総裁	●(2)	●		訪問・宴会					
沈瑞麟	1874	内務部総長	●(7)	●		訪問・宴会			●	●	●
宣統帝(溥儀)	1906	前清朝皇帝	●(1)			訪問	●		●		●
曾毓雋		前交通部総長		●		宴会					
曹汝霖	1877	前交通部総長	●(4)	●		訪問・宴会					
孫潤宇	1881	前法制局局長	●(2)						●		
段祺瑞	1865	前臨時執政（軍人）		●		訪問				●	●
張孤	1875	前財政部総長	●(3)	●	●	訪問・宴会					
張国溶	1877	前評政院評事	●(3)								
張志潭	1875	前交通部総長	●(6)	●			●				
張文孚		不詳		●		訪問					
陳昌棨		不詳	●(1)								
陳宝琛	1848	宣統帝太傅	●(8)	●		訪問・来訪・宴会	●		●		●
鄭孝胥	1859	宣統帝の側近		●		訪問・宴会					●
丁士源	1879	天津中華匯業銀行經理	●(1)	●		訪問・宴会					
陶湘	1870	天津中国銀行經理等		●		訪問・宴会					
潘復	1870	國務院総理兼交通部総長	●(2)	●		訪問・宴会・贈答					
方経		不詳	●(2)								
方若	1869	天津日々新聞社社長	●(9)	●	●	訪問・来訪・宴会					●
姚震	1885	大理院院長		●		宴会				●	
余紹宋	1883	前司法部次長		●							
羅振玉	1866	宣統帝顧問	●(6)	●		訪問・宴会					
陸宗輿	1876	前幣制局総裁		●		訪問・宴会				●	
李思浩	1882	前財政部総長		●		宴会					
李孺		不詳		●							
李盛鐸	1858	前農商部総長		●							
梁啓超	1873	前財政部総長		●							●
梁鴻志	1882	前臨時執政政府秘書長	●(1)	●	●	宴会					
劉蕓業	1890	陳宝琛の娘婿	●(2)	●	●	来訪・宴会・協議			●		●

凡例

- 1：以下、表4までは「唐宋元明」展の中国人関係者のうち、出品・賛助・来日いずれかの実績のある者のみをその都市ごとに記載した（南京は省略）。交渉記録のある都市を優先したので、出品や来日は別都市の場合がある。
- 2：「その他」とは、出品・賛助・来日以外の関与を示す。訪問＝日本人交渉者の側から。来訪＝中国人関係者の側から。宴会＝日本人交渉者の関係する宴会に出席。
- 3：「日華聯合絵画展への関与」では、各回の該当者を記載した（出品・賛助・来日、その他のいずれか。ただし上記1に該当しない者は未掲載）。拡＝1925年の拡張計画交渉。
- 4：外省記録以外の参考文献は以下の通り。趙爾巽等撰『清史稿』巻219（列伝6諸王5）、巻221（列伝8諸王7）、中華書局、1977年。橋川時雄編『中国文化界人物總鑑』（中華法令編印館1940年刊の複製）名著普及会、1982年。郭卿友主編『中華民国時期軍政職官誌』甘肅人民出版社、1990年。陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典』（全編増訂本）浙江古籍出版社、2005年。

宣統帝の所蔵品とは、その私有財産のみである。いずれにせよ、一行は六月十七日に彼を訪問して出品と賛助を依頼した⁸¹。側近の陳宝琛は後述する北京での反対運動を批判し、外面を憚るため宣統帝と自分の名義は伏せるが出品すると約束した⁸²。

その後、渡辺は十月に再度天津に滞在した際に、汪駐日公使の助言に従い、宣統帝に孔雀の画を贈呈して再度出品を依頼しようである⁸³。陳宝琛の言葉通り、この「唐宋元明」展では外部資料に出品者として宣統帝の名前が明記されることはなかった。しかし十一月初めにはその出品が決定し⁸⁴、後述のように確かに出品されたことがわかっている。

北京

六月十七日以降天津・北京間の鉄道が運行されるようになり、十八日に一行は北京に到着した⁸⁵。北京では同月八日に国民革命軍のうち山西軍が入城した後、十二日に戒厳状態が解除されていた⁸⁶。

北京在住中国人の「唐宋元明」展関係者は、最大八十四人確認される。そのうち賛助員は三十二人、出品者は二十五人であった（表2）。各人の経歴によれば、その多くは北京政府の閣僚経験者または官吏（軍人含む）、学者、画家である。

滞在中の一行に最も協力したのは来日者でもあった金開藩・劉驥業・闕鐸で、打ち合わせに参加したり、一行の賛助・出品交渉に同

行したりしている（劉は天津から来日）。東方絵画協会北京本部の内の要因となった周肇祥は、北京在住中国人の中で（故金紹城を除けば）日華聯合絵画展と最も関係が長くかつ深かった。今回も一行の訪問を受け、一行のために宴会を開き、賛助員にもなっている。しかしながら一行の北京滞在中の六月二十三日に古画展反対の印刷物が配布され、別途新聞への投書もあった⁸⁷。そしてこの反対運動の首謀者を、渡辺は周肇祥とその周辺と認識していた⁸⁸。他方、前述の東方文化事業総委員会委員のうち、委員長の柯劭忞のほか、王式通と江庸は賛助員となった。

その他、全中国人出品者の中で最も点数の多い関冕鈞も日華聯合絵画展の関係者であり、特に第三回展で訪中した際に日本人画家一行はすでにその所蔵品を観賞していた⁸⁹。閣僚経験者のうち貢桑諾爾布（グンサンノルブ）は、内モンゴルの有力者であった（天津から出品⁹⁰）。軍人のうち閻錫山は北京入りした国民革命軍の最有力者の一人で、彼とは坂西が面会している⁹¹。画家は、故金紹城の親族かその門下であった。

さらに、一行は国民政府関係者とも接触したようである。それは国民政府が中国の正統政府になっただけでなく、故宮文物を接收したからである。この時点では、政府が安定してから公使館を通じてその出品交渉が行われる見込みであった⁹²。

表2 中国人関係者（北京）

名前	生年	経歴	出品(数)	賛助	来日(予定含む)	その他	日華聯合絵画展への関与						
							1	2	3	拡	4		
易培基	1880	前教育部総長		●									
閻錫山	1883	山西都督・国民革命軍(軍人)		●		訪問							
袁励準	1875	輔仁大学教授	●(9)	●		訪問・宴会							●
汪榮宝	1878	駐日中華民国公使	●(1)	●								●	●
王衡永		不詳	●(6)										
王衡桂		画家	●(1)			訪問・来訪・宴会			●				●
王式通	1864	故宫博物院管理委員会委員長・東方文化事業総委員会委員		●									
王士珍	1861	前陸軍部総長(軍人)		●		訪問							
王樹楠	1852	萃升書院主講		●									
汪大燮	1859	前國務院総理兼財政部総長		●		訪問・来訪			●				●
汪伯唐		不詳	●(1)										
郭葆昌	1879	故宫博物院委員	●(8)	●		訪問・来訪・宴会							
柯鴻年	1867	不詳	●(1)										
柯劭忞	1850	北京大学国学門教授・東方文化事業総委員会委員長		●									●
闕鐸		前司法部総務庁長		●	●	来訪・宴会・協議							
閻冕鈞	1870	山西塩運使	●(33)	●	●	訪問・宴会			●	●	●		
熙鈺		蒙古人	●(4)	●	●	訪問・宴会			●				
耆齡		満州人・前清室善後委員会委員	●(1)										
金開華		故金紹城の子	●(1)										
金開藩	1895	故金紹城の子	●(6)	●	●	来訪・宴会・協議							●
金紹基	1886	故金紹城の弟	●(1)			訪問・来訪							
金紹堂		故金紹城の弟	●(1)										
貢桑諾爾布	1865	蒙古人・蒙藏院総裁	●(4)	●		訪問・宴会			●	●	●		
惠均	1902	画家	●(1)			来訪・宴会・協議			●				●
顧維鈞	1888	前國務院総理兼外交部総長		●		訪問			●				
胡惟德	1863	前内務部総長		●		訪問			●	●	●		
江瀚	1853	京師大学校長	●(1)	●									
黄峙青		不詳	●(8)										
江庸	1878	東方文化事業総委員会委員		●		訪問・宴会						●	●
三多	1875	蒙古人・前將軍府際威將軍(軍人)		●		訪問・来訪・宴会			●				
周肇祥	1880	画家・北京古物陳列所所長		●		訪問・宴会	●	●	●	●	●		
朱益藩	1861	宣統帝の漢文の師	●(6)	●		訪問・宴会	●				●	●	
朱廷昱		不詳		●									
朱文鈞	1882	蔵書家		●		訪問・宴会							
蔣作賓	1884	前参謀本部次長(軍人)		●									
邵福瀛		不詳	●(2)	●		訪問							
蕭方駿	1870	財政部参事等	●(2)										
徐慧		画家	●(1)						●				●
沈兼士	1885	北京大学教授		●		宴会							
莊蘊寬	1866	前審計院院長		●		訪問			●				●
卓定謀	1886	前中国実業銀行經理		●		訪問							●
陳垣	1880	北京大学国学門教授		●									
丁澄如		不詳	●(2)										
馬衡	1881	古物保管会北平分会主任		●		来訪・宴会							
馮公度		不詳	●(3)										
宝熙	1871	満州人・参政院参政等		●		訪問・来訪・宴会							●
熊希齡	1870	前國務院総理・前東方文化事業総委員会委員		●		訪問・来訪・宴会					●		●
楊恒		不詳	●(1)										
楊寿枢		参政院参政	●(3)			訪問・宴会							

表3 中国人関係者（大連・青島）

	名前	生年	経歴	出品（数）	賛助	来日	その他
大連	恭親王		清宣宗（道光帝）第六子恭忠親王奕訢の末裔	●(2)			訪問
	肅親王		清太宗第一子肅武親王豪格的末裔善耆の後継	●(1)			訪問・来訪
	張英華	1886	前財政部総長	●(2)			出品
	李文樞		前東京高等商業学校教師			●	訪問・来訪・宴会
青島	殷同	1890	不詳	●(1)			訪問・宴会



↑ 図1 唐閻立本筆歷代帝王圖卷（梁鴻志蔵）／『唐宋元明名画大観』掲載

←

図2 清沈銓筆花鳥図（殷同蔵）／『唐宋元明名画大観』掲載

大連・青島

七月十日、一行は大連に到着した（十月にも再度訪問⁹³）。その二日前、国民政府は諸外国に対し、不平等条約廃棄と新条約締結宣言を行った⁹⁴。

大連はこれまで日華聯合絵画展の開催地になったことはなく、前歴のある関係者はいない（表3）。ただし天津の蒯寿枢・潘復・梁鴻志は実際には大連から発送した。特に、梁鴻志は大連で閻立本筆歴代帝王圖卷（図1）の出品を約束し⁹⁵、これは後述のように「唐宋元明」展で最も注目される作品の一つとなる。その他の出品者は、清朝宗室と閣僚経験者であった。また、出品や賛助はしていないものの訪問や宴会で関わった人物には軍人が多く見られ、坂西の知己と推測される。

七月十五日、一行は青島に到着したが、全体としては出品するほどの名品はなかった。ただし例外は殷同所蔵の沈銓筆花鳥図（図2）で、それは渡辺自身の嗜

表 4 中国人関係者（上海）

名前	生年	経歴	出品（数）	賛助	来日	その他	日華聯合絵画展への関与				
							1	2	3	拈	4
王一亭	1867	実業家・画家	●(16)	●	●	訪問・宴会	●	●	●	●	●
王傳燾		王一亭の子	●(2)		●	協議・宴会					●
哈少甫		不詳	●(4)	●							
黄植		不詳	●(7)								
呉仲熊	1899	画家	●(2)	●		訪問・宴会		●			●
呉東邁		不詳	●(2)	●							
顧麟士	1865	画家	●(9)	●			●	●	●		●
蔡実寛		不詳	●(6)	●							
周湘雲	1878	実業家	●(4)	●		訪問・宴会					●
葉恭綽	1881	前交通部総長	●(1)	●		協議・訪問・宴会					
曾熙	1861	画家	●(7)								●
孫多祀		不詳	●(1)								
趙時綱	1874		●(7)			訪問・協議				●	●
趙叔孺		不詳		●		宴会		●			
狄景明		不詳	●(2)								
狄葆賢	1873	前時報社社長	●(17)	●	●	宴会					
龐元濟	1864	実業家	●(10)	●	●			●	●		●
濮一乘 (伯欣)		「仏学叢報」主筆	●(1)								
姚虞琴	1867	湖南銀行漢口分行襄理	●(4)	●		宴会					●
李宣龔	1876	商務印書館經理	●(4)	●		来訪・宴会					
李祖慶		不詳	●(8)	●							

好を窺うことのできる唯一の例でもある。今回の出品作のほとんどについて、渡辺は「名品」などの決まり文句で評している。しかしこの作品については「頗る努力の密画にて大に感歎」し、出発の日にも「觀賞去る不能^{あたはず}」、ようやく上海行きの船に乗り込んだほどであった。⁹⁷後述のように「唐宋元明」展では清代の画は参考品で、そのほとんどは文人画か郎世寧の画であった。この出品はやや異例であり、自身も密画の花鳥画家であった渡辺の意向が働いたものと考えられる。

上海

七月十九日、坂西と渡辺は上海に到着したが、当時の上海は対日不買運動が最も盛んであった。⁹⁸それに先立つ同月十日に日本政府は済南事件の解決条件案を閣議決定し、十八日に在上海矢田七太郎総領事は国民政府の王正廷外交部長との交渉を開始していた。

上海在住中国人の「唐宋元明」展関係者は、最大四十七人確認される。そのうち出品者は二十人、賛助員は十四人であった（表4）。各人の経歴によればその多くは画家または実業家で、特に画家は日華聯合絵画展に出品歴があった。

滞在中の一行に最も協力したのは王一亭と葉恭綽である。王は言うまでもなく第一回日華聯合絵画展以来の常連であった。葉については前回展以前の関係は確認されないが、上海在住の関係者の中では

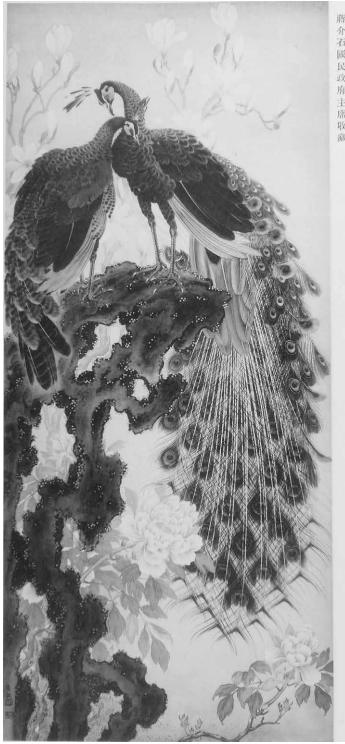


図3 〔渡辺晨欽筆双孔雀牡丹木蓮石图〕（蒋介石
国民政府主席收藏）／『永好留真』掲載

唯一の閣僚経験者である。二人は、特に当時不在であった顧麟士と龐元済の出品について口添えを行った（そして出品された）。また、一行は出品者のうち王一亭・吳仲熊・周湘雲・狄葆賢・李宣龔の所蔵品を実見しており、出品内容に影響を与えた可能性もある。

このように、上海では「唐宋元明」展の出品・賛助交渉に関しては一見順調であった。ただし実業家を含む関係者が、地元の対日不買運動（とそれによる日本人業者の困窮）に関して無知であったとは考えにくい。しかも矢田と王との濟南事件解決交渉は、交渉の開催地をめぐる対立して一向に進展しなかった。この時点では坂西と渡辺は国民政府への働きかけを行わず、七月末に一旦帰国した。

第三節 国民政府の承認——南京

九月十八日、外務省は在南京領事館に対し「唐宋元明」展に関連して坂西と渡辺が訪中すること、国民政府の承認と賛同を得てできれば「北京宮殿所蔵品」から出品してもらいたいことを通知した。その数日前、日本政府は国民政府における五院制の確立と蒋介石の行政院院長就任内定の情報を得ていた。

坂西は上海を経て同月二十三日に南京に到着し、二十六日まで滞在した。その間在南京岡本領事の斡旋により、蒋介石のほか、譚延闓（国民政府委員会議主席）、王正廷（外交部長）、薛篤弼（内務部長）、李烈鈞（国民政府常務委員）、李石曾（中央教育行政委員会委員）らと会見したが、彼らはいずれも東洋文化のため美拳として賛意を表明したという。

他方、渡辺は九月二十五日に上海に到着した。直ちに王一亭らを訪問したがいずれも国民政府に遠慮していたという。坂西が政府要人を訪問して賛助を得た後、渡辺は王一亭を通じて自筆の孔雀の大幅（図3）を蒋介石・宋美齡夫妻に贈呈した。蔣はその孔雀は九徳を具備する鳥の王、石は寿、牡丹は富貴を意味するので、国民政府主席である今の自分にふさわしいと大いに喜び、また宋も女性に関する古事（雀屏中選）に見合うと喜んで喜んだ。その後、出品者も積極的に協力してくれるようになったという。

渡辺は過去の日華聯合絵画展の際も、北京政府の閣僚経験者や宣統帝と贈答していた¹⁰⁶。今回も九月半ばの時点で日本政府が入手した人事情報に基づき、当初は次期行政院（国民党の最高行政機関）院長としての蔣に対して画を用意したと考えられる。宋美齡との結婚については前年蔣介石が日本に滞在した際盛んに報道されていたので、渡辺は夫妻への贈り物としたのであろう。

坂西と渡辺が上海および南京に滞在し「唐宋元明」展への賛助を依頼したこの九月末から十月初旬は、国民党にとって非常に重要な時期であった。八月に国民党は孫文の遺志に基づく五院制を行うことを議決し、九月二十五日に「中華民國国民政府五院組織法」を起草、二十六日にその審議委員会を結成、十月三日に中央政治会議で可決された。法律の公布と蔣介石の国民政府主席就任は同月八日であった¹⁰⁷。したがって王一亭による贈呈はまさに法律の起草か審議の最中に行われたことになり、蔣介石の国民政府主席就任がその時までには内定していたかどうかは不明である。

いずれにせよ、国民政府承諾の報道があった¹⁰⁸九月二十七日付で唐宋元明名画展覧会会長（近衛文麿）より申請書が提出され、外務省は在上海総領事からの電報を受けた二十八日付で同展に対する補給（助成費一万二千元）を起案し、十月一日に決裁した¹⁰⁹。そして蔣介石・王正廷・李石曾の三名が南京の賛助員として記載された。

このように、坂西・渡辺と国民政府との直接交渉の結果、最終的に「唐宋元明」展は開催に至った。同展の主催者としては、従来の日華聯合絵画展同様に当時の政府首脳に対する挨拶だけでなく、接収された故宮文物の出品を依頼する必要がある。また日本政府としては、新体制下の国民政府を支持するという政治的メッセージも込められていたのではないだろうか¹¹⁰。したがって国民政府もまた、済南事件を一時棚上げしてそれに応じたと考えられる。同事件の解決交渉が矢田と再び外交部長となった王との間で本格化するの、この後十月半ば以降である。

上海を離れる前に渡辺は、一時は国交問題と周一派の妨害によって非常に心痛、悲観したが、難関を切り抜けたので必ず成功すると確信した。それでもこの古画展は「容易ならぬ骨の折れる仕事」で再度の開催は望み少なく、「東方文化の一大事業」として十二分の尽力を得て有終の美果を収めさせてほしいと述べた¹¹¹。なお、故宮文物は結果として出品されなかった。

第三章 出品内容

第一節 概要

今回、「唐宋元明名画展覧会」の出品内容を再構成するために主に使用した資料は次の三種類である。

A 『唐宋元明名画大観』

B 「自昭和三年十一月二十四日至昭和三年十二月十六日 於

東京府美術館 支那古名画展覧仮目録 唐宋元明名画展覧

会」（略称「仮目録」）

C 「出品明細表」

Aは展覧会終了後の一九二九年一月、二月、六月に刊行されたもので図版がある。本論で使用したのは一月版である（詳細は後述）。Bは「外務省記録」に含まれるもので、図版はない。末尾に「右は開会前日迄に到達したるもの」で「出品を予約せられたるものにして未着の名品少なからず」とある。¹²⁾また、東京帝室博物館展示分（御物および古寺の出品）は掲載されていない。推定される全出品数と比較すると、A Bともに日本人出品の掲載率が高い。また日本人・

中国人ともにAの掲載点数の方がBよりも多いが、Bのみに掲載される作品もある。Cも「外務省記録」に含まれるもので図版はなく、中国人出品に関してのみ都市ごとに作成されている。¹³⁾さらに、当時の在外公館からの電報にはそれぞれが担当した実際の発送点数と来日者の携帯点数に関する情報が含まれ、総合すると中国人の出品点数が約三五〇点であったことがわかる。したがって中国人出品に関する限り、Cが最も実態に近いと考えられる。日本人出品に関してはCに相当する資料が確認されなかったため、今回はA Bのみを使用した。なお、出品者には中国在住日本人や日本在住外国人と判明する者も若干含まれるが、比較の趣旨を明確にするために今回は中国在住中国人と日本在住日本人のみを分析の対象とした（ただし、汪榮宝駐日中国公使は中国人の方に含めた）。その結果から、推定される出品数を中国人三二五点、日本人二九〇点、全六一五点とした（表5）。

以上に基づき、伝称を含む作品の制作年代について見ると（表6）、明代が最も多く四十四%を占める。次いで宋代二十三%、元代二十二%と続き、以上の三代を合わせて全体の九割近くに上る。さらに清代四%、五代三%、唐代三%である。

以下、各時代の日中出品の傾向を見る。唐代と五代では中国人と日本人の出品はほぼ同数であり、特に日本人出品では古寺や旧大名家による古渡の出品と、個人による新来の出品が混在する。

宋代では、北宋時代に関しては中国と日本の出品はほぼ同数で、

表5 出品数の算出

出典	A.「唐宋元明名画大観」	B.「仮目録」	C.「出品明細表」	推定出品数 (重複分を相殺)
中国人出品	161	170	301	325
日本人出品	237	251	—	290
合計	398	421	301	615

表6 出品内容内訳

時代	伝称作者分類	中国	日本	総計
北魏	不明		1	1
北魏 集計			1	1
北齊	不明		1	1
北齊 集計			1	1
唐	画人	8	3	11
	不明	2	4	6
唐 集計		10	7	17
五代	画人	6	3	9
	僧	1	2	3
	不明		2	2
	画人(画院)		2	2
五代 集計		7	10	17
宋	画人(画院)	19	34	53
	不明	14	10	24
	画人(北宋)	11	9	20
	僧	1	12	13
	文人(北宋)	5	2	7
	宗室	2	3	5
	皇帝(北宋)	1	4	5
	画人	2	1	3
	不詳	1	2	3
	宗室(北宋)	1	2	3
	文人		2	2
	画人(文人)	1		1
	画人(院体)		1	1
	皇帝	1		1
刻工	1		1	
宋 集計		60	82	142
遼	不明	1		1
遼 集計		1		1
金	文人	1		1
金 集計		1		1

時代	伝称作者分類	中国	日本	総計
元	文人	46	21	67
	画人	6	17	23
	画人(院体)	6	7	13
	不明	7	2	9
	宗室	8		8
	道士	6		6
	画人(文人)	3	1	4
	僧		3	3
元 集計		83	51	134
明	文人	68	55	123
	画人(文人)	18	14	32
	画人(院体)	13	13	26
	不明	19	5	24
	画人(画院)	10	14	24
	画人(浙派)	3	16	19
	画人	6	4	10
	不詳		5	5
	僧	3		3
	文人(院体)		3	3
	道士(文人)		1	1
皇帝	1		1	
明 集計		141	130	271
清	僧	4	5	9
	画人(文人)	7	1	8
	画人(院体)	5	1	6
	文人	2		2
	道士(文人)		1	1
清 集計		18	8	26
不明	不明	4		4
不明 集計		4		4
総計		325	290	615

凡例

- 1: 以下は、表5の推定出品数に相当する全615点の内訳を時代と伝称作者の分類順に示したものである。作者の分類は、主に兪劍華編『中国美術家人名辞典』（修訂本、上海人民美術出版社、2006年）を参照して筆者が行った。
- 2: 作者分類の用語法は次の通り。不明＝作品の作者名が不明。不詳＝作者の経歴が不詳。(北宋)＝北宋時代。画人(画院)＝画院または宮廷に属した画人。画人(文人)＝文人画を描いた画人。画人(院体)＝画院に属さず、院体画を描いた画人。画人(浙派)＝「浙派」(明代山水画の流派の一つ)と称される画人。文人(院体)＝院体画を描いた文人。

南宋時代に関しては日本人出品の方が多い。特に北宋の徽宗と李公麟の伝称作品には日本の古渡も含まれるが、郭熙、蘇軾などは中国人出品にしか見られない。また、南宋時代の画院画家と僧(そのほとんどは牧溪)による作品では日本人の出品が圧倒的に多い。

元代と明代では、文人画に関してはいずれも中国人出品が圧倒的に多いが、非文人画に関しては日本人出品が多く見られた。まず、元代の文人画では出品点数の上位にいわゆる元末四大家が並ぶ。特に倪瓚、王蒙、黄公望の作品に関してはほとんどが中国人出品である中に日本の新興收藏家(特に山本佛二郎)の出品が辛うじて食い込んでいる。他方、非文人画では日本の古渡の出品が圧倒的に多く、特に日本の『君台観左右帳記』にしか記載のない作者(因陀羅、高然暉、檀芝瑞、用田など)については当然ながら日本人出品のみである。

また、明代の文人画では四大家の沈周・文徵明・董其昌・唐寅が最も多く各十五点以上に達し、この四人の作品だけで全出品数の一割以上を占める。そのうち沈周と董其昌については日本人出品が多く、文徵明は日中同数、唐寅は中国人出品が多い(当時の日本人にとって唐寅の作品が比較的珍しかったことは、後述する展覧会評でも裏付けられる)。他方、非文人画では特にいわゆる浙派(特に謝時臣・李士達・藍瑛)の作品について日本の古渡の出品が圧倒的に多い。

最後に、「唐宋元明」展では清代の作品は参考品だったので、その内容には明らかに偏りがある。比較的点数の多い僧の釈道済(石

濤)については日本人出品が若干多く、文人画を描いた龔賢についてはほとんど中国人の出品、そして院体画を描いた郎世寧についてはすべて中国人の出品であった。

第二節 中国人の出品

中国人の出品は、都市別に見ると上海三十五%、北京三十二%、天津二十九%であり、この三都市がほぼ同数ずつでほとんどを占める。

特に宋代より明代の作品について見ると(表6)、宋代では南宋時代四十六%に対して北宋時代三十%であり、日本人出品と比較すると北宋時代の割合が高い。北宋時代には郭熙・李公麟・武宗元・王詵・崔白・許道寧などの画人、文人の蘇軾・文同・呉元瑜、宗室の趙令穰、そして徽宗が含まれる。南宋時代の画院画家でも劉松年・蕭照・李唐・馬遠など比較的初期の者が多い。

元代では文人画系七十七%に対して非文人画系十四%、明代では文人画系六十四%に対して非文人画系二十三%であり、いずれも日本人出品と比較すると圧倒的に文人画系の割合が高いのが特徴である。元代の文人画系には呉鎮・王蒙・倪瓚・黄公望(以上元末四大家)、郭畀・銭選などの文人、宗室の趙孟頫、道士の方從義などが含まれる。また非文人画系では院体画を描いた王淵・朱玉・盛懋が含まれる。

明代の文人画系には唐寅・文徵明・沈周・董其昌(以上四大家)、徐渭・文嘉などの文人、張宏・陸治など文人画を描いた画人などが



右：図4 明唐寅筆孟蜀宮妓図（郭葆昌蔵）／『唐宋元明名画大観』掲載
 中：図5 明唐寅筆古槎鸚鵡図（龐元濟蔵）／『唐宋元明名画大観』掲載
 左：図6 元王蒙筆青卞隠居図（狄葆賢蔵）／『唐宋元明名画大観』掲載

含まれる。特に、唐寅の作品は中国人出品の中で最も多く十二点上る（例えば図4、5）。また非文人画系では院体画を描いた仇英・尤求など、画院画家に相当する陳洪綬・辺文進・丁雲鵬などが含まれる。都市ごとに出品数が多くかつ特徴的な収蔵家として、北京では関冕鈞、上海では狄葆賢、天津では方若が挙げられる（表7）。まず、関冕鈞の出品数は全中国人の中で最多の三十三点上っただけでなく、その内容は全体の傾向を反映する。すなわち明代の文人画が最も多く、元代の文人画が続く。北宋時代の李公麟・王詵、明代の宮廷画家の陳洪綬や院体画を描いた仇英のほか、唐代・五代・清代の作品も含まれる。次に、狄葆賢の出品数は関冕鈞に次ぐ十七点である。その内容は元代の文人画が最も多く、特に王蒙筆青卞隠居図（図6、図版原題に「春」とあるのは誤り）は後述のように展覧会で最も注目された作品の一つとなり、現在でも名品として知られる（上海博物館蔵）。それに南宋の画院画家、明代の文人画が続き、さらに北宋時代の画院画家が多く、さらに元代の文人画も含まれた。

第三節 日本人の出品

日本人の出品は、先行研究にしたがってその収蔵家区分ごとに見れば、個人が六十九%を占め、旧大名家・公家十二%、古寺八%、勲功華族七%を大きく引き離している。その個人では実業家が

表 7 中国人の出品例

1. 関冕鈞（北京）

時代	作者名	作品名	『唐宋元明名画大観』	『仮目録』	『出品明細表』
唐	閻立本	秋嶺掃雲図巻	●	●	●
五代	周文矩	兜率宮内慈氏図	●		●
	黄筌	蜀江秋浄図巻	●	●	●
宋	王昉	万壑秋雲図巻	●	●	●
	李公麟	羅漢巻		●	●
	馬遠	山水巻			●
元	呉鎮	山水		●	●
		墨竹図	●	●	●
	王蒙	素菴図	●	●	●
	倪瓚	清閨閣図軸		●	●
	方從義	為俞紫芝翁写山水軸		●	●
	郭界	山水図	●	●	●
	趙元	仿董源夏山読書図	●	●	●
	王淵	鳩居擲落図軸		●	●
明	銭選	柴桑翁図巻	●	●	●
		山水図	●	●	●
	文徵明	大山水軸			●
		秋林書屋図巻			●
	唐寅	双驢図	●	●	●
	宣德皇帝	双驢図	●	●	●
	傅山	乾坤草堂図	●	●	●
	仇英	募驢図巻	●	●	●
	陳洪綬	五洩山図	●	●	●
	呉振	溪山無尽図巻		●	●
	黄道周	平沙落雁図	●	●	●
	董其昌	山水軸			●
	高喜	浅色小景山水巻			●
	王鐸	仿董源山水図	●	●	●
周之冕	百花長巻		●	●	
清	郎世寧	松鶴図	●	●	●
		竹陰西廬図	●	●	●
	积道濟	山水大横幅		●	●
	龔賢	千巖平遠図	●	●	●
	揮寿平	虞美人軸		●	●

四十九%を占め、やはり美術家十三%、学者七%、官僚および軍人若干を大きく引き離す。

中国人と同じく宋代、明代の作品について見ると（表6）、宋代では南宋時代六十七%に対して北宋時代二十一%であり、中国人出品と比較すると北宋時代の割合は低い。ただし北宋時代の画に対する日本人の理解が本格化するの是一九三〇年代以降である¹⁴ので、この時期すでにその兆候が現れていたと見るべきである。北宋時代では古渡にも見られた徽宗・李公麟・趙令穰のほか、許道寧・李成・米芾などが含まれる。また南宋時代の画院画家には梁楷・馬遠・夏珪・馬和之・劉松年・馬麟などがあり、特に劉松年・馬和之には新来も含まれる。

元代では文人画系四十六%に対して非文人画系五十%、明代では文人

2. 狄葆賢（上海）

時代	作者名	作品名	『唐宋元明名画大観』	「仮目録」	「出品明細表」
五代	顧闳中	關雎図	●		●
	貫休	羅漢			●
宋	無名	残梅□鳥卷			●
	夏森	楚山図卷			●
	李唐	漁父軸			●
	朱懷瑾	秋山浮艇図	●		●
	文同	墨筆□□軸			●
元	王蒙	青卞隱居図	●	●	●
		春壑鳴泉図	●		●
	呉鎮	水竹幽居図	●		●
		墨竹軸			●
	趙孟頫	紅樹石山軸			●
唐棣	摩詰詩意軸			●	
明	王寵	墨筆牡丹		●	●
	方孝孺	松石図			●
	劉俊	雪□□酒図			●
	董香□	寒林卷			●

3. 方若（天津）

時代	作者名	作品名	『唐宋元明名画大観』	「仮目録」	「出品明細表」
宋	高宗	瑞応図			●
	蕭照	山居図卷	●	●	●
	馬麟	紅梅卷	●	●	●
遼	無名氏	相馬鏡心			●
元	黄公望	山水図	●	●	●
明	邵高	山水図	●	●	●
	尤求	雪個山人像	●	●	●
	唐寅	約齋図卷		●	●
	方亨咸	甲申紀遊冊		●	●

凡例 表5の参考文献に記載がある場合は●で示した。□ = 判読不能

画系五十六%に対して非文人画系三十八%であり、いずれも中国人出品と比較すると非文人画系の割合のが高いのが特徴である。元代の文人画系には任仁発・銭選・倪瓚・黄公望などがあり、特に任仁発・銭選には古渡も含まれる。また非文人画系には因陀羅・顔輝・檀芝瑞・高然暉・盛懋・孟玉潤・王淵・孫君沢などが含まれ、いずれも古渡の典型である。特に高然暉と檀芝瑞の作品は日本にしか現存せず、いずれも文人画に準じるものと見なされた¹⁵⁾。

明代の文人画系にはいわゆる四大家（沈・文・董・唐）のほか、倪元璐・関思・王建章・周之冕なども含まれる。四大家のほとんどは新来と考えられるのに対して、それ以外の画家では古渡が多く見られる。また非文人画系では謝時臣・藍瑛・李士達などの浙派、呂紀・劉俊・戴文進・丁雲鵬などの宮廷画家相当、仇英・周臣など院体画を描いた画人が含まれる。その多くは古渡で、それらにより日本における非文人画系の割合が高まったこと

表 8 日本人出品者（古寺）

名称	宗派	出品数
永保寺	臨済宗南禪寺派	1
教王護国寺	真言宗	2
久遠寺	日蓮宗総本山	1
向嶽寺	臨済宗向嶽寺派総本山	1
高山寺	古義真言宗別格本山	1
高桐院	大徳寺塔頭	2
金地院	南禪寺塔頭	3
相国寺	臨済宗相国寺派総本山	2
正法寺	時宗雲山寺派本山	1
知恩院	浄土宗総本山	3
知恩寺	浄土宗大本山	1
智積院	真言宗智山派総本山	1
東福寺	臨済宗東福寺派大本山	1
南禪寺	臨済宗南禪寺派大本山	1
西本願寺	浄土真宗本願寺派総本山	1
本法寺	日蓮宗本山	1
曼殊院	天台宗門跡寺院	1

凡例

- 1：以下、表 11 までは「唐宋元明」展の日本人関係者のうち出品の実績のある者を記載し、賛助員または役員情報を追加した（賛助員のみは表 13 参照）。古寺以外は、その家柄により旧大名家・公家、勲功華族、（それ以外の）個人に分類した。
- 2：外務省記録以外の主な参考文献は以下の通り。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』第 2 版、東京大学出版会、2013 年。同編『日本陸海軍総合事典』第 2 版、東京大学出版会、2005 年。『三百藩藩主人名事典』新人物往来社、1987～1989 年。『大正人名辞典Ⅱ』日本図書センター、1989 年。『昭和人名辞典Ⅰ』第 1 巻東京篇、日本図書センター、1987 年。

表 9 日本人出品者（旧大名家・公家）

名前	生年	当時	出品数	賛助／役員
秋元春朝	1881	子爵・上野館林藩秋元家の後裔・貴族院議員	2	
大村純英	1872	伯爵・肥前大村藩大村家の後裔・陸軍少将	3	
黒田長成	1867	侯爵・筑前福岡藩黒田家の後裔・貴族院議員・枢密顧問官	11	●
近衛文麿	1891	公爵・従一位近衛家の後裔・貴族院議員・東亜同文書院院長	1	会長
酒井忠克	1883	伯爵・若狭小浜藩酒井家の後裔・貴族院議員	1	
酒井忠正	1893	伯爵・播磨姫路藩酒井家の後裔・貴族院議員・亜細亜文化研究所所長ほか	1	●
三条公輝	1882	公爵・清華家三条家の後裔・貴族院議員・皇太后宮事務官	1	●
徳川家達	1863	公爵・徳川本家の後裔・貴族院議長	2	●
徳川達道	1872	伯爵・一橋家の後裔	3	●
徳川義親	1886	侯爵・名古屋尾張藩徳川家の後裔・貴族院議員	1	●
徳川頼貞	1892	侯爵・紀伊和歌山藩徳川家の後裔	2	
蜂須賀正韶	1871	侯爵・阿波徳島藩蜂須賀家の後裔	2	●
前田利為	1885	侯爵・加賀金沢藩前田家の後裔・海軍大佐	2	●
松平直亮	1864	伯爵・出雲松江藩松平家の後裔	3	

がわかる。

先行研究にしたがい収蔵家ごとの特徴を補足すると、まず古寺の出品（表 8）はすべて当時の国宝であったが、従来伝称によって言及されてきた作者の一部がここでは「無款」となっていることに留意したい¹⁶。いずれにせよ、その内容は古寺が確かに唐代から明代の非文人画系の主要な所蔵者であったことを裏付ける。

旧大名家・公家の出品（表 9）では宋代の画院画家、元代の画人、牧溪、および明代の宮廷画家の作品が多く見られる。今日なお名品として知られる作品も含まれるものの、全体として量的に乏しいという印象

表 10 日本人出品者（勲功華族）

名前	生年	当時	出品数	賛助
井上勝之助	1861	侯爵・井上馨の養子・貴族院議員・枢密顧問官	2	●
岩崎小弥太	1874	男爵・岩崎弥之助の子・三菱鉱業会長	15	●
近藤滋弥	1882	男爵・近藤廉平の子・三光紡績創業・貴族院議員	1	
藤村義朗	1871	男爵・貴族院議員・元三井物産取締役	1	●

表 11 日本人出品者（個人）

詳細	名前	生年	当時	出品数	賛助／役員
実業家	阿部房次郎	1868	東洋紡績株式会社社長	5	●
	岡田壮四郎	1877	日清紡績取締役	1	
	小倉常吉	1865	小倉石油	5	
	末延道成	1855	東京海上保険会長・貴族院議員	2	
	高島菊次郎	1875	王子製紙常務取締役	1	
	武居綾藏	1871	内外綿頭取等	2	
	西原亀三	1873	元満州綿布輸出組合長	2	
	西脇済三郎	1880	西脇銀行頭取	1	
	根津嘉一郎	1860	東武鉄道代表取締役・貴族院議員	13	●
	橋本辰二郎		国洋汽船社長？	4	●
	原邦造	1883	東京貯蓄銀行頭取等	2	●
	幡生弾治郎	1869	上海紡績株取締役	4	
	前山久吉	1872	浜松銀行頭取等	3	●
	牧田環	1871	三井鉱山	1	
	馬越恭平	1844	大日本麦酒社長・貴族院議員	2	●
	本山彦一	1853	大阪毎日新聞社社長	4	●
山本梯二郎	1870	元台湾製糖社長・衆議院議員・農林大臣	46	●	
美術家	川合玉堂	1873	帝国美術院会員・日本画家	1	委員
	小林万吾	1870	洋画家・東京美術学校教授	1	
	小室翠雲	1874	帝国美術院会員・日本画家	2	委員
	塩崎逸陵	1884	日本画家	1	
	中村不折	1866	洋画家・書家	7	●
	早崎稷吉		美術家	7	●
	八木岡春山	1879	日本美術協会会員・日本画家	5	
渡辺辰畝	1867	日本美術協会会員・日本画家	1	委員	
学者	井上辰九郎	1868	法学博士	5	●
	小川陸之輔	1885	京都帝大教授	3	●
	加藤正治	1871	東京帝大教授	6	●
官僚	岩村成允	1876	外務省文化事業部嘱託	2	●
	速水一孔		外務省官員	2	●
	森安三郎	1880	外務省在イタリア大使館参事官	1	
軍人	長岡外史	1858	陸軍中将	1	●
その他	岡崎正也	1864	弁護士	2	
	斎藤悦藏		収蔵家	3	
	田辺為三郎(碧堂)	1865	漢詩人	3	●
	橋本独山	1869	相国寺住職	2	
	原田悟朗		博文堂経営	2	
	藤井善助	1873	藤井齊成会有鄰館	14	●
不明 (カッコ内 は出品数)	菊地栄 (1)、笹川豊之助 (10)、篠崎都香佐 (8)、須田慎一郎 (1)、 竹内栄喜 (1)、武川盛次 (1)、西田善一 (1)、林平造 (4)、兵藤三郎 (2)、 古田福三郎 (1)、横山八十七郎 (1)				

は否めない。有力な旧大名家・公家の一部（伊達・秋元・津軽・旧津山藩松平・島津など）はこの時期すでに所蔵品を入札済みであり、彼らもまた中国絵画の主要な収蔵家が後述する個人へと移行する過渡期にあったといえる。

勲功華族の出品（表10）はほとんど岩崎家によるものである。明

代の二流の文人、浙派、文人画を描いた画人に加えて、宋代の画院画家と牧溪が含まれる。ただし勲功華族の一部（井上・松方・川崎）もまたこの時期すでに所蔵品を入札済みであり、彼らもまた有力な出品者とはなりえなかったことが窺える。

華族ではない個人の出品（表11）では明代の文人、南宋の画院画

表 12 日本人の出品例

1. 山本悌二郎

時代	作者名	作品名	『唐宋元明名画大観』	「仮目録」
唐	呉道子	送子天王図巻	●	●
五代	敦煌石室発見	観世音功德輿	●	●
	董源	雲壑松風図	●	●
宋	劉松年	蜀道図	●	
		着色山水軸		●
	李成	喬松平遠図	●	●
	陳居中	倦繡図	●	●
	趙伯駒	仙山樓閣図	●	●
	李公麟	九歌図巻		●
	米友仁	雲山図巻	●	●
	李唐	水莊琴棋図	●	●
	許道寧	雲山樓閣図軸		●
	徽宗皇帝	五色鸚鵡図	●	●
元	陳汝言	溪山清爽図	●	●
	倪瓚	西林禪室図	●	●
	曹知白	石岸古松図	●	●
	王蒙	泉声松韻図	●	●
	高克恭	青山白雲巻		●
	黄公望	秋山図	●	●
	王淵	芍薬粉鶏図	●	●
	盛懋	秋林漁隠図	●	●
明	沈周	高枕聽蟬図	●	●
		仿雲林山水図	●	●
		楓落吳江図	●	●
		蜀葵図	●	●
		万寿吳江図巻		●
	董其昌	盤谷序図巻	●	●
		仿米山水図	●	●
		仿揚昇没骨山水図	●	●
	文徵明	雲山図	●	●
		横塘聽雨図	●	●
		烟雨聽秋図	●	●
	唐寅	仿李唐山水図	●	●
		応真図	●	●
	孫克弘	寒山拾得図	●	●
	周天球	呉楚一望図	●	●
	盛茂燁	松石藤蘿図	●	●
	王紱	秋林隠居図	●	●
	戴文進	松巖蕭寺図	●	●
	錢穀	赤壁舟遊図	●	●
	項元汴	水墨荷花図	●	●
藍瑛	仿北苑山水図	●	●	
文伯仁	四万図	●	●	
楊文驄	山水巻	●	●	
清	釈道濟	溪山釣艇図	●	●
		授易図軸		●

2. 根津嘉一郎

時代	作者名	作品名	『唐宋元明名画大観』	「仮目録」
宋	牧溪	漁村夕照図	●	●
		龍図	●	●
	徽宗皇帝	花鳥図	●	●
		石榴小禽図	●	●
	李安忠	鶉図	●	●
	子温	蒲萄図	●	●
	蘇漢臣	七夕繁榮祭図	●	●
無款	達磨像	●		
元	因陀羅	布袋図	●	
		祖師問答図		●
	孫君沢	樓閣山水図	●	●
顔輝	達摩図		●	
明	関思	溪山雨霽図	●	●

凡例 表5の参考文献に記載がある場合は●で示した。

家、元代の文人、北宋時代の画の順に多い。そのうち明代および元代の文人画はほとんど新来であり、南宋の画院画家には新来と古渡の双方があり、北宋時代の画はほとんど新来である。つまり、新来の収蔵家は元代および明代の文人画という古渡の欠落部分を埋めた上で、古渡の典型であった南宋時代の画院画家と（徽宗・李公麟を除く）北宋時代の画にまで及んだことがわかる。新来の収蔵家の典

型として山本悌二郎、古渡の収蔵家の典型として根津嘉一郎の出品内容をそれぞれ挙げる（表12）。

最後に、前記のいずれでもない収蔵家として東京帝室博物館、帝室（御物）、東京美術学校、伏見宮家があった。

第四章 開催の前後

十月半ば以降、日本政府は再び国民政府と済南事件の解決交渉を開始した。二十三日には一旦合意するが日本側の意向で撤回され、翌十一月二十二日、「唐宋元明」展の開催直前にも会談が行われたが、内容に入らずに終わった。このように両国間の外交が停滞する傍らで、「唐宋元明」展開催に向けた具体的準備は進められていた。

第一節 来日中国人と出品物の発送

日本での展覧会会期中に来日した中国人収蔵家と関係者は、北京・天津・大連・上海の各都市にわたる。外務省では十一月六日に来日中国人に対する視察手当の支給が決裁され、その頃までに人選がほぼ定まった。

北京では、出品者の関冕鈞・熙鈺・金開藩のほか、出品はないが旧北京政府官吏で日本語に精通した關鐸、および世話役として彼地

在住日本人の中根斉、橋川時雄がいた。

天津では、出品者の張孤・方若・劉驥業のほか学生の潘経孫が自費で同行予定であり、劉は日本語に精通したという¹¹⁸。当時の新聞記事によれば、張と劉に別の三名の同行が確認される¹¹⁹。

大連では、出品者の蒯寿枢・梁鴻志のほか、前東京高等商業学校教師の李文権の三名が来日予定であったが¹²⁰、前二者が来日した形跡はない。李は日本語に精通し、彼地の出品物を持参して別の一名と来日した¹²¹。

上海では、出品者の王一亭・傅燾父子、龐元濟、狄葆賢のほか、収蔵家の潘曾蔭・李盛鈞、通訳の王荳蓀、および案内役として彼地在住日本人の飯島政男がいた。特記すべきは、龐と狄がアヘン中毒者だったことである。二人はいずれも名品を多数出品予定であったが、それらを持参するのだから出品しない、しかも来日には必要量のアヘンを持参して特定の場所であつた、それができなければ来日を見合わせるとさへ言った¹²²。それに対して外務省では、警視庁より口頭で了承を得て応じた¹²³。

まず北京一行が十一月十七日、次に上海一行が十九日、大連一行が二十日にそれぞれ神戸に到着した¹²⁴。最後に、天津一行が二十四日に（おそらく朝鮮半島経由で）東京に到着し¹²⁵、当日の開会式に間に合った模様である。

上海と大連の来日者は出品物の一部または全部を携行したが、そ

の他は各在外公館から発送された。その際、北京および天津分については発送が若干遅れた。というのも、それらは同時に天津から発送されたが、在南京領事館は誤って北京分しか国民政府に（商品ではないので無税・無検査という）簡易手続許可の申請をしなかった¹²⁶のである。それだけでなく、十一月七日には古物保管会北平分会が国民党の北平臨時政治分会に対し、日本の展覧会に出品すると称して名画が輸出されようとしているので、各海関に出品物を抑留するよう建議したという報道があつた¹²⁷。海関では天津分についても北京分と同等と見なして簡易手続が行われたので、展覧会への支障はなかった¹²⁸。しかしながら、展覧会終了後の翌年一月に、海関監督は国民政府より天津分の簡易手続について懲戒的電報を受けたという¹²⁹。海関に対する処分はその独断に対するものであつたかもしれないが、古物保管会は国民政府の管轄下にあり¹³⁰、その反対運動については調査の余地がある。

第二節 日本人役員・賛助員と関連行事

一九二八年十月付で、「唐宋元明名画展覧会趣旨書」が発行された。それによれば、日中両国に伝承された唐宋元明の名画は「東方美術ノ精華ニシテ世界文化ノ至宝」であるが、従来両国の間に遺存した古名画を併せ見る機会はなく、長く互いに関わりを持たなかつたのは頗る遺憾である。ともに陳列して観賞することができれば

「彼我芸術家ノ研鑽ト東方文化ノ宣揚」に資するところ大きく、「御大礼御挙行直後内外貴紳名流来京ノ好機」をとらえ、併せて精麗な図録を監修して世界に頒布するという¹³¹。特に日中兩國に現存する絵画を併せ見る意義については後述する正木直彦の談話でも語られており、彼がこの趣旨書を起草したと考えられる。また、同展規則の第七条に出品は全部非売品とする旨が明記され、税関手続に配慮していたことがわかる。

前述のように第四回日華聯合絵画展の会長は牧野伸顕であり、その後東方絵画協会の日本側会長としては一旦清浦奎吾が浮上した¹³²。しかしながら一九二八年八月十五日、「唐宋元明」展の賛助・出品交渉を一旦終えた渡辺と坂西の帰国中に東方絵画協会の会合があり、その場で同展の会長就任を近衛文麿に岡部から依頼することが決定された¹³³。当時、近衛はすでに貴族院議員で政治家として有望視されていただけでなく、同じ華族の一員として岡部と親交があったとい¹³⁴う。また、周知のように後年陽明文庫を設立しており、古美術にも一定の理解があった。したがって近衛が「唐宋元明」展の会長、清浦が副会長となったのも不思議ではない。なお、委員は東方絵画協会幹事の十三名と坂西・溝口であった。

日本人出品者には、中国人ほど以前からの関係者は含まれなかった。ただし賛助員の方には第一回日華聯合絵画展からの関係者が少なからず含まれ、さらに外務省関係者も少なからず含まれたことに

留意したい(表13)。彼らは賛助員一般の中に紛れたのである。

展覧会前日の十一月二十三日、出品物の陳列が午後から夜を徹して行われた¹³⁵。

二十四日午前十一時、東京府美術館で開会式が行われた。開会の辞は展覧会委員の正木、挨拶は外務省の岡部、汪駐日公使、賛助員代表として山本悌二郎、来日中国人代表として北方の張弧、南方の王一亭がそれぞれ行った¹³⁶。

二十六日午後六時、唐宋元明名画展覧会主催、朝日新聞社後援の「支那古名画講演会」が同社講堂で行われた。開会の辞は正木、講演者は坂西・小室・汪・張弧、および山本であった¹³⁷。朝日新聞社は、十二月に『アサヒグラフ』臨時増刊として「唐宋元明名画展特集号」も発行した。

十二月五日、陳列替えが行われた¹³⁸。

六日、近衛が展覧会を觀賞した。その後正木とともに宮内省を訪れ、両陛下の展覧会への行幸啓を執奏した(翌日、皇后行啓の内意を得る¹³⁹)。十一日、来日中国人の劉驥業が宣統帝所蔵と称する三点の作品(黄筌筆柳塘聚鳥図巻、唐人遊獵図巻、李公麟筆五馬図巻)を皇后の御覽に供することを希望した¹⁴⁰。この三点は前述の『唐宋元明名画大観』『板目録』『出品明細表』のいずれにも記載されていないが、実際に展示されたらしい¹⁴¹。

十二日、皇后は実際に東京府美術館を訪れたが、他用のついでで¹⁴²

表 13 日本人賛助員（出品者を除く）

区分	名前	生年	当時
実業家	稲畑勝太郎	1862	大阪商業会議所会頭・貴族院議員
	上野精一	1882	上野理一の子・朝日新聞社
	江口定条	1865	元三菱合資会社総理事
	大倉喜七郎	1882	男爵・合名会社大倉組頭取
	大橋新太郎	1863	共同印刷創業・貴族院議員
	門野重九郎	1867	元大倉組取締役・大倉土木会長
	菊池惺堂	1867	東海銀行頭取等
	木村久寿弥太	1866	三菱合資会社総理事
	高木陸郎	1880	中日実業副総裁
	高橋義雄	1861	三井物産顧問
	藤原銀次郎	1869	王子製紙会社社長
	村山龍平	1850	朝日新聞社社長
	望月軍四郎	1879	田口銀行頭取等
	安川雄之助	1870	三井物産常務取締役等
官僚	有田八郎	1884	外務省亜細亞局長・山本悌二郎の弟
	入江為守	1868	子爵・冷泉家四男・入江家養子・皇太后宮大夫
	岡部長景	1884	子爵・和泉岸和田藩岡部家の後裔・外務省文化事業部長
	小田切万寿之助	1868	元外務省在上海総領事・横浜正金銀行取締役
	加藤外松	1890	外務省在天津総領事
	小村欣一	1883	侯爵・小村寿太郎の子・外務省情報部部長
	下村寿一	1884	文部省宗教局長
	下村宏	1875	元台湾総督府総務長官・東京朝日新聞社専務取締役
	仙石政敬	1872	侯爵・但馬出石藩仙石家の後裔・貴族院議員・宮内官僚
	平塚広義	1875	内務省東京府知事
	平山成信	1854	男爵・枢密顧問官・日本赤十字社社長
	藤田栄介		外務省在青島総領事
	船津辰一郎	1873	元外務省在上海・奉天総領事・在華日本紡績同業会総務理事
	松岡洋右	1880	元外交官・南満州鉄道副社長
	三枝茂智		外務省文化事業部第一課課長
	矢田七太郎	1879	外務省在上海総領事
	芳沢謙吉	1874	外務省在中華民国公使
	吉田茂	1878	外務次官
政治家	一木喜徳郎	1867	宮内大臣
	大養毅	1855	衆議院議員
	植原悦二郎	1877	衆議院議員・外務参与官
	大内暢三	1874	衆議院議員・東亜同文会理事・東方文化事業上海委員会委員
	大隈信常	1871	大隈重信の養子・貴族院議員
	小笠原長幹	1885	伯爵・豊前小倉藩小笠原家の後裔・貴族院議員
	小川平吉	1869	衆議院議員・鉄道大臣
	木下謙次郎	1869	関東長官
	後藤新平	1857	伯爵・貴族院議員・少年団日本連盟総長等
	勝田主計	1869	貴族院議員・文部大臣
	田中義一	1864	男爵・内閣総理大臣兼外務大臣
	福原鏞二郎	1868	貴族院議員・学習院長
	細川護立	1883	侯爵・肥後熊本藩細川家の後裔・貴族院議員
	山本条太郎	1867	衆議院議員・南満州鉄道社長
渡辺千冬	1876	子爵・貴族院議員	

区分	名前	生年	当時
学者	石川岩吉	1875	国学院大主事
	大河内正敏	1878	子爵・上総大多喜藩大河内家の末裔・理化学研究所所長・貴族院議員・東方文化事業総委員会委員
	狩野直喜	1868	京都帝大名誉教授・東方文化事業総委員会委員
	沢村専太郎	1884	京都帝大教授
	高田早苗	1860	貴族院議員・早稲田大学総長
	内藤虎次郎	1866	京都帝大教授
	服部宇之吉	1867	東京帝大教授・東方文化事業総委員会委員
軍人	本郷房太郎	1860	陸軍大将
美術家	工藤壮平	1880	書家
その他	大島義修	1871	女子学習院長等
	岡実	1873	大阪毎日新聞取締役・東京日日新聞主幹
	鎌田栄吉	1857	元貴族院議員・枢密顧問官
	白岩龍平	1870	日華学会理事・東亜同文会理事長・対支文化事業調査委員等
	徳富猪一郎	1863	貴族院議員・国民新聞社長
	山井格太郎		日華学会常務理事・同仁会評議員等
不明	上田恭輔、栗屋謙、小貫慶治、荻野仲三郎、原田治郎、矢島正昭、築田欽次郎		

凡例

- 1：以下には表8～11に未掲載の「唐宋元明」展の日本人賛助員のみを記載し、その家柄よりも本人の主たる職業によって分類した。
- 2：参考文献は表8～11に同じ。

あり、また主催者の依頼によるものであったことを鑑みれば、かえって「唐宋元明」展と帝室との関係の希薄さを裏付けるといえる。東京帝室博物館会場は予定通り十二月十六日に閉会したが、東京府美術館会場は会期を四日間延長して二十日に閉会した¹⁴³。なお、閉会間近の十四日に大阪でも開催希望の打診があったが、委員は「責任の重大さに鑑み」拒絶したという¹⁴⁴。

このように、「唐宋元明」展は無事終了したが、済南事件の解決交渉は年内に終結せず、翌年まで持ち越された¹⁴⁵。後述の評者たちが「国際的な外交上の悩ましい問題をよそにして文化的の融和と芸術上の交歓¹⁴⁶」、あるいは「時局を超越してすらすらとか、る雅催¹⁴⁷」が行われたと特記するだけの理由があった。

閉会后、出品物のうち北京および天津分は翌年一月上旬まで外務省に保管された。おそらく天津分に宣統帝の出品物が含まれていた¹⁴⁸ので、外務省ではその扱いに慎重を期したと考えられる。同月上旬に外務省が出品物を滞日中の劉驥業に預けて返送してよいか宣統帝に確認したところ、彼は総領事館を通じて返却されることを希望した¹⁴⁹。直前にその他の出品物が発送されていたので、日本人官吏または軍人が公用で天津に赴く別の機会を待って、最終的に同年六月末に本人に返却された¹⁵⁰。この一連の経緯により宣統帝の出品は「馬和之」の画であったことが判明するが、先に劉驥業が提示した三点の経緯は不明である。

第三節 日本人の中国絵画観への影響

当時の新聞記事によれば、特に閩立本筆歴代帝王図巻について「李文権持参、大連の梁鴻志出品」等前評判があり、開会後も「場内第一等の名品といはれるだけに非常な人気」と観客が群がっている様子が窺える。また王蒙筆青下隠居図についても「逸品中の逸品」、「最有価値者」と評された。

比較的長文の記事からは、「唐宋元明」展が当時の日本人の中国絵画観に与えた影響が窺える。まず、当時外務省から「支那古書画現在目録作成事業」の助成（後述）を受けていた原田尾山は、同展の特徴として南画（特に北宋の董源・李成、元末および明の四大家）の名品が多いことを挙げた。そして最近二、三十年のうちには日本が持つようになった「新渡」の南画の大部分を初めて目の当たりに見得る、それにより南画に対する鑑賞が正しく確立され得るという。¹⁵³

次に、当時日本大学教授で訪中経験が豊富であった後藤朝太郎は、主に唐宋のものは日本から、元明のものは中国から多く出品されている。従来中国で民間の名品をまとめて見ることはできなかったが、今回の展示は時代・流派・筆者が系統的で信頼できるものを豊富に集めていると評した。そして前述の歴代帝王図巻や王蒙の作品群だけでなく、北宋の山水画や明代爛熟期の諸名家にも注目した。他方、

中国では古名画の保存が困難で日本にその安全地帯を求めている状況は気の毒だが、收藏家としては日本の山本悌二郎と並んで中国の関冕鈞を重要人物とした。¹⁵⁴

久木今作（経歴不詳）は、今回の出品を次の三つの系統に的確に分類した。すなわち、①我国に古くから流伝して漢画の元になり、国宝の銘を打たれて今度博物館の方に出版された諸作、または東京府美術館に出陳された馬遠・牧溪その他日本の絵画史の中に散見する作品群、②明治の末年辺りから初めて日本の新しい蒐集家の手に入った作品群、③今度の展覧会を機として中国の蒐集家らが見られなかった各代のめばしい画を一通り見られると評した。特に、明代の唐寅の「殊にいゝもの」を今回中国人が出品しているという。また、元末四大家は「何れも神品、逸品揃ひ」で、特に部屋中央に王者のように掲げられた王蒙筆青下隠居図は「冠冕」（首位）であるという。さらに、収集家の雄はやはり山本と関だが、龐は逸品のみで愉快であり、狄と金はすば抜けた一、二点のみで心憎いという。¹⁵⁵

最後に、正木による評は会期の終わり頃に掲載され、今回の展覧会を総括している。それは中日の古名画を併せて見るという試みであり、互いに無いものを見ることは利益が多かった。日本には宋元明の院体画の名画が伝わっているのに対して、南画系統の淵源、す

なわち元末四大家は絶無であった。また、題賛・題跋があり書画が互いに映り合っているようなものも日本には少なかったという。¹⁵⁶

筆者は以前、雑誌『國華』に掲載された中国絵画の分析を通じて、近代日本が「古渡」の中国絵画の蓄積の上に「新来」のそれを受け入れていく過程について論じた。¹⁵⁷この「唐宋元明」展の評者たちもまた、それ以前の日本にあった中国絵画と近年日本に流入したか今回中国人がもたらした中国絵画とをよく識別した上で、後者——特に元代と明代の文人画——に圧倒的な印象を受けたことがわかる。

第四節 『唐宋元明名画大観』と「支那古書画現在目録作成事業」

一九二九年、外務省は「唐宋元明」展に関して新たに二つの支出を決裁した。一つは中国時局の混乱により保険・収集・輸送・送還に関する予想外の支出を補うため、¹⁵⁸もう一つは、『唐宋元明名画大観』を九十部購入し、中国人出品者および内外の著名の学校図書館に寄贈するためである。¹⁵⁹現在、『唐宋元明名画大観』には①昭和四(一九二九)年一月二十三日印刷、同月二十五日発行、全二冊、②(一九二九)年一月二十三日印刷、同月二十三日印刷、同月二十五日発行、全二冊、③(一九二九)年一月二十三日印刷、同月二十五日発行、同月二十五日発行、全二冊、④同年二月十一日印刷、同月十三日発行、全二冊、⑤同年六月二日印刷、同月五日発行、全四冊の少なくとも三種の版が確認される。¹⁶⁰いずれも編集者は東京美術学校文庫内唐宋元明名画展覧会、代表者は北浦大介、発行兼印刷は大塚稔、印刷所および発売

所は大塚巧藝社、売捌所は刀江書院である。また封面および題跋題は汪榮宝、題字は近衛文麿、序文は汪・岡部・正木の三者による。この図版の選択は、正木・溝口・渡辺・結城の間で行われた。¹⁶¹また、外務省では同年四月に少なくとも北京および天津の出品者へ配布するために同書を発送した。¹⁶²この図録は次の「宋元明清名画展覧会」への出品交渉にも役立つことになる。

最後に、「支那古書画現在目録作成事業」について補足する。前述のように、一九二八年三月の会合で正木は「日本現在支那画目録」の作成に着手することになった。四月、彼はその件に関して原田尾山に相談し、¹⁶³八月には社団法人國華俱樂部理事長として外務大臣宛に「請願」を提出した。それによれば、日本に伝存する中国古美術は「実ニ世界ノ至宝ト謂フベキ」ですでに国宝として登録されたものも少数あるが、社寺の所蔵品でも未登録のものもあり、民間の所蔵品についてはまったく未着手である。その見在目録を作成することは文化事業の一重要事で、國華俱樂部ではそれを原田謹次郎(尾山)に委嘱したく、その費用の一部補助を願い出るといふ。¹⁶⁴翌九月、外務省ではこの請願に対し昭和三年度助成費として支出が決裁された。¹⁶⁵

これは翌一九二九年三月公布の「国宝保存法」および一九三三年四月公布の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に先立ち、当時の日本に現存する中国美術品に対する保護が十分ではないという危機

意識の現れであり、特に民間所蔵の中国絵画に関して少なくとも目録を作成しようとした試みとして評価される。一連の経緯を考えれば、この目録は「唐宋元明」展とほぼ同時期かつほぼ同じ集団によって発案されたと考えられ、両者はともに近代日本における中国絵画受容の一定の成果であったといえる。

おわりに

「唐宋元明名画展覧会」は、日華聯合絵画展覧会の主催団体であった東方絵画協会と、同展覧会へ「対支文化事業」より助成費を支出していた外務省関係者との間で発案され、事実上東方絵画協会によって実施された。当初は第五回日華聯合絵画展と前後して開催予定であったが、中国側会員間の内紛により同展が延期されたために単独で開催された。中国人に対する賛助・出品交渉は、中国大陸において国民革命軍による（第二次）北伐の開始からその完成（北京政府の消滅）を経て、（南京）国民政府が新体制を確立するまでと同時期に行われた。特に北伐開始直後に日中の軍隊が衝突し（済南事件）、その解決交渉が十月に及んだだけでなく中国では対日不買運動が盛んとなったが、中国人収蔵家と国民政府首脳が出品と賛助に同意して開催が実現した。現時点で確認される展覧会への出品点数は、中国人三百点強、日本人三百点弱、合計六百点超である。

中国人出品者は旧北京政府の閣僚経験者、画家、実業家が多数を占める一方、日本人出品者は実業家が半数近くを占め、古寺、旧大名家・公家、勲功華族も含まれた。伝称作者の時代では明代が最も多く四割以上、宋代・元代を合わせて九割近くに上り、清代・五代・唐代が若干含まれた。その内容は当時の日中における収蔵家の差異だけでなく、日本における新旧収蔵家の交替をも反映した。

結論として、「唐宋元明」展は第一に近代日本における中国絵画受容の論点より見れば、戦前における新来の中国絵画紹介の集大成であった。第二に近代日中関係史における文化外交の論点より見れば、日本の対支文化事業の明白な成功事例であった。

第一の点について、「唐宋元明」展は近代日本における民間中国人収蔵家の所蔵品の最大の展示事例であっただけでなく、日本人の新興収蔵家による出品と合わせて、特に日本の古渡に十分見られなかった元代および明代の文人画の豊富な作例を提供した。したがって一九一〇年代以降行われてきた新来の中国絵画紹介の集大成であり、かつ日本人の中国絵画観の修正を決定づけた¹⁶⁾。

ただしそれ以前の新来の中国絵画の紹介が主に歴史家によって主導されてきたのに対し、「唐宋元明」展は現役画家の団体展である日華聯合絵画展の実績の上に成立した。それは時間軸より見れば中国の古画に対する日本人画家の思い入れの近代的帰結にして、おそらく最後の現れであった。また空間軸より見れば、同時代の中国人

画家の中でも特に金紹城ら「国画」を志向した人々との交流の成果である。¹⁶⁷

他方、並行して行われた「支那古書画現在目録作成事業」は従来
の古社寺保存法の欠陥を補完して日本の民間所蔵の中国書画目録を
作成しようとしたものであり、当時の中国でも古物保管会が活動を
開始していた。したがって、この時期における「唐宋元明」展の実
現は、近代日中絵画史だけでなく両国における古美術保護行政の観
点からも検討の余地がある。

第二の点について、第四回日華聯合絵画展以降東方絵画協会との
関係は強まったものの、外務省は対支文化事業を「政治外交ノ範圍
外」に置こうと苦心し、その関与は実際に資金または便宜の提供に
とどまった。¹⁶⁸ また、当時の中国政府は多面的かつ流動的であったが、
北京政府の閣僚たちは日本政府の対中国政策にかかわらず日華聯合
絵画展を常に歓迎し、国民政府もまた済南事件や対日不買運動に対
処しつつ「唐宋元明」展に同意した。特に蒋介石は済南事件の中国
側当事者でその衝撃は小さくなかったはずだが、「唐宋元明」展の
開催を最終的に保証した。したがって、日中の政府関係者は「唐宋
元明」展を文字通り「非政治的」事業と見なしたと言うこともでき
る。しかし、当然ながら状況はそれほど単純ではない。

そもそも清朝末期以降、日本は帝国主義列強から受け継いだ中国
大陸における権益を維持するために、それを脅かさない範囲で中国

本土の安定を希望した。中国大陸における諸勢力もまた、清朝の宗
室・遺臣から、内蒙古族、北京政府の担い手となった諸軍閥、国民
党に至るまで、自らの基盤安定をはかるために、機会あるごとに日
本の官民に対して理解や援助を要請した。このように、日中間には
すでに「交流」の次元を超えて互いの政治・社会構造に影響を与え
得る深い関わりがあった。したがって、中国大陸を対象とした日本
による対支文化事業は、双方の政府関係者にとって「親善」を強調
する有効な機会だったのではないか。それは「時局を超越」したと
いうよりも、むしろ互いに相手にとって不利益となる外交政策と十
分に両立可能なものだったのである。¹⁶⁹

また、当時の「中国」人の内情が決して一枚岩ではなかったこと
にも留意する必要がある。この意味において、「唐宋元明」展の中
国人出品者は象徴的な存在である。それは北京政府時代の中華民国
の収蔵家の見本市といえるほど多様な顔ぶれであった。すなわち、
北京政府の閣僚経験者や官吏——金石書画篆刻を善くする従来の文
人の後継——から、清朝の遺臣、近代的制度における軍人、実業家、
そして画家までが含まれた（そのうちの数名には、満州事変後の日本
への関与も確認される）。

例えば、前述の古物保管会の主張を受けて、日本政府は中国から
の出品物の受け入れに際して決して売却目的ではないことを保証す
るのに腐心した。しかし中国人収蔵家の思惑は必ずしもその通りで

はなく、「唐宋元明」展が主体的な売却の契機となる場合もあった。¹⁷⁾日本における中国古画展の開催が彼らにとってむしろ有利であったことは、三年後（一九三一年、満州事変の数カ月前）の「宋元明清名画展覧会」への積極的参加（出品者数は一・八倍、出品点数は二倍）によっても裏付けられる。彼らの上に、国際社会に対し自らの正当性の承認を希求する（南京）国民政府の幹部が賛助員として加わったのである。

このように、中国人関係者が賛助・出品交渉に協力し、特に收藏家自身が日本における展示に同意したからこそ「唐宋元明名画展覧会」は実現したのである。それによって日本人画家や收藏家は中国人の所蔵する古画を見るといふ長年の、そして最後の宿願を果たし、中国人画家や收藏家も自己の作品や所蔵品を宣伝する機会を得た。したがって、これは日中双方の官民の利害に十分に一致したゆえに成功した、日本の対支文化事業の事例であったといえる。このような事例が他国との関係に応用あるいは一般化し得るかについては、今後の課題としたい。

注

(1) 内藤虎次郎を中心とした関西圏の動向については、陶徳民編著『内藤湖南と清人書画 関西大学図書館内藤文庫所蔵品集』関西大学出版部、

二〇〇九年。曾布川寛監修、関西中国書画コレクション研究会編『中国書画探訪 関西の收藏家とその名品』二支社、二〇一一年。関西中国書画コレクション研究会編刊『関西中国書画コレクションの過去と未来』、二〇一二年。瀧精一を中心とした『國華』の動向については、拙論『國華』にみる新来の中国絵画——近代日本における中国美術観の一事例として』『國華』第二三五号、二〇一二年一月、五〜一七頁。同『國華』にみる古渡の中国絵画——近代日本における「宋元画」と文人画評価の成立』『日本研究』第四十七集、二〇一三年三月、五三〜一〇八頁。

(2) 鶴田武良「日華（中日）絵画聯合展覧会について——近百年來中国絵画史研究 七』『美術研究』第三八三号、二〇〇四年八月、一〜三三頁。前記を踏まえ、近代における日中画家の交流に関する近年の成果としては、戦後梅「金城と一九二〇年代の北京画壇」瀧本弘之編『民国期美術へのまなざし——辛亥革命百年の眺望（アジア遊学一四六）、二〇一一年十月、一一〜三一頁。吉田千鶴子「日中美術交流最盛期の様相」同前、三二〜四〇頁。『中国近代絵画と日本』京都国立博物館、二〇一二年。

(3) 阿部洋『対支文化事業』の研究』汲古書院、二〇〇四年。

(4) 外務省記録を用いて直接「唐宋元明」展に言及したものは、河村一夫「大正末期より昭和六年に至る日中交流名画展開催に関する渡辺辰歌画伯の活躍について』『外交時報』第一一五五号、一九七八年六月、一八〜二九頁。同「鄭孝胥と交渉のあった日本各界の人々（下）——昭和三年の唐宋元明名画展に関連して』『政治経済史学』第二九〇号、一九九〇年六月、二九〜三四頁。ただし日華聯合絵画展と明確に区別されず、一部史料の紹介にとどまる。

(5) 熊本史雄「大戦間期の対中国文化外交——外務省記録にみる政策決定過程」吉川弘文館、二〇一三年。

(6) （戦前期）外務省記録とは、「外務省文書編纂規定」（一九三一年）に基づき公信・電信・契約書・諸帳簿等、公務に関するすべての書類のうち執務

上処理済みとなったもの（記録文書）を事件・事項別に編纂したもので、外務省創立（一八六九年）以来第二次世界大戦終結までの内容が含まれる。原本は外交史料館に保管されているが、アジア歴史資料センターのウェブサイトでその電子ファイルを開覧できる（本論では後者を利用した）。そのリテラシーについては、小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程——外務省文書の文書学的一試論」『日本歴史』第五八四号、一九九七年一月、一〇一―一〇五頁。以下出典が外務省記録の場合、本論では次のように記す。作成者名、資料名、年月日【門・類】簿冊名】巻数、コマ番号】（H門）東方文化事業、0類Ⅱ雑件、3類Ⅱ委員会事業、6類Ⅱ講演、視察および助成。特に文書と電報の表記に関しては、後出の『日本外交文書』に準じた。

- (7) 前者はいわゆる義和団事件の賠償金である。中国が第一次世界大戦に参戦したことによりその支払いが猶予されていたが、一九二二年十二月より再開された。以下対支文化事業の経緯については、『対支文化事業ノ概要』外務省、昭和二（一九二七）年十二月【H0『東方文化事業関係雑件』第一巻、一三二―一六五』。後者は同じく第一次世界大戦により発生した、山東における旧ドイツ権益処理に関するものである。一九一九年六月の講和条約には日本の要求が反映されたために中国は調印しなかったが、その後一九二二年二月のワシントン会議を経て鉄道財産を日本に償却すること等が決定された。服部龍二「ワシントン体制下の国際政治——一九二〇年代」川島真、服部龍二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、二〇〇七年、一一五―一二一頁。
- (8) 第一次世界大戦の講和会議で米大統領のウィルソンが提唱したいわゆる「一四カ条」に呼応して、北京政府への経済支援に偏向した従来の対中国政策の見直しが図られたという。熊本史雄「大戦間期の対中国文化交流」、二六―五九頁。
- (9) 部署名から「対支」が除かれたのは、(共同事業を希望した)中国側の要請による。『対支文化事業ノ概要』、三頁。阿部洋「『対支文化事業』の研究」、

二二三―二二四頁。

- (10) 阿部洋「『対支文化事業』の研究」、二二五―二二九頁。
- (11) 『対支文化事業ノ概要』、一一―三六頁。
- (12) 一九二五年五月に沈瑞麟外交部総長と在中国芳沢謙吉公使との間で交換された公文に基づいて組織された、文化事業に関する日中共同の総委員会。日本人委員十名以内、中国人委員十一名以内で構成され、委員長は中国人委員から選ばれた。上海に分会が設置された。同前、三三六―三八頁。
- (13) 【H6『展覧会関係雑件』第一巻、九―一〇】。小室・渡辺・竹内・山元は第一回および第二回日華聯合絵画展の発起人。
- (14) 内田康哉外務大臣より在中国（北京）吉田伊三郎代理公使宛公信第九六号、大正十二（一九二三）年五月三十一日【同前、六―八】。
- (15) 小村欣一は寿太郎の子（侯爵）で、直前まで政務局で対支文化事業の創設に貢献した。熊本史雄「大戦間期の対中国文化交流」、四四―四六頁。また、戦前には名誉職に華族を推戴する傾向があった。
- (16) この機密費は後年の「助成費」と同義である。岡部によれば、当初事業の遂行上機密費的なものも必要を感じたが、事業の性質上不適切として大蔵省に削除されたため、用途を確定せず比較的自由的な「助成費」を設けたという。「岡部前部長ヨリ坪上新部長へ事務引継内容」、昭和四（一九二九）年二月【H0『東方文化事業関係雑件』第一巻、二二〇】。
- (17) 「日華聯合絵画展覧会ノ件ニ関シ左ノ通り処置致度」、「一九二三年六月」【H6『展覧会関係雑件』第一巻、一五四】。
- (18) 日華聯合絵画展覧会発起人「御願書」、大正十二年六月十八日【同前、一五五―一五六】。
- (19) 阿部洋「『対支文化事業』の研究」、二〇八―二一〇、二三五―二三二頁。
- (20) 官員の内訳、文書の決裁および保管方法の分析により、その処理は高度な政治的判断を要するものではなく、外務省の中でも亜細亜局の所管する対中国政策（特に満蒙の政治状況）からは独立した事業として位置付けら

- れたという。熊本史雄「大戦間期の対中国文化外交」、一六三〜一七六頁。
- (21) 例えば、『対支文化事業ノ概要』では「絶対ニ政治的關係ヲ離レ真ニ東洋文化進展ノ見地ニ立」つという。同書、一〇〜一一頁。また、後年岡部は異動に際し「実施上ノ根本方針」として、「創設以來事業ヲ政治外交ノ範圍外ニ置キ其ノ累ヲ蒙ラサル様留意」可成世人ノ注意ヲ惹カヌ様ニ努メ専ラ実績ヲ挙ケテ支那側ノ誤解ヲ氷解スルコトニ心掛「可成名ヲ棄テテ実ヲ取ルノ地味ナル方針ニ依ル」という。「岡部前部長ヨリ坪上新部長へ事務引継内容」【H0】『東方文化事業關係雜件』第一卷、一七五。
- (22) 公式報告書は、荒木十畝・渡辺晨畝「大正十三年春季開催 北京上海日華聯合絵画展覧会報告書」、大正十三年（一九二四年）年【H6】『展覧会關係雜件』第一卷、七九〜九一。
- (23) 松井慶四郎外務大臣より在中国（北京）芳沢謙吉公使宛電報第一七九号、大正十三年四月一日【同前、一三三】。
- (24) 阿部洋「『対支文化事業』の研究」、二四六〜二五六頁。
- (25) 渡辺晨畝より岡部長景事務官宛書簡、「一九二四年」五月二十七日【H6】『展覧会關係雜件』第一卷、三二八〜三二九。
- (26) 在中国（北京）芳沢公使より松井外務大臣宛公信第二二六号、大正十三年五月十七日【同前、三二二〜三二三】。
- (27) 「日華聯合絵画展覧会ニ関スル件」、「一九二四年六月十二日」【同前、三二〇〜三二二】。
- (28) 渡辺より出淵勝次対支文化事業局長宛書簡、「一九二四年」六月二十二日【同前、二七八〜二八一】。
- (29) 「第四回日華聯合絵画展覧会ニ対シ助成費交付ニ関スル高裁案」、大正十三年十二月二十二日決裁【H6】『展覧会關係雜件』第三卷、八。
- (30) 公式報告書は、渡辺晨畝「日華聯合絵画展覧会擴張交渉報告書」、大正十四（一九二五）年六月二十八日【同前、三三三〜三四一】。
- (31) 岡部より在中国大田為吉参事官宛半公信、大正十四年五月二十日【同前、二二〜二三】。
- (32) 渡辺より岡部文化事業部長宛書簡、「一九二五年」五月二十日、二十九日【同前、一六、三〇】。この直前、芳沢は難航の末ようやく当の沈外交部総長と前述の交換公文に署名したが、その後も反対運動は継続された。阿部洋「『対支文化事業』の研究」、二七八〜二八〇頁。
- (33) 渡辺より岡部宛書簡、「一九二五年」五月二十九日、六月二日【H6】『展覧会關係雜件』第三卷、三〇、一九。
- (34) 「日華絵画聯合展覧会籌擬設備補充法意見書」、大正十四年十一月【同前、六一〜六七】。その内容は渡辺が中国滞在中に關係者と協議していたものとほぼ同一で、①北京と東京に事務所を置くこと、②一年ごとに北京・上海または東京・大阪で展覧会を開催すること、③「東亜絵画研究室」（日文では「東亜美術研究室」）を北京に設置すること、④一定期間の後、欧米でも展覧会を開催すること、である。
- (35) 「日支絵画聯合展覧会擴張計画ニ関シ汪公使ト出淵次官会谈要領」、大正十四年十一月十日【同前、五〇】。
- (36) 渡辺晨畝「日華聯合絵画展覧会第四回日本開催ニ付渡支交渉報告書」、大正十五（一九二六）年六月【H6】『展覧会關係雜件』第五卷、五二〜五三】。
- (37) 岡部より正木直彦、川合玉堂、小堀鞆音、荒木十畝、小室翠雲、結城素明、横山大観、下村観山、竹内栖鳳、山本春挙、渡辺晨畝宛私信、大正十五年二月二十日【H6】『展覧会關係雜件』第三卷、六九〜七四】。
- (38) この要因として、従来の展覧会では中国側出品中に拙劣なものが少なくなく、日本側には書を出品して並列することを歓迎しない向きがある。したがって、中国側には書を出品してもらった方が日本側には有益という意見があった。第四回展ではその意向を反映して後述のように書が出品されたが、中国側の意向で従来通り日中双方の作品が展示されることになった。渡辺より岡部宛書簡、「一九二六年五月」十三日【同前、一一七】。
- (39) 「島田」「日支美術家聯合展覧会ニ関スル協議会記事」、大正十五年二月

二十八日【同前、九五〜一〇一】。

(40) 「日華繪画聯合展覽會開催助成金支出ニ関スル高裁案」、大正十五年六月十七日決裁【H6『展覽會關係雜件』第五卷、一〇一〜一一一】。これとは別に、一般会計経費より出品作品買上の決裁もある。

(41) 「渡辺晨畝氏ニ支那美術界ノ現状視察方委嘱ニ関スル高裁案」、大正十五年三月三日決裁【H6『展覽會關係雜件』第三卷、一〇五〜一〇六】。公式報告書は、渡辺晨畝「日華聯合繪画展覽會第四回日本開催ニ付渡支交渉報告書」【同第五卷、五一〜六一】。

(42) その結果、日華聯合繪画展常連の徐世昌・呉昌碩・周肇祥らだけでなく、朱益藩・沈瑞麟・宣統帝（溥儀）から軍人の段祺瑞・黎元洪までが書を出品し、特に東京の展覽会場では一室が設けられた第三室、全三十三点。「日華繪画聯合展覽會出品目録」大正十五年六月十八日至三十日於東京府美術館【H6『展覽會關係雜件』第五卷、一二二〜一二七】。

(43) 「日華繪画聯合展覽會趣意書」、大正十五年六月十日【H6『展覽會關係雜件』第三卷、三〇七】。牧野は伯爵で、当時内大臣。同年六月十二日、岡部と正木が彼を訪問して会長就任を依頼し、その場で承諾されている。正木直彦「十三松堂日記」中央公論美術出版、一九六五年、四〇四頁。

(44) 渡辺晨畝「日華聯合繪画展覽會第四回日本開催ニ付渡支交渉報告書」【H6『展覽會關係雜件』第五卷、六〇】。

(45) 会則の起草は七月二日であった。正木直彦「十三松堂日記」、四〇八頁。「東方繪画協會会則」、「一九二六年七月」【H6『東方繪画協會二件』、三四〜三五】。岡部より竹内栖鳳宛私信、大正十五年七月九日【H6『展覽會關係雜件』第三卷、二九一】。文化事業部より在中国日本公使館書記官室宛私信第二〇四号、同七月二十六日【同第五卷、一〇五】。

(46) この金死去に関する日本への第一報は、在中國公使館からの電報であった。東京と大阪でそれぞれの発起人により追悼会が行われ、前者には牧野会長以下東方繪画協會会員のほか、外務省の出淵と岡部も含まれた。また、

外務省では発起人の負担軽減と故人の生前の日中国交に関する功績により、追悼会経費の一部を別途支出した。在中國（北京）堀義貴臨時代理公使より幣原喜重郎外務大臣宛電報第五七七号、大正十五年九月九日【H6『展覽會關係雜件』第五卷、一四三】ほか。

(47) 清水誌「華族会館ニ於ケル東方繪画協會ニ関スル会合記事」、昭和二年（一九二七）年二月二十二日【H6『東方繪画協會二件』、四三〜四八】。

(48) 在中國（北京）芳沢公使より田中義一外務大臣宛公信第九六一号、昭和二年九月二十八日【同前、二八〜二九】。

(49) 岡部より正木宛半公信、昭和二年十月十一日【同前、三〇】。

(50) 「渡辺晨畝氏ニ支那視察手当支給ニ関スル高裁案」、昭和二年十月十四日決裁【H6『展覽會關係雜件』第四卷、七】。

(51) 後日関係者向けに作成された文書によれば、周肇祥は対支文化事業の助成金を事業の有無にかかわらず交付されるものと思ひ込み、かつそれを金紹城亡きあとと断断で使用しようとしていたという。東方繪画協會東京本部、「題名なし」、昭和三（一九二八）年六月二日【同前、三四】。

(52) 例えば、在中國（北京）芳沢公使より田中外務大臣宛電報第一二八三号、昭和二年十二月五日【H6『東方繪画協會二件』、七八】。

(53) 東方繪画協會東京本部「東方繪画協會北京本部へ回答案」、昭和三年（一九二八）年四月四日【同前、九六】。

(54) 以下日中の主な政治的事項に関しては、近代日中関係史年表編集委員会編『近代日中関係史年表 一七九九〜一九四九』岩波書店、二〇〇六年。郭卿友主編『中華民国時期軍政職官誌』甘肅人民出版社、一九九〇年。『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第二卷（昭和三年）、外務省、一九九〇年。典出が前二者の場合は省略し、『日本外交文書』の場合は巻数を「I・一二」と略記する。後者は外務省記録の一部を編年方式で主題ごととに編纂したもので、昭和期の中国関係は第一部に収録。

(55) 家近亮子「蒋介石の一九二七年秋の日本訪問——「蒋介石日記」と日本

の新聞報道による分析」山田辰雄・松重充浩編著『蔣介石研究 政治・戦争・日本』東方書店、二〇一三年、七八〜八四頁。特に、十一月五日には田中義一首相兼外相との非公式会談も行われた（田中内閣は一九二七年四月二十日に成立）。

(56) 『北京新聞』、昭和二年十一月一日【H6『展覧会関係雑件』第四巻、六九】。

(57) 『報知新聞』、昭和三年二月一日。『御大典』とは同年十一月十日に行われる予定であった昭和天皇の即位礼のことで、その日程はその年の一月に決定されていた。大礼記録編纂委員会編『昭和大礼要録』再版、内閣印刷局、一九三一年、四頁。以後の新聞記事や関係者の言では「御大典記念」という文句がしばしば見られるが、内容をよく読むならばその真意は内外の要人が集まるために東洋美術を宣伝する好機ということで、むしろ即位礼に便乗したといえる。

(58) 正木直彦『十三松堂日記』、五五五頁。一九二八年第九回帝展の会期および会場は同年八月十六日付『官報』に告示されたが、帝展は前身の文展時代より例年ほぼ十月半ばより十一月二十日前後に開催、会場は第七回展より東京府美術館であった。日展史編纂委員会編『日展史』第一〜八巻、日展、一九八〇〜八二年。また、一九二八年に同美術館で開催された展覧会は全部で二十九本あり、特に二月〜六月、九月には各三本以上開催され、十一月以前に借りるのは困難であったと考えられる。『東京都美術館新館十年の歩み 旧美術館五十年・展覧会記録』東京都美術館、一九八五年、一九頁。齊藤康嘉『東京府美術館史の研究』筑波大学芸術学系齊藤康嘉研究室、二〇〇五年、二〇四〜二〇五頁。

(59) 坂西は第一回日華聯合絵画展当時陸軍少将（のち中将）で中国政府顧問として北京に滞在しており、以来同展に協力した。当時の彼は、軍人に限らず中国を訪れるすべての日本人に援助を惜しまなかった。例えば、諸橋徹次「中国旅行と中国留学（二）」『諸橋徹次著作集第三巻月報』、一九七七

年、二〜五頁。そして「唐宋元明」展の一年前にすでに予備役（事実上の退役）となり、貴族院議員に転身していた。坂西は当時の陸軍における「支那通」の先駆者の一人で、確かに北京政府時代には陸軍の中国政策に大きな役割を果たした。ただし坂西ら旧世代の支那通は、現地の中国人有力者と深い関係を結んだがゆえにかえって彼らに利用され、また一九二〇年代半ば以降新世代の支那通が台頭するにつれその影響力は後退したという。北岡伸一「官僚制としての日本陸軍」筑摩書房、二〇一二年、一〇五〜一四七頁。

(60) 「岩村」印「東方絵画協会関係唐宋元明名画展覧会二関スル打合会状況概要」、昭和三年【H6『東方絵画協会一件』、六一〜六六】。

(61) 前述のように帝展の日程は毎年ほぼ同じだったので、この「十月」は単なる記述ミスと考えられる。

(62) 正木直彦『十三松堂日記』、五六三頁。

(63) 「岩村」印「東方絵画協会関係唐宋元明名画展覧会二関スル打合会打合要領」、昭和三年三月二十八日【H6『東方絵画協会一件』、九三〜九四】。

(64) 田中外務大臣より在中国芳沢公使宛公信第一一五号、昭和三年四月二十三日【H6『展覧会関係雑件』第四巻、一〇三〜一〇五頁】。

(65) 「貴族院議員坂西利八郎、画家渡辺晨歐両氏ニ支那視察手当支給二関スル高裁案」、昭和三年五月四日起案・五日決裁【同前、一四】。

(66) 正木直彦『十三松堂日記』、五九二頁。

(67) 「東京美術学校教授結城素明氏ニ支那視察手当支給二関スル高裁案」、昭和三年五月十六日起案・十九日決裁【H6『展覧会関係雑件』第四巻、二二】。

(68) 田中外務大臣より在中国芳沢公使・在天津加藤外松総領事宛公信合五二一号、昭和三年五月二十四日【同前、二七〜二八】。

(69) 正木直彦『十三松堂日記』、五九三頁。

(70) 渡辺より木村淳文化事業部第一課長ほか一名宛書簡、「一九二八年」六月

二日【日6】『展覧会関係雑件』第四卷、五六】。

(71) 坂西利八郎・結城素明・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」六月七日【同前、六一】。

(72) 「中国各地の対日ボイコット問題」『日本外交文書』I・一・二、八四〇～九一二頁。当時の日本人外交官がしばしば政府主導と批判したように、実際に国民政府は外交政策の一環として「宣伝と動員」を利用したといわれる。川島真・毛里和子『グローバル中国への道程 外交一九〇〇年』岩波書店、二〇〇九年、五三～五四頁。

(73) 濟南事件については、白井勝美「濟南事件交渉経緯」『外交史料館報』第三号、一九九〇年三月、一～二二頁。邵建国「『濟南事件』交渉と蒋介石」『国際政治』第一〇四号、一九九三年十月、一六八～一八二頁。同「『濟南事件』をめぐる中日外交交渉」『NUCB Journal of Economics and Management』vol. 44、No. 2、二〇〇〇年三月、一四五～一五六頁。高文勝「濟南事件の解決交渉と王正廷」『情報文化研究』第十六号、二〇〇二年十月、一六三～一八八頁。同「濟南事件をめぐる国民政府の対応」『日本福祉大学研究紀要現代と文化』第一一二号、二〇〇五年八月、三二～四五頁。また、田中外相自身はいずれも反共産主義的傾向を示す国民党右派勢力（蒋介石を中心とする）および張作霖の両者と等距離を保持して南北を分割統治させることが本望で、濟南事件による対日不信は不本意であったという。服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 一九一八―一九三一』有斐閣、二〇〇一年、二〇〇～二〇八頁。

(74) 五月十三日にその中国側委員長（柯劭忞）が辞表を提出、十四日に委員の一人（江庸）が全体の辞表を提出、さらに十五日には委員全体の退出の声明を新聞紙上に発表した。その後同委員会は開催されず、関連する事業はすべて停滞した。外務省は政府間協定に基づく任務の一方的な放棄を認めなかったが、同時に新たに政権をとった国民政府が条約改正の一環として対支文化事業の廃止を要求するという情報をすでに得ていた。「東方文化

事業大事記」、五一八頁【日3】『総委員会関係雑件／総委員会記録』、二七八】ほか。

(75) 坂西・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」六月七日【日6】『展覧会関係雑件』第四卷、六一～六三】。

(76) 在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第一四六号、昭和三年六月六日、「日本外交文書」I・一・二、三二六頁。

(77) 天津地域史研究会編『天津史 再生する都市のトポロジー』東方書店、一九九九年、一一一頁。

(78) 坂西・結城・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」六月七日【日6】『展覧会関係雑件』第四卷、六一】。

(79) 『北京新聞』、昭和三年六月二十一日【同前、七〇】。

(80) 吉開将人「近代中国における文物事業の展開——制度的変遷を中心に」『歴史学研究』第七八九号、二〇〇四年六月、五六頁。張碧恵「中華民国における「故宮文物」の意味形成——北京政府期を中心に」『中国研究月報』、第六十三卷第十二号、二〇〇九年十二月、二〇～二四頁。

(81) 坂西・結城・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」六月十八日【日6】『展覧会関係雑件』第四卷、七四】。当時は清朝の復辟に関する流言が飛び交っていた。在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第二〇三三号、昭和三年六月二十八日、「日本外交文書」I・一・二、九八一～九八二頁。しかし七月初めにいわゆる東陵事件（乾隆帝および西太後の陵墓の盗掘）が発生してから、宣統帝自身は以前よりも行動を自粛し祭壇に礼拝する消極的な日々であったという。同機密第五九五号、同九月十七日、同九八五頁。

(82) 坂西・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」七月十九日【日6】『展覧会関係雑件』第四卷、九一】。

(83) 坂西・渡辺より岡部ほか二名宛書簡、「一九二八年」十月七日【同前、一五二】。後述の『永好留真』には、「戊辰」（一九二八年）の年記を持つ宣統帝題、渡辺筆の孔雀図が二点収録されている。

- (84) 在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第三〇九号、昭和三年十一月五日【同前、二一五】。
- (85) 坂西・結城・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」六月十八日、七月五日【同前、七四、八二】。なお、国民政府は北京入城後に同地を「北平」と改称したが、今回参照の資料のほとんどでは変更が見られなかったため、本論では「北京」で統一する。
- (86) 在中国芳沢公使より田中外務大臣宛機密第七二八号、昭和三年六月十九日、「日本外交文書」I・一・二、三二一頁。
- (87) 坂西・結城・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」七月五日【H 6】『展覧会関係雑件』第四卷、八三】。
- (88) 坂西・渡辺より岡部ほか二名宛書簡、「一九二八年」十月七日【同前、一五二】。
- (89) 荒木十畝・渡辺晨畝「大正十三年春季開催 北京上海日華聯合絵画展覧会報告書」、大正十三年（一九二四年）年【H 6】『展覧会関係雑件』第一卷、八四】。
- (90) 貢桑諾爾布は内モンゴルの中でも北京に近いハラチンの領主で、その妃は清朝宗室肅親王善耆の妹であった。また、内モンゴル統一のために日本と連携して自己の軍事力を強化しようとしたので、善耆と日本人からは「蒙古拳兵」に参加するものと期待された。しかし、北京政府の蒙古待遇条例により蒙藏事務局（のち蒙藏院）総裁に就任した。中見立夫「満蒙問題」の歴史的構図「東京大学出版会、二〇一三年、五九〇～一、一三一～一六八頁。
- (91) 坂西・結城・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」七月五日【H 6】『展覧会関係雑件』第四卷、八四】。
- (92) 同前。
- (93) 坂西・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」七月十九日【同前、九二】。
- (94) 在南京岡本一策領事より田中外務大臣宛電報第二八〇号、昭和三年七月八日、「日本外交文書」I・一・二、六〇三頁。
- (95) 渡辺より岡部ほか二名宛書簡、「一九二八年」十月十五日【H 6】『展覧会関係雑件』第四卷、一六二】。
- (96) 当時の肅親王の先代（善耆、一八六六～一九二二）は一九一〇年代に日本人の川島浪速と「滿蒙独立」運動を画策したといわれるが、それは「運動」に値するものではないという。中見立夫「満蒙独立運動」という虚構と、その実像」『近代日本研究』第二十八卷、二〇一二年二月、七三～一〇六頁。また、恭親王も張作霖の下野後に日本の了解と擁立運動者があれば「東三省ノ首脳者」となる野心あるものと見なされた。関東庁警務局長より出淵外務次官ほか一名宛機密高取第一五三三三号ノ二、昭和三年六月十日、「日本外交文書」I・一・二、九七七～九七八頁。
- (97) 坂西・渡辺より岡部ほか三名宛書簡、「一九二八年」七月十九日【H 6】『展覧会関係雑件』第四卷、九三】。
- (98) 七月二十一日、反日暴行委員会によって反日国体協議会が開かれた。在上海加藤副領事より田中外務大臣宛電報商電第四九号、昭和三年七月二十一日、「日本外交文書」I・一・二、八五七頁。
- (99) 坂西利八郎・渡辺晨畝「上海ニ於ケル日誌」、「一九二八年」八月【H 6】『展覧会関係雑件』第四卷、一〇二】。
- (100) 田中外務大臣より在南京岡本領事宛公信第七二二号、昭和三年九月十八日【H 6】『展覧会関係雑件』第四卷、一一三～一二四】。
- (101) 在上海矢田総領事より田中外務大臣宛電報第六一一号、昭和三年九月十二日、「日本外交文書」I・一・二、四八〇～四八二頁。この情報は蔣介石の腹心の部下で国民革命軍総参謀長の張群から得たもので、当時においては比較的确实であったと考えられる。田中外相は時局には触れずただ蔣に御祝を伝えるよう矢田に指示し、両者の会談は同月十六日に実現した。田中より矢田宛電報第二〇九号、同九月十二日、同四八二～四八二頁ほか。

- (102) 矢田より田中宛電報第六六三号、昭和三年九月二十七日(発)【H6『展覧会関係雑件』第四卷、一三〇】。
- (103) 図3の原題は「蒋介石国民政府主席收藏」のみのため、筆者名と作品名を暫定的に付けた。
- (104) 坂西・渡辺より岡部ほか二名宛書簡、「一九二八年」十月七日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、一五一】。
- (105) 図3が収録された『永好留真』はその集大成で、一九三〇年十二月に自費出版された。
- (106) 家近亮子「蒋介石の一九二七年秋の日本訪問」、七〇〜七六頁。
- (107) 家近亮子「蒋介石と南京国民政府——中国国民党の権力浸透に関する分析」慶應義塾大学出版会、二〇〇二年、一三九〜一四三頁。この制度上の最高権力は中国国民党中央執行委員会政治会議であり、行政院を含む五院の各院長も国民政府主席を牽制するために設置され、決して蒋介石の意図通りの制度ではなかったという。
- (108) 『聯合通信』第十四号、昭和三年九月二十七日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、一二九】。
- (109) 「唐宋元明名画展覧会ニ対シ助成金補給ニ関スル高裁案」【同前、四三七】。
- (110) 日本政府による国民政府の正式承認は、一九二九年六月である(ただし事実上同年一月に承認)。
- (111) 坂西・渡辺より岡部ほか二名宛書簡、「一九二八年」十月七日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、一五三】。
- (112) 【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三五七〜三六一】。アジア歴史資料センターのウェブサイトで閲覧できるのは当目録の表面のみだが、実はこの目録には裏面があり、「十二月六日陳列替 追加」としてさらに六十八点が記載されている。今回伊藤隆夫氏のご厚意により、氏所蔵の原本を閲覧した。
- (113) 「唐宋元明名画展覧会大連出品明細表」「同天津出品明細表」「同北平出品明細表」「同上海出品明細表」【同前、五〇八〜五一九】。
- (114) 拙論「國華」にみる新来の中国絵画、一三三〜一四頁。
- (115) 拙論「國華」にみる古渡の中国絵画、七三、八五、九〇〜九二頁。
- (116) 例えば、東福寺所蔵の釈迦普賢菩薩像および高桐院所蔵の山水図は呉道子、知恩院所蔵の蓮花図は徐熙、金地院所蔵の山水図は徽宗、久遠寺所蔵の夏景山水図は胡直夫、智積院所蔵の瀑布図は王維、高山寺所蔵の不空三藏像は張思恭の筆、という伝称があった。
- (117) 「支那名士二本邦視察手当補給方ニ関スル高裁案」、昭和三年十一月六日決裁【H6『滿支人本邦視察旅行関係雑件／補助実施関係』第三卷、二七九〜二八一】。
- (118) 在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第三〇四号、昭和三年十月三十一日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、一九四】。
- (119) 「国民新聞」、昭和三年十一月二十五日。
- (120) 在大連坂西より岡部宛電報、昭和三年十一月一日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、一九八】。
- (121) 「日日新聞」、昭和三年十一月二十日【同前、三六四】。
- (122) 在上海矢田総領事より田中外務大臣宛電報第七七九号、昭和三年十一月一日【同前、二〇四】。
- (123) 田中外務大臣より在上海矢田総領事宛電報第三二二号、昭和三年十一月七日【同前、二三〇】。
- (124) 「大阪毎日新聞」、十一月十八日。在神戸大久保より岩村書記官宛電報、昭和三年十一月十九日、二十日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三二八、三三四】。
- (125) 「国民新聞」、昭和三年十一月二十五日。
- (126) 在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第三二二二号、昭和三年十一月二十日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三三五〜三三六】。在南京岡本領事より田中外務大臣宛電報第六六三号、昭和三年十一月二十一日【同、三三七】。

- (127) 『聯合通信』第三九号、昭和三年十一月七日【同前、二三九】。翌日日本の『国民新聞』にも同内容の記事が掲載された。
- (128) 在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第三一三三号、昭和三年十一月九日【同前、二四七】。在中国（北京）堀代理公使より田中外務大臣宛電報第一五五二号、同十一月十日【同、二五七】。
- (129) 在天津田代重徳総領事代理より田中外務大臣宛電報第三号、昭和四年（一九二九）年一月七日【同前、四四四】。
- (130) 古物保管会は、一九二七年十月に中華民国の最高学術機関として設立された中華民国大学院（院長は蔡元培）の専門委員会の一つとして翌年南京に設立された。その北平分会は、一九二八年六月、国民革命軍の北京入城後に設立されていた。吉開将人「近代中国における文物事業の展開」、五六～五八頁。
- (131) 「唐宋元明名画展覧会趣旨書（役員並二賛助員）」【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三四五～三五六】。
- (132) 候補は西園寺公望・牧野伸顕・内田康哉・清浦奎吾であったが、なるべく「協会ノ為マメニ奔走」し、かつ文墨に理解がある人物が望まれた。清水誌「華族会館ニ於ケル東方絵画協会ニ関スル会合記事」【H6『東方絵画協会一件』、五五～五六】。一九二七年六月二十四日、実際に正木が清浦に依頼して承諾された。正木直彦『十三松堂日記』、四九六頁。
- (133) 正木直彦『十三松堂日記』、六二三頁。この日の会合は、帝展の会期・会場に関する翌日の文部省告示を想定したものと考えられる。
- (134) 岡部は子爵で、一九二三年十一月に結成されて華族、貴族院、学習院問題を議論した「十一会」に参加していた。他方近衛は一九二七年に貴族院改革を目指し公侯爵からなる「火曜会」を結成し、両会は同年十月より合流した。また、岡部は一九二六年頃より行われた近衛派の「東京倶楽部午餐会」にも参加していたという。後藤致人「近代国家における天皇・華族社会の研究」、博士論文、一九九八年、七二～七六、八九～九七頁。ただし
- 一九二五年五月、前述の日華聯合絵画展拡張計画交渉のために北京に滞在した渡辺は大内暢三に偶然会い、近衛の会長就任への口添えを依頼している。渡辺より岡部宛書簡、「一九二五年」五月二十日【H6『展覧会関係雑件』第三卷、一六】。大内は文磨の父篤磨の晩年の側近であり、当時衆議院議員にして東亜同文会理事であった。また、その後東方文化事業総委員会委員として、その章程の作成に際し日中委員双方の合意を得るために奔走した。阿部洋『「対支文化事業」の研究』、二八九～二九三頁。したがって、はるかに前に日華聯合絵画展の会長として近衛が浮上していた可能性もある。
- (135) 正木直彦『十三松堂日記』、六三四頁。
- (136) 例えば、『日日新聞』、昭和三年十一月二十五日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三六九】。
- (137) 『東京朝日新聞』、昭和三年十一月二十七日。
- (138) 正木直彦『十三松堂日記』、六三六頁。『時事新聞』、昭和三年十二月二日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三八七】。
- (139) 正木直彦『十三松堂日記』、六三六頁。
- (140) 同前、六三七頁。正木は「実に其劇跡なるに驚嘆」したという。
- (141) 『時事新聞』、昭和三年十二月十三日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、四〇五】。特に李公麟筆五馬図巻には黄庭堅による跋文があり、かつて「旧清朝内府蔵」として『國華』に掲載された作品と同一の可能性がある。拙論「『國華』にみる新来の中国絵画」、一一頁。また、展覧会終了後の十二月二十二日にも同じ三点が東京府美術館で関係者に公開され、翌年一月三十日にも正木はステーションホテルで細川護立・矢代幸雄とともに觀賞した。正木直彦『十三松堂日記』、六四〇、六四八頁。
- (142) 展覧会会長の近衛、外務省の岡部のほか、委員の正木・坂西・横山・川合・小室・結城・渡辺、さらに来日中国人の劉驥業・李文権らによる壮大な出迎えがあり、また歴代帝王図について正木より説明を受けたという。『時事新聞』、昭和三年十二月十三日。ただし滞在時間は三十分ほどで、全点を観

覧したとは思われない。

- (143) 正木直彦『十三松堂日記』、六三八～六三九頁。
- (144) 同前、六三八頁。
- (145) 最終的に、翌一九二九年三月二十八日、日中両政府が解決文書に調印して終了した。
- (146) 原田尾山談「唐、宋、元、明四代の作品を観る」『東京日日新聞』、昭和三年十一月二十五日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、三七〇】。
- (147) 後藤朝太郎「支那でも見られぬ古名画の展観清賞」『国民新聞』、昭和三年十一月三十日～十二月二日。
- (148) 田中外務大臣より在天津田代総領事代理宛電報第三号、昭和四年一月十四日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、四四五】。田代より田中宛電報第三号、一月十六日【同、四四六】。これは、劉驥業による一方的な申し出であったらしい。尚友俱樂部編『岡部長景日記』柏書房、一九九三年、一七頁。
- (149) 田中より田代宛公信第九号、昭和四年一月二十四日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、四六三】。同電報第五六号、同五月二十二日【同、五〇〇】。在天津岡本武三総領事より田中外務大臣宛電報第一六五号、同六月二十九日【同、五〇七】。
- (150) 『日日新聞』、昭和三年十一月二十日、二十五日【同前、三六四、三六九】。
- (151) 『報知新聞』、昭和三年十一月二十五日【同前、三七〇】。
- (152) 『日華新報』、昭和三年十一月二十五日【同前、三六六】。
- (153) 原田尾山談「唐、宋、元、明四代の作品を観る」。
- (154) 後藤朝太郎「支那でも見られぬ古名画の展観清賞」。
- (155) 久木今作「唐宋元明画展所感」『都新聞』、昭和三年十二月九日～十二、十四日。
- (156) 正木直彦「支那古名画」『東京朝日新聞』、昭和三年十二月十五日、十六日、十八日。
- (157) 注(1)の拙論参照。
- (158) 「唐宋元明名画展覧会ニ対シ助成金追加補給ニ関スル高裁案」、昭和四年十一月二十六日決裁【H6『展覧会関係雑件』第四卷、四二四】。
- (159) 「唐宋元明名画大観購入費支出方ニ関スル高裁案」、昭和四年三月二十五日決裁【同前、四八四】。
- (160) ①②はいずれも二冊だが、①は全四二〇頁で末尾に画家名の日英対照表を含むのに対し、②は全四二八頁で対照表はなく、表紙、題簽、および一部図版が①とは異なる（いずれも国立国会図書館所蔵本参照）。③は「特輯版」と明記され、大型で冊数が多いものの図版は全二百点である（東京文化財研究所蔵本参照）。岡部は一九二九年二月一日に大塚巧藝社からできたばかりの「普及版」を受け取る一方、その前日には刀江書院の尾高豊作から「唐宋元明名画大観偽造」の計画があると注意されている。尚友俱樂部編『岡部長景日記』、二七、二九頁。したがって②は二版または偽版の可能性があり、本論では①を採用した。
- (161) 正木直彦『十三松堂日記』、六四三頁。
- (162) 外務省文化事業部より在中国（北京）公使館・在天津総領事館宛公信合第四一〇号、昭和四年四月十七日【H6『展覧会関係雑件』第四卷、四八六】。
- (163) 正木直彦『十三松堂日記』、五八五～五八六頁。
- (164) 【H6『研究助成関係雑件』出版助成関係雑件』第一卷、二九～三〇】。
- (165) 「社団法人國華俱樂部ノ支那古書画現在目録作成事業助成ニ関スル高裁案」、昭和三年九月十八日決裁【同前、三三三】。なお、昭和四年度から六年度についても同様の決裁が行われた。その目録は最終的に一九三八年（昭和十三年）に「日本現在支那名画目録」として刊行され、外務省では同年度にその購入費が決裁された。
- (166) 例えば、日本人新興収蔵家の所蔵する（新来の）中国絵画の「國華」への掲載は一九二七年に始まったが、本格化するの是一九二九年以降であり、「唐宋元明」展の影響が窺える。また内藤湖南「支那絵画史講話」（仏教美

術』一九二六年五月（一九三二年十一月）では、一九二九年九月の「五代の絵画」以降「唐宋元明」展の出品作を想定した記述が確認される。

(167) そもそも日華聯合絵画展の最初の動機は、渡辺が金紹城らの所蔵する中国の古画を見て「支那絵画の恐るべきものであること」「分家たる日本も本

家たる中国も相共に努力せねばならぬこと」を痛切に感じたことによる。

一記者「日支絵画展覧会の前途」、「出典不明、大正十五（一九二六）年五月」

【H 6 『展覧会関係雑件』第三卷、二二〇～二二二】。また、金は第二回および第四回の日華聯合絵画展の際に、参考品として所蔵する古画を展示した。「渡辺」「日華聯合絵画展覧会報告書」、「大正十一（一九二二）年五月開催」【同第一卷、三二八～三五二】。「日華絵画聯合展覧会出品目録 大正十五年七月七日至十一日於中之島中央公会堂」【同第五卷、一二二～一二七】。

(168) ただし、特に文化事業部長の岡部、在中国公使の芳沢、陸軍中将（のち

貴族院議員）の坂西らによる個人的賛同が、事業の進捗に少なからず影響した可能性は考えられる。例えば、岡部は「唐宋元明」展終了後の一九二九年二月、宮内省へ異動した。その時渡辺は「若し宮内省でなければ是非引留運動をなすべきだが、これは已むを得ない。御祝を申す」「今後は非関係を断らずに居て呉れ」と述べ、特に岡部に対して個人的信頼を寄せていたことが窺える。尚友俱樂部編『岡部長景日記』二四、三二頁。また、芳沢は当時の対中国政策に関して本省と対等に渡り合った有能な外交官として評価されている。劉傑「日中関係のなかの『中国通』外交官——芳沢謙吉・吉有明の時代」劉傑・川島真編『対立と共存の歴史認識 日中関係

一五〇年』東京大学出版会、二〇一三年、二四九～二七八頁。さらに、退役後の坂西は独自の「日支親善」観の下に一議員として中国における活動に様々な抱負を持っていた。「現代支那研究の態度」【昭和三年五月四日講演】坂西利八郎講述・吉見正任編『隣邦の内面観』日支問題研究会、一九三六年、二九～六三頁ほか。

(169) 蒋介石が済南事件以降抗日戦勝利まで日記に「雪恥」の文字を書き続けた

という逸話は有名である。ただし、彼は日本の軍部と政官民とを切り離して考えていたという説もある。家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』岩波書店、二〇二二年、六二～六四頁。

(170) 例えば、田中内閣はあくまで「等距離外交」を維持しようとして中国統

一を危惧し、（国民政府に帰属しようとする）張学良には圧力をかけていた。服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交』、二二七頁。他方、国民政府は一九二九年以降、前述の条約改正交渉の一環として対支文化事業自体の廃止（すなわち義和団事件賠償金の全面返還）要求交渉を開始した。阿部洋『対支文化事業』の研究、四五二～四五八頁。

(171) 例えば、先の古物保管会の主張に対し、在外公館では出品物を日本で売却するようなことはまったくあり得ないとしながらも、出品者中には相当の価格であれば売却するも差支えないという者もいると聞いたという。在天津加藤総領事より田中外務大臣宛電報第三四三、三四四号、昭和三年十二月十二日【H 6 『展覧会関係雑件』第四卷、四〇九、四一〇】。実際に一九二九年一月十一日、正木は「梁鴻志の閣立本帝王図を八万五千円位にて取る人あらは幹当せん」との情報を得た。正木直彦『十三松堂日記』、六四三頁。同図は、一九三二年にボストン美術館に購入された。

付記

図版の撮影に際し、『唐宋元明名画大観』については国立国会図書館所蔵本、『水好留真』については独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所蔵本をそれぞれ使用した。また、本論の旧稿に対し、瀧本弘之、戦晔梅の両氏から貴重な意見をいただいた。

映画のなかのテレビ・メディア

——昭和三十年代の映像産業の攻防を通して——

北浦寛之

はじめに

近年の邦画において、興行的に成功し、数々の映画賞を受賞するなど評価を集め、シリーズ化されるに至った稀有な作品として、『ALWAYS 三丁目の夕日』（山崎貴監督、二〇〇五年）がある。現在まで、同一監督で『ALWAYS 続・三丁目の夕日』（二〇〇七年）、『ALWAYS 三丁目の夕日'64』（二〇一二年）とあわせて全三作製作・公開されているが、そのどれもが、邦画年間興行収入のベスト・テンに入り、三十億円以上を稼ぐヒット作となっている^①。最新の映像技術と精巧な美術セットによつて昭和三十年代（一九五五～六四年）の東京の下町の様子が、ノスタルジックに再現されていることが一つの魅力として挙げられる（第一作目から順に、一九五八年、

五九年、六四年の東京が描かれている）。当時のことを知る映画評論家の佐藤忠男も「私はこの映画をおおいに楽しんだ」と賛辞を贈り、「力道山の活躍は近所の人々が大人も子どももテレビのある家に集ってみんなで見だし、子どもが遅くなくても帰ってこないと近所の人々が一緒になって心配して捜したものだ」と、映画にある場面を実体験に重ね合わせて、懐かしんでいる様子が見て取れる^②。また監督の山崎が映画の感想を周囲の人物に聞くと、「みんな自分の話をしだすんですよ。『俺の家ではTVがいつ来た』とかね」と、佐藤と同様に個人の経験を引き合いに出し、映画を語ろうとする傾向があることを指摘している。なるほど、当時を知らない世代にとつても十分に楽しめる作品だろうが、その時代を生きた世代には自らの思い出と絡めて見ることで、充実した映画体験ができたようだ。そして、そうした個人と映画とを強固につないでおくのに欠か

せなかったのが、前出の二人も言及していた、テレビをめぐる描写である。例えば第一作目では、テレビを買った自動車修理工場の家に近所の人が大勢集まって、お祭り騒ぎで、プロレス中継に盛り上がっている場面があるし、第三作目では近隣住民の注目を集めながら、白黒テレビがようやく来た家と、待望のカラー・テレビを購入した家との衝突がギャグとして展開される場面がある。⁵ このように、高度経済成長期の消費社会の象徴であったテレビと、それに群がり興奮する人々の様子を捉えた場面は、当時の印象的な情景として、懐かしさを覚える者が多かったに違いない。⁶ ただここで、テレビをめぐるこうした場面を各個人の歴史から眺めるのではなく、映画の歴史から見てみたい。すると、甘美でノスタルジックな光景が、違ったものとして見えてくるのである。

すなわち、「ALWAYS」三部作が描いた昭和三十年代は、日本映画界にとって繁栄から衰退へと向かう転換期にあたる。そして、その転落の要因となったのが、「ALWAYS」で大勢の人の前に鎮座していたテレビであったわけだ。一九五〇年代は映画観客が年々急増し、日本映画の黄金期と呼ばれていた。だが、一九五八年に十一億人を超える動員数を記録するも、この年を境にして、翌五九年からは減少へと転じ、その後も大衆の映画離れが進んでいく。一九五八年からわずか五年後の六三年には観客数は半数以下の五億人にまで激減するのである。一方のテレビはというと、一九五九年

皇太子のご成婚パレードの影響もあって、国民のテレビ購買意欲は増大し、五八年に二百万ほどだったテレビ受信契約数が倍以上の四百万超にまで急伸する。⁷ 以後、着実にテレビは国民の間に浸透していき、それに対して映画の観客数は減少していくことから、テレビは映画の脅威と見なされたのである。

もともと、映画界はそんなテレビ産業への対抗措置として、一九五六年十月に日活を除いた東映・松竹・東宝・大映・新東宝の大手映画会社五社が、テレビ局への自社作品の提供を停止した。さらに一九五八年には日活も加わり、大手映画会社の作品はテレビでは放映されなくなったのである。このテレビを明らかに敵視した措置は、一九六四年九月まで続くのだが、この間に、映画の興行収入がテレビ放送事業者の収入に抜かれるなど、力関係が逆転してしまう。それゆえ、映画産業は一九六四年の十月から劇映画の提供を再開し、これまでの敵対的姿勢から協調路線へと転換したと考えられている。⁸ いずれにしても、「ALWAYS」が提示したテレビをめぐるノスタルジックな光景は、当時の日本映画界にとっては目を覆いたくなる現実だったに違いない。

それでは、そうした現実を当時の日本映画の製作者たちはどう捉えていたのか。「ALWAYS」で描かれた昭和三十年代は、前述のように映画界がテレビ業界と衝突し対立していた冷戦期にあたる。そのような時期に、現代の「ALWAYS」が再生産したテレビをめ

ぐるイメージは、どのように生み出されていたのだろうか。そこで以下では、同時代の映画作品において、テレビないしはテレビ業界など、総体としてテレビ・メディアがどのように表象されていたのかを分析し、いまなお大衆娯楽の中核を担う映画とテレビの攻防の歴史を、本質的な映像の次元から整理していきたい。

一 映画人のテレビに対する態度

映画の中のテレビ・メディアを見ていく前に、まずは、映画産業の中で働く人たちのテレビに対する態度を確認しておこう。一九五七年、『ギネマ旬報』で「テレビと映画・一九五七年」と題した座談会が組まれた^⑤。その席上で東宝製作担当重役・森岩雄は、NHK映画部副部長に対して、「もう我々が援助するという段階ではなく互いに協力するけれども、五分と五分とのビジネスで対して行く段階に来たと我々は考えているのです。その点から行くと、我々が今までテレビに供給していた映画の条件は余りに低すぎると、こういう判断からフィルムの提供を打切ったわけです」と映画界のこれまでの対応について述べている。フィルムの提供を「援助」という言葉で表現したり、その「援助」がテレビ界の不当な要求のせいで取り止めになったと主張したり、なるほど、そこから確執があることは読み取れる。会社の舵取りを担う経営者サイドの人間から

すれば、力をつけてきた競争相手にこうした発言をしてみたくなるのだろう。もともと、映画の経営陣はテレビを向こうに回して対峙するばかりでなく、テレビ局に出資したり（東映はNET〔現テレビ朝日〕、松竹・東宝・大映はフジテレビ）、テレビ用映画の製作に着手したりと、提携することもあった。けれども、各社は協定を結び、専属スターのテレビ局への出演を拒否するなど、厳しい対応が目立っていたのである。それでは、そうして会社から制約を受けた役者、それに映画を實際に指揮して作り上げる監督など、肝心の製作現場の人間たちはどう見ていたのだろうか。

一般的に、映画人はテレビのことを「電気紙芝居」と揶揄し、見下す傾向にあった。映画もまたその最初期には、歌舞伎関係者から「泥芝居」と蔑まれていた^⑥。歌舞伎は檜舞台で演じられるのに対して、映画は土の上で芝居がなされるからだ。だが、そんな土の上での芝居に人気が出だすと一転、東京の劇場組合は所属の歌舞伎役者に映画に出演することを禁止する^⑦。およそ半世紀後に映画会社がテレビ産業に対してとった対応とまさに同じだ。それにより、映画出演は旅回りの役者などランクとしては落ちる者たちに限られていた。一方で、映画俳優たちのテレビ出演はどうだったかという点、確かに会社との契約上の問題が絡んで困難だった人物もいたが、それでも、主演級のスターが続々とテレビの世界へと足を踏み入れていった。新聞紙面を見返すと、松竹の看板女優として活躍していた有馬

稲子が一九五七年七月に「私は告発します」（日本テレビ）で初出演し、正義感の強い女子学生を演じたことや、後に任侠映画の大スターになる鶴田浩二が一九五八年に「美しい灯」（日本テレビ）で連続ドラマ初出演を果たし、弟思いで純情なサラリーマン役を務めたことなどが、大きな話題として掲載されている。また、三國連太郎が初出演した一九五六年のNHKドラマ「どたんば」は芸術祭文部大臣賞を受賞し、翌年に映画化されるなど、映画スターの力が作品の成功に貢献することもあった。ほかにも、森雅之や山田五十鈴、杉村春子など、映画界でキャリアのあるベテラン俳優たちも、一九五〇年代半ば以降相次いでお茶の間に姿を見せていくのである。

また、監督たちについてであるが、一九五八年、『キネマ旬報』のテレビ特集において、十一人の映画監督／脚本家に対して実施されたテレビ・アンケート調査から確認してみたい。「テレビを関心をもって見ているか」という問いに対して、全員が「見ている」と答え、そのうち七人が「関心を持っている」とより好意的な反応を示した。さらに、「テレビ・ドラマの演出の意志があるか」という質問に対しては、実に十人が「ある」と答え、総じて挑戦する意志があったことが窺える。なかでも、市川崑は「映画会社が種々の事情で我々にやらしてくれないようなものを、小品にまとめてテレビ画面に演出し、それがテレビ・ドラマの一つの形式を創造することができたら、大変愉快なことだなあと思っています」と述べ、増村

保造も「今のテレビ劇はあまりに映画的呢が気になります。もっとテレビの制約を生かしたらと空想しています」というように、テレビにおける演出の構想を話す者もいて、関心の高さを印象づけていた。

実際、市川にはテレビ界進出への機会がすぐに訪れる。「テレビ・ドラマをよくするには、なにも映画や演劇界から既製のスターを連れてくることだけでなく、むしろドラマの作り方にもっと重点をおかねばならないと思う」という日本テレビの阿木芸能局長の思惑に対して、ドラマ作りのプロとして起用されたのが、市川であった。彼はテレビ初演出に際して、従来のテレビ・ドラマ観も交えて改めて次のように演出に対する意気込みを語っている。

今までのテレビ・ドラマは余りにも映画の手法にかたよりすぎていたと思う。両方ともに動く絵なのだからそれもムリはないが、私はそういうテレビ・ドラマの技法を一応ご破産にして、テレビそのものの機能を生かした可能性を実験したいと思っている。

映画の真似ではなく、テレビ独自の技法を確立する。そうした意識で彼が臨んだのが、一九五一年の自作『恋人』のテレビ・ドラマ化だった。演出で映画的手法との違いを表現するには、自らが手掛

けた映画をドラマ化するのが最適といえる。一時間ドラマとして完成した作品は、一九五八年十二月に放映された。

市川崑と同様に巨匠クラスの監督である内田吐夢もまた、テレビに魅せられて参入してきた一人である。一九六〇年に新聞紙面での日本テレビの阿木芸能局長と対談し、「すぐそばでできているような会話の明りようさは、テレビ・ドラマのもつ絶対の強みですね。一人一人の耳もとにささやきかけるような」と、テレビ・ドラマについて好意的な分析を展開していた。¹⁷内田にテレビ演出の機会が訪れたのは、それから二年後。彼は直前に「テレビは一年生だが、テレビでなければ表現できないようなものを追求する」と、市川と同様にテレビの独自性を追求する意気込みを語っていた。¹⁸そうして手掛けた作品が「土」である。戦前に内田が監督した映画のテレビ・ドラマ化だった。そう、彼もまた、テレビ初演出の舞台で、自作のリメイクを通して、テレビ演出の新機軸を打ち出そうとしたのである。

他にも一九六〇年代に入ると、次々に映画製作者たちがテレビに活動の場を広げていく。なかには、映画産業の衰退もあって仕事の機会が減り、否応なしに「電気紙芝居」に移っていったケースもあっただろう。だが、市川や内田、その他多くの映画監督たちは、テレビ・メディアに強い関心を抱き、そして実際にそこで仕事することを選択したのである。

二 テレビの登場

映画産業とテレビ産業の間で摩擦が生じている時代であっても、多くの映画製作者たちは、テレビと積極的に関係を持つようとしたことがわかった。ではこれから実際に、同時代の映画においてテレビ・メディアがどのように扱われていたのかを見ていきたい。

日活を除く大手映画会社からのフィルム供給が途絶えたのは一九五六年のことだが、そもそもテレビ自体は、まだこの時点では受信契約者数四十二万で普及率は二・三パーセントと、国民にあまり浸透してはいなかった。¹⁹吉見俊哉が「少なくとも五十年代末に至るまで、家の中で家族でテレビを見るというスタイルは、テレビ視聴のけっして支配的な形態ではなかった」としている一方で、²⁰一九五五年十月九日の『朝日新聞』は「街頭テレビの大人気がピークを過ぎ、テレビの場所が「街頭から家庭へ」移動し始めていることを伝えている」と紹介している。²¹こうした状況だったので、その頃の映画においてもテレビが登場することはほとんどないが、それでもいくつかの作品で確認された部分を追っていく。

奔放な若者たちの姿を描きたいわゆる太陽族映画の代表作、『狂った果実』（中平康監督、一九五六年）を見てみよう。冒頭、主人公の石原裕次郎と津川雅彦の兄弟が訪れた海岸沿いにある友人の家で、

太陽族Ⅱ若者たちは酒を飲みながら女の話をしているのだが、そんな彼らの背景に、当時の日常空間には珍しいテレビが映し出される。もつとも、彼らがそのテレビを見たり、何かそこに映し出されたりといった特別な演出はされておらず、あくまでテレビは美術セットの一部として据え置かれていたのだが、テレビが家の中にあることがまだ一般的でなかった時代に、そうした美術設計が施されることで、彼らの居る場所が一般家庭ではない特別な家の一室であることがわかる。

映画美術とは、「どのような状況のもとでそのドラマが行われるか。そのためには場所がどうなるのか、それを決めることから始まって、例えばどういう建物があるとかどういう空間があるとか、そこに登場する人物はどのようなものを着てるのか、どういう道具類を使うのか、あらゆることが関連してくる」と、美術監督内藤昭は説明しているが、本作でテレビという高価な製品がそこに置いてあるということは無論、主人公の仲間の一人が、テレビが家にあるほどの金持ちの息子であることを意味する。そしてこの場面では、そんな金持ちの家で勝手気ままに遊ぶ若者たちの放蕩ぶりが表現されているわけである。

他の作品でも同様に、テレビは金持ちの指標として利用されている。例えば、吉村公三郎監督『四十八歳の抵抗』（一九五六年）では、保険金詐欺の疑いがある熱海の旅館経営者が、自宅で相撲中継を見

ている場面が印象的に描かれ、あたかも数々の悪事を働いて金儲けしていることを想像させる。あるいは、川島雄三監督の『あした来る人』（一九五五年）、『続・飢える魂』（一九五六年）においても、それぞれ、ホテル経営者のオフィスと大学教授の自宅に、テレビが据え置かれているのだが、面白いことに、どちらも、テレビを持っていないそうした金持ちから別の人物がお金を借りる（借りようとする）という設定があることだ。『あした来る人』では、カジカ研究者が社長のオフィスに研究資金援助のお願いでやってくるし、『続・飢える魂』では、旅館の女将が大学教授の自宅に、借りていたお金を返しに訪れる。なるほど、資金援助という脚本上の設定に対して、依頼される方の人物は当然金持ちであり、金持ちならばテレビくらい持っているだろうという、美術的な配慮がなされたのかもしれない。くしくも両作品の美術監督は、中村公彦である。

ただ、ここで、われわれが本当に覚えておかなければならない名前は、監督の川島雄三である。というのも、彼は日本映画において最も早く効果的にテレビ・メディアを活用した人物だからだ。

川島は、これまで言及した作品より前の作品『愛のお荷物』（一九五五年）ですでに、テレビを意識的にスクリーンに登場させ独特な演出を行っている。本作は、人口増加が社会問題となり、厚生大臣がその対策として国会で産児制限の必要性を説いている場面から始まるのだが、あろうことかその最中に、四十八歳の彼の妻が病

院で妊娠を告げられる。帰宅した彼女は、決まりが悪そうに娘たちにそのことを報告するが、次には妊娠の影響からか吐き気をもよおし、その様子が娘たちは大慌てで介抱に右往左往する。さらに今度は、統制が効かなくなった状況をさらに混乱に陥れるかのように、突如として甲高い耳障りな音まで鳴り出す。それはどこからともなく聞こえてきた不協和音であり、産児制限を政策に掲げる大臣一家に降って湧いた現実の問題をアイロニカルに表現しているといえなくもない。だが、それにしても不自然な音である。そして、次の瞬間、その正体不明の音の出どころが判明する。騒動をよそに一人自室にいる長男が、夢中でテレビの修理を行っており、その音は、その壊れたテレビが発していたものだった。異常音は鳴り止まず、テレビの故障は直る気配がない。そうして暴走するテレビは、まさに一家の予想だにしない出来事の衝撃の大きさを物語っているのである。

三 テレビが家に戻ってくる

このように、当初、映画の中でテレビは登場人物の経済的指標として機能していたのであり、それを所有しているのは限られた人物だけであった。そうした状況が次第に変化し、一九五九年四月のご成婚パレードの一カ月後に公開された小津安二郎監督の『お早よう』では、「ALWAYS」を通して多くの人が回想したという、「テ

レビが家に戻ってくる」過程が描かれる。

東京郊外の新興住宅地では、もっぱら、子どもたちはテレビのある近所の家で、勉強そっちのけで相撲観戦をするのが日常となっている。その中の一組の兄弟が親にテレビをねだるのだが、「うるさい」と拒否されてしまう。そこで、その兄弟は一転、何も喋らず、ご飯も食べないという子どもらしい反抗に出る。ついには家出騒動まで巻き起こし、周囲を心配させる。最終的には、二人は駅前までレビを見ているところを近所の人に見つかり帰宅することになるのだが、帰ったら家にはテレビの箱が置いてあり、大喜びするという話の流れである。一九五八年には、相撲放送があった日はテレビを所有する家庭の子ども勉強時間が少ないという調査結果が報告され、そうした同時代の子どもとテレビをめぐる状況が、風刺的に描かれた作品といえる。

一九五六年の杉江敏男監督作品『浮気旅行』でも、子どもたちは近所の家にテレビを見にいつている。仕事を終えて帰宅した主人公が妻に子どもたちはどこかと尋ねるが、それに対する妻の返答からそのことが示されるだけで、実際に子どもたちがテレビを見ている場面もなければ、その主人公一家にテレビが戻ってくる気配もない。もちろん、テレビが物語の大筋に関わる映画ではないので、それは当然の演出であるが、ただやはり、家庭を映し出した映画の中のテレビの存在感が、『お早よう』の前後で変化しているように思わ

れる。

実際、一九六〇年の『黒い画集 あるサラリーマンの証言』（堀川弘通監督）では、帰宅した直後主人公が目にするのが、テレビでボクシング中継を見ている子どもたちの姿である。『浮気旅行』の子どもは他所の家にテレビを見にいつておりテレビも含めて「不在」であったが、ここでは親から寝るように促されても布団に入らず（つまり「不在」とはならず）、眼前のテレビとともに「存在」している。おまけに姉弟でチャンネル争いをする始末で、テレビと子どもが関係する描写だけを見比べても、家庭内でのテレビの存在感が増していることが窺える。

ほかに、一九六〇年以降、多くの作品でテレビは現実社会と同様に、登場人物の生活に入り込んで、随所でその「存在」を印象づけている。そこではしばしば、ボクシングや相撲・プロレスといった同時代の人気番組が映し出され、普段そうした番組を見ている日本人の生活を反映した演出が行われているのである。

そのような中、テレビ番組が単なる生活感を生み出す小道具にとどまらず、物語の内容と積極的に関わるケースも出てきた。以前からテレビを重宝してきた川島雄三監督は『しとやかな獣』（一九六二年）において、テレビで若者たちが踊っている様子を提示するのだが、その際、悪事を重ねる人の皮を被った獣たちが同調して踊り狂う姿も収め、彼らの狂人ぶりを強調する。あるいは、岡本喜八監督

の『江分利満氏の優雅な生活』（一九六三年）では、一階でテレビを見ていた祖父に、大型トラックの走行ではじかれたと思われる（トラックの映像は映らない）砂利があたり怪我をしてしまう。くしくもテレビでは、砂利道を疾走する馬をとらえたアメリカ西部劇が放映されており、トラックの勢いを馬の映像が代弁してみせる。直後に、祖父を心配して駆けつけた小説執筆中の彼の息子が、その様子を見て家の前は砂利道という設定で物語を構築することを決める。アメリカ西部劇のテレビ映画は、後発局のNETとフジテレビがそれを売りに放送を推し進めたこともあり、一九五〇年代後半から六十年代半ばまで日本で盛んに放映されていた²⁴。ここでは、そうした時代背景を上手に取り込み、物語とも有機的に結合させている。

また、テレビ業界にいち早く進出した市川崑監督も、テレビを活用して登場人物に特徴を持たせている。『私は二歳』（一九六二年）で市川は、二歳の息子よりテレビに夢中になってしまう愚かな会社員を描く。その男は嫁からの頼みで同居することになった母のためにしばしばテレビを買ってやるのだが、それに夢中になるのは当の本人で、彼はビニール袋を被って遊んでいる息子を放っておいて、相撲中継に見入ってしまう。結果、息子は袋を被ったまま危うく窒息死しそうになり、その事態に激怒した母は、「相撲や野球ばかりにうつつをぬかしてないで勉強しなさい」と、二歳児とまではいかないが、まるで小学生に叱るような口調で迫る。ここでは、大人を

幼稚にする装置としてテレビは働くのである。

こうして、テレビは映画の中で表象され始めた当初よりも、一九六〇年以降特に、画面に当時の人気番組を映し出しては、登場人物を引き付ける装置となった。それは以前のように、単なる美術セットの一部として機能するだけではなく、物語の内容にも密接に絡む演出上のアイテムとしても利用されるようになっていったのである。

四 同時性

日活が一九五八年の正月映画として公開した『嵐を呼ぶ男』（井上梅次監督）では、新たなテレビの機能が開花している。

この映画は、「爆発的な大当りを記録し、裕次郎のスターとしての位置を確立するとともに、彼を中心としたスター・システムによる日活の製作方針の決定に大きな影響を与えた」と見なされる、石原裕次郎ならびに日活にとって記念碑的作品である。流しをやっていたドラマー志望の青年・国分正一（石原）が、ジャズバンドの女性マネージャ（北原三枝）に見出され、一躍スターに上りつめる話であり、現実にも普通の大学生からあつという間に映画スターとなった裕次郎自身の物語ともいえよう。ただ、本作では、国分／裕次郎の存在を大衆に知らしめたのは、映画ではなくテレビである。

上昇志向の国分は売れるために、ジャズ評論家・左京徹（金子信雄）と取引して、彼に自らの宣伝をしてもらう。そこで、左京が宣伝媒体として利用したのがテレビであった。まず、日本テレビのスタジオで（ちょうどこの時期、日活だけがテレビ局に劇映画を提供していたが、その提供元が日活だったことが関係しているだろう）、左京が最近のジャズ界全般について視聴者に語りかける。その際、少し離れたところからカメラが彼の顔に寄っていくのだが、傍に数台のテレビ・カメラがあり、この映画自体のカメラが、あたかも画面内と同様のテレビ・カメラで撮られているような印象を見る者に与える（図1）。次に、カメラが寄り切ったところで（図2）、スタジオの画面からテレビの画面へとつながり、左京が、「最近のジャズ界の話題は、…：国分正一君の台頭」という肝心な話をしているのを、テレビ画面が映し出す（図3）。

テレビはなにも誰かに見られるためだけでなく、誰か／何かを見せるためにも機能する。前述のアンケートでテレビに高い関心を寄せていた増村保造もそうした機能を利用し、一九五八年の二本の作品『氷壁』と『巨人と玩具』で、テレビ・メディアを含めたマスコミに翻弄される人物を描いている。加えて本作では、映画には欠けるテレビの本質的な機能も取り込んだ演出がなされているので注目したい。図2から図3へのショットの移行がそれに該当する。当時から、テレビの魅力として「同時性」が挙げられていた。一九五八



図 1

出典：『嵐を呼ぶ男』日活、1957年



図 2

出典：同映画



図 3

出典：同映画



図 4

出典：『銀座旋風児 嵐が俺を呼んでいる』日活、1961年



図 5

出典：同映画

年の『キネマ旬報』のテレビ特集「テレビと芸術」の欄でも、まずこのことが第一に述べられている⁽²⁷⁾。この場面では、そのテレビの特長を生かした演出が行われているのである。左京がテレビで国分を宣伝するという演出だけを考えた場合、スタジオかもしくはテレビ画面で彼を収めた映像があれば十分であろう。実際この後、国分をスターにすべく、再度テレビに出演する左京はテレビ画面のみの登場で、また、有名になった国分がバンドとともにテレビ出演を果たす際は、スタジオ・シーンのみであった。

だがここでは、スタジオで左京が話している姿がテレビ画面でも映し出され、なおかつ、彼の発言と仕草が途切れることなく連続的に、またカメラが左京に寄ったサイズとほぼ同じサイズで移行するなど、スタジオとテレビ画面は同期し連動しているように演出されている。それゆえ、スタジオで左京が話す言葉が、そのまま文字通り

「生の声」として直接視聴者に届けられているような印象を与えるのである。

別の作品でも、こうしたテレビの同時性を意識したかのような演出がなされている。『銀座旋風児 嵐が俺を呼んでいる』（野口博志監督、一九六一年）では、ある殺人事件について、報道陣が警察署内で刑事を取り囲んで取材を行っているが（図4）、その流れの中で取材の状況が今度は白黒のテレビ画面に映し出される（図5）。『嵐を呼ぶ男』では、図1のようにスタジオでカメラが数台あることからテレビの撮影であることは見当がつくが、本作ではカメラは不在で、またテレビ撮影だとは予想できない場所でもあるので、突如のテレビ画面への移行は、観客に大きな戸惑いを与える。そしてその戸惑いは、次のショットで、一層深まる。

テレビが消え、また図4のような署内のシーンに戻ったと思いきや、映画の色彩がテレビ画面の白黒から本来のカラー映像に戻らない。事件に関する取材が進む中で、われわれはこの白黒の映像を見続けることになる。この不可解さに明確な回答が出されるのが、再び図5のようにテレビ本体が映った時だ。そう、不可解な白黒映像は、取材現場である署内を映し出したものではなく、あくまでテレビ画面上の映像として提示されていたのである。警察署内からの生中継が展開され、さながら、取材現場とテレビ画面は同一の空間として扱われている。テレビを見ている者たち（登場人物／観客）は、

刑事が話す事件の情報を、記者たちと同時に聞くことになるのだ。

映画製作者は、こうしたテレビの同時性や即時性といった映画には欠ける情報伝達の特長を劇中に取り込み、物語を盛り上げる手法としてしばしば利用した。なかでも加山雄三主演の「若大将」シリーズ（一九六一年～七一年）はこの意味において特筆すべき作品群である。本シリーズは、若大将こと田沼雄一が、毎度、スポーツや音楽で周囲を魅了する物語だが、彼が注目を集める特別な存在であることを強調するように、彼の活動は逐一テレビで生放送される。田沼家の家族、ことに祖母（飯田蝶子）は、テレビにかじりついて、現在進行形で展開する若大将の一举一動に声援を送る。若大将がバンドのメンバーと勝ち抜きエレキ合戦に出場した時、彼女は興奮して自らもギターを演奏しているような動きを見せるし（『エレキの若大将』（岩内克己監督、一九六五年））、サッカーで終了間際に劇的ゴールを決めた時は、喜びのあまり踊りだす（『レッツゴー若大将』（岩内克己監督、一九六七年））。また、駅伝でようやくアンカーの若大将にたすきが渡りこれから追い上げるといふ絶好のタイミングでCMが入ると、彼女はそのCMの商品を「絶対買わないよ」と言って激怒する（『ゴー！ ゴー！ 若大将』（岩内克己監督、一九六七年））。

こうした祖母の反応は、われわれがスポーツ番組や音楽番組を見ている際、入り込んでしまっと思わずやっってしまう行動でもあるだろう。映画館という静粛さが求められる公共空間では難しいリアク

シオンを、お茶の間では気にせずできる。映画「若大将」シリーズは、同時性や即時性といったテレビそのものの本質的な機能だけでなく、テレビ視聴における典型的な反応まで盛り込んで、若大将をお茶の間のヒーローに祭り上げたのである。

五 テレビ業界

現存するTBSの最古のテレビ・ドラマである一九五八年十一月十六日放送の「マンモスタワー」は、字義通り巨大な東京タワーを見上げるショットから始まる。それはまさに、急成長を遂げていくテレビ産業を換喩的に表現しているオープニングといえる。場面が変わって次は、その東京タワーが窓の向こうに見える一室で、映画会社の重役たちが会議をしており、そこで「テレビ恐れるに足りず」、「テレビ番組は愚劣」、「装飾品に過ぎない」といった発言が交わされる。現実のテレビの力と、その現実を直視しない映画会社の重役たちが冒頭から克明に対比され描かれているのである。ドラマは、その構図を継承するかたちで、エネルギーで多忙を極めるテレビ業界人と、組織に蔓延する時代錯誤の感覚に苦しめられる映画人の姿を描いていく。そして皮肉にも、このドラマが予期していたかのように、翌年から映画観客数は減少へと転ずるのである。こうして、映画産業に対して挑発的なテレビ・ドラマが放映され

ていたわけだが、一方で映画ではどうだったか。これまで、テレビをめぐる表象の系譜を辿ってきたが、テレビ業界あるいはそこに従事する人物が映画の中でどう描かれていたかを最後に見ておきたい。映画には、「マンモスタワー」ほど真正面からテレビ業界を扱ったものはなかったが、部分的に取り上げている作品はいくつかある。川島雄三監督の一九五六年の作品『飢える魂』、『続・飢える魂』では有名建築家（小杉勇）の妻であるヒロイン（南田洋子）が、自らを家政婦のように扱う冷淡な夫とは対照的な、女として優しく接してくれる青年実業家（三橋達也）に好意を寄せていくのだが、その彼の手がける事業が日本テレビの新スタジオの建設で、また彼と密会する場所がテレビ塔の上だったりする。すなわち、はからずも旦那が彼女に「テレビというのはこれからの産業だな」と言った台詞が物語るように、悪しき封建制の象徴のような夫に対して、これからの産業に従事する恋人は、彼女にとって未来の人、自らの将来を委ねられる人として措定される。さらに、ラストでヒロインが恋人を思いながら北海道に旅立つが、その機内からテレビ塔を見続ける姿は、未来のある「恋」と「テレビ産業」を同一視したイメージとして提示されるのである。

では、そのテレビ産業の未来は映画においてはどうだったか。一九五八年の増村保造監督『巨人と玩具』では、「一種の非人間的なものを出そう」とする増村の思惑通り、マスコミという「巨人」

を相手に、人間性が崩壊していく人物たちが描かれる。冒頭のタイトル画面で、ヒロインである少女（野添ひとみ）のあどけない姿が提示されるや、ある瞬間で静止し、そのイメージが細かくなって増殖し、無数の静止画が画面を覆う。これはいったい何を意味するのか。本作は製菓会社の間で繰り広げられる熾烈な宣伝合戦についての話だが、彼女は一般人であるにもかかわらず、そのうちの一家の「トレード・キャラクター」に抜擢される。彼女は大人たちに言われるがままにポーズをとって、写真に撮られ、それが雑誌で大量に発信されていく。ある時は人形のように宇宙服を着せられテレビCMで商品の宣伝をする。そして、その映像が各所で流れているところが映し出されるという具合に、冒頭の無数の静止画はそうしてとめどなく流出し続ける彼女の表層のイメージを表している。だが、彼女のイメージが増殖されるに従い、彼女を「玩具」としてしか見ない、周囲の連中の非人間的な対応によって、彼女もまた一般人だった頃の天真爛漫さを失い、自分らしさを欠いていく。彼女のCM撮影に同席したテレビの女プロデューサーは「あの人は女じゃない。機械なのよ」と周囲に言われるが、その言葉は本作のマスコミ社会で生きる多くの人間たちに当てはまる象徴的な台詞である。

増村は翌年の恋愛喜劇映画『最高殊勲夫人』にもどこかバランスを欠いたテレビ業界人を登場させている。若尾文子演じるヒロイン野々宮杏子に好意を寄せるプロデューサー大島武久（柳沢真一）が

そうだ。大島は杏子のために、失業中の五十五歳の彼女の父親に、16ミリ映画製作会社への就職を世話してやる。当時の放送界は、これまでの生放送主体のドラマ製作の中で、16ミリ・フィルムによる国産テレビ映画の製作を推し進めようとする最中にあった。映画会社もその気運に乗り、東映は一九五九年二月よりNETで「風小僧」の放送を開始し、大映・松竹も同年にフジテレビでそれぞれ「少年ジェット」「花の家族」といったテレビ映画の放送をスタートさせている。²⁰当時、映画会社が将来性を見込んで飛びついたテレビ映画の製作を、本作の「最新型のキャラック」が好みのテレビプロデューサーは、愛する人の、いかにも古風を重んじる父親に紹介したのである。だが周囲は、それがどういった仕事か具体的にわからない。仕事内容を力説する大島を、杏子の弟は「いかれてるね、あのおっさん」と陰口をたたき始末。なにせ、平然と「僕は庶民的な男ではありません」、「あなたの将棋や碁や盆栽のお相手など、とてもじゃないができません」と言ってしまうあたり、確かに「いかれてる」としか思えない。さらに大島は父親に、就職の斡旋の代わりに、杏子との結婚を認めてほしいと言うのだが、当の杏子には交際も申し込んでいない状況で、それを父親にたしなめられるなど、周囲との温度差は歴然としている。

彼は職場ではリハーサル予定が入ったと思えば、今度は突如中止になるといふ、不規則で目まぐるしい環境変化の中で仕事をして

いる。一九五八年十二月七日の『朝日新聞』は「テレビ病」に悩む放送マンと題して、調査対象の四十四パーセントのテレビ関係者が睡眠・食事の不規則から「仕事でいらいらすることが多い」と答えているという結果を報告しているが、そうした慌ただしいテレビ業界の日常の光景が本作では適宜挿入されている。

一九六一年の市川崑監督の『黒い十人の女』には、これまで見てきたことを集約したような会話がなされている。女性テレビ演出家（岸田今日子）が芸能局長（永井智雄）に仕事のことと相談を持ち掛け、「メカニズムのなかで時間に追いかけられながら自分をフルに使って勝負するのが、現代の生き方だと思います」という持論とともに、「局長さんも仕事の捕虜ですか？」と尋ねる。対して、男は「テレビは特だね。仕事に切れ目がないから、クライマックスの連続だろ。『中略』とにかく、難しいことだよ。この仕事をしながら、人間であるということは」と半ば自嘲気味に返答する。二人の中で、演出家が言う、「時間に追われる忙しい現代人の生き方」を最も体現しているのは、「テレビ業界人」なのであろう。けれども、それは、局長に言わせれば、「人間であることの難しさ」を感じる地点でもある。テレビ「マンモスタワー」は混乱する映画業界に対して、猪突猛進に突き進むテレビ業界を取り上げたが、その勢いは、映画においては、「忙しい現代人の象徴」であり、人間らしくいることの難しさを告白したものであったのだ。

おわりに

『ALWAYS』三部作によって再生産された昭和三十年代（一九五五年～六四年）のテレビをめぐるイメージが、テレビ産業との確執を抱えていた当時の日本映画ではどうだったかについて探ってきたわけだが、そこには、いくつかの特徴的な表象パターンがあったと言っていいたいだろう。

まだ、テレビが国民の間に浸透していなかった一九五五年から二、三年の間は、それはもっぱら、金持ちの指標として据え置かれた美術セットの一部であった。だが、「テレビが家にやってくる」過程を撮った映画、『お早よう』が公開された一九五九年の頃には、テレビはしばしば、画面に当時の人気番組を映し出して登場人物を魅了するなど、より同時代の大衆の生活を反映するようなかたちで存在し、さらに物語と有機的に絡むケースも目立った。またテレビは、登場人物に見られる対象として存在するだけでなく、彼らを見せる装置としても一九五八年の正月映画『嵐を呼ぶ男』の頃より機能し始める。スクリーンのスターが映画の中とはいえ、テレビ出演を果たしていく。確かに現実世界でも、映画俳優が続々とテレビ・ドラマに出て、お茶の間を賑わせる時代であったが、映画におけるスターたちのテレビ出演も、盛んに行われるようになっていったので

ある。一九六一年からの加山雄三主演の「若大将」シリーズに至っては、毎度のように、テレビで若大将の活躍が、「同時性」や「即時性」といったテレビの特長を利用するかたちで大衆に伝えられ、若大将はまさにお茶の間のヒーローとして描かれていた。

「ALWAYS」は、古き良き昭和三十年代の風景として、近所の人が集まって、お祭り騒ぎでテレビを見ているシーンを描いた。だが、こうして振り返って見た映画の中の原風景には、そうした祝祭的なものは感じられない。それよりも映画製作者は、テレビという新しいメディアの個性、それはすなわち、社会における価値であったり、そこに提示される番組であったり、本質的な機能性の部分であったり、または、忙しく慌ただしい業界そのものも含めて、そうした諸々の特徴に敏感に反応して、映画に生かすべく撰取していたように感じる。そこには、同時代のテレビ産業との摩擦は関係なく、映画をより良くしていこうとする強い意志が確認できるのである。

注

(1) 監督の山崎は「三部作としてキレイに納まるのではなく、『男はつらいよ』のようなシリーズになっていく感じもしているんです」と答え、続編の可能性をおおわせている。「インタビュアー 山崎貴監督」「キネマ旬報」

二〇一二年二月上旬特別号、四六頁。

(2) 「日本映画産業統計」(<http://www.eien.org/foukei/index.html>) 二〇一四年

三月十日アクセス)の各年代の興行収入を参照。

(3) 「特集 ALWAYS 三丁目の夕日」『キネマ旬報』二〇〇五年十一月下旬号、五八頁。

(4) 「対談 宮崎吾朗 山崎貴」『キネマ旬報』二〇一一年八月上旬号、三三頁。

(5) 「ALWAYS 続・三丁目の夕日」においても、他二作よりは目立たないが、それでもテレビをめぐる描写はある。自動車修理工場の家に親類の娘がやってくるがその娘が「うちの家のテレビは、これよりも三倍大きい」と不満を述べる場面がある。

(6) 二〇一二年のNHK連続テレビ小説「梅ちゃん先生」も、「ALWAYS」と同じ時代を描いた作品であるが、そこでも、テレビを買った食堂に近所の人が集まって騒いで見ているといった光景がノスタルジックに描かれている。

(7) 村田昭治「マーケティングの発展とテレビ」川上宏編『大衆文化としてのテレビ——軌跡と展望』(ダイヤモンド社、一九七九年)、一一四頁。

(8) 古田尚輝『鉄腕アトム』の時代——映像産業の攻防』(世界思想社、二〇〇九年)、一一二～一二二頁。また同書二二三頁では、①一九六四年七月から外国映画の輸入自由化によって大量のテレビ映画と劇場映画の輸入が予想され、映画会社に危機感が芽生えたこと、②東映・松竹・東宝・大映の四社が民間テレビ局に出資し、かつテレビ映画の製作も始めるようになったことが、敵対的姿勢を撤回する要因になったと述べられている。

(9) 「テレビと映画・一九五七年」『キネマ旬報』一九五七年三月上旬号、三六～四一頁。

(10) 四方田犬彦『日本映画史二〇〇年』(集英社、二〇〇〇年)、四四頁。

(11) 永田哲朗『殺陣——チャンバラ映画史』(社会思想社、一九九三年)、二九頁。

(12) 『読売新聞』一九五七年七月二十四日付朝刊。

(13) 『読売新聞』一九五八年三月十日付朝刊。

- (14) 「テレビと映画監督・脚本家（アンケート）」『キネマ旬報』一九五八年臨時増刊テレビ大鑑、七四～七五頁。
- (15) 『読売新聞』一九五八年十一月十八日付夕刊。
- (16) 同前。
- (17) 『読売新聞』一九六〇年一月十六日付夕刊。
- (18) 『読売新聞』一九六二年五月二十九日付夕刊。
- (19) 村田昭治、前掲書、一一四頁。
- (20) 吉見俊哉「映画館という戦後」黒沢清ほか編『観る人、作る人、掛ける人（日本映画は生きている 第三巻）』（岩波書店、二〇一〇年）、一一三頁。
- (21) 同前、一一四頁。
- (22) 内藤昭『映画美術の情念』（リトル・モア、一九九二年）、七二頁。
- (23) 「テレビと生活」『キネマ旬報』一九五八年臨時増刊テレビ大鑑、三五頁。
- (24) 古田尚輝、前掲書、六四～六五頁。
- (25) 渡辺武信『日活アクションの華麗な世界（上）』（未來社、一九八一年）、四七頁。
- (26) 日活と日本テレビの契約ならびに放送作品については、古田尚輝、前掲書、一一八頁を参照されたい。
- (27) 「テレビと芸術」『キネマ旬報』一九五八年臨時増刊テレビ大鑑、七三頁に、「テレビジョンの魅力の一つにはその同時性にあるといわれている。今、現に起っていることを見たり聴いたりしている魅力である」と述べられている。
- (28) 「映画になったマスコミ」『キネマ旬報』一九五八年七月上旬号、九二頁。
- (29) 古田尚輝、前掲書、八二頁。

【研究ノート】

フランス領インドシナにおける『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』

——ファム・クインの書評とその解題——

二村淳子

はじめに

本研究ノートは、岡倉覚三の英文三部作（『東洋の理想』『日本の覚醒』『茶の本』）をフランス語で読み、その思想に同意を示したファム・クイン（Pham Quỳnh／范瓊、一八九二～一九四六、写真¹⁾）の書評¹⁾の日本語訳と解題からなる。

岡倉の著作のフランス語版は、英語圏とは異なるコンテクストにおいて、翻訳出版され受容された。それらフランス語訳が、フランス知識層だけではなく、旧インドシナ、なかでも、ベトナムの知識人に熱心に読まれていたことは指摘されてこなかった。ここで取り上げる「東洋の理想（Les Idéaux de l'Orient）」（一九三二年）と「茶の礼賛（Hommage du Thé）」（一九二九年）と名付けられた書評

は、いずれもファム・クインというベトナム知識人によって書かれたものであり、フランス語を経由する日越文化交流の興味深い一資料だと思われる。

評者のファム・クインは、安南の近代文化の創生に一生を捧げた人物であり、「文人中の文人であり、文化によって国を革新しよう」と主導した人²⁾だったといわれている。ハノイで生を受け、幼少期には従来の儒教教育を、その後、フランス語での教育を受け、十六歳で通訳学校を卒業し、フランス極東学院（École Française d'Extrême-Orient）で九年間働いた³⁾。極東学院勤務中から、クインはグエン・ヴァン・ヴィン（Nguyễn Văn Vinh／阮文永、一八八二～一九三六）が編集した『インドシナ雑誌（*Dong Dương tạp chí*）』（一九一三～一九一七）を手伝い、後に、三カ国語文藝誌『南風雑誌（*Nam Phong tạp chí*）』（一九一七～一九三四）⁴⁾の主筆と



写真1 1942年頃のファム・クイン (Pham Quynh, *Un poète humaniste annamite*, Hué, Editions Phan-Manh-Danh, 1943)
(撮影者: Le Van Tan)

なお、本研究ノートの構成は、次の通りである。

- 一―「東洋の理想」(ファム・クインによる『東洋の理想』と『日本の覚醒』の書評)の日本語試訳
- 一―二 右(『東洋の理想』)の解題
- 二―一 「茶の礼賛」(ファム・クインによる『茶の本』の書評)の日本語試訳
- 二―二 右(『茶の礼賛』)の解題

〔補遺〕 本研究ノートに登場する人物の略歴

ファム・クイン著「東洋の理想」原文

ファム・クイン著「茶の礼賛」原文

- 一―「東洋の理想」(ファム・クイン評 一九三二年)の日本語試訳

なった。また、知識青年層のための文化・社交サークル AFIMA (Association pour la formation intellectuelle et morale des Annamites / 開智進徳会、一九一九〜一九四五)の事務局長として会を統率し続けた。クオック・グー(国語)⁽⁵⁾普及運動や、『金雲翹 (Kim Van Kieu)⁽⁶⁾』などの安南文学の再評価、演劇改革、詩歌の記録と保存など、彼の功績は多岐にわたる。このように雑誌というメディアと結社^{アソシエーション}という制度を通して、ベトナムにおける文化の舵取りを精力的に行い、一九三二年からバオダイ帝 (Bao Dai, 1918-1997) のイデオログとなったものの、一九四六年の八月革命でヴェトナムによって処刑されたと伝えられる⁽⁷⁾。

極東に興味を抱く者ならば誰でも、『東洋の理想』と題された日本人作家・岡倉の著作を知っている。英語で書かれたこの作品は、一九一六年にフランス語に訳され、同著者による連作的な作品『日本の覚醒』とまとめて一冊として出版された⁽⁸⁾。

私はこの二作を仏訳版で読み、深い感銘を受けた。長い間私が練ってきた思考は、この二作を読んだことで、胸が締め付けられ

るような熱狂的な感情を帯び、堅固になった。著者の主たる欠点である果てしない贅辞の調子にさえ、私は気付かなかった。その欠点とは、日本——著者がいうには、アジアすべての良心となった宿命国——のみの役割と榮譽として知識と事実を我田引水し、すべてを自国へと帰結させてしまう著しい鼻屑である。岡倉氏の目にとつては、二十五世紀にわたるアジア文明の発展は、たった一つの目的しかなかったように思える。その目的とは、奇跡の中の奇跡、驚異の中の驚異である現代日本を誕生させるために一致協力することである。

盲目的愛国心ともいえる度の過ぎた愛国主義によって引き起こされたこうした誇張や先入観は、最初に読んだ時は、ほとんど感じられなかった。著者が展開するアイディアに、私はそれほどまでに魅了されていたのだ。それは、インドと中国に代表される古きアジア文化の根底にある理想は、科学と近代文明との接触によって蘇生させることができ、アジアの民の新たな更生を施すというものである。

最近、私はこの岡倉の著を再読した。先に私が挙げた短所は、二度目の読書にて、明確なものに思えた。しかし、衝撃的で包括的な岡倉の文章において、その着想源・指針となっている根本的なアイディアは、独創的な価値と暗示に富む魅力を失っていない。それは、かつて、「古きアジアの統一性」があったというアイ

ディアである。つまりインドと中国、そしてこの二国に従属・服従したすべての国々に付与されている文化と文明の一貫性であり、最も完璧で、最も繊細な産物である東洋の叡智の影響のもとに長年かけて形作られた精神的な生き方である。

この統一性は、十三世紀のモンゴルの侵略によって断絶され、以来、アジアは深い闇の奥へと沈んでいった。沈没は、極東が西洋との接触を強いられた十九世紀半ばまで続いた。西洋との接触は、極東の民に二つの選択肢——適応するか、死か——をつきつけた。最初に、現代生活にうまく適合してみせたのは日本であった。しかし、日本の成功は、外面的な状況より、本質的な特性——古きアジアの理想そのものに忠実であるということ——に多くを負っている。

近代国家の生活が余儀なくさせる新しい色にもかかわらず、本来の自己にとどまるということが、先祖たちによって教えられた不二元アドヴァイタ（統一性¹⁰）の理念の本質的至上命令なのだ。

さらに岡倉はこう述べている。「西洋社会の哀れな事情は、我々をして印度の宗教や中国の倫理のうちに、より高次の解決を求めしむる」と。

インドの宗教と中国の倫理。壮大なヒマラヤ山脈で分かれてい

る「ヴェエダの個人主義」と「孔子の共同社会主義」。これが、アジア思想の二大支柱である。

だが、アジアは一つであると岡倉は言う。「ヒマラヤの」雪をいただくこの障壁でさえも、アジアの民に共通の思想遺産というべき、究極普遍的なものを求める愛の広がり、一瞬たりとも断ち切ることはできない。そして、この愛こそが、世界すべての大宗教を生み出さしめ、また、地中海やバルト海沿岸の諸民族が、特殊に注意し、人生の目的ではなく手段を探し出すことを好むことと、はっきり区別させるものである」と。

東洋と西洋、アジアと欧州を隔てる根本的な相違はここにある。片方は、究極普遍的なものへの情熱。もう片方は、偶然や特殊なものへの配慮。東と西の文明の大枠を特徴付けるためのあらゆる結論はここから導き出せよう。究極普遍的なものへの追究に熱中し、理想ばかりを凝視していた東洋は、外の世界のあらゆる進歩に対して無関心で、発展を止めてしまった。(フン、モンゴル、韃靼の)周辺の蛮族による侵略に耐え切れず、何度も蛮族のなすがままにされ、そのたびに屈辱的な服従を強いられ、いまだ回復しきれない「知的混乱と精神的苦悩」を引き起こした。

島国という地理的条件によって、また、国民の気力によって、蛮族からの侵略をまぬがれることができたのは日本のみであった。それゆえ、改造と適応という重要な仕事に対し、決定的な時期に、

新たな、そして、無傷の、ありとあらゆる力を注ぐことができ、レベル高き現代国家としての位置を築き上げたのだ。

一方、活動的で新進の気性に一段と富む西洋は、物質的・実践的な生活を重視し、理に適った整合的な方法で人生設計する術を心得た。そして、最大の利便性と快適さを手に入れた。西洋は、巧妙な物質の使用と適切な力の行使を念頭に置きながら、自然現象の研究のために科学という素晴らしい探究の道具——それによって物質的世界のすべてを支配することを可能ならしめた——を考案した。「組織だった文化を擁し、分化した知識のことごとくを備え、切り込むような競争力を宿した欧州の科学」は、全世界が屈服するほどの驚くべき勢力を西洋に与えた。

アジアは、物質的な欠落によって墮落した。あまりにも瞑想的な精神の結末であった。そのアジア同様に、欧州も、物質面における過剰な力によって墮落するだろう。いずれにせよ、その過剰さは、アジアに損害を被らせたし、未来にもさらなる損害をもたらすだろう。力の濫用は、理想を払拭させ、アジアをますます愚鈍な物質主義へと追い込んでいく。欧州でも、最も優れた才気の持ち主たちの多くは、このことにすでに気付いており、アジアの古き叡智を尋ねようと東洋に思いをめぐらしている。また、「白人の自尊心」とでも呼び得る感情から、東洋への熱狂に敵意を持つ者もいる。威嚇されているわけではなく、自らの過剰から

「西欧擁護」を唱える人たちでさえも、欧州が単に物質的で機械的な文明への道にあまりにコミットしすぎ、自らを見失っていることを認識しているのだ。

その間、アジアは完全に征服されてしまった。すっかり西欧文明に覆い尽くされたのである。アジアは、自らの足元をおびやかす危険を十分に自覚することなく、大きな渦へと次々に巻き込まれていった。今現在、欧州下に大きく従属している状況下においては、そもそも、選択の余地はない。当の日本も、一八五三年に江戸湾に錨を下ろしにやってきたペリー艦隊が象徴する外国の脅威があったからこそ、その潮流の最中に飛び入る決断をしたのだ。そして、渦の中に入ってからには、欧州各国における深刻さと同じ「西洋社会の哀れな事情」が日本にも生じるようになったわけである。

哲学者・櫻澤如一は、最近出版された『東洋哲学及び科学の根本無双原理 (*Le principe unique de la philosophie et de la science d'Extrême-Orient*)』⁽¹⁾の中で、胸が痛くなるような表現でそのことを嘆いている。櫻澤は、思想家・哲学者として、現在日本をとかく「つまらぬもの」として見なしている。櫻澤の同郷者である『東洋の理想』の著者・岡倉は、先入観にとらわれて日本と日本人をあまりに過大評価しすぎていた。見事な成功を遂げた日本だが、文明の質という視点からは頗るつまらぬものになったのだ。ところが、

岡倉は、日本が「アジア文明の博物館」になったと評価している。

いや、単なる博物館以上のものである。というのは、この民族の特異な天性は、古いものを失うことなしに新しいものを歓迎する生ける不二元論の精神によって、過去の諸理想を余すことなく維持させようとしているからである。

その一方で、岡倉は、近代世界の現在の状況下では「アジア的魂の固守」は難しいとも認め、用心深い、持続的努力がそのためには必要だと言う。

実際に、我々の過去の中に蘇生の源泉が隠されているのであれば、それは一大強化を必要とするものであることも、今、認めるべきだろう。というのは、近代的卑俗の焼き焦がすごとき早魃が、生命と芸術の咽頭を枯渇させているからである。

また、岡倉は次のように確信している。

過去の影は未来の約束である。いかなる木も、種子の中にあり力以上に大きくなることはできない。生命は常に自己回帰の中に存する。

この点に関しては、私は、岡倉の思想に両手を挙げて賛成したい。「今日のアジアの課題は、アジアの様式を擁護し、回復することにある。しかし、これをするためには、アジア自らがまず、これらの様式の意識を確認して発達させなければならない」という岡倉の主張にも私は賛同する。要するに、アジアにとって必要なのは、自らの魂を自覚することなのだ。

なぜならば、アジアの魂というものが存在するからである。それは、アジ・オリエンタル東方アジア全土に通じる理想であり、岡倉がこの二冊を通じて鮮やかに論証した「アジアの古き統一性」の産物である。

その理想は、インドの宗教と中国の倫理という二つを持ち合わせている。岡倉は、そこに、第三の要素として日本の芸術を加えようとした。しかし、その日本芸術とは、インドの宗教を中国の叡智を介して日本流に解釈したものにすぎない。魅力的ではあるが、ある種、アジアの魂の副産物でしかない。アジアの魂の肝心な二つの顕現は、二元論の原理で作用するもの——櫻澤氏風の言い方をすれば「分極作用」²²——であり、インド起源の宗教と中国的倫理がその核となる。

よって、この二軸の中にアジアにおけるあらゆる精神生活の本質を探究すべきである。アジアは、お互いの中に、自らを認め、自覚する。その二つは、陰と陽の二元のような同様の実有であり、アジアの古き統一と汎神的な魂である。

ヒンドゥー特有の形式に由来するインドの宗教は、常にガンジス川の精神に忠実であったが、最後には生まれ故郷を捨て、極東に遍く普及することになる普遍的な仏教となった。そして、極東の人々の精神と魂に、軽やかであるものの、拭うことができない刻印を残すこととなった。仏教は、黄河と揚子江の中国で開化した道教哲学と出会ったが、道教哲学も、仏教と同じく、先に見たアジアの理想、つまり、究極普遍的なものへの情熱という同源に由来するものである。この二つの教義の結合から、極東におけるあらゆる思想と芸術の深遠なる源である中国の大乗仏教が生まれた。

だが、仏教と道教の結合は、形而上的な極、創造と靈感を生み出す「陽」の極でしかない。倫理の極である「陰」は、儒教である。中国の最古の三王朝における古き叡智である。この黄河の精神はガンジスの精神と強化・相補し合うものの、対立することはない。

私たちのインドシナは、その地理的状況から、インドと中国の、黄河とガンジス川の、文明の融合をはかる宿命にある。だが、実際のインドシナの歴史はまったく異なっていた。過去を振り返れば、カンボジアとチャンパによる「インド」と、安南による「中国」の果てしない血まみれの紛争ばかりであった。しかし、こうした嘆かわしい過去は、岡倉が「アジアの夜」と呼ぶ、アジアが

その魂を失った時期、すなわち眠りと暗闇の長い時期の出来事である。

その夜は明けようとしている。大部分は霧もやに包まれているものの、新たな曙が空を染め始めている。

近代文明との接触によって、安南は、若返り、刷新し、再生し、それと同時にアジア文化の深遠なる源によって活力を養うことができるだろうか。そして、自らのために、かつてのインドシナが達成できなかった使命をまっとうすることができるだろうか。

決して実現し得ぬ野心的な夢かもしれない。しかし、その夢は、私たちに矜持を与え、私たちの変転を確信させてくれる、刺激的なものである。

一―二「東洋の理想」の解題

右の書評「東洋の理想」は、ファム・クインによって一九三一年にフランス語で書かれた。初出は、日刊紙『東法月報 (France-Indochine)¹³』の論壇欄であり、後に、一九三七年に出版された随筆集『仏安随筆 (Essais Franco-Annamites)¹⁴』に収録された。

まず手始めに、岡倉の『東洋の理想』のフランス版の翻訳出版の経緯について簡単に触れたい。

岡倉の *The Ideals of East* がフランス語に訳されたのは、第一次

世界大戦中の一九一七年。日本語訳より二十年以上早い。出版社は、パイヨ社 (Payot & Cie) である。訳者は、名高いパリの著作権代理人、ウィリアム・ブラッドリー夫人として知られるジェニー・セリュイス (Jenny Seruys Bradley, 1886-1983)¹⁵ だ。英文学の「目利き」であつた彼女が、二十歳そこそこで岡倉の英文二作を見事に訳していた事実は興味深い。

このフランス語版では、ニヴェイダの序は削られ、代わりに極東に詳しい元駐日大使オーギュスト・ジェラール (Auguste Gérard, 1852-1922) による長い序文 (二十頁にもわたる) が掲載された。ジェラールの序を読む限り、この『東洋の理想』仏版が大戦中に刊行されたのは、侵略者ドイツに対し、フランス国民を一致団結させる意図があつたようだ。ジェラールは、「東洋の理想」は、私たちの理想と結合・融合した¹⁷と、序の中で熱弁している。このように、岡倉の「東洋の理想」は、第一次大戦中にフランス国民の闘志を煽るために利用された一面があつた¹⁸が、その一方で、出版側の意図とは別に、本国以外のフランス語使用圏の読者にも熱心に読まれていたのである。

ファム・クインも、岡倉の仏版に熱中した読者だった。文中、クインは、岡倉の文章に迸る愛国主義を強く批判しているものの、『東洋の理想』が、安南文化のあるべき方向を彼に確信させた重要な著書であつたことを認めている。その方向とは、無条件にフ

ランス式を受け入れるのではなく、また、保守に徹するのでもなく、「発展」と「保存」という二つの要素を対峙させることによって新文化を創っていくというものである。¹⁹⁾これは、クインが「安南ルネサンス」と呼んでいた文化構想の原理である。その「安南ルネサンス」は、陰があれば陽があり、陽があれば陰があるということを示唆する陰陽二元の太極図に構造的になぞられるものだ。別エッセイで、クインは次のように述べている。

仮に、中国の哲学者のように論じるとしたら、東洋は「陰」、西洋は「陽」であり、片方は力と活力を、もう一方は永続性と安定性を表象する。「中略」この二つの邂逅は、いつの日か、人類にとって、さらに美しく調和的で、一言でいうなれば、より完璧な人間らしさを生じさせるだろう。²⁰⁾

このように、クインは、「ルネサンス」という現象を東洋的に解釈していたが、この背後には、当時のフランスおよび欧州の知識層のタオイズムへの接近があった。²¹⁾西欧において『道德経』が最初に完訳されたのは十九世紀半ばであったが、幅広い知識層に読まれるようになるには二十世紀初頭になるのを待たねばならなかった。かくして、老荘思想という東洋の叡智に興味や関心が向けられていたフランスで、クインの友人、櫻澤如一（一八九三〜

一九六〇）は、フランス語で『東洋哲学及び科学の根本無双原理』を上梓する。²²⁾何度も版を重ね、多くのフランス人に読まれたこの著書の初版の年は、一九三一年であった。

先述したように、クインが、書評「東洋の理想」を書いたのも一九三一年である。文中にも示唆されているように、初読は、仏版初版の一九一七年であったようだ。それから十四年の時を経てこの評を書いたのは、一九三一年に開催されたバリ植民地博覧会の存在があったからと察せられる。この博覧会は、一般的な万博とは違い、フランスの栄光のもとに自画像を提出することが求められていた博覧会である。「インドシナ（越語漢字で《東洋》と表記する）」という名称を宗主国から与えられ、自国のアイデンティティを表象することを迫られていたクインは、インド的「ヴェーダの個人主義」と中国の「孔子の共同社会」という二国に挟まれた地理にある安南の理想を構想するその過程で、岡倉の『東洋の理想』を再び繙いたのではないか。文中、クインは、「安南ルネサンス」同様、「インドシナ」という概念にも、陰陽二元論による止揚を援用している。つまり、「インドシナ」を、「ヴェーダの個人主義」と「孔子の共同社会主義」という二極によって新しいものを生み出していく磁場と考えたのである。

二二「茶の礼賛」(ファム・クイン評、一九二九年)の日本語訳

我々は大アバターを待ち望んでいる。その間、お茶でも啜るうではないか。昼さりの陽は竹林に輝き、泉は心地よげに泡立ち、松籟は我が茶釜に響く。はかなきを夢見、美しきとりとめのないことに、しばし思いをめぐらせてみようではないか。

ポエティックなこの美文は、『茶の本』と題された素晴らしい本の作者であり、日本の文人である岡倉覚三によるものだ。岡倉は、この本より重要な『東洋の理想』と『日本の覚醒』の二作も手掛けている。幅広い読者層に向けて英語で綴られた彼の作品は、一九〇三年から一九〇六年の間に出版されているものの、フランス語に訳されたのは、ずいぶん後になってであった。仏版『茶の本』の出版はつい最近のことであり、『東洋の理想』と『日本の覚醒』の二作の出版は大戦中の一九一七年だった。

この『茶の本』は、豊富な資料の裏付けがある、優美で奥深い極東の民の愛飲物に捧げられた情緒的な礼賛だ。非常に魅力的で含蓄に富んだ文体で岡倉が説くのは、アジアの最も古い哲学に根差している自然と生命についての見解すべてと、その儀式と技術

によって、その象徴となっている茶についてである。

実際、ごく小さな茶碗に注がれる、琥珀色あるいは黄金色の熱い飲料は、喉の渇きを癒すだけでなく、「疲労を軽減し、精神を爽快にし、意志を強固にする」効用もある。お茶は、洗練された作法を伴う。それは、人生についての見解を反映した魅力的な儀式さながらだ。しかし、現代生活においては、その儀式をしかるべく行うことは難しくなってきた。

ワイン、ビール、コーヒ、カカオといった他の飲料と異なり、お茶は、軽やかさと繊細さ、そして、控えめな魅力と優雅さがあり、肉体的な粗野な快楽や、脳を鈍らせて精神を混乱させる陶酔はもたらさない。その逆に、明晰さや精神の平穏さを与え、熟考や瞑想に適した状態へと精神を導いてくれる。それは、生の偶然性からいくぶん超逸した賢人や芸術家の精神状態に喩えられよう。また、かなり昔から、文人・哲学者・芸術家は、お茶に、意義や審美眼や超越的な味わいを与えようと工夫を凝らしてきた。お茶は、ある意味、哲学飲料とも呼べよう。

こうしたかつての茶愛好家たちは、お茶に対し、芸術的規範や宗教と等価の細やかな決まりごとや処方を作った。岡倉自身の言葉でいえば、それは、(Teism)である。このTeismは、極東の魂と精神の礎である三つの教義を概括するものである。

象牙色の磁器の中の琥珀色の液体に、その道を知る人ならば、孔子の快い寡黙、老子の辛辣、釈迦牟尼自身の天上の芳香に触れることさえできるだろう。

いふなれば、繊細な磁器の茶碗でお茶を飲む際、我々の一人一人が毎日こなしている慣習的な儀礼は、深く理解するとすれば、儒教と道教と仏教の総和を実現し、それら本質を直観しているということになる。

理想的な文人というのは、精神を養い、また、堪能するために三つの教義から精髓を抽出する術を心得、また、茶の儀礼を上手に嗜む者のことである。身体的要求を満たそうと味気ない水をガブ飲みするような俗人の真似はしまい。理想の飲み物を口に運ぶ前に、文人たる者ならば、至福の時を味わうだろう。また、自らの心情と調和できるようなふさわしい場所を選ぶだろう。

「茶室」は、非常に簡素だ。例を挙げるとすれば、庭の奥まったところにある一室、あるいは、鑑賞植物や珍しい蘭が生えた人工岩などが飾られた中庭に向けたアパルトマンなどである。茶室の装飾はともかく地味である。壁には古い画を擁した掛物があり、その両脇には、画の表現を含蓄する美しい書が綴られていたりする。また、茶室の中央部にある小さな卓には、お香や壺が置かれ、それよりも一回り大きい卓には、お茶道具が一式——煉瓦色の古

い磁器の急須と大きな茶碗と二つの受け皿と四つの小さな碗——が置かれていたりする。これらは、絵付けされた上等な磁器で、絵のモチーフの具体例を挙げるとすれば、赤壁での小舟の散策などである。その横の脚立の上には、あるいは、床上には、小さな窯とその付属品や、新鮮で濁りのない水——願わくは山の清水——が入った、陶磁器や金属の茶釜や瓶カラウなどがある。そして、「茶師」のように、安南の文人も、心を許せる友を伴侶に自分自身で茶を淹れ、即興詩を創ったり、画を鑑賞したり、本を評したり、文学や哲学について論じたりしながら茶を賞玩する。

配置や環境において多少の差異はあれども、これが、中国や日本、そして、安南における「茶道」の実践法である。おそらくは中国では——少なくとも昔の中国では——、さらに厳粛で複雑であろう。日本においては、さらに気取りなく、洗練され、示唆に富んでいよう。そして、安南では、頹廢的なある種のマニエリスムを帯びている。

中国では、唐（七世紀から九世紀）から茶道チャイムがますます繁栄し、三つの流派が生まれた。淹茶ダシチャ、抹茶ヒキチャ、そして煎茶である。文人ならば、茶への卓越した賛辞を残した著名な詩人、盧仝ロトウを知らぬ者はいまい。

一碗喉吻潤「最初の碗は、口と咽喉を潤す」

兩碗破孤悶「二碗目、孤悶を破る」

三碗搜枯腸「三碗目、枯腸を搜り」

惟有文字五千卷「惟う文字五千字卷有り」

四碗發輕汗「四碗目、輕汗を發し」

平生不平事「平生不平の事」

盡向毛孔散「毛孔から散ず」

五碗肌骨清「五碗目、肌骨清し」

六碗通仙靈「六碗目、仙靈に通ず」

七碗吃不得也「七碗目、吃し得ざるに也」

唯覺兩腋習習清風生「ただ覺ゆ兩脇習々清風の生ずるを」

蓬萊山在何處「蓬萊山はどこであろう」

玉川子乘此清風欲歸去「この清風に乗じて歸り去らんと欲す」²⁸⁾

日本では、道教と禪派（仏教の一派、サンスクリットでディヤーナ、安南では瞑想派と言う）の結び付きが、芸術一般における前代未聞の飛躍を——とりわけ、〈テイスム〉における飛躍を——生んだ。

茶は、我々にとっては、飲み方の形式を理想化する以上のものとなった。それは、生の術に関する一種の宗教になったの

である。茶は、純潔と優雅を崇拝する口実、すなわち、主客協力してその折に世俗的なものから無常の幸福を生み出す神聖な役を担うこととなったのだ。

安南では、〈テイスム〉は、何時の時代にも、上流文人によって熱心に嗜まれてきた。黎明（十八世紀）終盤の作家であるファン・ディン・ホー（Phan Đình Hồ／范廷琥、一七六六？～一八三三？）は、『雨中隨筆（*Tu trung tùy bút*）』中の一章を茶の儀式に割り、詳細に描写している²⁹⁾。彼自身熱心な〈茶人〉^{テイスト}であり、茶を語る彼の言葉は、常に詩的だ。ファン・ディン・ホーは言う。

私が慶雲村で先生だった時、村の文人である蘇先生を伴って、しばしば寺院やその裏の丘陵に赴いたものだった。その丘陵のすぐ近くには清水が流れていた。離合聚散する雲を眺めながら、また、道を行きかう人々を眺めながら、私たちはお茶を飲み、詩句を創った。

今日でもお茶は国民飲料ではあるが、〈テイスム〉は絶滅の一端を辿っている。第一、過去の美しい伝統に立ち戻ろうと自覚するエリート層を擁している日本を除けば、中国でさえ、栄えていないはずだ。

安南においては、上流社会の「上流層」の人々は、お茶のほか
に、ワイン、ビール、シャンパーニュ、そしてウイスキー・ソー
ダを飲み始めた……。これが「進歩」なのである。

二二二 「茶の礼賛」の解題

ファム・クインによる右の評「茶の礼賛」は、一九二九年の十
月二十五日付『東法月報』の論壇欄にフランス語で掲載され、後
の一九三一年に出版された随筆集『安南の詩趣』³⁰に収録された。

書評について触れる前に、まずはフランスにおける出版状況に
関して言及しておきたい。

仏版『茶の本 (*Un livre du thé*)』の出版社であるアンドレ・デル
ブック (*André Delpeuch*) は、一九二三年から一九三五年の短期
間に美しい装丁書を多数出版したバリの出版社である。クインが
手にした仏版『茶の本』にも、当時フランスに遊学していた長谷
川路可 (一八九七〜一九六七) の挿絵がふんだんに使われている。

クインも指摘している通り、『茶の本』のフランス語訳はずい
ぶん遅れた。原著は一九〇六年だが、フランス語に訳されるには
二十一年の歳月を待たねばならなかった。実は、詩人兼翻訳家の
ロベール・デュミエール (*Robert d'Humière, 1868-1915*)³¹が一九一〇
年代初頭に仏訳を手がけ、出版予定があったものの出版には至ら

ず、³²最初に出版されたのは、ガブリエル・ムーレ (*Gabriel Mourey, 1865-1943*) の訳であった。

ムーレは、美術評論家・詩人として知られるが、『レ・ザール・
ド・ラ・ヴィ (*Les Arts de la Vie*)』 (一九〇四〜一九〇五)³³の編集長
としても活躍した。この雑誌は、イポリート・テヌの「藝術は
実生活の縮約である (*L'art résume la vie*)」というフレーズを題辞^{エピグラフ}
とし、都市の新風習のもと、あらゆる形の芸術を理解することを
目的としていた。ムーレは、東洋の美意識をフランスにも取り入
れようと、仏版『茶の本』の「序」にて次のように提案している。

岡倉覚三がこの本で繰り返し説いている智慧や美意識の教訓
を役立てるのに、日本人である必要はまったくない。むしろ、
その逆に、私たち欧州人にこそ、これら教訓は有用なのであ
り、必要なのである。

ムーレのような西洋の知識人が、極東の叡智や美意識に関心を
寄せる一方、インドシナでは、それら固有のものがおざなりにさ
れ、急速な近代化／西洋化が進むばかりであった。安南では、
一九二〇年代はプランテーション式の茶の大規模生産が始まって、
フランス本国および北アフリカに大量輸出され始めた時期とも重
なる。お茶そのものは相変わらず飲まれていたものの、茶の心は

ベトナムにおいて消えかけていたようだ。クインはこうした現状に嘆き、警告を鳴らしている。

この書評でクインが粗上に載せているのは、失われつつあった極東独自の叡智／美意識としての〈テイスム〉である。クインは、まず岡倉を「文人 (l'homme)」と紹介する。そして、茶人＝文人＝芸術家／哲學家という論を展開する。つまり、安南・中国・日本といった漢字圏に共通の独自の美学は、文人によって培われてきたものであり、その象徴が茶であるとクインは主張する。

ちなみに、クインがこの評を書いた一九二九年は、日本では岩波文庫から日本語訳の『茶の本』が刊行されて流通し、「藝術」としての茶の湯という認識を普及せしめた時期にあたる。茶の湯が、ナシヨナリズム運動と密接に関係しながら美術言説に現れてくる様子は、依田徹の『近代の〈美術〉と茶の湯』（思文閣、二〇一三年）に詳しい。こうした、ナシヨナリズムの色を帯びた茶の湯の美学は、日本のみならず、ベトナムにおいても芽生えていたようである。安南にも、古くから根付いていた茶の美学を失うべきではないと主張したクインの意見に同調したベトナム人芸術家も少なからずいる。例えば、レ・フォー (Lê Phó)／黎譜、一九〇七―二〇〇一)、ヴ・カオ・ダン (Vũ Cao Đàm)／武高談、一九〇八―二〇〇〇)、マイ・トゥ (Mai Thu)／梅忠秋、一九〇六―一九八〇)らは、祖国を離れ、^{メトロポリ}本国であるフランスに移住した画

家たちであったが、彼らは、それぞれ、〈テイスム〉を主題にした絵画作品を残している。これらの作品は、岡倉の意を汲みながら利休を描いた横山大観³⁵を思い出させる一方、太平洋戦争中に精神修養としての「茶の湯」を植民地朝鮮や台湾で教えていた事実も髣髴とさせよう³⁶。

残念ながら、クイン自身が彼らの絵画に対して直接言及した記録や、画家たちによる茶への言及は発見されていない。クインが美術に関して述べている希少な資料に「三つの計画」という随筆があるが、その中でクインは次のように述べている。

アジアは、なんでも模倣しようとするので無為な時を過ごしている。欧州を猿真似していると見なすものもある。西洋科学の方法実践によって知性を磨き、頭をほぐすことは意義あることだ。しかし、それと同じぐらい、芸術と美の理想に対しては手付かずの状態に保つことがアジアにとって大事なのである。これは命に関わる問題だ。魂に関わる問題なのだ。³⁷

フランス統治下にあったベトナムにとって、極東固有の美の理想、つまり〈テイスム〉を失うことは、国のアイデンティティの喪失を意味するとクインらは考えていた。右のクインの言葉を考

慮すると、虐げられた民族が持つ矜持こそが〈テイスム〉なる美のカノンを産み出し、また、「西洋」に対する「極東」という境界枠を一層強固なものとしたといえないだろうか。

補遺 本研究ノートに登場する人物について

本研究ノートに登場する岡倉以外の人物の生没年と略歴

(ベトナム)

ファム・クイン (Pham Quỳnh / 范瓊、一八九二―一九四六)

思想家・政治家・比較文学者・編集者。フランス極東学院勤務後、『南風雑誌』を創刊した。文化サークル「開智進徳会(アフィマ)」事務局長。三二年からバオダイ帝の内閣に入り、三三年には国家教育大臣、四二年には内務大臣に昇格。八月革命で殺されたと言いつたえられる。

グエン・ヴァン・ヴィン (Nguyễn Văn Vĩnh / 阮文永、一八八二―一九三六)

『東洋雑誌』の創刊、主筆人。十以上のペンネームを持ち、記者・論者として活躍した。二十五歳でハノイで最初の印刷所を作り、ユーゴー、ラ・フォンテーヌ、モリエール、デュマ、

シャルル・ペロー、ラブレールほかの作品を翻訳・出版。また、『金雲翹』の仏訳も手がけた。小松清の友人、阮江 (Nguyễn Giang) の父にあたる。

ファン・ディン・ホー (Phạm Đình Hồ / 范廷琥、一七六六?―一八三二?)

十九世紀初頭に活躍した儒教的知識人。『雨中隨筆』のほか、漢字で書かれた伝奇小説『桑滄偶録 (Tung Throng Ngâu Lục)』(阮案との共著) などがある。

レ・フォー (Le Phó / 黎譜、一九〇七―二〇〇一)

画家。インドシナ美術学校卒業後、三七年に渡仏、批評家のワルデマール・ジオルジュ (Waldemar George) に注目された。一九五六年から五七年にかけ、リヨン、ニース、アヴィニョン、ボルドーにて藤田嗣治との合同展を行った。彼の次男はフランスで活躍するイラストレーター、ピエール・ル・タン (Pierre Le-Tan)。

ヴ・カオ・ダン (Vũ Cao Đàm / 武高談、一九〇八―二〇〇〇)

画家・彫刻家。インドシナ美術学校卒業後、三二年に渡仏、ルーヴルで美術史を習得した。サン＝ポール・ド・ヴァンスに

ギャラリーを開き、シヤガールらと交流した。留学中のバオダイ帝と親しく交流し、帝をモデルに彫刻《バオダイ》(Bao Dai)を制作した(ケ・ブランリー美術館に収蔵)。

マイ・トウ (Mai Thu / 梅忠秋、一九〇六—一九八〇)

画家。インドシナ美術学校卒業後、三七年に渡仏。伝統音楽を愛好し、自らも弾^{ダシバウ}匏という一弦琴の伝統楽器を嗜み、その録音は資料としてフランス国立図書館にも所蔵されている。イラス・トレーター・挿絵画家・俳優としても活躍した。四十年代、マコンにある教会の壁画を制作した。

(フランス)

ジェニー・セリュイス (Jenny Serruys Bradley, 1886-1983)

二十世紀のパリとニューヨークの文学を結んだバイブライン、「ブラッドリー著作権代理事務所」代表者。ジェイムズ・ジョイスの最初の理解者であり、ヘンリー・ミラー、ガートルート・スタインといった多くのアメリカ人をデビューさせ、また、サルトルやブーレーズ・サンドラなどのフランス人作家を北米に紹介した。彼女自身も、ジョイスの『追放者たち』や、エドガー・アラン・ポーの『鐘』などを訳している。後期印象派のベルギー人画家、ジョルジュ・ルマン (Georges Lemmen) の代

表作《The Serruys Sisters》(インディアナポリス美術館所蔵)は、彼女の少女時代の肖像である。

オーギュスト・ジェラルド (Auguste Gérard, 1852-1922)

外交官・文筆家。三国干渉と清仏協商の締結に大きく関わった。駐東京大使を務めていた(1906-1913)時には在京外交官主席にもなり、日仏協約(一九〇八年)を締結した功績に対し、日本政府より旭日桐花大綬章が贈られた。フランスからはレジオンドヌール二等勲章を受けた。ジェラルドは、同じくバイブ社から一九一八年に『我々の極東同盟国 (Nos allies d'Extrême-Orient)』を出版している。また、ヤコブ・ブルグハルトの『チチェローネイタリア美術鑑賞の手引き (Der Cicerone)』の仏訳者としても知られている。

ロベール・デュミエール (Robert d'Humièrre, 1868-1915)

『サロメの悲劇』で知られる詩人・翻訳家。岡倉の『茶の本』の仏訳を手がけたが、彼の訳は日の目を見なかった。現在、エベルト劇場 (Le Théâtre Hébertot) として知られているバティニョールの劇場の元ディレクターとして、ロイ・フラー (Loie Fuller) を起用し、舞台芸術に貢献した。マルセル・ブルーストの友人としても知られる。

ガブリエル・ムーレ (Gabriel Mourey, 1865-1943)

詩人・翻訳家・美術批評家・編集者。岡倉の『茶の本』を仏訳し、二七年にパリのアンドレ・デルプック社から出版した。ロード・ドビュッシーと親しく交流し、小曲「シリックス」のために詩劇を書いたことで知られている。ムーレもまた、セリュイス同様、エドガー・アラン・ポーの翻訳をした。

(日本)

櫻澤如一 (George Ohsawa, 1893-1966)

マクロビオティックを提唱した人物。一九一九年、ローマ字による国字革命運動の先鞭をつけた。一九二七年に無銭旅行で渡仏し、一九三〇年代のフランスで、東洋医学者として、社会文化論者として、西洋の東洋文化研究者と親しんだ。仏語での著作も多数あり、「花の本」(*Le livre des fleurs*, Paris: Plon, 1935)などの文化論著書もある。また、ベトナムとの関係も深く、一九三一年には『安南の悲劇』を記している。

注

- (1) 便宜上、「書評」という言葉を用いたが、クインのこの二つの文章は、それと同時に、評論および随筆的でもある。
- (2) Vinh-tho, «Hommage à Phan Quynh et à Nguyen Tien Lango», *N° spécial du Mondes et cultures*, Paris: Académie des sciences d'outre-mer, 1985, p. 21.
- (3) ファム・クインの近代化思想の一考察として、次の論文がある。二村淳子「ファム・クインと岡倉覚三の〈ヘルネサンス〉」(『比較文学』日本比較文学会編纂、第五十六巻、二〇一四年、二〇一三四頁)。
- (4) 一九一七年七月から一九三四年十二月まで創刊された、国語・中国語・仏語の三方国語雑誌。
- (5) クオック・グー (国語、Quốc Ngữ) とは、ラテン文字を使用して越語を表記する方法。一六五一年に宣教師ドゥ・ロードが作成したアルファベット表記に起源を持つ。
- (6) 『金雲翹』は、十九世紀初頭にベトナム阮朝の文人グエン・ズー (Nguyễn Du, 1765-1820) によって字喃文字で書かれた。明末清初の通俗小説『金雲翹伝』の翻案。ベトナム独特の形式、六十八体からなる。
- (7) クインは、アルベール・サロー総督らが推進した仏安文化協力(協同政策)に賛同していた。ベトナム民族を裏切った越奸とされてきたのは彼が親仏者と見なされてきたからである。なお、一九九〇年代あたりから越僑社会においてクインの再評価も始まっている。
- (8) クインは初版の年を一九一六年と記憶しているようだが、初版は一九一七年である。
- (9) Okakura Kakuzo, *Les Idéaux de l'Orient*, traduit par Jenny Seruys. Paris: Payot & Cie, 1917 (以下、*Idéaux* と省略)。
- (10) 「統一性」という訳を〈アドヴァイタ〉に付与したのは、クイン本人である。
- (11) Nyoiti Sakurazawa, *Principe unique de la philosophie et de la science*

- d'Extreme-Orient*. Paris: Vrin, 1931. フランスを代表する東洋学者のルネ・グルセとセルゲイ・エリセーエフが序を寄せている。
- (12) Polarisation の訳。実有が陰陽を生じる現象のこと。
- (13) 一九二五年から一九四六年まで出版されていた日刊紙。三二年まではフランス語で、その後はベトナム語で表記された。ベトナム語名は *Dông Pháp*。
- (14) Pham Quỳnh. *Essais Franco-Annamites*. Huế: Bui Huy-Tin, 1937 (以下、*EFA*と省略)。
- (15) William A. Bradeley Literary Agency は、一九二三年から一九八二年まで存続した文学エージェント。
- (16) ベルギー生まれの彼女は、ロンドン大学で英国文学を専攻し、その後、パリに移住した。一九二〇年代から三〇年代にかけて英文学サロンを開き、ジェイムズ・ジョイスの才能を見出したことで知られている。
- (17) 「野蛮で蒙昧な暴虐の国々に対して自由と権利と知識をもたらすため、英国と同盟している日本は、フランスとロシアとも同じく結び付いており、当然のごとく、同盟諸国の側に与する。東洋の理想は、私たちの理想と結合・融合したのだ」(*Idéaux*, p. 26)。
- (18) 岡倉自身は、「西欧は我々に戦争を教えてくれた。それでは、いったい、いつになったら、彼らは平和の恵みを学ぶのだろうか」という言葉で『日本の覚醒』の最後を締めめている。
- (19) *EFA*, p. 297.
- (20) Pham Quỳnh. «La culture française et la Renaissance Annamite», *EFA*. Huế: Bui Huy-Tin, 1937, pp. 206–214.
- (21) *EFA*, p. 89.
- (22) セガレン、クロードル、ミシヨーなどの知識人による老荘思想受容は次の書に詳しく。Muriel Détrie, ed. *Le taoïsme dans la littérature européenne*. Paris: Honoré Champion, 1999.
- (23) マクロビオティック食事療法の創始者 George Ohsawa としてより知られている櫻澤は、フランスと安南と日本を結ぶキーパーソンの一人だったようだ。クインとは、お互いに著書を送り合う仲であった。クインの『安仏随筆』には、櫻澤をトビックにした「極東の哲学 (Philosophie d'Extreme-Orient)」というエッセイがある。一方、櫻澤には安南を主題にした著書が二冊ある。一冊は、『安南伝説集 [ARARAGINO HANA (アララギノハナ)] (一九二二年)』で、もう一冊は、『安南の悲劇——白人人種世界覇権有色人種勃興の犠牲史』(無双原理研究所、一九三一年)である。
- (24) Kakuzo Okakura. *Le Livre du Thé*, traduit par Gabriel Mourey. Paris: André Delpeuch, 1927.
- (25) フランス語版『茶の本』の出版は一九二七年。
- (26) 原文は「*ceian*」。二十世紀に入って下火となるジャポニスムに代わるキーワードとして岡倉が欧米にアピールしたのが「禅 (Zenism)」と「茶 (Teasim)」であった(稲賀繁美「Okakura in the global context」『岡倉天心——近代美術の師』別冊太陽、平凡社、二〇一三年、一五頁)。
- (27) 生年不詳〜八三五年。号は玉川子。陸羽とあわせて「蘆陸」と称された。
- (28) 「孟諫議寄新茶」の一部(この部分は蘆同七碗と呼ばれる)。原文では、クインは、十二行目の「蓬萊山在何處」の一文を記載していない。
- (29) ベトナムの茶文化とファン・ティン・ホーについては以下の資料を参考にした。西村昌也「ベトナムの茶文化・茶業に関する資料初探」『周縁の文化交渉学シリーズ 一 東アジアの茶文化と茶業』関西大学文化交渉学教育研究拠点、二〇一一年三月号、七五〜九三頁。
- (30) Pham Quỳnh. *La poésie Annamite*. Hanoi: Đông-Kinh, 1931.
- (31) アメリカ人の母を持つデュニエルは、『ラドヤード・キップリングの小説翻訳や、『サロメの悲劇 (Tragédie de Salomé)』の作詩者として知られている。

- (32) デュミエールは第一次世界大戦で戦死していたものの、オーギュスト・ジェラールによれば、仏版『東洋の理想』（一九一七年）の直後に『茶の本』が出版される予定だったという（*Adieux*, p. 10）。
- (33) 一九〇四年に創刊され、エリ・フォールや、マルセル・ブルースト、ラファエル・ペトルツチらも寄稿していた。
- (34) この三人の画家たちの茶の湯を主題にした絵画の作成年は、主には三十年代後半だが、作品によっては一九四三年作成の作品もある。
- (35) 横山大観《千与四朗》（屏風画、野間奉公会蔵）。
- (36) 小林善帆「植民地朝鮮の女学校・高等女学校といけ花・茶の湯・礼儀作法——植民地台湾との相互参照を加えて」『日本研究』第四十七集、二〇一三年、二〇七～二三七頁。また、日本国際振興会によって一九四三年に来日したインドシナの画家たちも、滞在中に何度も茶を振る舞われている（後小路雅弘「昭和十八年の日本旅行——ベトナム人画家ルオン・スアン・ニーの日記から」『哲学年報』第六十九輯、二〇一〇年、二二五～二五二頁）。

(37) «Les Trois Plans», *EF4*, p. 241.

«....La premier tasse humecte ma lèvre et mon gosier, la seconde rompt ma solitude, la troisième pénètre dans mes entrailles et y remue des milliers d'idéographies étranges, la quatrième me procure une légère transpiration et tout le mauvais de ma vie s'en va à travers mes pores à la cinquième tasse je suis purifié: la sixième m'emporte dans le royaume des immortels. La septième! Ah! la septième, mais je n'en puis boire davantage! Je sens seulement le souffle du vent froid gonfler mes manches. Ah! laissez-moi monter sur cette douce brise et qu'elle m'emporte dans le séjour des bienheureux....»

Au Japon, l'alliance du taoïsme avec une école bouddhique, le *Zen* (en sanscrit *dhyana*, en annamite *Thiền* ou école de la méditation), a donné un essor inouï à l'art en général et au «théisme» en particulier.

«Le thé devient chez nous, dit Okakura, plus qu'une idéalisation de la forme de boire: une religion de l'art de la vie. Ce breuvage devient un prétexte au culte de la pureté et du raffinement, une fonction sacrée ou l'hôte et son invité s'unissaient pour réaliser a cette occasion la plus haute béatitude de la vie mondaine....»

En Annam, le «théisme» a toujours été cultivé avec ferveur par l'élite lettrée. Un écrivain de la fin des Lê (18^e siècle), Phạm Huy-Hỗ (*sic*), a consacré tout un chapitre de ses «Notes et Souvenirs» (*Vũ trung tùy bút*) à la cérémonie du thé qu'il décrivait avec beaucoup de détails. Lui-même fut un «théiste» fervent, et c'est avec des accents de poète qu'il parlait chaque fois de sa boisson préférée.

«Quand j'étais maître d'école à Khánh-vân, disait-il, je venais souvent en compagnie de maître To, un lettre du village, à la pagode Vân et nous préparions le thé, soit dans la pagode même, soit sur un monticule qui se trouve derrière et près duquel coule une source limpide. Et c'est en regardant les nuages qui vont et viennent, s'assemblent et se dispersent, en voyant passer les paysans sur la route que nous dégustions notre breuvage et improvisions des vers....»

De nos jours, si le thé est toujours la boisson nationale, le théisme est près de disparaître. D'ailleurs, sauf au Japon ou une élite consciente cherche à renouer les belles traditions du passé, en Chine même il ne doit pas être bien prospère.

Ici, dans les milieux «select», dans la haute société, en dehors du thé on commence à prendre le vin, la bière, le champagne ou le.... whisky-soda.... C'est le progrès.

(Phạm Quỳnh. *La poésie Annamite*. Hanoi: Đông-Kinh, 1931, pp. 97–102)

endroit tout un ensemble de règles, de prescriptions qui équivalent à un canon artistique, ou à une religion: la religion du thé—*théisme*, suivant l'expression d'Okakura Kakuzo,—qui résume à leurs yeux les trois doctrines fondamentales qui constituent les assises spirituelles de âme extrême-orientale.

«Dans le liquide ambre qui emplit la tasse de porcelaine ivoirine, dit l'écrivain japonais, l'initié peut goûter l'exquise réserve de Confucius, le piquant de Lao-Tseu et l'arôme éthéré de Çakamouni lui-même.»

Ainsi le rite coutumier que chacun de nous accomplit tous les jours en dégustant le thé dans de fines tasses de porcelaine, réalise, si nous savons en pénétrer le sens profonde, la somme et l'essence même du confucianisme, du taoïsme et du bouddhisme.

Le lettré parfait, c'est celui qui a su, pour s'en nourrir l'esprit et s'en délecter âme, extraire de ces trois doctrines la quintessence. C'est celui également qui sait le mieux accomplir le rite du thé. Il ne boira pas comme le vulgaire qui satisfait un besoin en avalant des verres d'eau insipide. Avant de porter à sa bouche le breuvage idéal, il saura se mettre en état de grâce. Il choisira un lieu convenable, en harmonie avec son état âme. La «chambre de thé» sera très simple: Ce sera une pièce retirée au fond d'un jardin ou d'un appartement donnant sur une cour intérieure ornée de plantes d'agrément, de rochers artificiels ou poussent des orchidées rares. Elle sera très sobrement décorée: au mur un *kakemono* portant une peinture ancienne, entre deux sentences parallèles dont la belle calligraphie ne le cède qu'à la profondeur de l'idée qui y est exprimée: au milieu, sur une petite table, un brûle-parfum ou un vase et sur une autre plus large le service du thé qui se compose d'une petite théière en vieille poterie couleur de brique, d'une grande tasse et de quatre petites dans deux soucoupes, le tout en porcelaine de choix aux dessins assortis dont le motif principal est, par exemple, une promenade en sampan sur la rivière de Xich-bich. A côté, sur un escabeau, ou même à terre, un petit fourneau avec ses accessoires, la bouilloire en terre ou en métal et la carafe contenant une eau fraîche et pure, puisée si possible à une source de montagne. En vrai «maître du thé», notre lettré prépara lui-même le breuvage et en compagnie de quelques amis choisis il le dégustera en improvisant des vers, en admirant un tableau, en faisant la critique d'un livre ou en dissertant sur des sujets d'ordre littéraire ou philosophique.

Voilà, avec des différences plus ou moins grandes dans la disposition du lieu ou dans le cadre, comment se pratique la «cérémonie du thé» en Chine, au Japon, en Annam: plus solennelle et plus compliquée peut-être, en Chine, du moins dans la vieille Chine, plus naturelle et aussi plus raffinée et d'inspiration plus profonde au Japon, et en Annam empreinte d'un certain maniérisme décadent.

En Chine, c'est à partir des Duong (Tang, 7-9^e siècle) que le «théisme» devint de plus en plus florissant et donna naissance à trois écoles successives: école du thé bouilli, école du thé battu ou thé en poudre et enfin école du thé infusé.

Tous les lettrés connaissent le poème célèbre de Lu Dong des Duong dédié à la boisson par excellence:

Rêve ambitieux qui ne se réalisera peut-être jamais, mais rêve tonifiant, susceptible de nous donner confiance en nous-mêmes et en notre devenir.

(Phạm Quỳnh. *Essais Franco-Annamites*. Hué: Bui Huy-Tin, 1937, pp. 97–106)

ファム・クイン著「茶の礼賛」原文

Eloge du Thé

«...Nous attendons le grand Avatar. En attendant, dégustons une tasse de thé. La lumière de l'après-midi éclaire les bambous, les fontaines babillent délicieusement, le soupire des pins murmure dans notre bouilloire, Rêvons de l'éphémère et laissons-nous errer dans la belle folie des choses...»

Ces belles paroles poétiques sont d'un lettré japonais, auteur d'un petit livre délicieux intitulé; *Le Livre du Thé*, Okakura Kakuzo, —c'est son nom, a écrit deux autres ouvrages plus importants: *Les Idéaux de l'Orient* et *Le Réveil du Japon*. Ces ouvrages composées en anglais pour atteindre un public large avaient paru depuis 1903–1906; elle ne furent traduites en français que beaucoup plus tard, la première tout récemment (1927), les deux dernières pendant la guerre, en 1917.

Le Livre du Thé dont nous voulons parler ici, est un éloge délicat et profond, à la fois documenté et lyrique, de la boisson préférée des peuples d'Extrême-Orient. Il expose, sous une forme infiniment séduisante et nuancée, toute une conception de la nature et de la vie, qui à ses racines dans les plus vieilles philosophies de l'Asie, et dont le Thé, avec son cérémonial et sa technique, est en quelque sorte le symbole.

En effet, ce liquide ambré ou doré, cette infusion qu'on vous sert toute chaude dans des tasses minuscules, n'a pas seulement pour l'objet de calmer la soif, pour vertu «de soulager la fatigue, de fortifier la volonté, de délecter âme» même. Elle s'accompagne d'un cérémonial raffiné, d'une sorte de rituel qui reflète une conception de la vie qui ne manque pas de la charme, mais que les nécessités actuelles rendent de plus en plus difficile à réaliser complètement. Celle-ci vaut par cela même d'être rappelée, méditée, avant que l'enseignement ou le goût ne s'en perde tout-à-fait.

A la différence de toute autre boisson le vin, la bière, le café, le cacao, le thé, par sa légèreté, sa subtilité, et dirions-nous, son charme discret et sa grâce, ne procure pas ce plaisir un peu grossier qui provient d'une jouissance toute physique, ou cette griserie qui embrume le cerveau et trouble âme, mais verse au contraire de la clarté, de la sérénité dans l'esprit, le rendant plus apte à la contemplation et à la méditation. Il correspond à un état mental quelque peu détaché des contingences de la vie, qui se rapproche de celui du sage ou de l'artiste. Aussi de bonne heure, les lettrés, les philosophes, les artistes se sont-ils ingénies à lui donner une signification, un goût, une saveur transcendante, qui en fait en quelque sorte une *boisson philosophique*, si je puis ainsi m'exprimer. Ils ont imaginé à son

conscience de son âme propre.

Car il existe une âme asiatique, un idéal commun à toute l'Asie orientale, fruit de cette «vieille unité de l'Asie» que l'auteur japonais démontre lumineusement au cours de ses deux ouvrages.

Cet idéal a trouvé sa double expression dans la religion indienne et dans l'éthique chinoise, OKAKURA voudrait y ajouter une troisième expression qui serait l'art japonais. Mais ce dernier n'est que la manifestation de la religion indienne interprétée par le tempérament japonais à travers la sagesse chinoise. Malgré tout son charme, il n'est en quelque sorte qu'un sous-produit de l'âme asiatique. Les deux manifestations essentielles de celle-ci, la double activité de son principe dualiste ou sa «polarisation», pour parler comme M. KAKURAZAWA (*sic.*), résident dans la religion indienne et dans l'éthique chinoise.

C'est donc dans l'une comme dans l'autre qu'il faut chercher le principe de toute vie spirituelle en Asie. C'est dans l'une et dans l'autre que l'Asie peut se reconnaître et prendre conscience d'elle-même. L'une et l'autre sont comme les deux principes *yin* et *yang* d'une même réalité substantielle qui est la vieille âme unitaire et panthéiste de l'Asie.

La religion indienne, dégagée de ses formes spécifiquement hindoues, mais toujours fidèle à l'esprit du Gange, s'est réalisée dans le bouddhisme universaliste qui a finalement déserté le sol natal, pour se répandre dans tout l'Extrême-Orient et modeler de son empreinte, une empreinte légère et ineffaçable, les esprits et les âmes. Elle s'est rencontrée avec la philosophie taoïste, éclos dans la Chine du Hoang-Ho et du Yang-tsé Kiang, mais dérivant de la même source qui est cette passion de absolue et de l'universel qui caractérise, comme nous l'avons vu, l'idéal asiatique. De la conjonction des deux doctrines est né le bouddhisme mahayaniste chinois, source profonde de toute philosophie et de tout art dans l'Extrême-Asie.

Mais bouddhisme et taoïsme réunis ne représentent que le pôle métaphysique, le principe *yang*, créateur et inspirateur de toutes choses. Le pôle éthique, le principe *yin* est représenté par le confucianisme, fruit lui-même de la vieille sagesse des trois premières dynasties chinoises, de cet esprit du Houang-Ho qui ne s'oppose à l'esprit du Gange que pour le fortifier et le compléter.

Notre Indochine, par sa situation géographique, était destinée à réaliser la fusion de l'Inde et de la Chine, de l'esprit du Hoang-Ho et de celui du Gange. Son rôle historique fut tout autre; il ne se manifestait que par un long et sanglant conflit entre l'Inde et la Chine, l'Inde représentée par l'ancien Cambodge et défunt Champa, et la Chine représentée par l'Annam. Mais cette histoire lamentable se passait durant cette longue période de sommeil et d'obscurité où l'Asie avait perdu son âme, période qu'OKAKURA appelle «la nuit de l'Asie.»

La nuit a touché à sa fin; une aurore nouvelle se lève, encore en grande partie cachée par les brumes.

Sera-t-il donné à l'Annam rajeuni, rénové, revivifié au contact de la civilisation moderne et retrempe à la fois aux sources profondes de la culture asiatique, de réaliser enfin pour son compte, les destinées manquées de l'Indochine d'autrefois?

matière; en tout cas, cette puissance l'entraîne à des excès qui lui ont coûté et lui coûteront davantage encore; ils lui font perdre toute préoccupation idéale et l'enfoncent de plus en plus dans un lourd matérialisme. Les meilleurs esprits en Europe le sentent déjà et beaucoup se tournent vers l'Orient pour interroger la vieille sagesse asiatique. Même ceux qui, par un sentiment que je qualifierai d'amour-propre d'homme blanc, se montrent hostiles à ce qu'ils appellent cet engouement pour l'Orient et prennent la «défense de l'Occident» nullement menacé sinon par ses propres excès, reconnaissent que l'Europe s'est fourvoyée en s'engageant trop avant dans la voie d'une civilisation purement matérielle et mécanique.

Et pendant ce temps, l'Asie est complètement conquise, entièrement subjuguée par cette civilisation; elle est à son tour entraînée dans le tourbillon sans avoir encore pleinement conscience du danger qui la menace. D'ailleurs, elle n'est pas libre de choisir, n'étant en somme à l'heure actuelle qu'une vaste dépendance de l'Europe. Le Japon lui-même ne se décida à entrer dans le mouvement que sous la menace étrangère représentée par l'escadre du commodore Peary qui en 1853, était venue mouiller dans la baie de Yedo. Depuis qu'il est tout à fait pris dans l'engrenage, les «tristes problèmes de la société occidentale» se posent pour lui, avec la même acuité que pour les pays européens eux-mêmes.

Le philosophe KAKURAZAWA (*sic.*) dans son récent ouvrage intitulé *Le Principe Unique de la Philosophie et de la Science d'Extrême-Orient*, l'a déploré en terme saisissants. Il considère volontiers le Japon moderne comme «sans intérêt» pour le penseur et pour le philosophe. Son compatriote OKAKURA, l'auteur des *Idéaux de l'Orient*, était trop possédé par son parti-pris de magnifier son pays et sa race pour admettre que le Japon moderne qui représente, après tout, une belle réussite, fut vraiment sans intérêt au point de vue de la civilisation qualitative. Au contraire, il estimait que ce pays est devenu le conservatoire, «le musée de la civilisation asiatique.»

«Il en est même plus que le musée, dit-il, parce que le singulier génie de la race japonaise le porte à méditer sur toutes les phrases des idéaux du passé, avec cet esprit de vivant *advaitisme* qui accueille le nouveau sans renoncer aux anciennes traditions.»

OKAKURA convient néanmoins que «cette fidélité à l'âme asiatique» est bien difficile dans les conditions actuelles du monde moderne; elle demande un effort vigilant et soutenue.

«S'il y a vraiment, dit-il, une source de renouveau cachée dans notre passé, nous devons admettre qu'elle demande en ce moment, un puissant secours, car la sécheresse aride de la vulgarité moderne brûle le gosier de la vie et l'art.»

Pour sa part, il est convaincu que «les ombres du passé sont les promesses de l'avenir. Aucun arbre ne saurait dépasser la force contenue dans sa graine. La vie consiste toujours en un retour sur soi-même.»

Je partage complètement sa pensée sur ce point, et j'estime comme lui, que «la tâche actuelle de l'Asie consiste à protéger et à restaurer les coutumes asiatiques. Mais pour le faire, il lui faut d'abord se reconnaître elle-même et développer la conscience de ses coutumes.» Il lui fait, en un mot, prendre

vieux idéaux de l'Asie.

«Demeurer fidèle à lui-même, malgré la couleur nouvelle que la vie d'une nation moderne l'oblige à prendre, voilà pour le Japon l'impératif catégorique de l'idée d'*advaita* (unité) qui lui fut inculquée par ses ancêtres.»

«Les tristes problèmes de la société occidentale, ajoute OKAKURA, nous incitent à chercher dans la religion indienne et dans l'éthique chinoise, une solution plus haute.»

Religion indienne et éthique chinoise, voilà les deux pôles de la pensée asiatique; «l'Inde individualiste des Vedas» et la «Chine communiste de Confucius», séparées l'une de l'autre par la barrière formidable de l'Himalaya.

Mais l'Asie étant une, «ces barrières de neige, dit OKAKURA, ne saurait interrompre, ne fût-ce qu'un instant, l'expansion de cette passion de l'absolu et de l'universel, patrimoine spirituel commun aux races asiatiques, qui leur permit de créer toutes les grandes religions du monde, et les différences des peuples maritimes de la Méditerranée et de la Baltique qui aiment à se confiner au particulier et à rechercher les moyens plutôt que les fins de la vie.»

Voilà bien la différence fondamentale qui sépare l'Orient de l'Occident, l'Asie de l'Europe. D'un côté, passion de l'absolu et de l'universel, de l'autre, souci du contingent et du particulier. Il n'y a qu'à tirer de là, toutes les conséquences pour caractériser dans les grandes lignes, les civilisations occidentale et orientale. Absorbé dans la contemplation de l'idéal, s'acharnant dans la recherche et la poursuite de l'Absolu, l'Orient s'est figé dans son évolution, indifférent à tous les progrès du monde extérieur. Incapable de résister aux bords barbares qui l'envahissaient (Huns, Mongols, Tartares), il se laissa à maintes reprises déborder par elles et chaque fois retomba dans une sujétion humiliante, suscitant à la longue «un trouble intellectuel, une angoisse morale» dont ses peuples ne se sont jamais remis complètement.

Le Japon seul, grâce à sa situation insulaire et aussi à l'énergie de ses habitants, fut à l'abri de ces invasions, et put apporter au moment décisif toutes ses forces neuves et intactes à la grande oeuvre de transformation et d'adaptation qui l'a élevé si haut dans la hiérarchie des nations modernes.

L'Occident, au contraire, plus actif et plus entreprenant, se confinant dans le domaine de la vie maternelle et pratique, a su organiser cette vie d'une façon rationnelle et méthodique et lui donner le maximum de commodité et de confort. Pour l'étude des phénomènes de la nature en vue d'une sage utilisation de la matière et d'un emploi judicieux des forces, il a inventé ce merveilleux instrument d'investigation qu'est la science, grâce auquel il s'est rendu maître de tout le monde matériel. Cette «culture organisée, armée, de tout l'appareil des connaissances spéciales, sans cesse aiguisée par les énergies compétitrices» lui donne une puissance formidable devant laquelle l'univers tout entier s'incline.

Mais de même que l'Asie fut perdue par sa déficience matérielle, résultat de son esprit trop exclusivement contemplatif, l'Europe le sera par son excès de puissance dans le domaine de la

ファム・クイン著「東洋の理想」原文

Les Idéaux de l'Orient

Tous ceux qui s'intéressent aux choses de l'Extrême-Orient, connaissent l'ouvrage de l'écrivain japonais OKAKURA intitulé: *Les Idéaux de L'Orient*. Ecrit en anglais, il fut traduit en français en 1916, et publié ensemble avec un autre petit livre du même auteur sur *le Réveil du Japon*, qui en est la suite naturelle.

J'avais lu ces deux livres dès la parution de l'édition française, et je me rappelle l'impression profonde que me produisit cette lecture. Elle me confirmait dans des idées que je méditais depuis longtemps, en leur donnant une expression enthousiaste, presque lyrique. Je ne remarquais même pas ce ton d'éternel panégyrique qui est le principal défaut de l'auteur, cette partialité évidente qui lui faisait tout rapporter à son pays interprétant les idées et les faits pour ainsi dire en fonction et à l'honneur exclusif du Japon, destiné, à l'entendre, à devenir la conscience de toute l'Asie. L'évolution de la civilisation asiatique depuis vingt cinq siècles semblait n'avoir à ses yeux qu'un seul but: concourir à donner naissance à ce miracle des miracles, à cette merveille des merveilles, le Japon moderne.

Ces exagération ou ce parti-pris inspirés par un patriotisme intempérant devenu presque du chauvinisme, passaient inaperçus pour moi au cours de cette première lecture, tant l'idée principale développée par l'auteur m'enthousiasmait, l'idée que les idéaux qui étaient à la base de la vieille culture asiatique représentée par l'Inde et la Chine, pourraient être revivifiés au contact de la science et de la civilisation moderne et servir de nouveau à la régénération des peuples de l'Asie.

Je viens de relire ces jours-ci, les deux livres d'OKAKURA. Le défaut que j'ai signalé plus haut, m'apparaît plus clairement à cette deuxième lecture, mais l'idée fondamentale qui inspira et guida l'auteur japonais dans son exposé saisissant et compréhensif, conserve toute sa valeur originale et son charme suggestif.

Cette idée, c'est qu'il y avait une «vieille unité de l'Asie», une unité de culture et de civilisation qui donnait à l'Inde et à la Chine et à tous les pays qui en dépendaient ou qui vivaient sous leur obédience, une même vie spirituelle inspirée par ce que la sagesse orientale avait à travers les siècles, produit de plus parfait et de plus sublime.

A partir du XIII^e siècle, cette unité fut rompue par la conquête mongole et l'Asie fut prolongée dans une nuit de plus en plus profonde qui ne devait prendre fin que dans la seconde moitié du XIX^e siècle, quand l'Extrême-Orient fut obligé d'entrer en contact forcé avec l'Occident. Ce contact posait aux peuples extrême-orientaux cette alternative: s'adapter ou mourir. Le premier qui put s'adapter avec succès aux conditions de la vie moderne fut le Japon. Mais il le devait bien moins aux circonstances extérieures qu'à ses qualités intrinsèques dont la principale fut justement sa fidélité aux

【研究ノート】

開戦前後におけるマニラ日本人学校にみる教育活動の変容

——発行された副読本と児童文集を手がかりに——

小林茂子

はじめに

日本人学校とは、「移民や出稼ぎで海外に移住することになった日本人子弟のために、国内と同じ教育を施すこと」によって在留邦人の期待に応えようとした教育施設^①である。戦前期フィリピンには日本人学校が十八校あり（そのうち在外指定学校は十六校）、その中でマニラ日本人学校は、いちばん早い一九一七年に設立された。生徒数は、開校当時は三十三人であったが、十年後の一九二七年は二〇一人に、一九三七年は五七六人となり、開戦直前一九四〇年には八四六人に上り、フィリピンの戦前期日本人学校において最大かつ中心的存在の学校であった^②。

戦前のマニラ日本人学校では、内地の学校と同様、国定教科書

を使い、日本精神の涵養や臣民教育を行ったが、外国人学校として政府へ登録しなければならず、「英語」の授業が課せられ、アメリカ人やフィリピン人の教師が担当した。さらに、植民地宗主国アメリカとフィリピン政府に対し敬意を称さねばならず、学校行事の際には中央の日の丸とともに、向かって左にアメリカの国旗を、右にフィリピンの国旗を同じ高さに掲揚し、また、日本内地の祝祭日のほかに、両国の祝祭日も休業とした^③。このマニラ日本人学校の教育活動の中で、現地理解教育の取り組みが特徴として挙げられる。特に第三代校長・河野辰二（在職一九三三～一九四三年）^④は英語教育の推進のほか、現地校との生徒や教師の交流や現地での遠足、修学旅行などを行事に取り入れた。南洋における日本人学校の中でマニラ日本人学校は最も現地理解教育に力を入れた学校といわれていた。しかし、その後、開戦により日

本軍による軍政が敷かれ、軍への協力が強まると教育活動にも大きな変化が現われる。

南洋の日本人学校については小島勝の一連の研究が挙げられる⁵⁾。小島は南洋の日本人学校の全体的な動向について、「大正年間からぼつぼつ現われ、昭和八年ごろに急に増殖し、やがて戦争により消滅してしまふ⁶⁾」と述べ、複数の日本人学校を取り上げその実態について論じている。本稿では前記の指摘を踏まえつつ、特にマニラ日本人学校から発行された四点の資料に着目する。すなわち『フィリッピン読本』（一九三八年四月）、『比律賓小学歴史』（一九四〇年三月）と『比律賓小学地理』（一九四〇年五月）、『とくべつ児童文集』（一九四二年八月）である。これら四点の資料はみな、「発行所 在外指定マニラ日本人小学校」「代表者 河野辰二」となっており、現地理解の推進から戦争協力へと日米開戦をはさんだ過程において発行されたものである。これらの資料の内容とその編纂意図について、時代背景を勘案しつつ分析することで、各時期のマニラ日本人学校における教育活動やその変化について探ることができるのではないかと考える。以上のような課題意識に基づき、同校から発行された資料内容を検討し、各発行時期の教育活動を具体的に明らかにすることが本稿の目的である。

占領地の日本人学校は、「大東亜共栄圏」構想の中で否応なく戦争に巻き込まれ、教師も生徒も悲惨な戦争被害を蒙ることにな

り、最後は小島の指摘のように学校自体が消滅して終焉となる。開戦前後の占領地での日本人学校の変容過程を追究することは、戦争へと傾斜する国家と教育の関係をより鮮明に捉え、占領地という、軍（国家）と教育が密接な関係にある地域での日本人学校の実態を通して、両者の関わりを考える際の一つの視点を得ることにつながるのではないかと思われる。日米開戦をはさんだ一九三〇年代後半から一九四〇代初頭におけるマニラ日本人学校の教育活動を検討する意義はここにあると考えている。

研究方法としては、まず一九三五年に開催された在比邦人小学校長会議の討議事項と、一九三八年四月発行の『フィリッピン読本』をもとに、マニラ日本人学校の現地理解教育の実情について検討する。次に一九四〇年三月と五月に発行された『比律賓小学歴史』と『比律賓小学地理』を取り上げ、その内容とそれが作られた背景について分析し、開戦直前のマニラ日本人学校の教育事情を考察する。さらに開戦後、米比軍による在留邦人の拘束・監禁から日本軍による解放を経て、一九四二年一月三日から始まる軍政下において、マニラ日本人学校の教育活動がいかに変容し、また、その時の生徒の心情はどのようなものだったのか、一九四二年八月発行の『とくべつ児童文集』に掲載された「学校ごよみ」と児童の作文をもとに検討を加える。

一 一九三〇年代半ばから後半のマニラ日本人学校の教育活動

マニラ日本人学校の『本校施設経営案』（一九二七年六月十三日付外交文書）を見ると、「本校教育ノ方針」としてまずはじめに「善良ナル児童ヲラシメ将来ニ於テハ忠良ナル臣民トシテ南洋方面ニ發展スルノ素地ヲ養フ」と書かれている⁷⁾。内地の学校と同様、第一に臣民教育の理念を掲げているのは、戦前の日本人学校に共通する基本的な教育方針であった。しかし一方「教授ノ方針」では、「教授ハ児童ノ環境及経験ヨリ出發シ之ヲ整理シ拡充スルト共ニ」といい、さらに「必要ナル当地方ノ材料ハ独立的ニ若クハ付带的ニ教授スルコト」とあり、教授方法には現地への関心や理解、経験を喚起するよう謳っている。「土地ニ対スル愛好心」が育成すべき基本的徳目の一つとして挙げられていた⁸⁾。こうした点からマニラ日本人学校では、臣民教育を行いつつも、現地への理解を深める方針が教育活動の基底部分に据えられていたことがわかる。

具体的な活動内容としては、「英語」については、学則第九条で「尋常科第二学年以上ニ英語ヲ加フルコトヲ得」と規定され⁹⁾、英語の授業が尋常科二～六年では「読方」を中心に二～六時間、高等科では「話方」「文法」「算術」「地理」「理科」などの科目で

英語による授業が十六～十九時間あった。さらに英語関連の学校行事を挙げてみると、例えば「昭和七年 学事概略」には「三月十八日バギオ小学校修学旅行隊来校、同月二十三日バギオ小学校児童ノ歓迎オ話会、七月二十七日英語学芸会、八月二十三日レガルド小学校参観、同月二十六日ボンファッシュヨ小学校参観、十月二十五日英語学芸会、十二月十八日高等科児童バギオ旅行、同月二十四日尋常五年児童アラバン遠足」¹⁰⁾などの内容が記されており、現地見学や交流を含んだ英語の教育活動が行われていた。

ところでマニラ日本人学校が英語の教育活動に熱心に取り組んだ背景には、現実的な問題として親の要望も含まれていた。「保護者職業調」（昭和八年）によると、在籍児童五〇五人の内訳は次のようになっている。

大工・一三九人、水屋・七十九人、商業・六十七人、銀行会
社・二十八人、建築請負二十四人、製菓・十二人、マッサー
ジ・九人、園芸・九人、仕立・七人、料理・七人、漁業・
四十一人、商店員・七人、官公吏・六人、技師・六人、写真・
六人、運転手・五人、理髪・五人、飲食店・五人、時計・四
人、木炭・四人、僧侶・三人、印刷・二人、ブローカー・三
人、教師・二人、ブリキ・一人、その他・二十三¹¹⁾

ここからは、「銀行会社」といった転勤による一時滞在者はごく少数で、大部分が小売業など現地に密着した職種であることがわかる。現地人と接する仕事に英語は必須であり、したがって親は子どもへの英語教育を望んでいたであろうと思われる。マニラ日本人学校ではシンガポールのように一時滞在者と一般在留者とといった対立は、少なくとも表面的にははつきりと見られなかった。ところが、尋常科卒業生数を見ると次のようになっていた（昭和十二年十二月十日調）。

男子↓入学者（尋一、中途含む）・四十五人、中途退学者・二十五人、卒業生・二十人
女子↓ 〃・五十九人、〃・三十六人、〃・二十三人
合計↓ 〃・一〇四人、〃・六十一人、〃・四十三人

これを見ると入学者の半数しか卒業に至っていない。「中途退学の殆ど全部は内地帰還で内地中等学校入学を志すものが過半を占める」というのが実情であった。せっかく英語を身に付けても、進学を考えたときに内地の中学校入学を選択し、帰国してしまう者が多いのが現実であった。したがって定住を推奨するという点から、現地での中学校設立の要望が強く出されるのであった。

一九三三年には第三代校長・河野辰二が着任した。その翌年の

一九三四年、マニラ日本人学校では、修身科、読方科、体操、保育、英語科、綴方科、算術科、国史科の研究授業ならびに研究会が相次いで開催された¹⁶。さらに翌年の一九三五年五月には、総領事主催の「在比邦人小学校長会議」が六日間にわたって同校で開かれ、二世の教育方針について話し合われた。このような活動に伴い、マニラ日本人学校は一九三〇年代半ば頃には、フィリピンの日本人学校の中心的指導的な学校として、その役割を担うようになっていった（写真1、写真2）。

それではこの小学校長会議ではどのようなことが話し合われたのだろうか。会議の出席者は、木村総領事、木原副領事、木原書記官、篠原バギオ校長、栢森イロイロ校長、広瀬セブ校長、川上ミントル校長、そして河野マニラ校長の八名であり、当時各日本人学校が直面している問題について討議が交わされた。主な議題は次の五点であった。

- 一、国民性涵養の方法を如何にすべきや。
- 二、将来の比島市民としての教育方針を如何にすべきや。
- 三、日比親善の契機たらしむる教育方針如何。
- 四、中等学校設立の要ありや。
- 五、日本語を解せざる児童の取り扱いを如何にすべきや¹⁸。



写真1 マニラ日本人小学校補習科卒業式
(前列中央左側が河野辰二、佐々木讓二氏より提供、1936年12月)

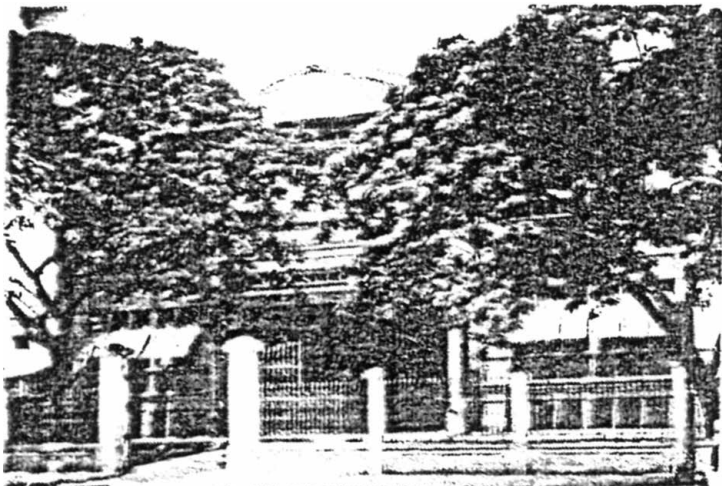


写真2 マニラ日本人小学校の校門と校舎
(菅原惇氏より提供、1938年頃)

特に注目すべきは、「二」の方法についての内容である。そこでは「比島の国情および民族性を正しく認識させる」、「比島伝統の風俗、習慣、宗教および文化を尊重する」¹⁹ことが挙げられており、将来永住する者が出てくることを踏まえて現地理解をしつかりさせようとする姿勢を打ち出している。また、「三」の方法に

は、「日比関係の歴史的、経済的密接なる事態を認識させ」、「比島の国民的国家的の行事に対しては相当の敬意を表し」、「比島の祝祭日にはその意義を明らかにし相当の敬意を表させる」、「日比相互の交誼を厚うするための機会を作る」などの文言があり、²⁰日本人学校として日比親善を推進する方針を明確にしていることがわかる。もちろんこれらの前提には

二世の日本人としての「国民精神涵養」があり、日本を優越させる意識はあるのだが、それでもフィリピンを尊重し協調していこうとする意識は明瞭である。

この討議事項を反映させ具現化した教材として、三年後にマニラ日本人学校から出された『フィリッピン読本』を挙げることができよう。同書はマニラ日本人会の援助を得、マニラ日本人学校二十周年記念の一つとして、一九三八年四月二十八日に発行されたものである。内容は三十四項目、全二五四頁からなっている。冒頭で「当校高学年児童に比

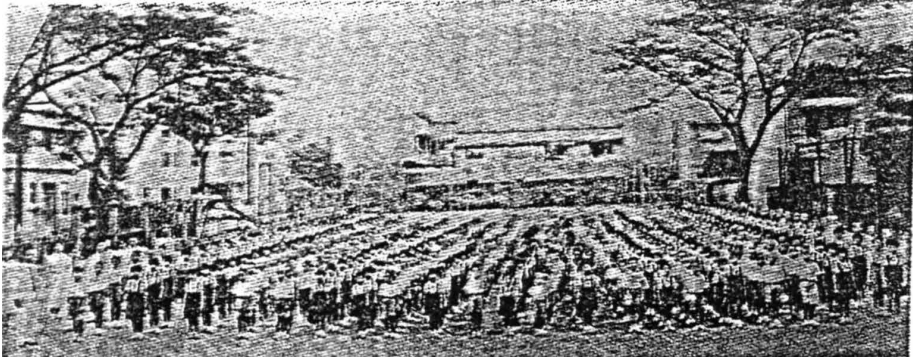


写真3 マニラ日本人小学校の校庭 創立二十周年記念式典
(菅原惇氏より提供、1937年)



写真4 マニラ日本人小学校の運動会風景
(菅原惇氏より提供、1938年頃)

律賓事情を理解させ、且つ比律賓に対する親しみを深めさせるために編集したものである⁽²¹⁾と代表者であり校長でもある河野は述べている。『フィリッピン読本』については、国際理解教育の視点から論じた拙稿があるが、⁽²²⁾ここでは前述の小学校長会議との関連から見ていく(写真3、写真4)。

目次の項目を見てもわかるように、その内容はフィリピンの歴史、地理、産業、日比関係から、住民の暮らし、動植物や気象の特徴、フィリピンの代表的な人物や挿話、日比交流に尽くした人物などが取り上げられており、フィリピン理解全般について必要な項目が網羅されている。先の小学校長会議の討議事項で取り上げられたフィリピンの「国

表 1

『フィリピン読本』 (1938年／1941年発行) 目次	『新フィリピン読本』 (1943年発行) 目次
一 比律賓の歴史	一 比律賓の歴史
二 比律賓の地理	二 比律賓の地理
三 マニラ市とマニラ港	三 マニラ市とマニラ港
四 入日の港	四 入日の港
五 我が国と比律賓	五 我が国と比律賓
六 菅沼貞風	六 菅沼貞風
七 矢矧招魂祭の歌	七 矢矧招魂祭の歌
八 太田恭三郎	八 太田恭三郎
九 ケノン道路工事	九 ケノン道路工事
一〇 バギオの旅	一〇 バギオの旅
一一 ダヴァオ	一一 ダヴァオ
一二 麻山	一二 麻山
一三 俳句	一三 俳句
一四 マニラ名所	一四 マニラ名所
一五 年中行事	一五 年中行事
一六 共進会	一六 共進会
一七 市民と衛生	一七 市民と衛生
一八 俚諺	一八 俚諺
一九 セブだより	一九 セブだより
二〇 気候と台風	二〇 気候と台風
二一 暴風警報	二一 暴風警報
二二 交通	二二 貿易
二三 貿易	二三 民謡
二四 民謡	二四 住民
二五 住民	二五 風習
二六 珍しい動植物	二六 珍しい動植物
二七 金山	二七 金山
二八 イロイロ市とネグロス島	二八 イロイロ市とネグロス島
二九 志土リサール	二九 志土リサール
三〇 比律賓の国旗とその立て方	三〇 比律賓の伝説
三一 比律賓国歌	(一) 創世記
三二 私どもの学校	(二) 仙人の煙草
三三 比律賓創世記	(三) マンギタとラリナ
三四 比律賓のお伽話	三一 比律賓のお伽話
	(一) 愚かな商人
	(二) 猿と亀
	三二 私どもの学校



情」や「民族性」、「伝統の風俗、習慣、宗教および文化」を認識させるという点が盛り込まれ、具体的にわかりやすく書かれている。この中で特に注目されるのは「比律賓の国旗とその立て方」「比律賓国歌」の項目である。国旗についてはカラー刷りされ、それぞれの色の持つ意味が説明されており、掲揚の方法についても詳しく解説されている。国歌は原語（英語）の歌詞とその大意、楽譜までもが載せられている²⁸。これは、会議で討議されたフィリピンに対し「相当の敬意」を払い、日比親善を図ろうとする教育方針にまさに沿うものであったといえよう。以上のように、『フィリピン読本』は先の小学校長会議での討議内容が大きく反映されて

作られており、それが中心校であるマニラ日本人学校から発行されたのである。この『フィリピン読本』はマニラ日本人会にはもちろん、外務大臣、台湾外事課長、在米大使、ダヴァオ領事などにも送付され、さらに文部省、南洋協会にも転送されており、好評を得ていたようだ。²⁴一九四一年四月には台湾南方協会から再版された(表1)。

二 一九四〇年『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』の発行情形

一九四〇年三月と五月に、それぞれ『比律賓小学歴史』と『比律賓小学地理』がマニラ日本人学校(代表者・河野辰二)から発行された。

まず両書の内容から見ていこう。これらは二冊とも現地小学校で使用された教科書の翻訳である。『比律賓小学歴史』は、Conrado Benitez⁽²⁵⁾による *Philippine History in Stories* を、⁽²⁶⁾『比律賓小学地理』は、Hugo H. Miller⁽²⁷⁾と Catalina Velasquez Tyne⁽²⁸⁾と Jose Balagot⁽²⁹⁾による *Home Lands* をそれぞれ訳したものである。

『比律賓小学歴史』は、九章七十四節、全一五五頁(年表を含む)からなり、目次を見てもわかる通り、全体的にフィリピンに対するスペインの支配とその抵抗の歴史として描かれており、第八章「比律賓革命運動」はポニフォシオとりサールの抵抗運動を

扱っている。そして第九章第八節の「比律賓連邦政府の樹立」(一九三五年のフィリピン・コモンウェルスの発足)で全体の記述が終わっている。巻末の年代表には、西暦で書かれたフィリピンの歴史事項に、「日本紀元」と歴代の「天皇」「將軍」の名前が併記され、日本との関係が理解できるようになっている(表2)。

一方、『比律賓小学地理』は、十四章三十九節、全二二〇頁(附録を含む)からなり、各章で少年少女を登場させ、自分たちの土地の生活の様子を紹介したり、旅行に行った時の現地での様子を手紙文で語ったり、自分たちの父親から聞いたその土地での農業の様子などを語り口調で紹介したりと、物語風で親しみやすい内容になっている。それらの話の中に各地方における稲、煙草、玉蜀黍、甘藷、砂糖、椰子、マニラ麻の生産の様子や、マンガローブでの漁業やマニラでの商業のことなどが織り込まれている。また、巻末には地図と統計資料の附録が付けられており、対日貿易額なども書かれている(表3)。

このように二冊とも百頁以上もあるかなり厚い本となっている。この時期なぜフィリピンの教科書が翻訳され、相次いでマニラ日本人学校から出されたのだろうか。

主な理由として次の二点が考えられる。第一点は、フィリピン政府の外国人学校に対する態度の変化である。もともとフィリピン政府の外国人学校に対する態度は概ね自由放任的なものであっ

表2 『比律賓小学歴史』(1940年3月発行) 目次

第一章	有史以前の比律賓	第七章	比律賓の門戸開放
第一節	マレー王の戴冠式	第一節	スペイン軍艦来航の反対
第二節	家屋のはじまり	第二節	百余年続いた組合
第三節	最初の稲田	第三節	失敗した王立会社
第四節	Visayans の起り	第四節	煙草専売
第五節	比律賓と文字	第五節	食料生産運動
第六節	マレー人の火薬	第六節	米国船の来航
第七節	古代の対支貿易	第七節	道路の増設
第八節	支那との交歓	第八節	最初の新聞
第九節	Moros の名の起り	第九節	スペイン議会の比律賓代表者
第二章	スペインの比律賓征服	第十節	西比間距離の接近
第一節	ヨーロッパ人の渡来	第十一節	最初の公立学校
第二節	贈物の交換	第八章	比律賓革命運動
第三節	F. Magellan の死	第一節	比律賓三僧侶の死
第四節	血同盟	第二節	スペインで雑誌発行の比律賓人
第五節	比律賓国名の由来	第三節	Rizal の著書
第六節	聖児 Jesus の肖像	第四節	最近の血同盟
第七節	最後のマニラ王	第五節	Montalban の洞窟物語
第八節	マニラを救った Salcedo	第六節	身分証明書の破棄
第三章	キリスト教の伝来	第七節	Rizal の最期
第一節	比律賓に於ける布教	第八節	守られない約束
第二節	偶像の破壊	第九章	米国の統治
第三節	姓のはじまり	第一節	米国の比律賓領有
第四節	僧侶になった少年	第二節	比律賓国旗
第五節	比律賓服	第三節	東洋最初の共和国
第四章	比律賓人のスペインへの労役	第四節	バナナ読本
第一節	Gatmaitan の悲運	第五節	Tirad 越の Gregorio del Pilar
第二節	比律賓人が大砲製法を忘れた理由	第六節	Aguinaldo の捕獲
第三節	貢物	第七節	比律賓人のための比律賓
第四節	Banal の山中逃走	第八節	比律賓連邦政府の樹立
第五節	比律賓兵の支那人討伐	年代表	
第六節	比律賓兵の名誉	地図	
第七節	比律賓人殉教者		
第八節	スペイン軍を救った比律賓水兵		
第九節	英艦の来襲		
第十節	三人と五十人		
第五章	比律賓の革命運動		
第一節	最初の反逆人		
第二節	善人の偉力		
第三節	Bohol の反乱		
第四節	Sumoroy の敗戦		
第五節	Pampanga の革命騒ぎ		
第六節	Pangasinan 王国の企て		
第七節	比律賓監視官の任命		
第六章	比律賓の門戸閉鎖		
第一節	黄金の島		
第二節	Santa Ana 号の鹵獲		
第三節	悲しい歓迎		
第四節	スペイン青年の冒険		
第五節	日本との往来		
第六節	支那人の渡来		
第七節	最古の印刷所		
第八節	総督と大司教との抗争		

比律賓 小學歴史



マニラ日本人小學校

表3 『比律賓小学地理』（1940年5月発行）目次

第一章	Ilocos Coast の生活	第十二章	Visaya 諸島
第一節	雨季と乾燥季	第一節	コブラと麻を産する州
第二節	雨季	第二節	玉蜀黍を産する州
第三節	乾燥季	第三節	砂糖を産する州
第四節	家庭工業	一	Antique 州
第二章	Cagayan Valley	二	Occ. Negros 州
第一節	Valley の旅	三	Iloilo 州
第二節	Cagayan 河の洪水	四	Capiz 州
第三節	河川と道路	第十三章	Mindanao 島
第三章	Mountain 州	第一節	Mindanao の東海岸
第一節	山嶽人の生活	第二節	Mindanao 島縦断
第二節	山嶽人の食料生産	第三節	Davao 州
第三節	家屋	第四節	Mindanao 島の山越
第四節	住民	第五節	Bukidnon 高原
第五節	Akop の Baguio 旅行	第六節	Cotabato 州
第四章	新 Ilocos Coast	第七節	Lanao 湖
	Zambales	第八節	Zamboanga 州
第五章	Luzon 中央平野	第九節	Sulu 州
第一節	雨季の農作	第十四章	比律賓群島の南端から北端まで
第二節	乾燥季の農作	第一節	商用旅行
第六章	マニラ市	第二節	暴風の島
第一節	区と街	附録	
第二節	マニラの繁華	地図	
第七章	沼沢地方		
第八章	マニラ市場の食料品と供給品		
第一節	必要品の供給		
第二節	平野地方		
第三節	湖水地方		
第四節	高台地方		
第九章	Tayabas 州と Marinduque 州		
第一節	無数の古々椰子		
第二節	椰子栽培者の生活		
第十章	Mindoro 州、Palawan 州、 Romblon 州、Masbate 州廻漕業		
第十一章	Bicol 半島		
第一節	火山と人生との関係		
第二節	マニラ麻		
第三節	Bicol 半島部		

比律賓
小學地理



たが、国際情勢の変化により、この時期急激に取り締まりが強化されるようになり、外国人学校に対しフィリピンの教育を強制しようとする風潮が強まってきた。具体的には、一九三九年度議会において私立学校法修正案が提出されたのである。その内容は、「外国人子弟専門の私立学校「マニラ日本人学校、支那人学校を指す」の設立又は開校を禁止し既に設立又は開校せる学校にありては其課目に比島憲法、政治、歴史、地理を英語を以つて教授すべし」というものであったが、法案は採択には至らなかった。しかし、この法案は早晩成立するであろうとの見方が大勢であり、その対策が必要とされたのである。²⁸⁾

もう一点は、日本人学校全体の動向である。フィリピン政府の外国人学校に対する態度が硬化する中で、一九三六年～一九四〇年の間にフィリ

表 4

国別	学校種別 初等学校 数	中等諸学校数					計	年度別指定（新規）校数								
		中学校	高等 女学校	実業 学校	青年 学校	(小計)		1906 ～ 10	1911 ～ 15	1916 ～ 20	1921 ～ 25	1926 ～ 30	1931 ～ 35	1936 ～ 40	1941 ～ 45	
南朝鮮	21	1	3	1		(5)	26	21	5							
北朝鮮	8						8	7	1							
中国 (東北部除く)	141	10	20	16	28	(74)	215	2	2	9	16	7	10	67	102	
中国東北部 (旧満州国)	386	13	21	10	31	(75)	461	13	9	6	16	9	53	231	124	
中国東北部 (旧関東州)				2		(2)	2		1			1				
ソ連	1						1		1							
イギリス	1						1			1						
フィリピン	16						16			1	1	2		12		
シンガポール	1						1			1						
インドネシア	7						7				1	4		2		
インド	2						2					1	1			
タイ	1						1					1				
マレーシア	4						4					1		3		
ペルー	2						2							1	1	
ビルマ	1						1							1		
ベトナム	3						3								3	
計	595	24	44	29	59	(156)	751	43	19	18	34	26	65	317	229	

出典：渡部宗助『在外指定学校一覧（1906-1945）』1982年、48頁。

ピンでは十二校もの日本人学校が新たに在外指定学校となった（ダバオ九校、セブ一校、イロイロ一校、ピコール一校）（表4）。日本人学校は法制度的には外国人学校の地位にあり、当該国の規制を受けるが、一方日本政府から在外指定の認可を受けると、一定額の補助金が得られ、職員は国内同様、恩給法の適用対象者となり、その支給を受けることができる。日本政府は認可を出すために、学校運営全般に関する事前の調査を行うが、一九三〇年代後半は「大東亜共栄圏」構想のもと、この制度を通して、日本式臣民教育を広めたいというねらいもあった²⁹。つまり、この時期の日本人学校は当該国からも日本政府からも規制の対象となっていたといえる。そのため中心校であるマニラ日本人学校は、新たな在外指定学校の運営を安定させるためにも、フィリピン側の要求に対応した教育内容に関して、その範を示すことが求められたのである³⁰。

こうした緊迫した状況のもと、日本人学校では一九四〇年の新学期（二月）より、フィリピンの歴史と地理を尋常科五、六年生と高等科一、二年生に英語で教えることになったのである（この時点では強制ではなく自発的であった）。しかしながら、英語で書かれた

外国の歴史・地理の教科書を読むことは、日本の小学生にとって困難であることは想像に難くない。そのため『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』の発行は、おそらく非常に急がれたのではないだろうか。この間の事情を総領事代理・木原次太郎はこう説明する。「今後在比邦人小学校に於ても在外指定学校としての教育を妨げない範囲内で、其の教科目中に比島歴史及地理を加へ、比島政府認定の教科書を使用することとなつたのであるが、邦人児童の英語学力は比島人生徒に比し可成に遜色があるので、児童の学習に便する為、補助本として本教科の邦訳が印刷に付せられたのである」⁽³¹⁾。

この説明により、両書の発行には児童の英語での学習を補助するための手引書という意味があつたことがわかる。しかし一方でこの時期はまだ、日比親善に寄与する教育を考える余地が残つていたともいえる。先の木原総領事代理は説明の最後に、「本書の上梓はただ原書による比島歴史の学習上児童の英語力不足を補ふばかりでなく、又日比親善關係を尙一層増進するに寄与するところ大なるものと信ずる次第である」⁽³²⁾といい、また校長であり、両書発行の代表者である河野も「我々在留邦人がよく比島の事情に通じ、これをその思想や歴史にまで及ぼすことは、両国民間に親愛の情と、尊敬の念とを醸すばかりでなく、相互の提携をより固くする上に必要なことだと考へる」⁽³³⁾と述べ、日比の友好やフィ

リピン理解の大切さを重視する姿勢を持つていたのである。

以上のような事情により作成された両書であるが、やはり元がフィリピンの生徒対象の教科書であるから、日本の生徒にはそぐわない内容も含まれていた。特に歴史はスペインの圧政に対する抵抗史という側面が強く描かれている。例えば、フィリピンの英雄ホセ・リサルについて、第八章第七節「Rizalの最期」で次のような記述が見られる。

Rizalの敵は彼の死刑によつて自分達が勝利を得たものと思つたであらうが、歴史はかへつて比律賓人に勝利をもたらしたことを示してゐる。比律賓人はその偉大な指導者の死に憤激し、勇気をふるひ起して戦はうと決心した。今まで革命参加のことなど考へてゐなかつた多数の比律賓人が故郷をとび出し、スペイン人に反抗して武器をとつて立ち上つた。Rizalはその生命を犠牲にしたが、彼の死は革命に新生命を与へたのである。⁽³⁴⁾

抵抗史としてのフィリピン史に対し河野は、「かうした事実を単に児童に習得させることは、国民志操を涵養せねばならぬ我が国史の立前からは全く無意味であるばかりでなく、寧ろ危惧の念さへ湧くのであるから、指導の任に当る者は常に正しい批判力と反

省力とを児童に持たせるやうにとめねばならぬ」とし、「革命」や「抵抗」の教授には細心の注意を払うよう促すことを忘れてはいなかった。

それでは、この『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』は、実際どのくらいの期間使われたのだろうか。おそらく開戦勃発後は使われなかったであろう。とすると、両書が揃う一九四〇年五月頃から一九四一年十二月八日頃までと推測される³⁶⁾。したがって、両書が実際に使われた期間は一年余ほどのごく短い期間だったといえるだろう。つまりこの時期、両書がもたらしたものは内容そのものの教育的効果よりもむしろ、日比両政府に対して両書を発行することにより、マニラ日本人学校がある一定程度のフィリピン尊重の姿勢を示すことで得られた作用の方が、より効果的であったといえるのではないかと思われる。例えば「在比島邦人子弟の学校教育に関する調査」の中には、「政治的に、日本人学校が比島政府の意図「ママ」を尊重していることを示し、法令による束縛より逃がれることは明かに賢明な策と言ひうる」という発言が見られ、両書の発行の効果が指摘されている。また、日本政府（外務省）に対しても、「比島ニ於ケル私立学校登録問題」の経緯は報告されていたが、事態の鎮静化が伝えられるとともに、同省にもこの両書は送付されていた³⁸⁾。

三 日米開戦と軍政開始時のマニラ日本人学校

(二) 開戦後の教育活動

——『とくべつ児童文集』の「学校ごよみ」から

日米戦争は一九四一年十二月八日に始まった。開戦と同時に日本軍はフィリピン攻撃を開始し、この日のうちにルソン島北部のバタアン半島への上陸作戦、ルソン島のクラーク飛行場とイバ飛行場の攻撃、バギオ方面への攻撃、ミンダナオ島ダバオへの攻撃などを敢行した。そして、一九四二年一月二日にはマニラへ侵攻し、翌三日から軍政を開始した。一方、米比軍はバタアン半島とコレヒドール島に籠城し、激しい戦闘を続けたが、一九四二年四月九日にバタアン半島が、五月六日にコレヒドール島が陥落し、翌日アメリカ極東軍（ユサフェ）は降伏した（これより先三月十一日に総司令官マッカーサー大將は「アイ・シャル・リターン」の言葉を残して、コレヒドール島を脱出している³⁹⁾）。

開戦直後の戦況の中で、マニラ日本人学校はどのような対応をしたのだろうか。『とくべつ児童文集』には「学校ごよみ」（昭和十六年十一月二十日から昭和十七年六月三十日まで）が掲載されており、この時期のマニラ日本人学校の活動が記録されている（図1）。その一部を記す。

は、「感激の血湧く」と表現している。実際この時、マニラ日本人学校の校庭は日本人兵士で埋め尽くされたという⁴¹。さらに翌月のマニラ日本人学校の取り組みは次のようになっていく。

○昭和十七年二月

二日(月)開校式挙行、新納総領事来校講話。本日から校庭に国旗を掲揚して、所謂日丸精神の昂揚に努む。英霊に参拝して、感謝の誠を捧げる。

三日(火)入学入園式挙行

五日(木)本日から児童に給食

六日(金)児童有志を引率して、兵站病院及野戦病院を見舞ふ。

八日(日)宣戦の大詔奉読式挙行、奉仕作業、比島神社及英霊参拝、時局に関する綴方作成、児童服地及学用品を軍政部から戴く。

十一日(水)紀元節祝賀式挙行。海軍病院を見舞ふ。

十五日(日)軍政部から学用品を戴く。放送局で児童四名の

談話を録音

十八日(水)放送局から、本校授業実況録音のため来校

二十五日(水)陸軍大臣から教科書御恵贈の通知に接した⁴²。

マニラ日本人学校は、前記のように軍関係者が集まる拠点とな

り、また連日のごとく職員生徒は多くの軍人の出迎えや奉仕作業、慰問、英霊参拝などに駆り出された。軍関係の動員が以後ずっと続いていくことになり、もはや開戦前のような教育活動を行うことは難しかった。しかし、日本軍により米比軍からの拘束を解かれ、また軍政が始まると、軍政部から給食、服地や学用品、教科書など多くの物品も支給されていた。子どもたちの軍に対する恩恵や歓迎する気持ちはいやがうえにも高まっていったであろう。マニラ日本人学校はまさに軍政の協力校の中心となり、開戦前に見られた現地理解の姿勢などはまたたく間に消えてしまった様子がこの「学校ごよみ」から読み取れる⁴³。

(二)『とくべつ児童文集』の作文

では軍政開始時の状況の中で子どもたちは何を感じたのだろうか。その一端を『とくべつ児童文集』の作文から窺うことができる。マニラ日本人学校では一九三〇年代後半以降、『児童文集』が一九三六年、一九四〇年と発行されているが、一九四二年発行のものを『とくべつ児童文集』「傍点は引用者」とした理由を、冒頭の部分で次のように説明している。

私たちはこの一年間に、今まで見も聞きも考へもしなかつたいろいろな体験をして、こはかつたこと―うれしかつたこと

―ありがたかつたこと―など、どれほどたくさん味はつて来たか知れない。

かうしたことは、今頭にはつきり残つてゐても、年が立つにしたがつて、だんだん忘れてしまふにちがひない。それでこの体験になつた綴方を、文集にまとめておくことは、のちのため大切なことだと思ふ。

この文集は、さうした記録として、「傍点は引用者」残すために作つたもので、今までの文集のやうに、文章のねうちがあるかないか、といふことは、深く考への中に入れてはない。「とくべつ」文集と名づけたのは、このわけなのである。

昭和十七年八月

編者しるす^④

代表者・河野は、経歴を見てもわかるように国語教育に力を入れた教師であり、作文指導にも熱心だったのだろう。そのため頻繁に『児童文集』を出していたと思われる。一九四二年以前に発行された『児童文集』は「文章としてのねうち」を問うものであり、もしかしたら教師の手も入っていたかもしれない。しかし、一九四二年発行の『とくべつ児童文集』は、開戦という劇的な児童の体験を「記録として」残すことを目的として作られたものである。おそらく多少文章的には未熟でも記録性を重んじてそのまま載せたのではないだろうか。したがってここで表現されている

内容は、児童の心情をかなりの程度反映したものであると読み取れることは妥当ではないかと思われる。また、編者が必ずしも代表者・河野辰二であるとは限らないが、今のところ編者イコール代表者かどうかを実証することはできない。しかし、仮に『とくべつ児童文集』を直接編んだのが河野自身でないとしても、少なくとも文集冒頭で述べられた「とくべつ」の意味合いを、代表者である河野も了承していたと考えていいのではないかと思われる。

以上のような背景・意図のもとに発行された『とくべつ児童文集』から、開戦直後の体験に対する児童の心情を見ていくことにする。

まず、十二月八日の体験を五年生の女子は、日常生活場面から次のように書いている。

日本クラブにひなんするまで 初五 長島 信子

昭和十六年十二月八日、何時ものやうに、私と姉と弟と三人で学校に向ひました。途中で、中村さんが引返して来るのに出合ひました。中村さんが、私達を見るとすぐに、

「僕は学校まで行つたのだが、吉村先生が、『戦争が始まつたから、早く家へ帰りなさい。』とおつしやつた。」

と言ひました。私達はびつくりして、急いで家に引返し、父母につげますと、父は、

「どうかも知れない。皆は急いで用意をなさい。」とおつしやつて、電話をかけて見ましたが、電話はもう切られて通じませんでした。

「中略」外では憲兵が、「皆出て並べ。」と呼ぶので、父といとこの達二さんは大袋を一つづつ持ち、母は三歳になる妹をひもで背負ひ、菓のケースを持ち、姉と私は着物を入れた袋を背負ひ、弟はお握りと卵と水筒を持つて、外へ出ました。家の前の道路には、荷物を持つた日本人がしらべられてゐました。

「中略」私達や近所の小母さん方は、「トラックに」一番先に乗りました。平常ですと、ヒリッピンの友達は、どこへ行くのか、一しょに行こう、などと親しく話しをするのですが、昨日の友は今日の敵で、皆おそれて見てゐるばかりです。「中略」道には、ヒリッピン人や支那人が立つて、じつと見てゐます。きよちゃん、こわいこわいと泣き出しました。私も泣きたくなくなりました。「以下略」⁽⁴⁶⁾

ここには、戦争勃発により自由を奪われ拘束される不安が家族や近所の人など身近な人たちを通して描かれておるとともに、日頃親しかったフィリピン人の友達がこの事態に対して何も言わずただ見てゐるだけの状況が記され、この日を境に外国人の友達と

のつながりが断たれてしまった様子が書かれている。作文には、戦争により子どもの日常が急変する様子が具体的な日常場面から描かれており、戦争勃発の影響が占領地の子どもたちの生活にどのよう及んでいったのかが具体的にわかる。

次に、日本軍のマニラ入城の様子を見た時の六年生女子の心情が描かれている作文を見てみよう。

日本の兵隊さん
初六 中嶋 結子

「ばんざーい、ばんざーい。」

と、我を忘れて叫ぶ千人余りの人の声は、暗いマニラの夜空にひびき渡りました。

十二月八日から、この大同貿易会社社宅に避難して、毎日々々、どんなに

「早く兵隊さんが来られて、平和な日になります様に。」

と、願ったことでせうか。その兵隊さんが、今（二月二日午後九時半）目の前を通つて居られるのです。私はたゞ兵隊さんの来られた喜びと、兵隊さんへの感謝とで、一ぱいになり、思はず手にした日の丸の旗をしっかりと握りしめて、万歳を叫ぶのでした。

「中略」それから在留民総代の感謝の言葉と、機関銃中隊長の御挨拶がありました。その間、私はわけもなく自然に流

れる涙をどうすることも出来ませんでした。「以下略」⁴⁷

マニラの多くの子どもたちは、教科書の中でのみ知っていた日本軍の姿を実際に初めて目の当たりにしたのだが、敵の恐怖から解放してくれた日本軍兵士の「勇姿」に接し、感激の気持ちが高まっていく様子が描かれている。ここに書かれている感情表現は決して大げさなものではないといえる。それは、この文集の中でも日本軍に対して「感激」や「尊敬」の表現を使っている児童が幾人もおり、また、注36で記した元マニラ日本人小学校生徒である佐々木譲二さん（一九三二年生）が自伝の中で「日本軍が入って来た時は例え様もない感激を味わった」⁴⁸と書いていることから明らかである。傍証的にはあるが当時の子どもの気持ちを説明できるのではないかと思う。恐怖後の解放という実体験により、日本軍への「感謝」や「尊敬」の念がより高まっていったものと思われる。

その後、バタアン半島とコレヒドール島が落ち、マニラでは提灯行列が行われた。その時の様子を高等科の男子が描写している。

提灯行列

高一 青木 康二

……待ちに待った提灯行列も、五月十七日と決定された。

僕等は、めいめい自分の提灯を作った。十七日の午後六時頃、

学校へ集つて、らふそくをもらつて、用意した。七時頃楽隊を先頭に、軍歌の声も勇ましく出発した。万歳の声は、天を裂かんばかりにひびき、「中略」僕等はたゞむいしきに声をはりあげて、愛国行進曲・国民進軍歌・露営の歌と、次々に歌つてルネタ公園まで来たのであつた。「以下略」⁴⁹

一時マニラは凱旋ムードに包まれ、提灯行列も戦勝気分を盛り上げる行事として行われたのであろう。先述の佐々木さんは、まだバタアン半島が陥落していなかった時の話として、「高等科の男子生徒が朝礼の壇上で従軍体験談を話したのを聞いた記憶がある」⁵⁰と書いている。文集の男子が提灯行列で高揚した気分を味わったのは、厳しい従軍体験の後だったのかもしれない。

以上のように見ると、『とくべつ児童文集』に記された「学校ごよみ」と児童の作文は記録としての側面を有しており、これらを通して、急激な戦局の変化がマニラ日本人学校の役割を大きく変え、またその変化が子どもたちの心情にも大きな影響を与えていたことが指摘できるのではないだろうか。

おわりに

以上、日米開戦をはさんだ一九三〇年代後半から一九四〇年代

初頭におけるマニラ日本人学校の教育活動について、主に同校発行の四点の資料を中心に検討してきた。

開戦前、現地理解に努めフィリピンの日本人学校の中で中心的立場にあったマニラ日本人学校は、戦争勃発とともに学校の機能そのものが戦争協力体制の中に組み込まれたことにより、担うべき役割を大きく変容せざるを得なかった。軍政後は首都ゆえに、あらゆる生活の場面で日本軍に接することになり、教師も生徒も軍への協力を強めていった。

一方、軍政期の日本人学校の活用方針については、一九四三年九月に比島軍政監部に提出された『比島調査報告書』の中でも取り上げられている。これは、比島調査委員会が「フィリピン共和国」独立（一九四三年十月）を前に、現地調査をしたもので、この中で「在外邦人子弟の教育と国策」について述べられている⁵¹。執筆者の大島正徳は、「大東亜共栄圏」構想の中での在外邦人子弟の教育問題の重要性を指摘し、現地教員の待遇や派遣教員の養成など実務面での提言とともに、「海外に勤務せる教育家に研究費を与へて、在住地方の人種人情風俗のみならず、広く天然資源の調査研究をなさしめ、当局者に報告せしむる方策を実施すべきである⁵²」との意見を述べている。つまり、日本人学校の現地教師の知識や情報を活用し国策遂行に役立てよ、といっているのである。この提言におそらく沿ったものと思われる出版物が出ている。

先述した、一九三八年にマニラ日本人学校から発行された『フィリピン読本』が、一九四三年三月に『新フィリピン読本』として台湾の東都書籍という出版社から二円二十銭で出された。しかし、内容を見るといくつの変更点がある（表1参照）。その一つとして、巻頭の口絵をはじめフィリピンの動植物、天然資源、地下資源などが写真や図入りで非常に詳しくなっていることが挙げられる。また、「比律賓の国旗とその立て方」「比律賓国歌」の項目はなくなり、「風習」という項目が加わった。その中には「比律賓人がスペインの享楽気分と、ガソリン臭い米国の物質文明に染まりすぎて居る」、「華美と逸楽とを好む比律賓人の生活は形式的でもある⁵³」というような記述も含まれていた。

こうして占領地の日本人学校は、現地ならではの情報提供源として国策遂行に利用されていった。戦前期マニラ日本人学校も学校自体はもとより、発行された出版物においても内容を改編させられ、体制に組み込まれていったのである。

その後、日本軍の圧政やフィリピン側の抗日活動の激化などにより戦局が厳しくなる中、マニラ日本人学校は終焉へと向かった。最後にその経過を記しておく。

一九四三年八月 マニラ日本人学校をマニラ国民学校と改

称

河野辰二校長他訓導二名、日本人会から
永年勤続の表彰を受ける⁽⁵⁾

宮腰他一雄、第四代校長に任ぜられる(河

野辰二はその後台湾へ転任)

一九四四年一月 大東亜省のはからいでフィリピンより内

地進学児童一〇二名帰国

二月 戦局悪化のため閉鎖

一九四四年十月二十日、アメリカ軍はレイテ島に再上陸した。

これにより日米両軍の激しい戦闘が諸島全土に及び、フィリピンは戦場と化した⁽⁵⁶⁾。マニラの在留邦人も激しい戦火に晒され逃げまどい、最終的にアメリカ軍により収容所に収監され、最後は日本へ強制送還された。

※なお、原文の引用に際しては、旧字体・旧仮名遣いを適宜新字体・新仮名遣いに改めて用いた。

注

- (1) 小島勝『日本人学校の研究——異文化間教育史的考察』玉川大学出版部、一九九九年、一一〇頁。
(2) 同右、一一七頁。

(3) 同右、一五三〜一五四頁。

(4) 河野辰二は、一八九二年九月二十一日生まれ、鹿児島県出身。台湾総督府国語学校小学師範部卒業。その後、台湾公立小公学校訓導兼校長、国語学校附属小学校訓導、台北第二師範附属公学校教頭を歴任し、一九三三年五月から一九四三年十二月までマニラ日本人小学校校長に就任。その後台湾に戻り、台北市川端国民学校長、鶯歌実践女学校長を一九四六年五月まで務めた後引き揚げる。戦後、「かごしまことばとそとの課題」(一九六六年四月二十日、私家版)を出している(同書の「略歴」より)。

(5) 例えば、前掲、小島『日本人学校の研究』のほか、同編著『在外子弟教育の研究』玉川大学出版部、二〇〇三年。同『第二次世界大戦前の在外子弟教育論の系譜』(龍谷叢書I)龍谷学会、一九九三年。同『南洋の日本人学校と「臣民」教育』矢野暢編『講座東南アジア学 第十巻 東南アジアと日本』弘文堂、一九九一年。同『南洋における日本人学校の動態』『東南アジア研究』十八巻三号、一九八〇年十二月、などがある。

(6) 同右論文、小島『南洋における日本人学校の動態』、一〇五頁。

(7) 前掲、小島『日本人学校の研究』、四二頁(資料編)。

(8) 同右、四二二頁。

(9) 同右、四一四頁。

(10) 同右、四一二頁。

(11) 外務省外交史料「昭和七年度 学事概略」1-1-10-2-12『在外日本人各学校関係雑件 マニラ国民学校』第一巻。

(12) 同右、「各学年別保護者職業調(昭和八年三月調)」。

(13) シンガポールにおける日本人学校の一時滞在者と一般滞在者の対立については、前掲、小島『日本人学校の研究』、八七〜九一頁を参照。

(14) 河野辰二『在外子弟教育問題』大谷純一編集兼発行者『比律賓年鑑』(昭和十三年年度版)、一九三七年、二〇頁。

- (15) 同右。
- (16) 前掲、小島『日本人学校の研究』、四四四～四四五頁(資料編)。
- (17) 同右。および、前掲、外務省外交史料「在比日本人小学校長会議開催ニ関スル件」(昭和十年三月二十六日)。
- (18) 「戦前、日比親善と二世教育問題 昭和十年 在比邦人小学校の実状」比島文庫(佐藤喜徳編集・発行人)『集録「ルソン」』四十三号、一九九二年一月三十一日、七四～七五頁。
- (19) 同右。
- (20) 同右、七五頁。
- (21) 在外指定マニラ日本人小学校(代表者・河野辰二)『フィリピン読本』一九三八年四月二十八日、一頁「例言」。
- (22) 拙稿「戦前期マニラ日本人学校における現地理解教育の取りくみ——『フィリピン読本』(一九三八年)の分析を中心に」『国際理解教育』十八号、二〇一二年六月、二四～三二頁。
- (23) 前掲、『フィリピン読本』、二二八～二二五頁。
- (24) 外務省外交史料「マニラ日本人小学校課外読本送付ノ件」(一九三八年七月一六日)「T.H.O.」『在外日本人学校教育関係雑件』第五卷。また、『比律賓情報』二十二号(一九三八年十二月十五日)にも『フィリピン読本』の紹介記事が掲載されている。
- (25) Conrado Benitez は「比律賓師範学校教授、比律賓大学経済学部部長兼文芸部部長」という経歴を持ち、『History of the Philippines, economic, social, political』(Boston, New York, Ginnand Company, 1929)「東亜研究所訳『比律賓史——政治・経済・社会的的研究』上巻・下巻、東亜研究所、一九四二年/一九四五年」という本を著している(邦訳書、「序」三頁)。
- (26) Hugo H. Millerには『Principles of Economics Applied to the Philippines』(Boston, 1932)「法貴三郎訳『フィリピン農業史』生活社、一九四二年)という著書がある。Hugo H. Millerは、教育局産業情報部長という役職から、実業界に転じた人物である(邦訳書、「訳者序」、一頁)。
- (27) 満田忠生(台湾銀行マニラ支店支配人)「邦人子弟教育に就て」前掲、『比律賓年鑑』(昭和十五年度版)、一九三九年、五一頁。
- (28) 大使館側(木原総領事代理)はこの法案成立を阻止すべくフィリピン側と交渉を重ねており、大統領との会食の際に「理不尽ニ取締ヲ強化スル意思ナシ」との考えを引き出し、また、文部長官との会談で「自発的ニ『フィリピン』の引用者注」歴史地理等ヲ教科目ニ入ルコトハ双方ノ利益ニ付特ニ法規ヲ以テ強制スル必要モ起ラス又議會ニ於ケル問題ノ再燃ヲモ防止シ」(前掲、外務省外交史料「比島ニ於ケル私立学校登録問題」一九三九年六月九日、「T.H.O.」)との内諾を得ていた。
- (29) 前掲、小島「南洋の日本人学校と「臣民」教育」、一三四頁。なお、在外指定学校に関する歴史と全体調査については、渡部宗助編『在外指定学校一覽(一九〇六～一九四五)』一九八二年。同編『在外指定学校に関する法制度と諸調査』一九八三年。同「在外指定学校四〇年の歴史について」『国立教育研究所研究集録』第四号、一九八二年三月二十九日、などを参照のこと。
- (30) しかし、『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』が他の日本人学校で使われたという記録は今のところない。
- (31) 在外指定マニラ日本人小学校(代表者・河野辰二)『比律賓小学歴史』一九四〇年三月二十日、一頁「序文」。なお、マニラ日本人学校の「教科目毎週時数」を見ると、一九四一年度から「比島文化」という科目が設置されている(前掲、小島『日本人学校の研究』、一六二頁)。おそらくこの時間で『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』が使われたのではないだろうか。
- (32) 前掲、『比律賓小学歴史』、一～二頁「序文」。
- (33) 同右、一頁「序言」。
- (34) 同右、一二七～一二八頁。

(35) 同右、二頁「序言」。

(36) 元マニラ日本人小学校生徒・佐々木讓二さん（一九三二年十一月二十一日、マニラ市生まれ）によると、軍政後（小三の時）は、小旗を持って行事に駆り出されることが多く、小学五、六年になると勤労動員でまったく学校には通わなかった。そのため『比律賓小学歴史』『比律賓小学地理』は教わったことはない、と証言している（電話でのインタビュー、二〇一一年六月二十一日。電子メールでの回答、二〇一一年七月三日と十一日受信）。

(37) 米田正武「在比島邦人子弟の学校教育に関する調査」拓殖奨励館『拓殖奨励館季報』第一巻第四号、一九四〇年三月、一八〇頁。

(38) 外務省外交史料「在外指定マニラ日本人小学校編纂教科書送付ノ件」（一九四〇年七月三日）「T・H・O・O」『在外日本人学校教育関係雑件』第六卷。

(39) 池端雪浦「フィリピン現代史のなかの日本占領期」同編『日本占領下のフィリピン』岩波書店、一九九六年、一頁。リカルド・T・ホセ「占領の日々——日本のフィリピン占領」宮本勝・寺田勇文編『アジア読本 フィリピン』河出書房新社、一九九四年、二九三頁。

(40) 在外指定マニラ日本人小学校（代表者：河野辰二）『とくべつ児童文集』一九四二年八月、「学校ごよみ」、六五―六九頁。

(41) 中野聡『東南アジア占領と日本人——帝国・日本の解体』岩波書店、二〇一二年、七六頁。

(42) 前掲、『とくべつ児童文集』、「学校ごよみ」、六六―六七頁。なお、陸軍大臣から教科書の惠贈を受けたことに対し、文集中に「陸軍大臣閣下へ」という御礼の作文が二編載っている（図一参照）。

(43) 在留邦人が日本の軍政によって以前の態度を反転させた様子について、次のような説明がある。「フィリピン人相手に地道な活動を続けていた日本人も、なんの疑いもなく戦争に協力していった。彼らに、もはやフィリピン人の姿は見えなくなっていた。フィリピン人と昨日まで親しくし

ていた日本人が、軍人の先頭になってフィリピン人の生活を圧迫したとき、戦前に嘗々と築いてきたフィリピン人との信頼関係は一度に失われた」（早瀬晋三「日本との交流」綾部恒雄・石井米雄編『もつと知りたいたフィリピン 第二版』弘文堂、一九八三年、二六一頁）。

(44) 前掲、小島『日本人学校の研究』、五一―四頁。

(45) 前掲、『とくべつ児童文集』「とくべつ児童文集について」（もくろく）の前頁）。

(46) 同右、五―八頁。

(47) 同右、一五―一六頁。

(48) 佐々木讓二『私の履歴書 前編』二〇〇六年四月、一七頁、私家版。

(49) 前掲、『とくべつ児童文集』、三〇頁。

(50) 前掲、佐々木『私の履歴書 前編』、二〇頁。

(51) 比島調査委員会は、比島派遣軍最高顧問の村田省藏を委員長として、蠟山政道、末川博、大島正徳、東畑精一、杉村広蔵、伊藤兆司の六名の委員および六名の補助委員を中心に構成され、約十カ月の現地調査を経て、一九四三年九月比島軍政監部に『比島調査報告』が提出された。内容は「民族」、「統治」、「教育及宗教」、「経済」の四篇からなり、当時の日本の第一線の学術研究者らによる分析とされている（『南方軍政関係史料11 比島調査報告 第一巻』龍溪書舎、一九九三年四月復刻、一―二頁「第一分冊 解説」）。「第三篇 教育及宗教」の執筆者だった大島正徳は、元東大教授、のちに在外子弟教育協会の設立メンバーの一人となる（同協会については、大島正徳「在外子弟教育協会の成立に際して」『教育』一九四三年一月号、がある）。

(52) 比島調査委員会『比島調査報告 第三篇 教育及宗教』（大島正徳担当）一九四三年九月、一―二頁（同右、『南方軍政関係史料11 比島調査報告 第一巻』一九九三年四月復刻）。

(53) 一九四三年十月十四日のフィリピン共和国独立の際、議事堂前で行わ

れた式典で、「日本国旗が降ろされ、フィリピン国旗が、一九四二年以来禁じられていたフィリピン国歌の吹奏に合わせて掲揚された」とある形式上、日本の軍政は終わったが、その実態は軍政下と変わりなかった（リカルド・T・ホセ「信念の対決——「ラウレル共和国」と日本の戦時外交関係 一九四三〜一九四五年」池端雪浦、リディア・N・ユール・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、二〇〇四年、二二二頁）。

(54) 河野辰二『新フィリピン読本』東都書籍台北支店、一九四三年三月、一七八〜一七九頁。

(55) 「河野校長等を表彰 マニラ日本国民学校二六周年 師恩へ感謝の念新た」『マニラ新聞』一九四三年八月十四日付。

(56) 一九四四年十月二十日のアメリカ軍レイテ島再上陸から日本軍降伏まで、日本の総兵力二十六万のうち十九万が戦没したといわれている。また、フィリピン人の犠牲者数は民間人を含め一一〇万（前掲、中野『東南アジア占領と日本人』、二八四頁では、一一二万余りとある）に上ったといわれている。この中には日本軍による虐殺の犠牲者が多数含まれていたという（前掲、早瀬「日本との交流」、二六二頁）。

【研究資料】

ワイキキでの同郷会記念写真

——山口県沖家室島のハワイ移民関連資料——

安井眞奈美

一 古写真との出会い

まず写真1をご覧ください。

これは、山口県大島郡周防大島町沖家室島^{おきかむら}出身のハワイ在住者たちが、昭和五年（一九三〇）にワイキキでピクニックをした際の記念写真である。横八二八ミリメートル、縦一七九ミリメートルの細長い写真に、子どもも含めて一七二人もの人々が写っている。当時、沖家室島の戸数は四四〇戸であったにもかかわらず、これだけ多くの沖家室島出身者たちがハワイに住んでいたのである。

この写真は、瀬戸内海に浮かぶ小島からハワイへ移住した人々が、折を見て同郷出身者と集い、親睦を深めていたことを物語る

貴重な写真である。そして、本稿が明らかにするように、ハワイ在住の沖家室島出身者たちは、毎年集まって記念撮影をし、そのうちの写真一枚は、彼らの出身地である沖家室島にも送付されていたのであった。移住先のハワイと故郷をつなぐ貴重な写真。本稿の第一の目的は、一九三〇年代初頭のハワイ移民関連資料の一つである古写真を読み解くことにある。

ところでこれらの古写真三点は、沖家室島に在住する大谷亮子さんから、「研究に役立ててほしい」と、ハワイからのトランクや旅行鞆とともに、筆者が二〇一三年九月に譲り受けたものである。しかし、地域の歴史を知る貴重な文化遺産であるこれらの資料は、やはり沖家室で保存・活用されるのが望ましいと考えた。本稿の第二の目的は、地域の歴史遺産としての古写真の活用方法について考察することである。



二 沖家室島のハワイ移民略史

山口県大島郡周防大島町沖家室島は、瀬戸内海に浮かぶ屋代島（周防大島）の南東に位置する〇・九五平方キロメートルの小さな島である。貞享二年（一六八五）に、沖家室島に鳴門海峡の漁村・阿波堂ノ浦（徳島県鳴門市）からテグスと一本釣りの漁法が伝えられると、それ以降、沖家室島は漁業の島として発展していった^①。周防大島の東部は「島末」と呼ばれ、沖家室島も含めて水田農耕に適さない土地であったが、江戸時代の中頃にサツマイモが渡来して以来、九十年ほどの間に、島末の人口は三倍にも膨れ上がったという^②。

明治以降、国家による移民政策が進められる中で、沖家室島をはじめとする周防大島では、とりわけ移民の募集に力が入れられた。なぜなら周防大島では人口増加のほかにも、一八八三年（明治十六）には早魃が、一八八六年には屋代村の洪水が起こり、人々の生活は困窮していたからである^③。そのため一八八四年に、「山口県においてもハワイ出稼ぎ者募集に関しては特に人口稠密な大島郡を重視して、大島郡出身の山口県御用掛学務課勤務の日野惣助氏を十一月十日をもって県勸業課兼務にし、さらに大島郡へ出張を命じ各地でハワイ事情の講演其他出稼人の募集に当らせ



写真1 沖家室人会ピクニック記念写真（於 ワイキキ富士亭）（1930年7月6日撮影）

た^④という。

第一回ハワイ移民は、一八八五年、「官約移民」の九四五人から始まる。政府が取り扱いを行った官約移民は、一八八五年一月から一八九四年六月まで二十六回に及んだ。官約移民の出身府県別統計を見ると、広島県に次いで山口県が多く、山口県内でも大島郡の移民数が最も多かった^⑤。またハワイにおいても山口県・広島県の労働者の評価が高く、ハワイ政府が、第四回の官約移民を山口・広島両県より募集することを要望したほどである^⑥。

官約移民の時代が終わっても、人々は親類や同郷者を頼って次々と海外へ出稼ぎに出た。これを「私約移民」と呼ぶ。過酷な労働を強いられた初期の移民に比べれば、私約移民の中には商売で成功し財産を築く人も現れ、さらにそれに憧れて移住する人も増えていった。

では、沖家室島の場合はどうであったのだろうか。後述するように、沖家室惺々会が刊行した機関誌『かむろ』に、沖家室島の人々の在住地が記されている^⑦。それを基にまとめてみると、沖家室本島には四四〇戸が在住し、沖家室島以外の国内には対馬の五十八戸を含む一七〇戸が在住していた。その他海外には、台湾に一九八戸、朝鮮半島に一四三戸、ハワイに一一六戸（ホノルル六十九戸、ヒロ四十七戸）、カナダ・南米に十四戸、満州に十三戸の沖家室島出身の家族が在住していたことになる^⑧。沖家室島の海

外移住先として第三番目にハワイが挙がっていることに注目したい。写真1に写っていた一七二人も、ハワイ・ホノルルに在住する六十九戸の家族が中心となっていたのではないかと推測される。

三 ハワイでの成功者・大谷松治郎

三枚の写真の持ち主である大谷亮子さんの伯父は、沖家室島からハワイへ移住し、事業を起こして成功した大谷松治郎氏（以下、敬称略）である。彼の手記『わが人となりし足跡——八〇年の回顧』の年譜を参照し、写真が撮影された一九三〇年頃までの足跡を追ってみた。

大谷松治郎は、明治二十三年（一八九〇）に沖家室島に生まれ、大島郡西方尋常小学校を二年で退学する。⁹

私はあるときは漁師をしたり、魚島行きに雇われたり、時には大工、船大工の仕事をしたりした。

私はこの孤島には、将来性のないことを考え、大島郡から朝鮮に沢山の人が出稼ぎに行つて成功していることを聞き、私も朝鮮に行つて働きたいと思つた。十六歳の冬であつた。¹⁰

「この孤島」とは沖家室島のことである。松治郎は十六歳にし

て、すでに生まれ育つた沖家室島に将来性はないと判断し、朝鮮行きを考える。しかし結果として、彼は朝鮮には渡らなかつた。次に運命的な出合いが待ち受けていたからだ。

丁度その頃、ハワイのヒロから帰つて来ていた北川磯次郎氏が、私の家に来られた。私は早速ぶしつけにあなたはハワイではどんなお仕事をされていますかと質問した。彼は、魚の行商をやっていると即座に答えられた。雑費を差引いて一回二弗は楽に利益があると説明してくれたので、私の心は動いた。朝鮮行きを変更して、ハワイ行きを決心した。僅か十六歳の少年の幼稚な頭にも、海外雄飛が念頭から離れず、ハワイ行き実現に邁進した。顧みて感慨無量なものがある。¹¹

文中に紹介されている「北川磯次郎氏」とは、ハワイ島ヒロでヒロ水産株式会社を立ち上げて成功した人物である。小川真和子の研究によると、「沖家室出身者はホノルルの他、ハワイ島ヒロにも多く住みつき、漁業を展開した。それと同時に、魚を売りさばく商人もヒロに集まつてきたのである。中でもヒロで操業する叔父の勧めで一九〇二年に沖家室から来布した松野亀蔵が、一九〇七年に同じく沖家室出身である魚行商人、北川磯次郎と共に設立したヒロ水産株式会社（Hilo Suisan Company）は、当時ヒ

口に約八〇人いたという日本人漁業者、魚仲買人、小売り商人たちの活躍の集大成でもあった。彼らは新会社の設立を応援し、株を購入してその経営を応援した¹²⁾という。小川の記述からは、沖家室島出身者の活躍ぶりが伝わってくる。この北川磯次郎が帰国した折に、十六歳の松治郎は矢継ぎ早に質問を浴びせたわけである。

こうして松治郎は一九〇八年一月、十八歳で生まれ育った沖家室島を後にし、香港丸にて神戸を出帆、二月七日にハワイのホノルルに上陸するのである。そして市内の太平洋学院英語科に入学し、卸売商の山本商店に入店する。その後、二十一歳の時にホノルル市内で魚店を開店し、同じ沖家室島出身の柳原カネと結婚する¹³⁾。

魚店を開店してからの活躍は、彼の半生記に掲載されているコラム「漁業界の功労者 大谷松治郎氏」を参照したい。

「郷里沖家室は漁業地なので手近な漁業関係のビジネスに着眼し、一九一〇年にケカウリケ街のキング・マーケット内に生魚店を開業し、一九一三年からは生魚行商を始めたがハワイでは同氏が元祖で第一号ライセンスを獲得した。「改行」一九一八年現在の場所アラ・マーケットに大谷商会、合資会社を設立し、業務は隆盛、一九三九年、マーケットプレース会社を起した。「改行」さらにハワイ水産会社を組織し、当時約五十隻の漁船を有して遠

洋漁業に出漁する大型漁船は十五隻あった。この頃布哇の漁業「は脱力」日本人独占事業としてハワイ産業で砂糖、鳳梨「パイナップル、筆者注」に次ぐ漁業でまさに全盛時代であった」と記されている¹⁴⁾。

松治郎のハワイでの成功を、本人の回顧録のほか、先述の小川真和子の研究からも引用したい。小川によると「ハワイにおけるツナ缶詰製造は、白人プランテーション経営者によって開始されたものの失敗に終わり、日本人の手が加わって初めて軌道に乗ったが、流通においても、日本人がビッグファイブと対等に渡り合ったことを示す事例がある。それは一九二〇年に、大谷松治郎がテオ・H・デービス社、アメリカンファクターズ社を押さえて、米陸軍へ卸すカニ缶詰の入札を勝ち取ったことであった。

一九〇八年に一八歳で沖家室からわずかな資金を手元にハワイへやってきた大谷は、魚の行商を皮切りに事業を拡大し、大谷商会を設立して鮮魚だけでなく水産加工品の流通、そして蒲鉾製造などにも着手していたが、その大谷がビッグファイブの二社を押さえて「米陸軍御用達」となったことは、両社にとって受け入れがたい屈辱であった¹⁵⁾という。このように松治郎は、ハワイの「ビッグファイブ」二社に屈辱を与えるほど、ハワイの水産業で成功していたのである。しかし、その後の両社のいやがらせに、松治郎は両社との取引を一切打ち切り、「新たに米海軍をその顧

客リストに加え、日本及び米本土との流通ルートを積極的に開拓して順調に事業を進展させた¹⁶⁾のであった。このことは、「もはや一九二〇年代のハワイ経済において、水産業界は日本人に対する白人財閥の支配が及ばなくなっていたことを如実に示している」と小川は指摘している¹⁷⁾。

こうして松治郎は、飛ぶ鳥落とす勢いでビジネスを拡大していったが、一九四一年十二月七日、マーケットプレス新築落成式の準備中、ハワイの真珠湾が日本軍によって攻撃された。松治郎は、「永い間の希望が実現し、さあ、これからと張り切っていたが、日米戦争が突発したのでガツカリした」と書き記している¹⁸⁾。その日、松治郎は「敵性日本人」として拘引され、満四カ年、家族との決別を余儀なくされるのである¹⁹⁾。

四 沖家室島の機関誌『かむろ』に登場する大谷松治郎

松治郎のハワイでの成功と活躍ぶりは、出身地である沖家室島にも届いていた。沖家室島では沖家室惺々会が、大正三年（一九一四）九月五日、機関誌『かむろ』を創刊した。『かむろ』は、沖家室の様々な出来事を国内外に住む沖家室島出身者に発信する情報誌であり、昭和十五年（一九四〇）三月十五日までの二十七年間にわたり一五八号まで刊行された。またハワイや台湾、

朝鮮半島などに居住する沖家室島出身者の近況や、彼らからの通信も掲載されるなど、移住先と故郷を結ぶ役割も果たしていた。『かむろ』のバックナンバーに掲載されたハワイ関連記事については、すでに一覧表を作成したので、そちらを参照されたい²⁰⁾。

松治郎は、沖家室惺々会において海外支部ハワイの世話人を務めていた。ほかにもハワイ・ホノルルの世話人として大村啓助の名前が、またヒロの世話人として北川磯次郎と松野辰松の名前が挙げられている。なお大谷松治郎は、ホノルルのほかにも新義州の世話人（朝鮮民主主義人民共和国、平安北道北西端の都市）も担当していた²¹⁾。

松治郎の沖家室惺々会における働きについては、『かむろ』十二号に沖家室惺々会より彼に対して謝意が示されている。「柳原常助氏、大谷松二郎^マ氏。本会の事業に対する布哇ホノルル二氏の御尽力は一々ここに列記しませんが会員も御存知の事と思いません。殊に両氏が私財を投じて当地方に於ける各般の事務を処理せらるるに對して深く感謝致します」とある²²⁾。松治郎は、ハワイで大成功を収めても、決して故郷の沖家室島をないがしろにはせず、沖家室惺々会のメンバーとして、ハワイ在住の沖家室島出身者たちを取りまとめる役割を果たしていたと考えられる。

注目されるのは、松治郎がホノルルの中田由松とともに「母校援助の目的」で、一千元の米国製ピアノ一台を沖家室小学校に寄

贈したことである。²³ 沖家室島出身者たちは、たとえ海外にしようとも、例えば故郷・沖家室島で寺院の改築や新築がなされる際、真っ先に寄付を集めて送金している。大正十年（一九二一）、沖家室島の戎神社改築に際して沖家室島の人々が国内外で寄付を募ったところ、総計で一万九五百円が集まった。そのうち半額以上にあたる五七三二円を集めたのはハワイ在住者たちであった。²⁴ ちなみにヒロの一名は単独で千円の寄付をしているが、この寄付者は北川磯次郎と考えられる。

十六歳の時に、「この孤島には、将来性のないことを考え」た松治郎であったが、決して故郷・沖家室島を捨てたわけではなかった。沖家室島の戎神社改築に際して、どの地域の出身者よりも多額の寄付を集め、また米国製のピアノを沖家室小学校に寄贈するなど、ビジネスで得た資金の一部を、故郷のために役立てていた。故郷とのつながりを大事にする松治郎であったからこそ、次に示すように、ハワイ在住の沖家室島出身者を集めて、親睦の会を持ちたいと準備を進めていたことは想像に難くない。

五 ワイキキでのピクニック

ここにきて、再び写真1に戻ることにした。写真下中央には、「沖家室人会ピクニック記念写真（於ワイキキ富士亭）昭和五年七

月六日」と記載されている。また写真右下には「ホノル、市谷川写真研究所」とあるが、その続きの文字は、写真破損のため解読できない。

この時のピクニックの経緯が、一九二八年の『かむろ』第七十九号に掲載されているので引用したい。²⁵ 福田義勝の「布哇通信」がそれである。なお、本文中の原文にある「ピクニック」は、すべて「ピクニック」に改め、また必要に応じて筆者が句読点を入れた。さらに旧仮名遣いについても現代仮名遣いに改めて読みやすくしている。

第一ピクニックの模様を簡単に御報申上ます。

ピクニックの儀は度々会議に提出されましたが何等其功を得なかつたが、七月二九日の臨時総会で決行に可決しました。老も若きも時の来るを一日千秋の思いで待ちました。八月五日布哇晴の好天気、場所はカハラ公園（我等の住むカカアコから三哩離る）、係員はそれぞれ準備に忙がしい。運搬部員は老若男女を自動車に満積して会場へくくと運ぶ。其処には立派な運動場も右は各商店から出品された景品はテーブルの上に山盛され、飲食店の氷、ソーダ水、果物等の用意されて居た。用意整い、今迄の公園も見て居る中に運動会場と化し、スポーツ気分も十分みなぎった。午前九時半中田会長開会の

挨拶で開会された。左記のプログラムによって、老若男女楽しく愉快に此の一日を暮し、午後四時半目出度く閉会した。

- 一、老若男女 マラソン競争 二、老若男女 旗取競争
- 三、老男 俵クグリ 四、男青年 パイ喰い
- 五、老年青年 二人三脚 六、女 杓子玉スクイ競争
- 七、女 アヤ取競争 八、男女 アップル喰い競争

昼食 一時間休憩、食後記念写真撮影「太字は、筆者による」。
引続き福引が行われて、会員の最も興味を集めたは福引で、景品中一等の白米一俵は柳原雪蔵氏へ、醤油一丁は柳原新一氏に授与された。

- 九、男女 盲目引バリ競争 十、青年女 宝さがし
- 十一、老青 綱引

今回は本会建設以来最初の催で、其成行の如何を心配して居ましたが、成績最も良好で会員一同は元氣と愉快に満ち満ちて、互いに会員の親睦を計るため、又身体の健康上に、今後共益々ピクニックを行うべきであると異口同音に称讚した。ピクニックは今後一年に一回位施行される事であろう。下略

この記事からいくつかの事実が明らかとなる。まず、ピクニックの計画はなかなか実現しなかったが、一九二八年七月二十九日の臨時総会でようやく決行が可決し、八月五日に第一ピクニックが無事に行われたことである。

またピクニックの当日は、昼食のため一時間休憩をとり、その後、記念写真が撮影された。これが、ホノルル沖家室人会の記念すべき第一回ピクニックの写真撮影である。ハワイ在住の同郷の人々が、しばしの間、沖家室島を懐かしみ、親睦を深める絶好の機会であつたに違いない。福田義勝の報告に、「ピクニックは、今後一年に一回位施行される事であろう」とあるように、毎年、ピクニックを行つて、沖家室人会の親睦を図ろうとしていたこともわかる。そして次に示すように、第一回ピクニックの記念すべき写真は、そのまま沖家室島へも送られたのである。ハワイで沖家室島出身者が活躍し、大勢が一堂に会したその繁栄ぶりを、沖家室島の人々に報告するためであつたのだろう。それだけではなく、写真を送るに際しての大義名分もあつた。それが次に示す昭和天皇即位大礼記念である。

六 昭和天皇即位大礼記念の写真

『かむろ』七十九号に「本会博物蒐集部より」²⁶という興味深い

記事が掲載されている。「本会博物蒐集部の趣旨」に賛同した者から、「求めて得られぬ参考品、珍品」が寄贈されたというのである。しかもそれらの品は、沖家室島の「本部（庶務）」に展示されており、「御大典には秘藏品展覧会に出品します」というのである。その寄贈品を次に示す。

福田義勝氏（ホノルル府）

布哇松 絵葉書

泉 勘一氏（ホノルル府）

椰子置物二点

木村啓助氏（ホノルル府）

椰子置物 甘蔗

ホノルル沖家室人会

ホノルル在留沖家室人三百人の写真

大谷松次郎氏（ホノルル府）

布哇年鑑一冊

すべてホノルルからの寄贈である。ハワイの絵葉書、椰子の置物、そしてホノルル沖家室人会からは「ホノルル在留沖家室人三百人の写真」、さらに大谷松治郎からは『布哇年鑑』一冊とある。注目されるのは、「ホノルル沖家室人会」からの写真である

う。この写真こそが、第一回ピクニックで撮影された写真であると考えられるからだ。

そうだとすれば、本稿で紹介した写真1は、残念ながらホノルル沖家室人会の第一回ピクニックの写真ではない。第一回ピクニックは一九二八年八月五日の実施であり、これに対して写真1の撮影日は、一九三〇年七月六日であるからだ。福田の報告にあるように、一九二八年から毎年一回ピクニックが開催されたとするなら、一九三〇年に開催されたのは第三回ピクニックということになる。したがって写真1は、第三回ピクニックの記念写真と考えられる。

さらに気になるのは写真の撮影方法である。これだけ多くの人々が細長い写真に納まっているのである。当時は、パノラマカメラを用いて、被写体となる人々が少し弓なりに並び、ゆっくりとカメラを回しながら撮影が行われた。このような、大勢の人々すべてにピントの合った記念写真が、当時数多く見られた²⁷。なお写真撮影は、ホノルルの「谷川写真研究所」による²⁸ことが、写真に記載された白文字からわかる。このような撮影方法は、沖家室島の泊清寺に保管されている葬送儀礼に集まった親族や友人たちの、同時代の記念写真にも共通していると考えられる。

七 大谷松治郎 厄払い式の写真

次に写真2である。こちらは横四二七ミリメートル、縦一八五ミリメートルと小型サイズである。「ホノルル日本人料理人組合 昭和六年五月一日 於 大谷松次郎氏 厄拂祝宴」と記されている。そして右下には、写真を撮影したスタジオの名前「KANAGURI & TANIGAWA Photo Studio」が記されている。後者の「TANIGAWA」は、先述の「谷川写真研究所」のことなのかもしれない。この写真は、厄払いの祝宴が開かれた際にご馳走を振る舞った料理人たちの記念写真なのだろうか。

写真3は、写真1と同様、大勢の人々が写る細長い写真である。横一〇〇〇ミリメートル、縦一七〇ミリメートルである。写真3中央右寄り、サイコロの「六」の目を振りかざしている男性のすぐ後ろにある三色の横断幕が、写真2にて料理人たちが並ぶ後ろの三色の横断幕と同じであることから、写真3は写真2と同日の同じ場所、つまり一九三一年五月十日に撮影されたのではないかと推測される。写真3については、すでに堀雅昭が「沖家室の大谷亮子さんの家には、ピアノ寄贈者である大谷松治郎が昭和六年五月にホノルルで大勢の人たちと写った写真が残っている。彼はこのとき四二歳の厄払いのため一二〇〇人を招



待したのであるが、ハワイでの日本人の興隆を示す貴重な写真である⁽²⁸⁾と紹介している。厄払い祝宴の写真3では、確かに人々は仮装したり、こいのほりを持つたり、すぐろくのサイコロをかざしたり、愉快な表情をして写っている。また写真1に比べて人数もさほど多くはなく、九十人が写っている。

では、どの程度の規模の「厄払い祝宴」だったのだろうか。大谷松治郎の半生記『わが人となりし足跡——八〇年の回顧』から引用してみよう。

巻末の「大谷松治郎 年譜」によると、「昭和六年（一九三二）四十二歳の厄払いに千二百名を招待して開宴」とある⁽²⁹⁾。次に「蒲鉾製造業開始——四十二の祝宴」と題した彼の文章を見てみよう。

一九三二年四月二十三日は私の四十二歳の誕生日。カカアコ、住宅近隣地を正月にビシップ財団から、百三十フィートと百二十フィート四方の土地を、二十ヶ年契約で手に入れ、ここに、にわか宴会場を作り、五月十日、初老の厄払い祝宴を開催した。

米国陸海軍将校連をはじめ、商業上関係取引先及び友人知己千数百十人を招待した。盛大なるパーティーであった。何分規模が大きいので、十日前から準備に取りかかり、ホノルルの料理人二十四人と、土地の芸者や娘さんなど三十余人の手伝

右：写真2 ホノルル日本人料理人組合員写真（1931年5月10日撮影）

下：写真3 大谷松治郎氏 厄払い祝宴記念写真



いを得、当時記録破りの大宴会だったと今なお話題に残っている。その頃、三日がかりの宴会で終了後会場に大谷商会大倉庫を建設した。^⑧

宴会は、大谷松治郎が正月にハワイで入手した自らの土地に宴会場を設け、千百数十人の客を招待して、三日がかりで行われた。宴会の客も、「米国陸海軍将校連をはじめ、商業上関係取引及び友人知己」というから、ハワイ在住の日本人に限らず、ハワイで活躍する白人たちも呼ばれていたのだろう。招待客に見る松治郎の人間関係の広さにも、彼のハワイでの成功ぶりが窺える。

写真3は、その宴会で撮影されたものであるが、「千百数十人」が写っているわけではない。しかも日本人ばかりである。少し想像を逞しくしてみれば、松治郎は前年の一九三〇年にワイキキで撮影したピクニックの記念写真を思い出し、出身地である沖家室島の人々を集めて、彼らとともに記念撮影をしたのではないかということだ。そしてその後、これらの写真を日本に持ち帰り、額に入れて一九三〇年のピクニックの写真とともに自宅に飾っていた。そのように考えると、本稿で紹介した三枚の写真は、松治郎がかねてから実現しようと考えていた沖家室人会の記念すべきピクニックの写真、そして彼自身がハワイでのさらなる飛躍を見据えて企画した厄払い祝宴の写真、さらにその大祝宴を支えてく

れたホノルルの料理人たちの写真という、彼のハワイでの思い出が凝縮された品だったのではないだろうか。その証拠に、これら三枚の写真は、大きさの異なる、ほぼ同じ規格の木製の額縁に収まっている。

八 地域の歴史遺産として

二〇一三年八月末、筆者は沖家室島に天理大学の学生たちを連れて民俗学実習に訪れた。その際、初めて大谷亮子さんにお目にかかった。筆者は、すでに二〇〇七年に『山口県史・民俗編』の執筆のため、沖家室島で調査を開始していた。^⑨しかし、大谷さん宅には過去に数多くの研究者が訪れてインタビューをしていると地元の方から伺っていたので、筆者は訪問を控えていた。しかし今回は、地元の郷土大学の依頼もあり、天理大学の民俗学実習の一環として学生たちとハワイ移民について調べることとなり、学生を連れて初めて大谷さんを訪ねた。^⑩彼女はとても親切に、そして熱心に話をしてくださった。そして、ぜひ大谷松治郎が建てた家もご覧ください、と案内してくださったのである。その家の二階の長押に、額に入れて飾ってあったのが、本稿で紹介した写真三点である。筆者は一瞥して、その写真がいかに貴重であるか、また大谷松治郎その人がいかに大切に保管していたかを感じ取っ



写真4 大谷松治郎氏のトランクを運ぶ (2013年9月7日撮影)

た。

民俗学実習を九月一日に終えて奈良に戻り、筆者は再び、沖家室島へと、とんぼ返りした。

九月七日、約束していた大谷亮子さんを再度、訪ねた。大谷さんは、「待ってましたよ。まあまあ、遠くから来てくださって」と、すぐに松治郎宅を案内してくれた。私が再訪問するからと、近くの方に頼んで、玄関付近の草をきれいに刈っておいてくださった。そして大谷さんは、「写真も何も、すべて差し上げますから、どうぞお持ちください」とおっしゃったのだ。

空家の二階で梱包作業をした。まず、長押から額に入った三枚の写真を下ろし、埃をはらって梱包材でくるんだ。次に、部屋の奥にあった大型トランクと小型の旅行鞆二つを運んだ。大型トランクは相当な重さであったので、沖家室島の松本昭司さん、福田隆司さん(写真4左)、横山和明さん(写真4右)にお願いして、一緒に運んでもらった。

こうして、写真三点、トランク一点、革鞆二点を空家から外に出し、しばし虫干しにした。また、箱に入ったスナップ写真一式も持ち帰った。スキャナーでデジタル化して、大谷さんにデータを差し上げようと考えたからだ。

写真を手持ちで天理まで運び、帰宅後、業者に頼んで写真のクリーニングとデジタル化を済ませた。そして元の写真と同じ大き

さにプリントアウトしたものを、再び木製の額に入れ、また現物の古写真は、中性紙でできた古文書保管のための別注の箱に入れた。それらを持って、再び十月末に沖家室島を訪れた。

この日は、シンガーソングライターの高石ともや氏のコンサートが沖家室島の泊清寺で開かれる日であった。沖家室の方々も大勢集まるので、写真のお披露目にはちょうどいだろう、と泊清寺住職の新山玄雄氏が、筆者のために時間を作ってくくださったのである。高石ともや氏のコンサートと、ノンフィクションライターの佐野真一氏のお話の前に、筆者が沖家室島の皆さんに古写真を披露し、また会場に來られていた大谷亮子さんを紹介した。そして、「地域の文化遺産は、地域で保存、活用するのが一番だと考え、デジタル化して複製したものと、保存用の箱に入れた古写真を両方お持ちしました。これを、旧沖家室小学校の一室、ハワイから寄贈されたピアノの横に置いて、小さな展示室が作ればいいなと思います。それに向けて、天理大学の学生たちともにご協力させていただきます」と発言した。会場からは拍手が沸き起こり、皆さん賛同してくださった。今後、展示室をどのように作っていくか、沖家室島の方々と相談しながら、進めていくこととなった。

ところで、一九三〇年に沖家室島の人々の写真を撮影して、それを故郷に送り、自らもそれを保管していた大谷松治郎は、新た

に「沖家室人観光団」を組織することも考えていた。ハワイで生まれ育った日系二世を沖家室へ連れていき、「実際の日本を知らぬ者」に沖家室を見聞させ、しばらく滞在させようとしたのだろう。逆に、沖家室の人々がハワイへ渡航する機会にもなると期待を寄せていた。「この島に将来はない」と、十八歳で沖家室島からハワイへ旅立った青年は、決して故郷を忘れることなく、むしろ常に故郷の存在を強く意識しながら、ハワイで躍進していったのであった。

大谷松治郎の寄贈したピアノの隣に、沖家室島出身のハワイ在住者たちがワイキキでピクニックを楽しんでいる記念写真が飾れるように、展示室の実現に向けて、筆者ができることを一つひとつこなししていきたい。

注

- (1) 宮本常一・岡本定『東和町誌』東和町、一九八二年、四六六頁。
- (2) 宮本常一『周防大島』宮本常一編『島』有紀書房、一九六一年、九七～九八頁。
- (3) 周防大島町『周防大島町誌』周防大島町、一九五九年、五九八～六〇〇頁。
- (4) 土井彌太郎『山口県大島郡 ハワイ移民史』マツノ書店、一九八〇年、二三頁。
- (5) 外務省記録局『日本人民布哇国へ出稼一件 出稼人名簿之部』（外務

- 省記録3、8、2、514、外務省外交史料館蔵）一八八五〜一八九四年、安井眞奈美「故郷の民俗」『山口県史 民俗編』山口県、二〇一〇年、八二一頁。
- (6) 広島県編『広島県移住史 資料編』一九九一年、九二七頁。
- (7) 沖家室惺々会「昭和五年一月現在 沖家室島人名録全」『かむろ』第八十五号、一九三〇年。
- (8) 安井眞奈美「表21513 沖家室および島外在住者の戸数一覽」(安井、注5前掲論文)、二〇一〇年、八二五頁。
- (9) 大谷松治郎「大谷松治郎 年譜」『わが人となりし足跡——八〇年の回顧』文洋社、一九七一年、一七一頁。
- (10) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、二頁。
- (11) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、二〜三頁。
- (12) 小川真和子「ハワイにおける日本人の水産業開拓史——一九〇〇年から一九二〇年代までを中心に」『立命館言語文化研究』二十一卷四号、二〇一〇年、四三頁。
- (13) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、一七一頁。
- (14) 大谷松治郎「漁業界の功労者 大谷松治郎氏」(大谷、注9前掲書)、一四一頁。
- (15) 小川真和子(小川、注12前掲書)、四八頁。
- (16) 小川真和子(小川、注12前掲書)、四八〜四九頁。
- (17) 小川真和子(小川、注12前掲書)、四九頁。
- (18) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、六一頁。
- (19) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、六二頁。
- (20) 安井眞奈美・飯島吉晴・齋藤純・二〇一三年度民俗学実習班「雑誌『かむろ』に掲載されたハワイ関連記事——山口県大島郡周防大島町沖家室島二〇一三年度民俗学実習報告」『古事』十八、二〇一四年、四七〜六五頁。
- (21) 『かむろ』七十二号、一八頁。
- (22) 『かむろ』十二号、一五頁。
- (23) 『かむろ』八十四号、二頁。
- (24) 『かむろ』三十六号、五〜一〇頁。安井眞奈美(安井、注5前掲論文)、八三三頁。
- (25) 『かむろ』七十九号、一一〜一二頁。
- (26) 『かむろ』七十九号「本会博物蒐集部より」、三一〜三二頁。
- (27) 写真家・岩根愛さんのご教示による。
- (28) 堀雅昭「ハワイに渡った海賊たち——周防大島の移民史」弦書房、二〇〇七年、二二五頁。
- (29) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、一七二頁。
- (30) 大谷松治郎(大谷、注9前掲書)、四八頁。
- (31) 安井眞奈美(安井、注5前掲論文)。
- (32) 二〇一三年八月三十一日、山口県大島郡周防大島町東和総合センターにて「平成二五年度第三回(再開第七六回)周防大島郷土大学講義(主催 周防大島郷土大学、共催 周防大島町文化振興会東和支部)」が「周防大島とハワイの交流」とのテーマで開催された。筆者はゲストスピーカーとして「ハワイ移民と故郷・周防大島とのつながり」と題して講演し、天理大学民俗学実習班の学生十五人もあわせて発表の機会をいただいた。シンポジウムの様子は、大谷亮子さんの聞き取りも含めて「ハワイ移民の歴史探る——山口・周防大島 天理大生が聞き取り」(『中国新聞』二〇一三年八月三十一日、久行大輝)に、また「ハワイ移民史 学生探る」(『朝日新聞』二〇一三年九月十一日、小川裕介)と題してそれぞれ新聞に掲載された。
- (33) 『かむろ』八十二号、八頁。

Okikamuro Island and Immigration to Hawai‘i: Photographs as Documents

YASUI Manami

Keywords: Immigration, Hawai‘i, hometown, *kokyō*, hometown society, *dōkyōkai*, old photographs, local historical heritage, Okikamuro Island (Yamaguchi prefecture), *Kamuro* (periodical), digital storage of documents

This study introduces three photographs as material related to Japanese immigrants to Hawai‘i. The photographs, taken in the 1930s, were acquired by the author on Okikamuro Island (Suō Ōshima-chō, Ōshima district, Yamaguchi prefecture) in September 2013. In the late nineteenth and early twentieth century, many residents of Okikamuro Island went to the Korean peninsula, Taiwan, and Hawai‘i as migrant workers (*dekasegi*). Particularly among immigrants to Hawai‘i were a fairly large number who attained success in fishing-related work and accumulated considerable wealth. Immigrants from Okikamuro Island formed societies in their adopted communities in Honolulu (Oahu island) and Hilo (Hawai‘i island), and helped each other in their daily lives. On Okikamuro itself, the Okikamuro Seiseikai society compiled and published a bulletin called *Kamuro*, starting in 1914. For 27 years until 1940, the bulletin continuously published information about the island and news of islanders living overseas.

The photographs on which this study is based are as follows: No. 1 is a commemorative photograph taken in 1930 at a picnic held on Waikiki Beach of Hawai‘ian residents who had emigrated from Okikamuro island. I show that a similar photograph taken in 1928 was sent to Okikamuro island in commemoration of the ascension to the throne of Emperor Shōwa (Hirohito). No. 2 bears the title “Honolulu Association of Japanese Chefs: Ōtani Matsujirō *Yakubarai* (Warding off Evil) Banquet.” No. 3 is believed to have been taken on the same day as No. 2, and though it has no explanatory inscription it is thought to feature a lavish banquet given by Ōtani Matsujirō for more than 1,000 guests, when he reached 42, the age when men were considered particularly vulnerable to trouble and misfortune in Japanese tradition. He had been very successful in his fisheries-related work in Hawai‘i.

The photographs are precious records documenting the lives of immigrants to Hawai‘i, the way emigrants from the same community in Japan cooperated and maintained close ties, and how they maintained ties with their place of origin. This study also finds that their commemorative photograph taken in 1928 in Hawai‘i was sent as a gift to their home island of Okikamuro; it was a valuable record of the way Hawai‘ian residents viewed their place of origin.

The study concludes by considering how such old photographs, which are part of a local area’s valuable historical heritage, can be locally preserved and utilized. The author hopes to continue contact with the local people of Okikamuro Island in exploring the possibilities for exhibition, and use of these historically valuable community records.

Changes in Educational Activities in the Manila Japanese School before and after the Outbreak of the Pacific War: Supplementary Readers and Anthologies of Children's Compositions

KOBAYASHI Shigeko

Keywords: Philippine before and after the outbreak of the war, Manila Japanese School, designated school overseas, education for local understanding, English education, foreign school, Kōno Tatsuji (third principal of Manila Japanese School), supplementary readers, translated textbooks, children's composition anthologies

This study clarifies the educational activities of the Manila Japanese School in the period from the late 1930s to the early 1940s. The school built in Manila in 1917 was the earliest Japanese school to open in the Philippines, and was known for its educational policy of cultivating the understanding of local culture.

In 1938, the Manila Japanese School published the *Fuirippin dokuhon* (Philippine Reader; April 1938) to promote understanding of the Philippines among Japanese children. Subsequently, the Philippine government imposed stricter controls on foreign schools, but even into the 1940s, the Manila Japanese School maintained its policy of respect for local affairs, publishing two supplementary readers in 1940.

One was *Fuiripin shōgaku rekishi* (The Primary School History of the Philippines; March 1940), and the other *Fuiripin shōgaku chiri* (The Primary School Geography of the Philippines; May 1940), which were translations of Philippine elementary school textbooks. History and geography in the Philippines were taught at the Manila Japanese School using these books as supplementary texts.

War broke out on December 8, 1941 and the Japanese military occupied the Philippines on January 2, 1942. Under the Japanese occupation of the Philippines, the Manila Japanese School was forced to change greatly its previous educational activities. Anthologies of children's compositions of the time show how the children felt about the war and the Japanese military. They illustrate the respect for the Japanese military many children clearly felt. As the war intensified, the school could not continue to operate and was closed in 1944.

The supplementary readers and anthologies of children's compositions vividly recorded how the educational activities of the Manila Japanese School regarding local understanding changed before and after the outbreak of the Pacific War.

The Ideals of the East, The Awakening of Japan, and The Book of Tea in Indochina:
The Reviews and Commentary of Phạm Quỳnh

NIMURA Junko

Keywords: Okakura Tenshin (Kakuzō), Pham Quynh, Jenny Serruys Bradley, August Gérard, George Ohsawa, modern Vietnamese painting, Gabriel Mourey, École Française d'Extrême-Orient, Association pour la formation intellectuelle et morale des Annamites, Teism

This research note is a translation of and commentary on Phạm Quỳnh's (1892–1946) praise for, introduction to, and critique of Okakura Kakuzo's English books, *The Ideals of the East*, *The Awakening of Japan*, and *The Book of Tea* in the French newspaper *France-Indochine* upon their publication.

These books were translated, published, and read in France in a different context than their English originals. Surpassing the publisher's expectations, the French versions were eagerly read not only by French intellectuals but also by the new intellectual stratum of the former Indochina, including Vietnam.

The following reviews, entitled “Les idéaux de l’Orient” (The Ideals of the East; 1931) and “Eloge du thé” (In Praise of Tea; 1929), were written by Vietnamese intellectual Phạm Quỳnh, who, like Okakura, was well acquainted with the cultures of West and East and was a source of information concerning Japanese/Vietnamese cultural interaction, by way of French.

Phạm Quỳnh was a thinker, linguist, politician, and the brains behind the Vietnamese intellectual group AFIMA (Association for the Intellectual Formation and Morality of Annamites). He devoted himself to the creation of a modern Vietnamese culture. After 1934, he became the right hand man of Bảo Đại (1918–1997), the last emperor of the Nguyen dynasty.

From these two reviews, one has the sense that Quỳnh and other Vietnamese intellectuals understood the essence of Okakura's cultural theory and came to share a viewpoint similar to his own.

The organization of this research note is as follows:

- 1.1 A Japanese translation of “Les idéaux de l’Orient” (Phạm Quỳnh's review of *The Ideals of the East* and *The Awakening of Japan*)
 - 1.2 Comments on the above review
 - 2.1 A Japanese translation of “Eloge du thé” (Phạm Quỳnh's review of *The Book of Tea*)
 - 2.2. Comments on the above review
 - 3.1 Original text of “Les idéaux de l’Orient” (Phạm Quỳnh's review)
 - 3.2 Original text of “Eloge du thé” (Phạm Quỳnh's review)
- Appendix: Characters

Television as Depicted in Film: Rivalry in the Visual Arts Industry in the Decade 1955–1964

KITAURA Hiroyuki

Keywords: film, movies, television, 1960s, 1950s, *Always Sanchōme no yūhi*, movie companies, television stations, media

Among recent Japanese films, the trilogy directed by Yamazaki Takashi, *Always Sanchōme no yūhi* (*Always: Sunset on Third Street*; 2005), *Always zoku, Sanchōme no yūhi* (*Always: Sunset on Third Street 2*; 2007), and *Always Sanchōme no yūhi '64* (*Always: Sunset on Third Street 3*; 2012) featured in the annual top ten box office hits among Japanese films, each earning more than ¥3 billion. The three films all portray life in Tokyo's *shitamachi* quarter in the period between 1955 and 1964, as it will “always” remain in the memory of the generation reared in the postwar period. Viewers familiar with that period waxed particularly nostalgic about the scenes showing the happy commotion among neighbors, who would gather around a television set in one of the homes to watch a popular sports event. The excitement, delight, and community camaraderie of those scenes around the television must have echoed with quite a different ring in the ears of those in the Japanese film industry, however.

In fact the decade that the *Always* series depicts was an era of transition between the heyday of Japanese film and its steady decline, and it was the spread of television that was the root of the movie industry's decline. Movie audiences rose annually during the 1950s, making it the “Golden Age” of Japanese film. In 1958, the movie-going audience reached a record 1.1 billion, and then from that year turned downward, as the mass audience grew gradually smaller. For television, on the other hand, 1959 was a pivotal year. The television broadcast in April of the pageant of newlywed Crown Prince Akihito and Crown Princess Michiko following their marriage spurred people's desire to own a television set. The number of television set owners, which had been about 2 million in 1958, jumped sharply to over 4 million by the end of 1959. From that time on, television ownership steadily grew throughout the country, and the size of audiences in movie theaters steadily decreased; television came to be seen as a threat to movies.

Given this tension between movies and television, how did movie producers confront the kind of scene depicted in the *Always* series showing people's excitement about television? This study looks mainly at films made in the 1955–1964 decade, analyzing how television, the television industry, and the television media as a whole were portrayed in film, organizing findings about the history of the rivalry between television and films from an essentially visual perspective.

**“The Tang, Song, Yuan, and Ming Dynasty Masterpieces of Painting Exhibition” (1928)
as Seen in the Records of the Ministry of Foreign Affairs of Japan**

KUZE Kanako

Keywords: Tō-Sō-Gen-Min Meiga Tenrankai, *Gaimushō kiroku*, Tai-Shi Bunka Jigyō, Tōhō Kaiga Kyōkai, Nikka Rengō Kaiga Tenrankai

This study discusses the “The Tang, Song, Yuan, and Ming Dynasty Masterpieces of Painting Exhibition” (Tō-Sō-Gen-Min Meiga Tenrankai), held in Japan from November to December 1928, mainly drawing on accounts in the *Gaimushō kiroku* (Records of the Ministry of Foreign Affairs of Japan).

The exhibition was first proposed by the Eastern Painting Association (Tōhō Kaiga Kyōkai) and related officials of the Ministry of Foreign Affairs, and was organized by the former with funds supplied by the latter. “Masterpieces” was originally intended to be open simultaneously with the fifth “Joint Japan-China Painting Exhibition” (Nikka Rengō Kaiga Tenrankai; supported by the foreign ministry from its budget for Cultural Projects for China, the Tai-Shi Bunka Jigyō). Ultimately, however, “Masterpieces” was held separately because the joint exhibition was delayed owing to disputes among the Chinese members.

In May of 1928, the Japanese organizers were beginning to negotiate with the Chinese collectors to exhibit the masterpieces they owned, when the Jinan incident (Sainan Jiken) took place between the Kuomintang forces and Japanese expeditionary forces. The incident resulted not only in diplomatic negotiations, which went on for ten months thereafter but also a Chinese boycott of Japanese goods. Nevertheless, the Chinese collectors and the head of the Kuomintang government in Nanjing who had newly assumed power in China agreed on the exhibition of the Chinese works, and on offering support for the event.

The 1928 exhibition displayed about 600 pieces, just over 300 from Chinese collectors, and just under 300 from Japan. The Chinese collectors were mainly ex-Cabinet members of the Government of the Republic of China in Beijing, painters, and businessmen; nearly half of the Japanese collectors were businessmen, along with old temples and members of the peerage. Some 40 percent of the works on display were from the Ming dynasty, and along with others from the Song and Yuan dynasties, they together made up 90 percent of the exhibits. The content reflected not only the qualitative disparity between works owned by Chinese and Japanese collectors, but also changes taking place in Japan in the groups coming into possession of such artwork.

The significance of the “Masterpieces” exhibition was, first, from the point of view of the modern Japanese reception of the old Chinese paintings, that it represented the most comprehensive introduction of paintings newly arrived from China prior to the outbreak of war between the two countries. Second, from the viewpoint of cultural diplomacy in relations between modern Japan and China, the “Masterpieces” exhibition was clearly an example of one successful use of the Japanese government’s Cultural Projects for China budget.

**Martial Training and the Game Beaters
in Tokugawa Yoshimune's 1725–1726 Koganehara Deer Hunts**

YOKOYAMA Teruki

Keywords: Tokugawa Yoshimune, promotion of the martial arts, hunting, deer hunting (*shishigari*), Koganehara deer hunts, beaters (*seko*), mounted beaters (*kiba seko*), beaters on foot (*hokō seko*), Gobankata, military exercises

This study of eighth shogun Tokugawa Yoshimune's (1684–1751) deer hunts in Koganehara (present-day Matsudo, Chiba prefecture) in 1725 and 1726 (Kyōhō 10 and 11), helps to shed light on the circumstances under which they were held, and their historical significance as part of Yoshimune's policy of promoting the martial arts among retainers of the shogunate (*bakushin*). Yoshimune is known for his efforts to improve the martial training and strengthening of the increasingly effete members of the shogunal guard, but not much is known of exactly how he did this. This study, analyzing the Koganehara deer hunts—known as the largest-scale events for promoting the martial arts that Yoshimune organized—attempts to fill in some of the gaps in previous research.

Hunts by members of the warrior class had from ancient times played a significant role in military training, and those taken up in this study in particular, which were planned for a number of hunters for large game animals (deer and boar), had a strong military character. In order to corral the deer and boar in a limited space for the Koganehara deer hunt (and further to handle the kills), a large corps of beaters (*seko*) was mobilized. Members of the Gobankata, the five corps of Edo castle guards made up of samurai of *hatamoto* (direct retainers of the Tokugawa shoguns) rank, played the leading role in the beating operation. The Gobankata were the highest-ranking and most central among the bakufu forces. The fact that the hunt was held as a military exercise for the *hatamoto* guards meant that it served an important role in the training of the shogun's military forces. The Gobankata were armed with spears (*yari*) and were in some cases on horseback (*kiba seko*); in some cases they would chase the game on foot (*hokō seko*).

The holding of such a deer hunt, however, was not just one day's work. A hunt would only be successful if the hunters were experienced, and the problem was that when Yoshimune became shogun in 1716 (Kyōhō 1), the bakufu had not held a hunt for many years. Yoshimune was forced to start from scratch practically in organizing such an event. How did Yoshimune bring the Koganehara deer hunts to a successful conclusion under these unfavorable conditions? Referring to historical documents relating to the repeated trial-and-error attempts in mobilizing the beaters and the ways the Gobankata guards gradually mastered the necessary skills, we can get a clearer picture of the Koganehara deer hunts.

Edo Gardens in the Kan'ei Era (1624–1644) as Seen in the *Edoju Byōbu* Screens

ONO Kenkichi

Keywords: Kan'ei era, Edo, *Edoju byōbu* screens, landscape gardens, daimyo gardens, Kōrakuen, tidewater gardens, *shioiri*, shogunal visits, *onari*, Tokugawa Iemitsu, ornamental plant horticulture

The *Edoju byōbu* screens in the National Museum of Japanese History, showing scenes believed to be late 1633 to early 1634, provide beautiful depictions of the pond-gardens of three daimyo suburban residences (*shimoyashiki*) in Edo: those of Mito Chūnagon Tokugawa Yorifusa; Kaga Hizen no Kami, and Mori Mimasaka no Kami as well as two *hatamoto* suburban estates (those of Mukai Shōgen and Yonekitsu Kuranosuke). The central Edo residence (*kamiyashiki*) of Tokugawa Tadanaga, Suruga Dainagon, the Ohanabatake flower garden, and others also afford important images of what the gardens of Edo looked like. This study examines these images and other related documentary evidence, leading to the following conclusions regarding Edo gardens of the Kan'ei era (1624–1644).

In the vast pond gardens built by the powerful daimyo, who had foremost in their minds the possibility of visitations (*onari*) by the shogun and his entourage, designs involving water works such as waterfalls, ponds, stone shore edgings, and pebble beaches were often the highlight. Obtaining a source of water was a major issue, and so each daimyo invested great effort in drawing water not only from any natural springs on the grounds, but from nearby canals, rivers, or city waterways. The *hatamoto* residences located along the Sumida river, the volume of which was affected by the rising and falling tides, invented methods of drawing in river water for tidewater waterworks (*shioiri*), and presumably those methods were later employed for gardens built by the daimyo along the seaside. The study also notes the important role of the two-story *sukiya*-style pavilions built in such gardens, whose purpose was to secure a vantage point for surveying its grounds.

In the *kamiyashiki* in central Edo, gardens were designed to convey the image of being in a mountain village even while within the city, an example of which can be observed in the images depicted in the screen of Suruga Dainagon's residence with its tea house and tea garden considered the ultimate in urban culture. The portrayal of the plants themselves indicates that garden maintenance, for example in terms of the techniques of pruning and shaping trees and shrubs, had already become well established. In addition, we can see from the Ohanabatake that horticulture centering on flowers was quite literally blossoming at that time under the leadership of the shogun, the master of Edo himself. Thus around 30 years after the establishment of the *bakufu* government in Edo (1603), the *Edoju byōbu* displayed the diverse, multi-faceted aspects of garden culture of that time.

The “Dream” of the Akashi Family: From the Perspective of a “Dream-Realization Community”

SASŌ Mikiko

Keywords: dreams, “dream-realization community,” “dream-sharing community,” Akashi family, *The Tale of Genji*, *Midō Kanpakuki*, *Gonki*, *Shōyūki*, Fujiwara no Michinaga

The “Suma” and “Akashi” volumes of *The Tale of Genji* describe a number of dreams that help to foretell the future for Prince Genji and the Akashi family. The tale unfolds especially with episodes of dreams seen simultaneously by a pair (Genji and the Akashi Priest, and Genji and Emperor Suzaku). Of special interest, however, is the peculiar tendency for dreams seen by an individual not necessarily to be shared by those involved (structure of sharing/not sharing of a dream).

A remarkable example is that of the Akashi Priest. Although he tells Genji the dream that brought him to visit Genji from Akashi-no-Ura, he does not reveal, not even to his blood relations, the dream of the Akashi family prospering in the future, a dream he saw at the time of the birth of his daughter (Lady Akashi), until that destiny has virtually become a certainty, with the birth of the Crown Prince’s first son, his great-grandchild. By sharing and handing down the story of the “dream,” the Akashi family was able to prosper even more. This study explains the meaning of the portrayals of the two patterns—sharing/not sharing of the dream.

The argument focuses attention on the phenomenon of sharing dreams among members of the Heian aristocracy and analyzes the world that was revealed as a result of applying the characteristics of that phenomenon to the dreams that greatly influenced the fate of the Akashi family, Prince Genji, and others.

In the course of clarifying how “dreams” were perceived in the Heian court society, I observe the diaries written by men in *kanbun* style (*kanbun nikki*), intended to preserve for posterity the sequence of events, such as affairs of state and rituals, as shared knowledge. I focus mainly on the dreams concerning Fujiwara no Michinaga as depicted in three *kanbun* diaries, *Midō Kanpakuki*, *Gonki* and *Shōyūki*, which were written around the time of *The Tale of Genji*.

Michinaga is one of the several figures thought to have been the model for Prince Genji. I argue that focusing on the dream brings the logic of happiness in *The Tale of Genji* “Akashi story” more clearly into view.

SUMMARIES

Formation and Development of the Diary Culture in the Heian Court: Separation and Integration of Calendar Entries and Additional Notes

MITSUHASHI Tadashi

Keywords: diaries, Fujiwara no Tadahira, *Teishinkōki*, Fujiwara no Morosuke, *Kyūreki*, *Kujōdono yuikai*, Taira no Chikanobu, *Chikanobukyōki*, Fujiwara no Yukinari, *Gonki*, *Guchūreki*, *bekki*, Heian regency period

The custom of keeping diaries originated in the work of government officials, and was gradually picked up by the emperor and other members of the nobility in the Heian period. Diary culture took shape under Fujiwara no Tadahira (880–949), promoter of regency politics, and was then transmitted to younger generations, becoming firmly established in court society. As can be observed in the *Kujōdono yuikai*, Tadahira wrote his diary in the *Guchūreki* calendar, and made additional notes (*bekki*) in a separate notebook. His son Morosuke, too, wrote his diary in the calendar (the extant *Kyūrekishō*), also making additional notes (the extant *Kujōdonoki*). Previous studies have posited the original complete diary as the *Kyūreki* and explained the *Kyūrekishō* as its abridged version, with *Kujōdonoki* as a draft for the compilation of a book of imperial ceremonies. These theories are based on preconceptions, however, and must be reconsidered.

Taira no Chikanobu's (946–1017) diary also consists of two parts, later combined to form the extant *Chikanobukyōki*, which is mistakenly said to have been recombined after the original was divided. Fujiwara no Yukinari's (972–1027) *Gonki* diary had, in addition to the entries in the calendar, additional notes and lists of the procedures of rituals and of imperial decrees. Yukinari may have combined these three at the time of Emperor Ichijō's death in 1011. Because most extant copies of Heian diaries are combined versions, scholars have not been sufficiently aware of the form of the additional notes. In this study, I demonstrate that Heian courtiers' distinctive way of keeping diaries in the calendar while making additional notes in a separate book or on loose sheets of paper began in the time of Tadahira (early tenth century), and that the combining of the two was a development that took place in the late tenth century.

CONTENTS

MITSUHASHI Tadashi

Formation and Development of the Diary Culture in the Heian Court:

Separation and Integration of Calendar Entries and Additional Notes 11

SASŌ Mikiko

The “Dream” of the Akashi Family:

From the Perspective of a “Dream-Realization Community” 41

ONO KenkichiEdo Gardens in the Kan’ei Era (1624–1644) as Seen in the *Edoju Byōbu* Screens 61**YOKOYAMA Teruki**

Martial Training and the Game Beaters

in Tokugawa Yoshimune’s 1725–1726 Koganehara Deer Hunts 83

KUZE Kanako

“The Tang, Song, Yuan, and Ming Dynasty Masterpieces of Painting Exhibition” (1928)

as Seen in the Records of the Ministry of Foreign Affairs of Japan 143

KITAURA Hiroyuki

Television as Depicted in Film: Rivalry in the Visual Arts Industry in the Decade 1955–1964

..... 191

NIMURA Junko*The Ideals of the East, The Awakening of Japan, and The Book of Tea* in Indochina:

The Reviews and Commentary of Phạm Quỳnh 209

KOBAYASHI ShigekoChanges in Educational Activities in the Manila Japanese School before and after the Outbreak of
the Pacific War: Supplementary Readers and Anthologies of Children’s Compositions 235**YASUI Manami**

Okikamuro Island and Immigration to Hawai‘i: Photographs as Documents 259

『日本研究』投稿要項

1. 刊行の目的 『日本研究』は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という）が刊行する日本文化に関する国際的な学術誌であり、研究の成果を日本語にて掲載発表することにより、日本文化研究の発展に寄与することを目的とする。
2. 募集原稿 原稿の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文：オリジナルな研究を論文としてまとめたもの
 - (2) 研究ノート：研究の中間報告、覚書など
 - (3) 共同研究報告：センターにおける共同研究の成果
 - (4) その他：研究展望、研究資料、調査報告、書評等
3. 投稿資格 本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) センターの専任教員及び客員教員
 - (2) センターが受け入れた共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員並びに総合研究大学院大学国際日本研究専攻の学生
 - (3) 外国人の研究者、あるいは海外在住日本人の研究者
 - (4) その他、編集委員会が適当と認めた者
4. 執筆要領 原稿の執筆に当たっては、別に定める『『日本研究』執筆要領』を参照のこと（センターのウェブサイトからダウンロード可）。
5. 原稿の提出 投稿する場合は、下記書類を編集委員会宛に送付する。手書き原稿の場合は、必ずコピーをとっておくこと。原稿のデジタルデータを電子メールで送信してもよい。
 - (1) 原稿送付状（センターのウェブサイトからダウンロード可）
 - (2) 本文原稿
 - (3) 和文要旨（800字程度および日本語キーワード10語程度）
 - (4) 英文要旨（300語程度および英語キーワード10語程度）

*ただし、上記（4）については必須ではない。英文要旨が付されていない場合、編集委員会で和文要旨を英訳し、校正段階で確認をとったうえで掲載する。

送付先：〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地
国際日本文化研究センター 『日本研究』編集委員会
TEL：+81-(0)75-335-2210
e-mail：shuppan@nichibun.ac.jp
6. 募集締切 センターのウェブサイトに掲載（<http://www.nichibun.ac.jp/>）
7. 掲載の決定 投稿された原稿は、査読委員二名以上の審査を経て、編集委員会が掲載の可否を決定する。編集委員会は、掲載に当たって最終的に原稿の種類を判定するとともに、著者に補筆や修正を求めることができる。
8. 著者校正 著者校正は、原則として初校のみとし、誤植等の修正にとどめ、内容上の変更は行わない。
9. 献本 著者には掲載誌を3冊、及び抜刷については30部を配付する。
10. 論文の二次使用について 他の出版物への転載又は、翻訳・出版する場合には、その旨を編集委員会に連絡して承認を得るとともに当該論文等に初出は本誌であることを明示すること。
11. 掲載論文等のインターネット公開について センターは、広く内外の研究者の利用に供するため、本誌に掲載された論文等を、「国際日本文化研究センター学術研究成果物等の電子化及び発信等運用指針」（センターのウェブサイト参照のこと）に従い、電子化しインターネットにより公開する。

平成25年10月3日改正

執筆者一覧（掲載順）

三橋 正	明星大学人文学部教授（日本宗教史・古記録学）
笹生美貴子	日本大学文理学部非常勤講師（国文学）
小野健吉	奈良文化財研究所副所長（庭園史）
横山輝樹	国際日本文化研究センター元共同研究員（歴史学）
久世夏奈子	インディペンデント・スカラー（日本近代美術史）
北浦寛之	国際日本文化研究センター助教（映画学）
二村淳子	東京大学大学院総合文化研究科博士課程（比較文化）
小林茂子	中央大学文学部非常勤講師（教育学）
安井眞奈美	天理大学文学部教授（民俗学・文化人類学）

日本研究（NIHON-KENKYU）第50集

平成26年9月30日 初版発行

『日本研究』編集委員会（委員長：坪井 秀人 委員：郭 南燕、榎本 渉、
磯前 順一、フレデリック・クレインス）

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地

電話 075-335-2222 ウェブサイト <http://www.nichibun.ac.jp/>

制作 T-PLUS / 为国印刷株式会社

〒604-8457 京都市中京区西ノ京馬代町6-16

電話 075-462-7889

© 国際日本文化研究センター 2014 Printed in Japan

ISSN: 0915-0900

NIHON-KENKYU

No.50 SEPTEMBER, 2014

INTERNATIONAL
RESEARCH CENTER
FOR
JAPANESE STUDIES

日 本 研 究

50

≈
国際日本文化研究センター